

平成31年第1回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（2月22日）	頁
1. 議事日程	17
2. 出席議員氏名	19
3. 欠席議員氏名	19
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	19
5. 議会事務局職員出席者	19
6. 開 会・開 議	20
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	20
8. 日程第2 会期の決定	20
9. 日程第3 報告	20
10. 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （平成30年度志布志市一般会計補正予算（第9号））	20
11. 日程第5 議案第1号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）	22
12. 日程第6 議案第2号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	28
13. 日程第7 議案第3号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	29
14. 日程第8 議案第4号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	30
15. 日程第9 議案第5号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）	30
16. 日程第10 議案第6号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算 （第1号）	31
17. 日程第11 議案第7号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）	32
18. 日程第12 議案第8号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第3号）	32
19. 日程第13 施政方針	34
20. 日程第14 議案第9号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	58
21. 日程第15 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	60
22. 日程第16 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	60

23. 日程第17	議案第12号	志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	62
24. 日程第18	議案第13号	志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	63
25. 日程第19	議案第14号	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志 市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	64
26. 日程第20	議案第15号	志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	66
27. 日程第21	議案第16号	鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について	66
28.	延 会		70

第2号（2月26日）

1.	議事日程		71
2.	出席議員氏名		72
3.	欠席議員氏名		72
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		72
5.	議会事務局職員出席者		72
6.	開 議		73
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	73
8.	日程第2	議案第17号 市道路線の廃止について	73
9.	日程第3	議案第18号 市道路線の認定について	73
10.	日程第4	議案第19号 市道路線の変更について	74
11.	日程第5	議案第20号 学林地の立木の処分について	75
12.	日程第6	議案第21号 平成31年度志布志市一般会計予算	76
13.	日程第7	議案第22号 平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算	77
14.	日程第8	議案第23号 平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	77
15.	日程第9	議案第24号 平成31年度志布志市介護保険特別会計予算	78
16.	日程第10	議案第25号 平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算	78
17.	日程第11	議案第26号 平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	78
18.	日程第12	議案第27号 平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算	79
19.	日程第13	議案第28号 平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	79
20.	日程第14	議案第29号 平成31年度志布志市水道事業会計予算	80
21.	散 会		80

第3号（3月5日）

1. 議事日程	81
2. 出席議員氏名	82
3. 欠席議員氏名	82
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	82
5. 議会事務局職員出席者	82
6. 開 議	83
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	83
8. 日程第2 議案第1号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）	83
9. 日程第3 議案第2号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	91
10. 日程第4 議案第3号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	93
11. 日程第5 議案第4号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	94
12. 日程第6 議案第5号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）	95
13. 日程第7 議案第6号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算 （第1号）	96
14. 日程第8 議案第7号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）	97
15. 日程第9 議案第8号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第3号）	98
16. 日程第10 一般質問	99
野村 広志	99
小野 広嗣	124
八代 誠	147
17. 散 会	160

第4号（3月6日）

1. 議事日程	161
2. 出席議員氏名	162
3. 欠席議員氏名	162
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	162
5. 議会事務局職員出席者	162
6. 開 議	163
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	163
8. 日程第2 一般質問	163

岩根 賢二	163
南 利尋	184
尖 信一	202
平野 栄作	217
9. 延 会	232

第5号（3月7日）

1. 議事日程	233
2. 出席議員氏名	234
3. 欠席議員氏名	234
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	234
5. 議会事務局職員出席者	234
6. 開 議	235
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	235
8. 日程第2 一般質問	235
玉垣大二郎	235
持留 忠義	246
丸山 一	256
青山 浩二	267
小辻 一海	288
9. 延 会	304

第6号（3月8日）

1. 議事日程	305
2. 出席議員氏名	306
3. 欠席議員氏名	306
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	306
5. 議会事務局職員出席者	306
6. 開 議	307
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	307
8. 日程第2 一般質問	307
鶴迫 京子	307
小園 義行	325
9. 散 会	342

第7号（3月25日）

1. 議事日程	343
2. 出席議員氏名	345
3. 欠席議員氏名	345
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	345
5. 議会事務局職員出席者	345
6. 開 議	346
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	346
8. 日程第2 議案第9号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	346
9. 日程第3 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	347
10. 日程第4 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	348
11. 日程第5 議案第12号 志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について	349
12. 日程第6 議案第13号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	350
13. 日程第7 議案第14号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	351
14. 日程第8 議案第15号 志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	352
15. 日程第9 議案第16号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について	354
16. 日程第10 議案第17号 市道路線の廃止について	355
17. 日程第11 議案第18号 市道路線の認定について	355
18. 日程第12 議案第19号 市道路線の変更について	355
19. 日程第13 議案第20号 学林地の立木の処分について	356
20. 日程第14 議案第21号 平成31年度志布志市一般会計予算	357
21. 日程第15 議案第22号 平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算	370
22. 日程第16 議案第23号 平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	371
23. 日程第17 議案第24号 平成31年度志布志市介護保険特別会計予算	372
24. 日程第18 議案第25号 平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算	374
25. 日程第19 議案第26号 平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	375

26. 日程第20	議案第27号	平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算	377
27. 日程第21	議案第28号	平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	378
28. 日程第22	議案第29号	平成31年度志布志市水道事業会計予算	379
29. 日程第23	議案第30号	平成30年度志布志市一般会計補正予算（第11号）	380
30. 日程第24	議員派遣の決定		381
31. 日程第25	閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長・産業建設常任委員長）		381
32. 日程第26	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）		382
33. 閉 会			382

平成31年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
2月22日	金	本会議	開会 会期の決定 議案上程 施政方針
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	休 会	
26日	火	本会議	議案上程
27日	水	委員会	常任委員会（平成30年度予算関係）
28日	木	休 会	
3月 1日	金	休 会	
2日	土	休 会	
3日	日	休 会	
4日	月	休 会	
5日	火	本会議	委員長報告（平成30年度予算関係）・質疑・討論・採決 一般質問
6日	水	本会議	一般質問
7日	木	本会議	一般質問
8日	金	本会議 委員会	一般質問 常任委員会
9日	土	休 会	
10日	日	休 会	
11日	月	委員会	常任委員会 予算審査特別委員会
12日	火	委員会	予算審査特別委員会
13日	水	委員会	予算審査特別委員会（午後）
14日	木	委員会	予算審査特別委員会
15日	金	委員会	予算審査特別委員会
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	休 会	
19日	火	休 会	
20日	水	休 会	
21日	木	休 会	
22日	金	休 会	
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
承認第1号	専決処分承認を求めることについて
議案第1号	平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）
議案第2号	平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第3号	平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第4号	平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第5号	平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）
議案第6号	平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第7号	平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
議案第8号	平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）
議案第9号	志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
議案第17号	市道路線の廃止について
議案第18号	市道路線の認定について
議案第19号	市道路線の変更について
議案第20号	学林地の立木の処分について
議案第21号	平成31年度志布志市一般会計予算
議案第22号	平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第23号	平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号	平成31年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第25号	平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第26号	平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
議案第27号	平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算

議案第28号 平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

議案第29号 平成31年度志布志市水道事業会計予算

議案第30号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書

陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

議員派遣の決定

閉会中の継続審査申し出について

（総務常任委員長・産業建設常任委員長）

閉会中の継続調査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
1 野村 広 志	1 本庁舎移転について	(1) 本庁舎を現在の志布志支所に移転する基本方針が示され、市民説明会が3地区で開催された。そこで、改めて市長の考えを問う。 ① 本庁舎移転の考え方について ② 段階的移転計画について ③ 新行政組織について ④ 移転に向けたタイムスケジュールについて ⑤ 移転に係る予算について	市 長
	2 農業政策について	(1) 豚コレラが1府4県に拡大している。本市の養豚農家からも心配する声が聞かれる。そこで、家畜伝染病に対する防疫マニュアルの整備状況について問う。	市 長
2 小野 広 嗣	1 施政方針について	(1) 先手管理について 行政サービスの効率化と現場第一主義の徹底を図るための4つの行政経営指針の4番目の、言われてからの後追い対策ではなく言われる前に対策を講じる「先手管理」については、会派で兵庫県小野市の取り組みを学び、大変参考になった。本市の取り組みの現状について問う。	市 長
		(2) 「関係人口」について 地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」に着目し、都市住民が本市との継続的なつながりを持つ機会ときっかけづくりを提供することで、地域外の人材から知恵や力がもたらされるよう取り組むとあるが、今後の具体的な展望について問う。	市 長
		(3) 「食」のまちづくりとにぎわいのある商店街づくりについて ご当地グルメの市内外への情報発信やその活動の支援、新たなグルメ発掘を探りながら「食」のまちづくりとにぎわいのある商店街づくりに努めるとあるが、市長のイメージする「食」のまちづくりとにぎわいのある商店街づくりについて問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
2小野広嗣	1 施政方針について	(4) 幼児教育の無償化について 本年10月から実施予定の幼児教育無償化の対象外となっている住民税課税世帯の0歳児から2歳児について、市独自の保育料軽減策の検討を進めるとあるが、少子化対策の観点からも市単独で無償化を図るべきではないか。	市 長
	2 歩くまちづくりについて	(1) 会派研修で訪れた兵庫県加西市は、高齢になっても地域で元気に暮らせる「健幸」都市を目指して、平成27年4月に「加西市歩くまちづくり条例」を制定し、平成28年3月には、「加西市歩くまちづくり推進計画」を策定し、住んでいるだけで歩いてしまうまちづくりに取り組んでいた。本市でも、「住んでいるまちを歩くこと」をまちづくりのビジョンの一つと捉え、「健幸」都市を目指すべきではないか。	市 長
	3 児童虐待防止対策について	(1) 近年、児童虐待事案が急増している。虐待から子供の命を守るためには、子供の異変に早期に気付き、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関・民間団体等が協同し、孤立している子育て家庭全体を支援することが必要である。児童虐待防止に関する本市の取り組みについて問う。	市 長 教育長
3八代 誠	1 本庁舎移転について	(1) 「志布志市本庁舎移転基本方針」を示した、本庁舎移転検討委員会の設置手法について問う。	市 長
		(2) 現在の志布志支所における、防災上の課題やリスクについて、認識を問う。	市 長
		(3) 基本方針にある段階的移転計画（短期・中期・長期）の詳細（移転内容・時期・環境整備・その他）について問う。	市 長
4岩根賢二	1 本庁舎移転について	(1) 先般、市内3か所で行われた本庁舎移転説明会での、市民の声をどのように受け止めたか。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 岩根賢二	1 本庁舎移転について	(2) 本庁舎の移転について、市民が抱いている疑問に対して、より丁寧に応えて行くべきではないか。 (3) 市長の政治理念でもある「市民目線で市民が主役のまちづくり」の観点から、本庁舎移転については、今一度立ち止まって考えてみてはどうか。	市長 市長
	2 政治姿勢について	(1) 市長が掲げている公約の中で、本庁舎移転の次の事業展開をどのように考えているか。	市長
5 南利尋	1 施政方針について	(1) 「志布志市も今まさに形成期から発展、そして成熟期へ大きく移り変わろうとしております。」とあるが、どのような観点から成熟しつつあると考えるのか問う。	市長
	2 観光振興について	(1) 平成30年12月定例会の一般質問において「観光振興計画の数値目標達成のため、スポーツ合宿を柱に努力していく」との答弁があった。「スポーツ合宿」だけではなく、「歴史のまちづくり」や「ダグリ岬周辺の観光振興」も含め、三本柱として取り組むべきではないか。	市長
6 尖信一	1 環境行政について	(1) 「志布志市環境基本計画」については、31年度に最終年度を迎えるが、次期計画に全国の各自治体で問題になっている高レベル放射性廃棄物の最終処分場や中間貯蔵施設の整備予定地選定に係る方針等を盛り込むことや、条例化を検討する考えはないか問う。	市長
	2 医療行政について	(1) 医療機関体制や医師の確保が問題になっているが、本市のこれまでの取り組み状況について問う。併せて、近隣自治体との曾於地域医療確保対策協議会の取り組み状況について問う。	市長
	3 行財政改革について	(1) 施政方針の中で、「施策や事業の選択と集中を図りながら効率的で質の高い行財政運営を推進する」とあるが、具体策を示せ。 (2) 本庁機能の移転に伴い、業務軽減のための改革を連動させて実施する考えはないか問う。	市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
7 平野 栄作	1 鳥獣害対策について	<p>(1) 全国的に有害鳥獣の被害が増加傾向にあり、その被害状況については、中山間地域での農作物被害に加え、鳥獣によっては人家近くへの出没により人的被害の発生が危惧されるような状況も散見される。これまで、本市議会でも複数の議員から一般質問があり、本市において喫緊の課題となっている。本課題の解決に向け、数箇所の自治体の取り組み状況を視察研修したが、本市の今後の取り組みについて以下の点を問う。</p> <p>① 農作物被害の状況についてどのように分析しているか。</p> <p>② 市単独事業として、新たに考えている対策があるのか。</p> <p>③ 国の交付金の活用は考えていないのか。</p>	市 長
	2 新庁舎建設等について	<p>(1) 現在の本庁、各支所の3庁舎については、20年から30年後には耐用年数が到来し、建て替え、改修に関わらず短期的に莫大な経費が集中することが予想されることから、それらに備えた取り組みを実施していく必要性を感じる。今後、長期的な計画が策定されていくとは思いますが、現市長として将来の志布志市を想定したとき、市役所のあるべき姿（本庁の位置、支所の数等）をどのようにイメージしているのか。また、現時点から早急にこの課題に着手すべきだと思うが、どのようなスケジュールを考えているのか。</p>	市 長
8 玉垣大二郎	1 防災対策について	<p>(1) 「志布志市津波防災地域づくり推進計画」、「津波避難対策緊急事業計画」は、どのように市民に告知し、活用していくのか問う。</p> <p>(2) 災害時において消防団の担う役割は大きいですが、消防団員とどのように連携しているのか問う。</p>	市 長 市 長
	2 環境対策について	<p>(1) 不法投棄の現状と対策について問う。</p> <p>(2) 過剰包装の抑制、レジ袋有料化に再度取り組む考えはないか問う。</p>	市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
9 持留 忠義	1 本庁舎移転に関する 取り組みについて	(1) 市民説明会が1月下旬から2月上旬にかけて、志布志、松山、有明で開催されたが、市民からの質問や意見をどのように受け止めたのか問う。 (2) 本庁舎移転に関する民意を把握するための住民投票を行う考えはないか問う。 (3) 財政状況が厳しい中で、本庁舎移転に伴う予算の確保をどのように考えているのか問う。 (4) 志布志支所への移転に伴う津波対策をどのように進めるのか問う。	市 長 市 長 市 長 市 長
	2 有害鳥獣対策について	(1) 平成31年1月末時点での有害鳥獣の捕獲数と被害状況について問う。 (2) 有害鳥獣の捕獲については、銃器やわなが主であると思うが、手法ごとの従事者数と捕獲実績について問う。 (3) 捕獲した有害鳥獣の解体処理施設の設置について、隣接市町と連携した事業推進はできないのか問う。	市 長 市 長 市 長
10丸山 一	1 空き地対策について	(1) 市内には所有者不明の土地が数多く存在すると思われるが、どのように把握しているのか。また、安全上の対策を講じる考えはないか。 (2) 所有者不明の土地があることで、公共工事の実施に支障を来していると考えますが、対応策を急ぐ考えはないか。 (3) 空き地から道路への倒木により、通行の妨げになるなど市民からの伐採要望も多い。高所作業車を導入し迅速に対応する考えはないか。	市 長 市 長 市 長
	2 親水公園の整備について	(1) 志布志市臨海工業団地5工区の一部に、子どもたちが自然とふれあえる親水公園を整備する考えはないか。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
11青山浩二	1 本庁舎移転計画について	(1) 本庁舎移転基本方針の具体的内容について問う。 (2) 平成30年12月に本庁舎移転に関する基本方針を示し、同21日に市まちづくり委員会で説明会を開催された。また、平成31年1月31日に志布志地域で、2月4日に松山地域、同5日には有明地域で市民説明会を開催されたが、賛成意見、反対意見ともに様々な意見が出た。市民目線の立場からどのように受け止め、どのように活かしていくのか問う。	市 長 市 長
	2 交通弱者対策について	(1) 高齢者の運転免許証返納について問う。 ① 高齢者の交通事故状況について ② 運転免許証の返納状況について ③ 返納後の高齢者への支援策について (2) 地域公共交通網の形成について問う。 ① 公共交通（路線バス・リムジンバス・さんふらわあライナー・福祉タクシー）の利用状況について ② 地域公共交通網形成計画の目的と考え方について	市 長 市 長
12小辻一海	1 高齢者福祉対策について	(1) 介護保険制度の改正内容について問う。 (2) 地域包括ケアシステム構築後の本市の取り組み状況について問う。	市 長 市 長
	3 本庁舎移転の基本方針について	(1) 説明会を終えての課題・問題の認識と市民からの質問、意見、要望への対応について問う。 (2) 志布志支所が市民が求める安心・安全な防災拠点としての機能や役割を果たせるのか問う。	市 長 市 長
13鶴迫京子	1 施政方針について	(1) 平成31年10月から実施予定の幼児教育無償化における対象外の住民税課税世帯の0歳児から2歳児について市独自の保育料軽減策の検討を進めるとあるが、具体的内容について示せ。 (2) ひとり親家庭医療費助成事業及び重度心身障害者医療費助成事業の申請方法について、平成31年10月から簡素化を図るとあるが、これまでの経過と簡素化後の申請方法を具体的に示せ。	市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
13鶴迫京子	1 施政方針について	(3) 若者の定住促進について、結婚希望者への支援体制を構築するとあるが、兵庫県加西市では「出逢いサポートセンター」を開設し取り組んでいた。本市でも取り組む考えはないか。 (4) 65歳を対象とした新たなライフスタイル創造の契機づくりとして、兵庫県小野市では第2の成人式「エイジ・ルネサンス」事業に取り組んでいた。関係人口創出のため、本市においても取り組む考えはないか。	市 長 市 長
	2 人権擁護について	(1) いじめ・虐待・DV・男女共同参画・人権啓発等の情報の一元化による迅速な対応を行うため、兵庫県小野市にならって「いじめ等防止条例」を制定する考えはないか。	市 長 教育長
14小園義行	1 国保について	(1) 国保運営の現状をどのように受け止めているのか。 (2) 均等割を見直して負担の軽減を図る考えはないか。	市 長 市 長
	2 個人情報の保護について	(1) 国から要請のある自衛官募集について、どのように対応しているのか。	市 長
	3 公共事業について	(1) 入札中止が数多く発生している原因をどのように受け止めているか。 (2) 地域循環型経済を活性化するため、公契約条例を制定する考えはないか。	市 長 市 長
	4 商業振興について	(1) 小規模企業振興基本法に基づき、小規模企業の振興に関する条例を制定し、本市の諸条件に応じた施策を展開し、小規模事業者の振興を図る考えはないか。	市 長
	5 学校教育について	(1) 重たいランドセル問題について、国の通知はどのように具体化されているのか。また、そうした状況になっていることの大きな要因をどのように考えているか。	教育長

平成31年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成31年2月22日（金曜日）午前10時04分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度志布志市一般会計補正予算（第9号）)
- 日程第5 議案第1号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第6 議案第2号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第3号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第4号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第5号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第6号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第7号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第8号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 施政方針
- 日程第14 議案第9号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

- 日程第22 議案第17号 市道路線の廃止について
日程第23 議案第18号 市道路線の認定について
日程第24 議案第19号 市道路線の変更について
日程第25 議案第20号 学林地の立木の処分について
日程第26 議案第21号 平成31年度志布志市一般会計予算
日程第27 議案第22号 平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算
日程第28 議案第23号 平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
日程第29 議案第24号 平成31年度志布志市介護保険特別会計予算
日程第30 議案第25号 平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算
日程第31 議案第26号 平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
日程第32 議案第27号 平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算
日程第33 議案第28号 平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
日程第34 議案第29号 平成31年度志布志市水道事業会計予算

出席議員氏名（18名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	10番 平 野 栄 作
11番 西江園 明	12番 丸 山 一
13番 玉 垣 大二郎	14番 鶴 迫 京 子
15番 小 野 広 嗣	16番 長 岡 耕 二
17番 岩 根 賢 二	18番 東 宏 二
19番 小 園 義 行	20番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（1名）

9番 持 留 忠 義

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 小 野 幸 喜	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志布志支所長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農業委員会事務局長 福 岡 雅 人
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 若 松 利 広	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時04分 開会 開議

○議長（西江園 明君） ただいまから、平成31年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（西江園 明君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの32日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの32日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（西江園 明君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第1号は、総務常任委員会へ、陳情第2号は、産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第4、承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度志布志市一般会計補正予算（第9号））

○議長（西江園 明君） 日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、ふるさと納税推進事業及び林道整備事業の実施に伴い、緊急に平成30年度志布志市一般会計予算を補正する必要性が生じ、平成30年12月28日に、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,835万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ271億6,262万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の県支出金の県委託金は、農林水産業費県委託金を59万5,000円増額するものであります。6ページをお開きください。

歳入の寄附金は、特定寄附金のふるさと志基金寄附金を4億6,000万円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、ふるさと志基金繰入金を776万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を276万円、企画費を4億6,000万円それぞれ増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の農林水産業費の林業費は、林道整備費を59万5,000円増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の商工費は、観光費を500万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今の市長の説明は、これをただ読まれただけで、それは分かるんですが、ちなみにですよ、この歳出の一般管理費、通信運搬費276万円、これは専決しなきゃいけないということですけど、何ですかね。

そして、林道の補償金ですけど、これはどれぐらいの立米数だったのかというのをちょっと二つお願いします。

そこを説明していただければ、もう質疑はしなかったんですけど、観光費の手数料、これは何の手数料ですか。

○総務課長（山田勝大君） 一般管理費の通信運搬費のお尋ねでございます。

今回276万円増額しておりますけれども、ふるさと納税をした方に対しまして、当該寄附者が確定申告に使用する寄附受領証明書とワンストップ特例制度利用申請書を送付する必要があることから、これに係る郵送料でございます。寄附者が多くなれば、比例して送付件数が多くなることから今回増額補正をしたところでございます。

以上です。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 林道御在所岳線の補償費につきましては、平成30年12月に大隅振興局より県代行路線であります林道御在所岳線の工事費と補償費を繰り越し予定としたため、市と補償委託契約を1月に提携したいという申し出がありましたので、9号補正として専決し、1月に県と補償委託契約をしたところでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 役務費の手数料につきましては、ふるさと納税の歳入予算が12月末実績に基づき32億円に増額することに伴いまして、その必要経費、ポータルサイト出店手数料及び収納代行手数料を500万円増額するものでございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第1号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第1号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、ふるさと納税推進事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） おはようございます。

それでは、議案第1号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）について、その概要を補足して説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算から5億4,312万円を減額し、予算の総額を266億1,950万2,000円とするものでございます。

補正予算書の7ページをお開きください。

補正予算説明資料は1ページから2ページでございます。

第2表の繰越明許費でございますが、繰り越し理由につきましては、今後の事務執行等、年度内に支出が終わらない見込みがあるため、低所得者、子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業ほか14件、7億3,188万3,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越して使用するものでございます。

低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業、産地パワーアップ事業及び活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、国の補正予算関連法案が平成31年2月7日に成立したことを受けて、それに係る補正予算を今議会へ計上しておりますが、今後の事務執行及び経費の性質上の理由から、中山間地域総合整備事業につきましては、湧水処理に不測の日数を要したことにより工事が遅延したことから、基盤整備促進事業につきましては、関係者との協議等、調整に不測の日数を要したことから、農地耕作条件改善事業につきましては、地権者、受益者等の関係者との調整に不測の日数を要したことから、林業専用道路整備事業につきましては、県の委託を12月に受けておりますが、今後の事務執行及び経費の性質上の理由から、県費単独補助治山事業につきましては、工事計画及び工法工種選定に時間を要し工事着手時期が遅延したことから、社会資本整備総合交付金事業につきましては、用地交渉及び工事規則に伴う交通問題の計画調整に時間を要し工事着手時期が遅延したことから、田之浦・四浦分団詰所整備事業につきましては、全国的な建設現場の需給ひっ迫により、建設資材の調達が困難であることから、各小学校及び中学校普通教室空調機整備事業につきましては、国の交付金の事業内定に係る補正予算が12月議会で議決されましたが、今後の事務執行及び経費の性質上の理由から、農地農業用施設災害復旧事業林道陣岳線災害復旧事業及び現年公共土木施設災害復旧事業につきましては、災害査定が12月に行われたことにより工事着手時期が遅延したことから、それぞれ年度内に、その支出を終わらない見込みがあるため、平成31年度に繰り越して使用するものでございます。

詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

次に予算書8ページ、説明資料は3ページでございます。

第3表の債務負担行為でございますが、鹿児島県議会議員選挙につきましては、平成31年4月7日執行の鹿児島県議会議員選挙の期日前投票が平成31年3月30日から始まるため、年度間の一連の業務について債務負担行為を行い、継続して実施する必要があるため、伊崎田中学校特別教室棟改築付帯工事（外構工事）につきましては、伊崎田小学校、伊崎田中学校の特別教室棟を整備するにあたり周辺外構、渡り廊下、敷地内排水設備等の付帯工事を平成30年度予算で発注いたし

ましたが、入札者が無く、入札中止となったため、債務負担行為を行い、年度内入札を行うことで早期の工事着手を図るため、地方自治法第214条の規定により債務負担行為として定めるものでございます。

次に、予算書9ページでございます。

第4表、地方債補正でございます。各種事業における事業費の確定等により、起こすべき地方債の額に変更が生じたことから5億1,070万円を減額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

補正予算書の12ページから15ページまででございますが、歳入の1款、市税は課税額の決定等により合計で3億97万5,000円を増額しております。1項、市民税は個人・法人合わせて1億2,369万円増額、2項、固定資産税は合計で2億818万5,000円増額、3項、軽自動車税は合計で910万円増額、4項、市たばこ税は4,000万円減額しております。

24ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、公定価格の改定の平成30年4月遡及適用、各種加算の確定等に伴う保育所運営費の増などにより1,288万7,000円増額しております。

25ページをお開きください。

2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、先ほど繰越事業で説明いたしました低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業に係る国庫補助金の増などにより、合わせて830万円を増額、その他、歳出事業の確定による国庫補助金額の見込みに減が生じたことにより、合わせて2,571万5,000円を減額しております。

次に、32ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、ふるさと志基金繰入金の事業財源充当と財政調整基金繰入金の財源調整に伴う繰入金等、総額で2億9,298万4,000円を減額しております。

次に、37ページをお開きください。

21款、市債は事業費確定等により総額で5億1,070万円を減額しております。

次に、歳出予算の主なものを説明申し上げます。

歳出予算につきましては、事業費の確定、または確定見込みによる事業費の減が主なものとなっております。

それでは、各款項について御説明申し上げます。

予算書の42ページ、予算説明資料は8ページを御覧ください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、移住・定住促進事業につきまして、要望件数が増えたことに伴い550万円増額しております。

予算書の50ページ、予算説明資料は14ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、プレミアム付き商品券を発行、販売し、消費税率の10%への引き上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和する

とともに、市内における消費を喚起、下支えする低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業の実施に伴い、377万6,000円を増額しております。

予算書の58ページ、説明資料は30ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、5項、茶業振興費は、降灰の被害を軽減し、茶業経営の安定を図る活動火山周辺地域防災営農対策事業、降灰地域茶安定対策が、乗用型摘採機能付き除灰機の導入が追加採択となったことに伴い、1,336万1,000円を計上しております。

以上が、補正予算第10号の主な内容でございます。

詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○20番（福重彰史君） まず、繰越明許費の関係ですけれども、この教育費、小学校費、あるいは中学校費、これについては、ブロック塀、あるいは冷房設備対応臨時特例交付金の内定によって、その予算が12月議会で議決をされておるわけですけれども、年度内に支出を終わらない見込みがあるということで、ブロック塀、あるいは冷房設備等々でございますけれども、このブロック塀につきまして、非常に緊急を要するわけございましたけれども、このブロック塀についても、まだ残っているということでございますか。それともブロック塀についても、翌年度に繰り越さなければいけないということであったのか、そのことについて伺いたいというふうに思います。

それから、老人保護措置事業でございますけれども、いわゆる養護老人ホームの入所関係ですが、これが減額されておりますけれども、当初見込みに対して減数であったということでございますけれども、この養護老人ホームにつきましては、待機状況というのは、どのようになっていたのか、待機者がいなかったということであるのか、これについて、お示しをいただければと思います。

それから、教育総務費でございますけれども、この説明資料の45ページでございますが、中学校施設改修、あるいは伊崎田中学校の特別教室関係でございますけれども、この入札者が無く入札中止になったということでございますけれども、入札者がなかったということについて、どのようなふうにご捉えているのかお伺いしたいと思います。

○福祉課長（折田孝幸君） ただいま御質問がありました老人保護措置事業の件でございますが、平成30年度に限っては、様々な要因がございまして、入院に伴う復帰困難な方が大勢発生したとか、そういった形で入所状況が、当初見込んだ人数より減ったということでございますが、併せまして先ほどお尋ねの件の待機者の状況につきましては、年間必要に応じてケア会議というのを4回ほど実施しているところでございます。

したがって、市民サービスの低下につながることを無きように、常に入居できる状態で空きが出ないような形で事務手続きは踏んでいるところでございます。

現在も待機というのは、何人かの方がいらっしゃいますが、随時その分については、ケア会議

を行いまして、入所のその方向で要否判定をしながら、入所の手続きを進めているところでございます。

○教育総務課長（徳田弘美君） お答えいたします。

まず最初のブロック塀等設備対応臨時特例交付金でございます。これは交付金の名称でございますが、ブロック塀という名称が入っているところですが、この繰り越しに係る分につきましては、ブロック塀の分の交付金は算定はされておられません。

御承知のように、以前、事故発生から専決処分で議決いただいて対応した分がございます。今度残りの部分につきましては、平成31年度予算でブロック塀に関する予算は計上させていただいているところでございます。

それと、今回減額をしております入札不落の件でございます。これにつきまして、両プール、伊崎田中の特別教室棟につきましても、今年1月10日に開札予定でございましたが、入札者が無かったところでございます。この原因につきましては、工期の関係もございしますが、作業員の確保ができず、業者の方も入札に応じることができなかったのが一番の理由というふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○20番（福重彰史君） はい、大体大まか分かりました。

特に伊崎田中学校の関係ですけれども、今回債務負担行為もあげられているようでございますけれども、あくまでも、この入札が成立しないことには、債務負担行為というものもおかしくなってくるんじゃないかなというふうに思うわけですけれども、そういう点、しっかりとした入札が行われて、そして、落札者が出るような対応というものをしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、その点も指摘をしておきたいと思います。

○教育総務課長（徳田弘美君） 議員御指摘のことを十分踏まえて対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 今の入札中止の関連で、お尋ねをしたいわけですが、私どもがいただいた入札結果表によりますと、78件中、実に3分の1の26件が入札中止という状況があるようでございますが、このことに関して、市長はどのように考えておられるか、予算の執行ということに関してですけれども、入札の在り方、そのようなことで若干問題があるのではないかなと思うわけですが、市長の御意見をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは指摘がありましたとおり、77件中26件ということは、大変大きな問題であるというふうに認識はしております。

先ほど課長の方で説明がございましたとおり、いわゆる作業員の確保ができないというような状況等と、事業が重なっている部分という二つの視点から、こういう状況になっておりますので、雇用の問題も含めて、しっかりとこのことについても取り組みをしていかなければいけないというふうには、私も認識をしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、見込みとしては、どうなんですかね。結局26件も入札中止になっていると、その後のことについては、見通しが立っているのか。

○市長（下平晴行君） このことについては、見込みが立っているというような状況でございますが、国の方でも、いわゆる1四半期に繰り越しをしていこうという考え方も実際持っているところなんです。これは、一番仕事の無い期間に仕事をしっかりとやっていただくと、いわゆる工期を無理して4四半期で取り組みの結果を待つのではなくて、やはり、ずらしてでも業務の内容をしっかりとやっていくというような国の方針もありますので、だから、そういうふうに行っているということではございませんが、業務については、そういう工期等も踏まえて対応ができるというような状況でございます。

○議長（西江園 明君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○15番（小野広嗣君） 先ほど財務課長の方から説明いただきました所管外で福祉課関係ですけれども、予算書の50ページ、委託料、電子計算システム開発委託料ということで377万6,000円と出ていますが、中身的には説明資料を見ますと、低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業に係る電算システムの導入ということですよ。これを見ていったときに、この発行事業までの期間に、今回3月定例会補正予算で計上されまして、どういう結果になるか分かりませんが、これを受けて、その後入札していきます。そして、この発行事業に間に合うような手順になっていくと思うんですけれども、そこの一つの手順と準備体制、例えば、そのために臨時職員を配置するのか、そういったことも含めてお示しをいただきたい。

そして、低所得者、住民税非課税関係は、よく分かりますけれども、この子育て世帯の関係は、この書類でいくと、平成28年4月2日以降に生まれた子供ということに規定しておりますので、これはゼロ歳児から2歳児というものが対象になるのか、そこをお示しをください。

○福祉課長（折田孝幸君） 今回、補正予算におきましては、低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業のシステム改修経費のみを事務費ということで計上させていただきました。

当初予算におきまして、その事業本体に係る様々な経費については、計上しているところでございます。

その中で、先ほど臨時職員等の話がございましたが、そういった形で臨時職員も本庁、各支所、それぞれ2人ずつ配置するような格好で実施していきたいというふうに考えております。

また、こういったノウハウを承知していらっしゃる商工会とも連携しながら実施していきたいというふうに考えています。

併せまして、本市でもともと実施しております市の単独事業のプレミアム商品券、こういったところと現在連携を図りながら、足並みをそろえて実施していこうというふうに考えているところでございます。

それと、先ほど子育て世帯の0歳から2歳という話がありました。あくまで基準日が2019年6

月1日ということになっておりますので、その時点で、平成28年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主にと、0歳から2歳を扶養している世帯主にとという形で実施することになります。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。

今、対象者が低所得者世帯、そして子育て世帯、合わせて約1万人ということで、本庁、各支所に分けて対応方、臨時職員も2人ずつ配置をされるということでもありますけれども、対象漏れが無い、そして、こういった事業の展開のところでミスが無いような体制をしっかりと組んで臨んでいただきたいというふうに思っております。

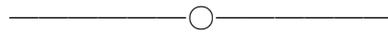
○福祉課長（折田孝幸君） 今議員が御指摘がありましたように、そういった形でミスの無いように職員が同じ方向を向いて業務に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第1号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第2号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第2号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者療養給付費、国民健康保険基金積立金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,587万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,857万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の8ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金の普通交付金を4億739万円、特別交付金を2,802万円それぞれ増額するものであります。

12ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入は、一般被保険者第三者納付金を1,570万6,000円増額するものであります。

16ページをお開きください。

歳出の保険給付費の療養諸費は、一般被保険者療養給付費を3億6,430万円増額するものであ

ります。

25ページをお開きください。

歳出の基金積立金は、国民健康保険基金積立金を1億1,000万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第2号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第7 議案第3号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第3号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ572万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,985万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を200万円、普通徴収保険料を770万円、それぞれ増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を393万円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を15万6,000円減額するものであります。

11ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を577万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第3号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第4号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第4号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

日程第4号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,640万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を3,470万円増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を3,370万5,000円減額するものであります。

17ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費を800万円増額し、地域密着型介護サービス給付費を6,400万円減額し、施設介護サービス給付費を500万円増額するものであります。

24ページをお開きください。

歳出の保険給付費の特定入所者介護サービス等費は、特定入所者介護サービス費を1,200万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第5号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第5号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実施に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,220万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を210万円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を172万7,000円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の公債費は、利子を37万3,000円減額するものであります。

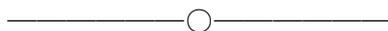
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第6号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第6号、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、8,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の予備費は、8,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第6号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第11 議案第7号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第11、議案第7号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ556万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,966万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を556万円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、需用費の修繕料を401万円、委託料を27万6,000円、工事請負費を31万4,000円、備品購入費を96万円、それぞれ減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第12 議案第8号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第8号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づきを補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,360万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,864万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を58万7,000円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、工業団地整備事業積立基金繰入金を641万4,000円減額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の市債は、商工債を1億4,660万円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、工事請負費を5,641万4,000円、公有財産購入費を9,651万9,000円それぞれ減額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の公債費は、利子を66万8,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第8号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

○

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 施政方針

○議長（西江園 明君） 日程第13、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（下平晴行君） 本日ここに、平成31年第1回志布志市議会定例会の開会に当たり、平成31年度における市政運営に臨む所信の一端を御説明申し上げます。

昨年2月に市長に就任して以来、早いもので1年が経過しましたが、この間の市政の運営につきまして、市民の皆様並びに議員各位の深い御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

私は「市民目線で市民が主役のまちづくり」を市政推進における政治理念に掲げ、「市民生活の利便性の向上」の実現に向けて、様々な施策の展開を進めるとともに、行政サービスの効率化と現場第一主義の徹底を図るため、次の四つの行政経営指針を示し、市政運営に取り組んでまいりました。

一つ目は、「市役所は市内最大の行政サービス企業」という観点に立ち、顧客である市民のニーズを的確に捉え、市民満足度を最大限に高めていく「顧客満足度志向」、二つ目は、他の自治体にはない志布志市らしさを常に追求していく「オンリーワン」、三つ目は、何をやったかではなくどのような成果があったのかを重視する「成果主義」、四つ目は、言われてからの後追い対策ではなく言われる前に対策を講じる「先手管理」であります。これらの四つの指針を行政経営の基本的な柱として位置付け、職員一人ひとりが行政のプロとしての自覚を持ち、質の高い行政サービスを心がけることで、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」の実現がより一層加速するものと考えております。

平成31年度におきましても「市民目線」の初心を忘れることなく、市民の皆様の思いに寄り添う市政運営に職員と一丸となって取り組んでまいります。

現在、我が国の経済情勢は政府による各種経済財政政策により、雇用や所得環境が大きく改善され、景気については、不安定な国際情勢等を考慮しつつも緩やかな回復基調が見込まれているところでありますが、その一方で、人口減少社会の進展と急速な少子高齢化という深刻な課題に直面しており、特に地方においては、依然として続く東京一極集中により、人口流出に歯止めがかからず、地域経済や地域社会の存続に大きな影響を及ぼしております。

こうした状況において、現在、本市では志布志港の国際バルク戦略港湾としての整備が飛躍的に進むことが見込まれており、併せて東九州自動車道及び都城志布志道路の全線開通に向けた年次的な整備促進が図られ、更には臨海工業団地の分譲や企業誘致につきましても、これまでにない要望を受けての進捗状況となっております。志布志港が南九州の物流拠点として成長することで、国内全体の産業競争力が強化され、本市の企業誘致、雇用創出につながることを期待されております。

また、ふるさと納税の取り組みにつきましては、平成28年度から2年連続で鹿児島県一となる

寄附額を達成しましたが、平成30年度におきましては、昨年12月末時点で31億円を超え、前年度を上回り、過去最高を記録するという大変喜ばしい結果となりました。制度開始から10年が経過し、寄附者の獲得競争が年々過熱する中で、国も自粛要請や制度見直しに乗り出すなど、寄附額の伸び悩みが懸念される状況の下、市内生産者、関係団体等との連携による各種イベントやPR活動、更には東京駐在所開設による寄附者との継続的な関係強化の取り組みが実を結んだものがあります。

合併して13年が経過しましたが、多くの自治体が厳しい課題を抱える中、本市の恵まれた環境や地域資源を最大限に活用することで、大きな成果が現れようとしております。本市の飛躍的な発展の礎は、まさしく先人たちのたゆまぬ努力によって築かれ、大切に受け継がれてきたものであり、これを後世につなげていくことが私の使命であります。先人たちのこれまでの功績に尊敬と感謝の念を抱きながら、未来へ向け更に発展し続けるまちづくりに取り組む所存であります。

そして、新たなまちづくりを推進するための大きな柱として位置付けているのが本庁舎の移転であります。平成30年度は全庁的な協議を行うための組織として本庁舎移転検討委員会を設置し、専門部会での協議や関係機関等との調整を行い、本庁舎移転に伴う課題の整理や、その解決策の検討、移転の具体的な手法や、そのスケジュールなど、市民サービスの向上を最優先課題として様々な議論を重ねてまいりました。

また、これまでの議員各位からの一般質問等での御指摘、市民の皆様からの御意見等も踏まえながら、慎重に協議を進め、これらの協議結果を基に、本庁舎移転の方針及びその考え方、2021年1月を移転時期の目標とする移転計画などを示した本庁舎移転の具体的なビジョンとなる基本方針を示したところであります。

まちの発展には経済発展の拠点が必要であります。その拠点を中心に人と人の交流、そして、ヒト・モノ・カネ・情報が交流することで新たな魅力が生まれ、雇用の創出や税収の確保など、まちの持続的な発展につながる大きな効果が発生します。志布志港の発展や高速道路網のインフラ整備による交通アクセスの向上を軸に松山地域、志布志地域及び有明地域の特性をどのように生かして、地域経済の好循環を生み出していくかが、今後の市政発展の重要な鍵となり、そのために市役所本庁舎を新たなまちづくりの拠点として、地理的優位性のある志布志支所に移転し、「タイムリーな情報発信」と「スピード感ある施策の推進」を図ってまいりたいと考えております。

今後は、基本方針に基づき、本庁舎移転に向けた具体的な作業の推進を図り、6月定例会において、地方自治法の規定に基づく市役所の位置を定める条例等の改正や移転に伴う庁舎改修等に係る予算を議案として提案したいと考えておりますので、議会をはじめ市民の皆様に対しましては、引き続き丁寧な説明を行うとともに、市民サービスに支障を来さぬよう計画的に取り組んでまいります。

続いて、平成31年度の当初予算についてであります。本市の財政状況は、地方交付税の減収や国県補助金等の廃止、縮減等により歳入の伸びは期待できない一方で、着実に増加しつつある

扶助費、公債費など義務的経費の増加などにより、更に厳しい財政運営が続くことが予想されます。これらのことを踏まえまして、「入るを量りて出づるを制す」を念頭に、引き続き自主財源の確保に努めるとともに、全ての事務事業について、これまでの成果や課題を踏まえた優先度評価とスクラップ・アンド・ビルドの徹底による事業の見直しを行い、第2次志布志市総合振興計画に掲げる重点施策を中心とした予算編成を行ってまいりました。今後も健全な財政運営の維持と持続可能な市政運営を図るため、補助金見直し等による行財政改革に取り組んでまいります。

第2次志布志市総合振興計画につきましては、本年度が前期計画の中間年度となっており、実行ある施策の推進を図り、進行管理の基礎資料とするために市民意識調査を実施し、計画に掲げる指標等について現状値の把握を行い、経年比較及び中間の評価を行いながら、今後の施策の推進とPDC Aサイクルの確立に向けた取り組みを行ってまいります。

また、地方創生につきましても、「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」の計画期間の最終年度を迎えることから、戦略に掲げた事業の効果検証を行い、その検証結果を次期戦略へ反映させ、引き続き人口減少に歯止めをかける取り組みを行ってまいります。

市長就任2年目を迎える平成31年度は、「平成」最後の年でもあります。平成の大合併により誕生した「志布志市」も今まさに形成期から発展、そして成熟期へ大きく移り変わろうとしております。新元号による新たな時代の幕開けが、本市の将来都市像である「未来へ躍動する創造都市志布志」の着実な実現につながるよう、全力で市政運営に取り組んでまいります。

それでは、第2次志布志市総合振興計画の「7つのまちづくりの基本目標」に沿って、御説明を申し上げ施政方針といたします。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちについてであります。志布志港につきましては、これまで志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金等の活用により、コンテナ貨物取り扱いの利用促進やポートセールス活動に取り組んでまいりました。

このことにより、昨年の志布志港の国際コンテナ貨物取扱量は、速報値ではありますが、目標としておりました10万TEUを達成し、過去最高となる10万6千TEUとなりました。今後は、国際コンテナターミナルの蔵置能力である12万TEUを新たな目標に設定し、官民一体となったポートセールス活動に取り組んでまいります。

一方、国際バルク戦略港湾につきましては、平成29年度に事業が着手され、平成30年度からは国際コンテナターミナルの岸壁延伸の事業も着手されておりますが、今後も早期供用開始に向けて引き続き要望活動等に取り組んでまいります。

また、国内定期航路につきましては、志布志-大阪を結ぶ新造船「フェリーさんふらわあ さつま」が平成30年5月15日に就航し、2隻目の「フェリーさんふらわあ きりしま」は同年9月15日に就航いたしました。

今後も県や近隣市町、大隅総合開発期成会や株式会社おおすすめ観光未来会議等と連携を図りながら、カジュアルクルーズをコンセプトとしている「さんふらわあ」の強みを生かし、旅行エー

ジェント等との新たな企画や一般・団体旅客の確保、スポーツ合宿の誘致、船内外による観光・特産品等の周知活動に努め、志布志大阪航路の更なる利用促進に取り組んでまいります。

東京ー沖縄を結ぶ「マルエーフェリー」につきましては、昨年から名古屋港に寄港が開始され、新たに阪神航路も開設されております。航路数の増加等により本年度も取扱貨物の増加が見込まれており、今後、東九州自動車道及び都城志布志道路が開通することにより、志布志港は南九州地域の物流拠点港として大きく発展することが期待されております。

東九州自動車道につきましては、志布志～鹿屋串良間が2020年度までに開通予定となっており、市内においては、橋りょうや道路横断箇所の工事の本格化が進み、市道香月線延伸計画に伴う（仮称）志布志有明インターの工事も現在着手されております。

また、夏井～志布志間につきましては、公共用地先行取得制度を活用して用地取得等に引き続き取り組むとともに、全線開通に向け、残された油津から夏井間の早期事業化を要望してまいります。

都城志布志道路につきましては、昨年3月に有明北～有明東間が供用開始となり、志布志～志布志港間、県境区間から末吉間では、埋蔵文化財調査や橋りょう工事などが進められております。

防災・経済・医療の道として、引き続き国、県、関係機関等に早期整備促進を要望してまいります。

国道220号につきましては、歩道等の整備促進を関係機関に要望するとともに、県道の整備につきましても、採択路線の早期完成など積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいります。

また、高規格幹線道路の関連事業として、市道香月線及び飯山通山1号線の道路改良整備を引き続き行ってまいります。

都市計画につきましては、インターチェンジ開設に伴い、秩序ある開発を進め、有効な土地利用の適切な誘導を図るため、（仮称）志布志有明インター北部の都市計画区域の拡大に向け、引き続き取り組んでまいります。

交通政策につきましては、平成31年3月策定の「志布志市地域公共交通網形成計画」に基づき、3か年の計画期間として推進してまいります。

本年度におきましては、「市民・交通事業者・行政が連携し、公共交通機関の利便性が向上し、誰もがスムーズに市内を移動できる「移動網」を目指す」ことを基本理念に、地域におけるワークショップの開催等を実施し、本市独自の公共交通ネットワークの実現に向けた取組を進めてまいります。

情報化の整備・推進につきましては、「第3次志布志市情報化計画」に基づき、ICTの進展に併せて必要性や緊急性、実施効果の高い施策が効果的に推進できるよう引き続き取り組んでまいります。

光ファイバー通信網「しぶし志ネット」につきましては、現在のIRU契約が期間満了となる2021年7月に向けて、新たな運営手法に関する協議・検討を行い、円滑な移行に取り組むとともに

に、地域活性化及び市民サービスの向上に努めてまいります。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

住宅政策につきましては、「志布志市住生活基本計画」に基づく、住環境づくりに取り組み、住宅リフォーム助成事業を活用した安全・安心な住まいの形成に努めてまいります。

また、空き家対策につきましては、危険廃屋解体撤去事業による住宅、附属家等の解体撤去の補助を引き続き実施するとともに、空き家リフォーム助成事業や空き家バンク制度の活用を促進してまいります。

定住交流の推進につきましては、移住・定住促進事業及び民間賃貸住宅家賃助成事業に引き続き取り組み、定住促進住宅用地につきましては、尾野見地区の7区画の分譲を開始するなど、市外からの移住、市内への定住の促進を図ってまいります。

併せて、首都圏などからの移住者を増やすため、ふるさと回帰支援センターとの連携を強化し、移住促進をPRするとともに、お試し移住体験ツアーの拡充を図ってまいります。若者の定住促進につきましては、男女の出会いの場を提供するとともに、県及びかごしま出会いサポートセンターとの連携を図り、結婚希望者への支援体制を構築してまいります。

地域おこし協力隊事業につきましては、現在5人の隊員が様々な分野で活動を行っております。地域の課題解決及び活性化に向け、より一層の推進が図られるよう支援するとともに、隊員が任期満了後に定住できるよう努めてまいります。

また、これからの人口減少対策の一翼を担う「ふるさと」との関わりを深める取組としまして、「関係人口」の創出に関する事業展開を推進してまいります。移住する「定住人口」でもなく、観光などで訪れる「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」に着目し、都市住民が本市との継続的なつながりを持つ機会ときっかけづくりを提供することで、地域外の人材から知恵や力がもたらされるよう取り組んでまいります。将来的な移住に結び付く、中期的な視点に立った段階的な移住・交流の仕組みづくりを構築してまいります。

水道事業につきましては、市民生活及び社会経済活動を支える最も重要なライフラインであることを踏まえ、今後も合理的で健全な運営体制を構築し、維持管理体制の整備及び国の補助事業を活用した効果的な施設整備に取り組んでまいります。

また、水道施設の耐震化及び老朽管対策を推進するとともに、良質で安全・安心な水の安定供給を図ってまいります。

環境行政の推進につきましては、「混ぜればごみ、分ければ資源」の合言葉の下、市民と行政の共生・協働により確立された廃棄物管理の適正な推進を図ってまいります。

使用済み紙おむつの再資源化につきましては、昨年6月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、国によるガイドラインの策定等が盛り込まれており、そのモデルとなるよう事業化を目指して取り組みを継続してまいります。

また、使用済み紙おむつが分別できれば一般ごみを再分別し、可燃性のものは固形燃料化することで、最終処分場の埋立量を大幅に削減することができます。平成30年度から2年間で実施し

ております可能性調査の結果を踏まえ、事業化を検討してまいります。

また、生物多様性に関する取り組みにつきましては、自然と共生する社会の実現を目指して、「生物多様性地域戦略」の策定に向けて取り組んでまいります。

本市の環境に関する最上位の計画である「志布志市環境基本計画」が計画期間10年の最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向け、根幹である「ものを大切に、人を大切に」という基本理念の下、社会情勢の変化に対応し、更に深化した計画策定に努めてまいります。

安全で安心なまちづくりを推進するために、引き続き市民の生命、身体または財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の発生防止及び災害の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

災害対応の中心となる自主防災組織につきましては、組織の育成・強化を図るため、研修会、防災訓練、地区防災計画の作成及び資機材整備に要する助成事業を本年度も引き続き実施してまいります。

消防団につきましては、研修や訓練を通じ、団員の資質向上を図りながら、地域防災の中核として円滑な活動ができるよう車両、移動系無線等を整備し、再編による組織力強化のための詰所整備を行い、地域防災力の充実強化を図ってまいります。

津波対策につきましては、昨年度において「志布志市津波防災地域づくり推進計画」、「津波避難対策緊急事業計画」及び「津波避難タワー基本構想・基本計画」を作成しておりますので、具体的な施設の構造、場所等について地元との調整、検討を図りながら、避難経路を示す案内看板等の整備も引き続き実施してまいります。

また、大規模災害発生時に行政としての業務が滞ることなく、適切に進められるよう、引き続き「志布志市業務継続計画」の策定を進めてまいります。

大規模災害等に備えるためには、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をまちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進する必要があります。この理念に基づき、「志布志市国土強靱化地域計画」を策定し、強靱な地域づくりを目指してまいります。

防犯対策につきましては、警察及び防犯協会と連携し、うそ電話詐欺をはじめとする特殊詐欺等の被害防止広報、地域安全パトロール等を行うとともに、ボランティアとの連携を図り、声かけ・見守り活動等を実施してまいります。併せて、広報紙等による啓発活動、安全・安心まちづくり指導員による出前講座等を実施し、犯罪発生率の低いまちを目指してまいります。また、防犯カメラにつきましては、設置場所や機器の機能などについて、関係機関と協議を進めてまいります。

交通安全対策につきましては、研修会の開催等による交通安全教育を実施するとともに、隣接市町及び交通安全協会と連携した啓発活動を実施してまいります。特に、運転に不安を感じている高齢者の方々に対しましては、運転免許証自主返納支援事業による自主的な免許証返納を推進し、高齢者の運転による交通事故の発生防止を図ってまいります。また、道路反射鏡、ガードレール等の交通安全施設の整備につきましても、引き続き取り組んでまいります。

第3に、大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまちについてでございます。

企業立地の促進につきましては、地域経済の活性化及び雇用創出を図るため、市の最重要課題として位置付け、積極的な企業誘致及び雇用拡大に努めているところであります。平成30年度は6社と立地協定を締結し、工場新設及び増設の設備投資のほか、約70人の新規雇用が計画されております。これらの企業の新規雇用計画に対しましては、ハローワークとも連携して雇用者確保に向けた支援を行ってまいります。

また、志布志港の後背地に位置する臨海工業団地の分譲地につきましては、これまで1工区から3工区までの約8.2haの土地売買契約を物流倉庫業4社と、また、安楽大迫工業団地につきましても、約2haの土地売買契約を製造業2社と締結したところであります。

今後の志布志港の発展や、高規格幹線道路の整備を見据えた企業進出であり、新規雇用が計画されております。

物流アクセス面で優位性のある臨海工業団地の分譲を求める声は多く、臨海工業団地に隣接している市道香月線の延伸整備と併せて分譲地の拡大を図ることとし、4工区及び5工区の約12haを開発・造成する整備事業を進めてまいります。引き続き、更なる雇用の拡大や地域経済の活性化となるよう工業団地の整備及び企業立地の促進に全力を尽くしてまいります。

農業振興につきましては、高齢化などを背景とした担い手育成は喫緊の課題となっており、本市の基幹産業である農業の継続的な発展を維持するため、農業公社との連携による松山黒石農場を活用した研修受け入れを推進し、新規就農者の育成を行い、国の制度も活用しながら、引き続き研修事業の支援に取り組んでまいります。

平成24年度の見直しから6年が経過している「志布志農業振興地域整備計画」につきましては、高速道路網の整備等による社会環境の変化に伴い、計画変更の必要があることから、翌年度にかけて、全体的な見直しを行い、本市の総合的な農業振興を図ってまいります。

また、農地中間管理事業を活用した地域農業の担い手への農地の集積・集約化及び人・農地プランの充実を図るとともに、グリーン・ツーリズムにつきましては、地域の特性を生かした体験メニュー等のPR活動を更に推進し、利用者数の増加を図ってまいります。

園芸振興につきましては、温暖な気候を生かしたピーマン、いちごなどの施設園芸や広大な農地を利用したキャベツ、にんじん、さつまいもなどの土地利用型野菜の振興を図るため、補助事業を活用してビニールハウスや附帯施設、にんじんの予冷库や堆肥舎を整備し、収益性強化に向けた産地形成を図ってまいります。

茶業振興につきましては、緑茶の販売価格が消費の停滞により依然として厳しい状況にあるため、産地パワーアップ事業等の補助事業を活用しながら施設整備、共同利用機械等を整備し、より一層の生産コストの低減に努めてまいります。

茶の品質向上につきましては、国内外の消費者の食品に対する安全志向の高まりにより、安全・安心なお茶が求められているため、環境に配慮した有機栽培への転換に努めてまいります。

また、志布志市産茶のPRにつきましては、銘柄統一に向け、関係機関と協議を進めてまいり

ましたが、この度、統一銘柄が「しぶし茶」に決定いたしました。本市で開催される鹿児島県茶業振興大会を「しぶし茶」PRの絶好の機会と捉え、製茶品評会での農林水産大臣賞、産地賞の獲得を目指すとともに、県内外への情報発信に努めてまいります。

併せて、志布志茶アドバイザーとの協働による志布志茶消費拡大促進事業でのPR活動も継続して実施してまいります。

畑地かんがい事業につきましては、県営畑地帯総合整備事業の曾於南部地区が本年度まで、第3曾於南部地区が2020年度までに事業完了する見込みとなっております。「志布志市畑地かんがい営農ビジョン」の方針に基づき、水利用の拡大を図るため、畑かん施設活用の理解促進に努めてまいります。

畜産振興につきましては、TPPやEPAの発効により、畜産物の輸入量拡大に伴う畜産物価格への影響が懸念され、厳しい環境下での経営を迫られることが予想されております。

肉用牛の繁殖用雌牛につきましては、飼養頭数は増加いたしましたが、高齢化による生産農家戸数の減少に伴い、生産基盤の脆弱化が懸念されているため、国や市単独の支援による施設整備に取り組み、肉用繁殖雌牛導入資金による導入を支援しながら、飼養規模の維持拡大を図ってまいります。

肥育牛につきましては、濃厚飼料が高止まりしており、子牛の価格が依然として高値で推移しているため、一層の収益性低下が見込まれることから、肥育素牛の導入支援として肥育経営安定対策事業等の導入支援を継続して行ってまいります。

疾病・防疫対策につきましては、国内では、26年ぶりに発生した豚コレラや豚流行性下痢、近隣諸国においては、アフリカ豚コレラや口蹄疫が発生するなど、国内外を問わず、予断を許さない状況であることから、消毒資材購入、防鳥ネット等の整備による侵入防止対策及び家畜衛生管理の啓発を行いながら、家畜の損耗防止及び安全・安心な畜産物の生産を支援してまいります。

また、2022年度に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会につきましては、ブランド力向上につながる重要な大会となることから、関係機関、団体と連携して農家の意欲向上を図り、高品質生産対策事業及び県単独事業の出品対策事業の実施により、導入・保留を推進しながら、オール鹿児島として連覇達成に向けて取り組んでまいります。

土地改良事業につきましては、中山間地域整備事業の志布志地区と有明地区では、17団地中10団地の整備が完了しており、基盤整備促進事業の肆部合地区につきましても、工事に着手しております。

また、経営体育成基盤整備事業の上門地区につきましては、換地配分案を作成し、地権者全員から同意を得られるよう、今後も地元換地委員など関係者の協力をいただきながら早期完成を目指して取り組んでまいります。

広域農道「そお街道」につきましては、舗装修繕、流末水路改修及び法面工（ブロック積）の改修を県営事業として実施しており、緊急輸送道路として交通量の多い路線でもあるため、災害に強い道路になるよう計画的に整備してまいります。

また、多面的機能支払交付金事業につきましては、現在、市内に28の活動組織があり、活動農地面積は約1,530haとなっております。活動エリアの拡大に伴い、高齢化による組織活動も年々厳しくなりつつありますが、今後は、各組織へ細やかな指導を実施し、組織の広域化を進めながら関係機関と連携して取り組んでまいります。

林道整備につきましては、田之浦地区の林道御在所岳線の林道開設が継続されており、本市におきましては、用地交渉を行うなど、計画的に工事着手できるよう引き続き取り組むとともに、その他の林道整備につきましても、適正な管理に努め、機能の維持を図ってまいります。

林業振興につきましては、本市の人工林は本格的な利用段階に入っており、平成29年には志布志港からの木材輸出額が30億円を超え、安定的に輸出量は伸びているところであります。

このような中、大型製材工場の本格稼動により素材生産業者等との連携がこれまで以上に図られ、低コストで効率的な鹿児島県産材、地元大隅産材の利用促進や東アジアへの木材輸出等の新たな需要の創出等、林業の成長産業化が期待されるところであります。今後におきましても、「志布志市森林整備計画」に基づく取り組みの更なる充実や新たな森林管理制度による施業の集約化を推進するため、森林組合等と連携しながら、森林保全に対する意識の高揚を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、猟友会会員による有害鳥獣の捕獲のほか、一般捕獲の説明や狩猟免許試験の案内、作物残さ等の適正処理や鳥獣を寄せ付けない取り組みの周知を図ってまいります。

また、狩猟免許講習会助成金の支援による免許取得の推進、県のアドバイザーを招いての研修会も積極的に実施してまいります。

特用林産物枝物等につきましては、シキミ、サカキ等の産地形成に向けて、新植、所得向上、販路拡大につながるよう花木生産合、各生産団体等の意見を聞きながら、量産化及びブランド化へ向けた取り組みを継続してまいります。

水産業振興につきましては、漁獲量対策として稚魚の放流事業を継続して行うとともに、地方創生推進交付金を活用して取り組んでおりますイワガキの養殖につきましては、6次産業化としてカキ小屋開設を予定しております。引き続き「ふるさと納税」の返礼品として活用を図りながら、志布志ブランドの確立へつなげてまいります。

夏井漁港につきましては、水産物供給基盤整備機能保全事業の補助事業を活用した長寿命化対策を実施するとともに、漁協、関係機関等と連携しながら引き続き施設管理に努めてまいります。

商工業振興につきましては、市役所、関係団体、金融機関等が連携して創業支援・事業承継支援を行う創業支援センター事業の窓口を開設し、伴走型の創業支援の取り組みを行っておりますが、今後の消費税増税に伴う消費の冷え込みが予想され、それに対応するため、市内での消費喚起、市内商工業の振興及び地域経済の活性化を目的としたプレミアム商品券発行事業を引き続き実施してまいります。

また、県内でも他の自治体に先駆けて締結した「雇用対策協定」を基に、大隅公共職業安定所

との更なる連携を図り、「就職合同説明会」、「お仕事&育児相談カフェ」、「しぶし×しごと発見フェア」等の各種雇用のマッチング事業を展開し、事業者への雇用の安定的確保と魅力ある地元企業のPRに積極的に取り組んでまいります。

「食」による商店街の振興につきましては、1月に東京ドームで開催されました「第10回全国ご当地どんぶり選手権」において、「“志布志発” かごしま黒豚三昧」丼が2年連続のグランプリ獲得を目指して出場し、惜しくも準グランプリという結果となりましたが、本市の「食」を全国に発信する大きな原動力となりました。まさに事業者、商工会及び行政による官民一体の取り組みの成果であると認識しております。

今後も、ご当地グルメの市内外への情報発信や、その活動の支援、新たなグルメ発掘を図りながら、「食」のまちづくりとにぎわいのある商店街づくりに努めてまいります。

観光振興につきましては、観光入込客数の年間120万人を目標に、更なる観光入込客の増加に努めてまいります。

その柱であるスポーツ合宿誘致につきましては、合宿奨励金を効果的に活用しながらスポーツ合宿誘致活動に取り組むとともに、体育施設の改修及び備品を計画的に整備することで、施設の有効活用と経済効果を高めてまいります。

また、大隅広域観光業務の戦略的かつ体系的な事業展開を官民一体で行う株式会社おおすすめ観光未来会議の取り組みを支援することで、本市への更なる誘客を図ってまいります。

ダグリ岬海水浴場周辺につきましては、海水浴場にある景観を阻害している休憩施設の景観整備を行うことで、ダグリ岬周辺一帯の観光客誘致につなげてまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地及び蓬の郷につきましては、施設の老朽化による修繕費の増加が見込まれることから、経費節減等の営業努力と市民サービスの充実、向上が図られるよう指定管理者との連携に努めてまいります。

志布志中心市街地と港周辺地域の拠点施設であるJR志布志駅につきましては、現在実施している「ぼっぽマルシェ」を中心に、にぎわいが生まれる場所として、その利活用を検討してまいります。

観光特産品協会が主体的に実施する事業等につきましては、引き続き連携を強化しながら観光振興を図ってまいります。

特産品振興につきましても、観光特産品協会と連携し、特産品の販路拡大や特産品販売所の運営、インターネットショッピングや特産品の市場展開事業に取り組むとともに、東京駐在所を拠点に、首都圏における事業展開を積極的に図ってまいります。

ふるさと納税につきましては、本市を応援したいという温かい「志」を持った全国の皆様からこれまで多くの寄附をいただいております。全国の皆様に改めて感謝の意を表するとともに、その「志」に応えられるよう、頂いた寄附金をしっかりと「まちづくり」に活用するとともに、寄附金の使い道につきましても積極的な情報発信を行ってまいります。

また、ふるさと納税制度を活用し、本市の特産品を広く全国に認知させるとともに、寄附して

いただいた多くの「志布志ファン」の方々と継続的な関係強化を図り、本市への誘客や移住・定住の促進、経済の活性化を図るため、積極的な事業展開を行ってまいります。

志布志ブランドの確立につきましては、本市の魅力ある多様な地域資源の掘り起こしと志布志の認知度向上を図るため、ふるさと納税での高い評価を生かし、「志布志のものなら間違いなし。」と感じていただけるよう戦略的にブランドイメージを確立してまいります。

本市の特産品全体のブランド価値を高めることで、市内における産業の振興、市民所得の向上、地域への愛着と誇りの育成につなげてまいります。

○議長（西江園 明君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

—————○—————

午前11時56分 休憩

午後0時58分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 市長の施政方針を続行します。

○市長（下平晴行君） 第4に、生き生きと笑顔で暮らせるまちについてでございます。

子育て支援につきましては、多様化する保護者のニーズを踏まえ、保護者の就労状況にかかわらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育サービスを提供するために、2020年度から2024年度までを計画期間とした「第2期志布志市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

また、保育所定員の拡充及び認定こども園の普及を図るとともに、さゆり保育園、安楽保育園及び伊崎田保育園の施設整備を行ってまいります。

更に、本年10月から実施予定の幼児教育無償化につきましては、無償化の対象外となっている住民税課税世帯の0歳児から2歳児につきまして、市独自の保育料軽減策の検討を進めてまいります。

医療機関等と協議・検討を進めてまいりました、ひとり親家庭医療費助成事業及び重度心身障害者医療費助成事業の申請方法の簡素化につきましては、本年10月診療分から医療機関等に対応できるよう申請方法の簡素化を図ってまいります。

また、学校給食につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内小・中学校に在学する児童生徒を3人以上養育している多子世帯の第3子以降の給食費の無料化を実施しておりますが、今後は、給食費の完全無料化の実施に向けて引き続き検討してまいります。

社会福祉・高齢者福祉につきましては、「第2期志布志市地域福祉計画」の実現に向け、社会福祉協議会等の関係機関・団体と連携し、施策の推進に取り組んでまいります。

また、高齢者が長年培ってきた知識や技能を生かし、地域社会の担い手として積極的に社会参

加ができるよう引き続きシルバー人材センター事業を支援してまいります。

障がい福祉につきましては、「志布志市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、居住する全ての人々が共生・協働しながら暮らせる地域社会づくりを更に進めるため、関係機関と連携しながら施策の推進を図ってまいります。

そして、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してまいります。

生活困窮者自立支援制度につきましては、自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業に引き続き取り組んでまいります。

母子保健事業につきましては、「子育て世代包括支援センター」を拠点に、助産師・保育士・保健師の相談及び支援体制の充実を図るとともに、保育所等の関係機関と連携を強化してまいります。

また、新たに産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対する産婦健診を行うとともに、助産院に入所し、母子がゆっくり過ごしながらか授乳や沐浴の指導を受けたり、産後の体力回復を図ることのできる産後ケア事業を実施するなど妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援に取り組んでまいります。

乳幼児期は、むし歯予防のための歯口清掃や食習慣などの基本的歯科保健習慣を身に付ける非常に重要な時期であるため、市内の保育所、認定こども園等に対しまして、フッ化物が入った溶液でうがいを行う「フッ化物洗口」の普及を図り、80歳で自分の歯を20本以上保持する「8020」の達成に向けて、ライフステージごとの取り組みを進めてまいります。

特定健康診査につきましては、特定健診を受診することで、市民が自身の健康状態を知り、自ら運動や食生活の改善を行うなど、生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすことにつながると考えておりますので、受診勧奨の方法を対象者の受診歴や年齢等により工夫し、受診率向上に取り組んでまいります。

救急医療体制につきましては、休日や夜間の時間帯に対応するため、曾於医師会による在宅当番医制や夜間急病センター運営、都市市及び鹿屋市との定住自立圏形成協定に基づく夜間急病センターの運営、ドクターヘリの運航等に加え、市民が更に安心して暮らせるまちを目指すため、曾於医師会、鹿児島県、曾於市、大崎町等で設置しております曾於地域医療確保対策協議会での議論を活性化させ、引き続き必要な医療の確保に取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、「高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の基本理念に基づき、住み慣れた地域で高齢者一人ひとりが地域や生活の中で互いに役割を持ちながら社会参加ができ、安心して暮らせる自助・互助の環境づくりを行うため、高齢者の多様なニーズの把握に努め、日常生活の支援体制の充実や強化、社会参加の促進を図ってまいります。

更に、増加が見込まれる認知症対策につきましては、もの忘れ進行予防相談会を毎月開催するとともに、初期集中支援チームと認知症疾患医療センターとの連携を強化し、早期診断・早期支

援を行うことができる体制の構築を目指してまいります。

国民健康保険事業につきましては、県が市町村とともに国保の運営を担って2年目を迎えますので、県や国保連合会と連携を図り、安定的な財政運営、効率的な事業運営の確保に努めるとともに、医療費分析や慢性腎臓病対策を行うことで、医療費の伸びの抑制及び重症化予防に取り組んでまいります。

また、国の特別交付金の対象となる保険者努力支援制度に積極的に取り組み、自主財源の確保に努め、国民健康保険事業の健全な運営を図ってまいります。

消費者行政につきましては、多種多様化する悪徳商法をはじめ、インターネットによるトラブル、商品、サービス等の購入・契約から発生する消費者からの様々な苦情・相談に応じて問題解決を図るとともに、高齢者を中心とした啓発活動等やSNS等を活用した情報発信を活発に行うなど「被害を未然に防ぐ活動」にも積極的に取り組みながら、安心した消費者生活の確保に努めてまいります。

すみません。29ページの下から5、「無料化の対象」、これは「対象外」ということでお願いいたします。

第5に、心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちについてでございます。

教育行政につきましては、個性を生かす教育を充実させるとともに、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさや学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指して、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

また、本市教育大綱の基本理念である「高い志」と「慈愛の精神」、「志」を高める教育の推進を目指し、総合教育会議等を通して、向学心や公德心、感謝の心、敬愛の心、郷土愛、生命尊重などの「志の心」を育ててまいります。

更に、「志布志市教育振興基本計画」が本年度で終期を迎えることから、来年度以降の本市教育の目指すべき姿を示すとともに、その実現に向けて、2020年度から2024年度までの5年間に取組み施策を示す基本計画を国、県の教育振興基本計画を参酌しながら本市の実情に応じて策定してまいります。

学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼児・児童・生徒が、それぞれの個性を生かしながら志を高くもつとともに、郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。

志あふれる子どもを育てるためには、小・中学生の基礎学力や人格の形成、体力の向上、食育の推進といった知・徳・体・食の調和がとれた教育を推進することが重要であります。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態を各種調査等で年次的に把握するとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校の連携の強化、地域人材の活用やキャリア教育の推進、ICT機器等の充実・活用を図り、きめ細やかな指導による分かりやすく深まりのある授業によって、児童生徒の学習意欲の向上や確かな学力の定着に努めてまいります。また、土曜学習教室（志学教室）、夏休み学習教室等の学校外の学習環境の充実も図ってまいります。

外国語教育につきましては、ALTや小学校英語教育支援講師等の配置、中学生を対象とした英語技能検定受検料助成により外国語教育環境の充実に努めてまいります。また、特別支援教育の充実に図るため、特別支援学級の充実や専門機関との連携による教職員の専門性を高める研修の充実等に努めてまいります。

更に、県総合教育センターや鹿児島大学教育学部と連携し、教職員の資質向上や授業改善に向けた研修環境の充実に努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、小・中学校ともに「特別の教科道德」が始まることを踏まえ、「志を高める教育推進協議会」で検討された提言「志の心を育むために」を基に、学校・家庭・地域の連携を図りながら道德教育を推進してまいります。また、人権教育を推進するとともに、いじめ、不登校、問題行動等の早期発見、早期解決に努めてまいります。

特にいじめ問題につきましては、「いじめは絶対に許されない。」という理念の下、「いじめ防止基本方針」に基づき「いじめ問題対策連絡協議会」を一層機能化させ、関係機関及び各種団体と緊密な連携を図り、いじめ問題の解消に積極的に取り組んでまいります。

また、市内高等学校への支援につきましては、地域活性化策としての枠組みの中で、魅力ある学校づくりの後押しとなるような支援策について検討を行ってまいります。

たくましい体の育成につきましては、「体力アップ！チャレンジかごしま」の全学級実施、一校一運動、徒歩・自転車通学による自力登下校等を通して運動に対する関心・意欲の高揚を図り、運動の機会を確保し、体力・運動能力向上に努めてまいります。

また、児童生徒の自転車保険への加入及びヘルメットの着用の義務化につきましても、今後も周知を徹底し、保険の加入率及びヘルメットの着用率の向上に努めてまいります。

更に、食育の充実や基本的な生活習慣の確立に向けた取り組みを通して、食の重要性、病気の予防等健康に関する意識の向上に努めてまいります。

小・中学校施設につきましては、市内小中学校の普通教室へのエアコン設置事業を継続して実施することで、教育環境の整備を進めてまいります。

また、2020年度の学校施設長寿命化計画策定に向けた市内各学校の施設調査を行うとともに、屋外施設の改修等を計画的に行いながら、児童生徒が安全で安心して学べる学校施設の整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消の推進に取り組むとともに、学校給食衛生管理基準を遵守し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

生涯学習につきましては、市民一人ひとりが生きがいのある豊かな人生を送るために、「いつでもどこでもだれでも」学べる生涯学習の推進に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、幼児・児童・生徒の健全育成を図るため、引き続き家庭教育の充実に努めてまいります。

特に、「睡眠時間の確保」と「正しい電子機器使用の在り方」につきましては、学校及びPTAと連携を図りながら、啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

生涯学習の推進につきましては、多様化、高度化する市民の学習要求に対応するため、NPO志布志生涯学習センターと連携し、生涯学習講座の新規開設や内容の充実を図るとともに、受講生の拡大に取り組んでまいります。

また、創年市民大学につきましては、学生が主体となって本市のまちづくりに参画できるような環境整備に取り組んでまいります。

図書館につきましては、市民の読書活動を支援するため、図書資料の充実や情報の提供に努めるほか、移動図書館車による貸出サービスをはじめ、高齢者、障がい者、交通弱者等への宅配サービスを更に拡充するとともに、「読書通帳システム」を導入し、図書館をより身近に感じてもらう取り組みを推進してまいります。

また、著名な絵本作家を招へいしてのおはなし会、ブックスタート事業及びセカンドブック事業を実施し、本好きな子供を育む環境づくりに努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、「志布志市スポーツ振興計画」が本年度で終期を迎えることから、新たに2020年度から2024年度までの5年間の振興計画の策定に取り組んでまいります。

また、市体育協会及びスポーツ推進委員と連携し、スポーツ教室の実施及びニュースポーツの普及を図るなど、全ての市民が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

更に、かごしま国体のリハーサル大会として第55回全国社会人サッカー選手権大会が開催されることから、かごしま国体志布志市実行委員会を中心に、県及び関係団体と連携し、円滑な大会運営を図ってまいります。

芸術・文化活動の推進につきましては、自主文化事業の実施をはじめ、市文化協会との連携による市総合芸術祭の活動支援など、市民の鑑賞・発表機会の充実を図ってまいります。

文化財の保存・活用につきましては、「続日本100名城」に選定された志布志城跡の活用をはじめ、福山氏邸の保存・整備事業を実施するとともに、天水氏庭園の公有化を図ってまいります。

また、山中氏邸につきましては、大慈寺を中心とした門前通りの拠点施設に位置付け、観光案内所の機能と併せてギャラリーとしての利活用に取り組んでまいります。

地域文化の継承につきましては、市誌の編さん作業の継続と各地区に残されている郷土芸能等に関する詳細な実態調査に着手するとともに、伝承が難しい民俗芸能等の記録保存に努めてまいります。

歴史のまちづくりの推進につきましては、町並み景観、道路、観光、文化財等、市街地の全体的なまちづくりに寄与する事業展開であることから、全庁的な協議を実施しながら、全体の整備計画の作成に取り組んでまいります。

第6に、人と地域が輝く共生・協働・自立のまちについてであります。

共生・協働・自立のまちづくりにつきましては、人口減少社会における地域課題の解決のため、「地域コミュニティ形成促進モデル事業」を拡充し、地域づくりの新しい仕組みを構築するとともに、市民と行政のパートナーシップを形成してまいります。

また、市民の皆様の御意見を市政に反映するために、各種計画を策定する中で意見聴取の機会を確保してまいります。

併せて、市民の皆様に必要な情報を適切にお届けするため、より伝わりやすい広報紙やホームページの内容充実、行政告知放送端末、ケーブルテレビ等の情報基盤の活用を継続して図ってまいります。

男女共同参画につきましては、男女共同参画社会の実現に向け「第3次志布志市男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」、「志布志市女性活躍推進計画」及び「第2次志布志市DV対策基本プラン」に基づき、女性の人権の確立を目指す環境整備や学習の推進及び啓発など、あらゆる分野への男女共同参画の促進を図ってまいります。また、職場内における慣行見直しの意識改革、ワーク・ライフ・バランス等の周知・啓発に努めてまいります。

最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてであります。

行財政改革につきましては、第2次行政改革大綱及び行政改革アクションプランに基づき、施策や事業の選択と集中を図りながら効率的で質の高い行財政運営を推進してまいります。

特に補助事業につきましては、社会情勢の変化等により開始時の目的及び効果が低下することが考えられることから、既存の補助事業に係る必要性や効果、効率性を検証の上、ゼロから積み上げなおして再構築する、いわゆる「ゼロベースでの見直し」を実施し、これまでの一律削減ではなく、真に必要な事業は重点的な配分を行い、効果の薄い事業は見直しを行うなど、メリハリのある補助金運用を推進してまいります。

公共施設の適正な維持管理につきましては、「志布志市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設ごとの具体的な方針を定めるための個別施設計画の策定に向けて、各施設の維持更新コスト、活用状況等を把握し、2020年度末に完了するよう策定作業を進めてまいります。

職員の意識改革につきましては、四つの行政経営指針を基本に職員が率先して市民の皆様へ挨拶や声掛けを行い、市民の皆様が気軽に相談できるような窓口体制の充実を図るとともに、課内での協力体制を構築し、職員が幅広く対応できるようにするなど、市民サービスの向上が図られるよう組織の在り方を検証してまいります。

また、法務能力、政策形成能力等を高める専門的な研修を実施し、または受講させるとともに、東京駐在所への派遣を引き続き実施するなど、職場外への派遣研修にも積極的に取り組み、柔軟な発想力と行動力を発揮できる人材の育成を図りながら、職員の資質向上に努めてまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と第2次志布志市総合振興計画のまちづくりの基本目標に基づき、各分野における具体的な取り組みについて申し述べましたが、これらの取り組みが本市の更なる発展につながる確かな布石となるよう、引き続き「熱き思い」を胸に、職員と共に知恵を出し合い、汗を流して市政運営に邁進する所存でありますので、市民の皆様並びに議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、平成31年度志布志市一般会計予算（案）について、御説明申し上げます。

平成31年度の一般会計の予算規模は246億2,000万円となり、前年度と比較しますと、平成30年

度の当初は、骨格予算編成でございましたので、肉付け予算であります第2号補正予算との比較になりますが、1億8,822万6,000円、0.8%の増加となっております。これは、国・県の補助事業の採択、国民体育大会の実施に係る費用の増加等に伴い、負担金や補助金などの補助費等が6億3,778万2,000円、保育所運営費や児童扶養手当といった扶助費が9,227万円増加したこと等が主な要因でございます。

本市の財政状況は、地方交付税の減収や国県補助金等の廃止、縮減等により歳入の伸びは期待できない一方で、扶助費、公債費など義務的経費の着実な増加などにより、更に厳しい財政運営が続くことが予想されます。これらのことを踏まえまして、「入るを量りて出ざるを制す」を念頭に、引き続き自主財源の確保に努めるとともに、全ての事務事業について、これまでの成果や課題を踏まえた優先度評価とスクラップ・アンド・ビルドの徹底による事業の見直しを行い、第2次志布志市総合振興計画に掲げる重点施策を中心とした予算編成を行いました。

それでは、平成31年度当初予算（案）について、御説明申し上げます。

予算書の8ページ、予算説明資料5ページから7ページにかけてでございます。

第2表、債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定め、「基幹業務システム更新事業」ほか4件、限度額を総額で1億4,376万8,000円計上しております。

予算書の9ページをお開きください。

第3表、地方債につきましては、17億7,900万円を限度額としております。一般単独事業債における合併特例債を7億2,950万円、緊急防災・減災事業債を1億1,980万円、過疎対策事業債については各種事業に、合わせて5億3,220万円をそれぞれ限度額としております。また、臨時財政対策債につきましては、3億9,750万円を限度額としております。

歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

なお、前年度との比較につきましては、予算書に記載した金額は、当初予算との比較でございますが、説明させていただきますものは肉付け予算である6月補正後の額との比較とさせていただきます。

予算書の10ページ、予算説明資料1ページをお開きください。

事項別明細書の歳入でございますが、まず自主財源の柱となる1款、市税は、償却資産の増加による固定資産税の伸びを見込み、3.3%増の33億7,051万3,000円計上しております。

9款、環境性能割交付金は、平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、新たに設けられたものでございます。

11款、地方交付税は、国の定める地方財政計画や合併算定替えの段階的縮減、平成30年度の交付実績等を勘案し、3.3%減の62億4,900万円計上しております。

15款、国庫支出金は、保育所等整備交付金事業、社会資本整備総合交付金、保育所運営費等が増となり、また、プレミアム付き商品券事業が新たに実施されることなどにより14.8%増の35億5,365万6,000円計上しております。

16款、県支出金は、認定こども園施設整備補助金、活動火山周辺地域防災営農対策事業、遺跡発掘調査委託金等が減となったことなどにより、16.3%減の19億878万5,000円計上しております。予算書の11ページをお開きください。

19款、繰入金は、事業実施の財源として、施設整備事業基金繰入金等を減額し、ふるさと志基金繰入金、地域づくり推進基金繰入金を増額し、財源調整として財政調整基金を増額した結果、10.7%増の38億9,140万8,000円計上しております。

22款、市債は、先ほど申し上げましたが、合併特例債、過疎対策事業債、臨時財政対策債等、15.3%減の17億7,900万円計上しております。

次に歳出予算について、目的別に御説明申し上げます。

予算書の12ページをお開きください。

1 款、議会費は、15.7%減の1億8,086万4,000円計上しております。

2 款、総務費は、1.3%減の45億9,617万7,000円計上しております。

3 款、民生費は、7.6%増の82億74万8,000円計上しております。

4 款、衛生費は、1.4%減の13億259万7,000円計上しております。

6 款、農林水産業費は、21.7%減の14億7,534万8,000円計上しております。

7 款、商工費は、4.2%減の19億1,597万2,000円計上しております。

8 款、土木費は、7.9%増の18億8,869万3,000円計上しております。

9 款、消防費は、17.4%増の6億9,353万7,000円計上しております。

10款、教育費は、2.7%減の16億7,024万6,000円計上しております。

このほか、11款、災害復旧費に1,572万5,000円、12款、公債費に26億6,009万3,000円、14款、予備費に2,000万円それぞれ計上しております。

それでは、それぞれの予算の内容について、主な事業を説明してまいります。

予算書の62ページから63ページにかけて、予算説明資料は25ページでございますが、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、職員の安全運転意識の向上のため、また、市民の見守り役として、全ての公用車、消防用自動車及びマイクロバスにドライブレコーダーを設置する費用を618万7,000円計上しております。

予算書の62ページ、予算説明資料は16ページでございますが、自治会使送業務を委託することにより、高齢者の雇用を確保するとともに、障がい者の雇用を支援する「自治会使送業務委託事業」に252万円計上しております。

予算書の66ページから67ページにかけて、予算説明資料は35ページでございますが、4目、企画費は、人口減少対策として、地域や地域の人々と多様に関わる人々、関係人口を創出するため、市外に在住の方が本市と継続的なつながりを持つ機会や、きっかけを提供する「関係人口創出事業」に174万6,000円計上しております。

予算書の69ページ、予算説明資料は42ページでございますが、6目、情報管理費は、現行の基幹業務システムが平成32年12月で延長期間が満了となることから、次期基幹業務システムに更新

を行う「基幹業務システム更新事業」に1億2,864万5,000円計上しております。

予算書の73ページ、予算説明資料は65ページでございますが、2項、徴税費、2目、賦課徴収費は、適正かつ公正な賦課のため、課税客体の現況を航空写真撮影データにより把握するとともに、全庁的な利活用を行う、「デジタルオルソ画像共同更新負担金」を1,970万円計上しております。

予算書の77ページ、予算説明資料は23ページでございますが、4項、選挙費、3目、執行選挙費は、平成31年7月28日任期満了に伴う参議院議員選挙の執行経費を2,827万円計上しております。

予算書の80ページから81ページにかけて、予算説明資料は71ページでございますが、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、消費税率の10%への引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、市内における消費を喚起・下支えする「低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業」に2億6,831万6,000円計上しております。なお、この事業は、後ほど述べる市単独のプレミアム商品券発行事業と異なり、全額国の財源で実施するものでございます。

予算書の86ページ、予算説明資料は88ページでございますが、2項、児童福祉費、4目、保育所費は、老朽改築による保育環境整備等の保育所の施設整備に要する費用の一部を助成することにより、子供を安心して育てることができる体制の整備を図る、「保育所等整備交付金事業」に4億8,807万円計上しております。

予算書の93ページから94ページにかけて、予算説明資料は98ページでございますが、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、疾病に対して免疫の効果を得させるため、予防接種法に基づく定期予防接種等を実施する、「予防接種等事業」に、今年度から新たに昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対して、風しんの抗体検査及び予防接種を実施する事業を設け、9,595万1,000円計上しております。

予算書の98ページ、予算説明資料は68ページでございますが、2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、使用済み紙おむつの再資源化に向けて、実証実験及びモデル回収を継続して行い、埋立処分場の長寿命化、更には国内外で普及可能な再資源化システムの確立を目指す、「使用済み紙おむつ再資源化事業」に2,470万円計上しております。

予算書の101ページ、予算説明資料は102ページでございますが、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、平成24年の策定以降、高速道路の整備等社会環境の変化に伴い、計画変更の必要が生じている志布志農業振興地域整備計画について、本市の総合的な振興を図るため全体的に見直す、「農業振興地域整備計画策定事業」に1,415万7,000円計上しております。

予算書の114ページ、予算説明資料は131ページでございますが、3項、水産業費、3目、漁港建設費は、夏井漁港の水産基盤機能保全事業により防波堤、物揚場の整備を、県単市町村保全事業による電灯設置工事をそれぞれ行う「漁港建設事業」に2,200万円計上しております。

予算書の116ページ、予算説明資料は49ページでございますが、7款、商工費、1項、商工費、

2目、商工業振興費は、本市内に工場等を新設し、又は増設した企業に対して企業立地促進補助金の交付を行う「企業立地促進補助金等交付事業」に2億246万円計上しております。

予算書の117ページ、予算説明資料は52ページでございますが、国が行う事業とは別に、プレミアム、割増金20%付きの商品券を発行・販売し、市内商工業の振興及び地域経済の活性化を図る「プレミアム商品券発行事業」に係る費用4,424万4,000円を計上しております。

予算書の123ページから124ページにかけて、予算説明資料は134ページでございますが、8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費は、市道維持修繕工事や幹線市道の維持管理、市道伐採など市単独維持管理事業に2億7,393万円、予算書の124ページから125ページにかけて、予算説明資料は135ページでございますが、3目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金を活用し、市道香月線の安楽大橋等の橋りょうを含む市道の新設改良を行う社会資本整備総合交付金事業に合計で7億6,000万円、予算書の131ページ、予算説明資料は142ページでございますが、6項、住宅費、3目、住宅建設費は、志布志市住生活基本計画に基づき、PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップにより、官民連携手法で地域優良賃貸住宅の整備計画を策定するため、実施方針策定のアドバイザー契約を行う、「PPP事業、地域優良賃貸住宅整備事業」に812万2,000円をそれぞれ計上しております。

予算書の133ページ、予算説明資料は19ページでございますが、9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、「潤ヶ野八野分団詰所整備事業」として、実施設計の完了に伴い、新築工事のための費用を3,967万3,000円計上しております。

予算説明資料は21ページでございますが、防災行政無線（移動系）の老朽化に伴う設備の更新及び防災行政無線のアナログ解消を目的にMC A無線を整備し、情報伝達体制の確立を図る「防災行政無線（移動系）整備事業」に5,995万円計上しております。

予算書の142ページ、予算説明資料は156ページでございますが、10款、教育費、3項、中学校費、2目、教育振興費は、平成31年度に新たに取り組む事業で、中学生の英語力及び学習意欲の向上を図るため、英検を受験する生徒の英語技能検定料を市が負担し、グローバル化に対応した英語教育の推進を図る「中学校英語技能検定実施事業」に221万2,000円を計上しております。

予算書の154ページから155ページにかけて、予算説明資料は168ページでございますが、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、スポーツの振興や健康増進、体力向上等、生涯を通してスポーツに親しめる環境を整えるため、その活動の中心となる総合型地域スポーツクラブを設立・育成する「総合型地域スポーツクラブ推進事業」に278万3,000円計上しております。

予算書の155ページ、予算説明資料は169ページでございますが、「燃ゆる感動かごしま国体」のリハーサル大会として位置付けられている第55回全国社会人サッカー選手権大会の円滑な運営を図るとともに、2020年かごしま国体に向け、周知啓発活動や各関係機関の連携及び運営組織の強化を図る、「第75回国民体育大会かごしま国体事業」に1億275万7,000円計上しております。

次に、特別会計予算（案）について、御説明申し上げます。

まずは、国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成31年度志布志市の国民健康保険特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ41億5,719万1,000円となり、前年度と比較しますと、2億836万7,000円、5.3%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の178ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等の国民健康保険税を7億375万円計上しております。

181ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を30億1,211万6,000円計上しております。

184ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を3億2,100万円計上しております。

193ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、療養諸費を25億1,043万円、194ページの高額療養費を3億7,709万3,000円、196ページの出産育児諸費を1,891万円それぞれ計上しております。

なお、審査支払手数料、出産育児一時金及び葬祭費を除く保険給付費の総額は、歳入の県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金と同額になるものでございます。

予算書の198ページ、予算説明資料は178ページでございますが、県が負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県に納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分を7億9,025万5,000円、予算書199ページの後期高齢者支援金等分を2億3,680万3,000円、予算書200ページの介護給付金分を8,982万2,000円それぞれ計上しております。

予算書の202ページをお開きください。

歳出の保健事業費は、特定健康診査等事業費を4,044万2,000円計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,475万6,000円となり、前年度と比較しますと、990万4,000円、2.5%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の214ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を1億4,000万円、普通徴収保険料を7,320万円それぞれ計上しております。

216ページをお開きください。

歳入の繰入金は、保険基盤安定繰入金を1億6,042万7,000円、事務費繰入金を349万3,000円それぞれ計上しております。

225ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を3億7,372万7,000円計上しております。

226ページをお開きください。

歳出の保健事業費の健康保持増進事業費は、健康診査費を677万3,000円計上しております。

次に、介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成31年度志布志市介護保険特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ40億1,586万円となり、前年度と比較しますと、肉付け予算であります第1号補正予算との比較になりますが、1,712万5,000円、0.4%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の238ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を6億6,100万円計上しております。

240ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、保険給付に対する国の負担金を6億8,037万6,000円、241ページの調整交付金、事業費補助金及び地域支援事業交付金を4億1,441万8,000円それぞれ計上しております。

242ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、保険給付費及び地域支援事業に対する第2号被保険者の負担分を10億6,226万4,000円計上しております。

245ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、保険給付及び地域支援事業に対する市の負担分、低所得者保険料軽減事業及び事務費の繰り入れを5億1,578万9,000円計上しております。

251ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、要介護1から5までの認定を受けている方の給付費である介護サービス等諸費を34億4,350万円、253ページの要支援1と2の認定者に対する給付費の介護予防サービス等諸費を8,400万円、255ページの審査支払手数料のその他諸費を300万円、256ページの自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費を1億1,330万円、257ページの介護保険と医療保険の両方を利用して介護と医療の自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額医療合算介護サービス等費を1,540万円、258ページの介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきましては、所得に応じて上限が設けられており、これを超える部分を給付する特定入所者介護サービス等費を2億380万円それぞれ計上しております。

261ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費は、総合相談事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報体制の整備、認知症総合支援事業などに関する包括的支援事業、任意事業費を3,533万5,000円、263ページの要支援者等の訪問型及び通所型サービス事業費や介護予防ケアマネジメント作成に関する介護予防生活支援サービス事業費を5,846万4,000円それぞれ計上しております。

次に、下水道管理特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,776万3,000円となり、前年度と比較しますと、402万1,000円、1.4%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の271ページをお開きください。

第2表、地方債につきましては、資本費平準化債の限度額を3,940万円としております。

274ページをお開きください。

歳入の使用料及び手数料は、下水道使用料を7,190万円計上しております。

277ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1億8,390万3,000円計上しております。

281ページをお開きください。

歳入の市債は、農林水産業債の資本費平準化債を3,940万円計上しております。

282ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費として職員2人分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理に要する経費等9,299万7,000円計上しております。

284ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を2億376万6,000円計上しております。

次に、公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ981万4,000円となり、前年度と比較しますと、698万5,000円、246.9%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の296ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を952万5,000円計上しております。

299ページをお開きください。

歳出の公共下水道事業費は、平成12年度から事業休止状態の事業となっている公共下水道事業の見直しを検討するため事業再評価検討業務の実施に700万円計上するなど、合わせて702万1,000円計上しております。

300ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を252万5,000円計上しております。

次に、国民宿舎特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ8,074万1,000円となり、前年度と比較しますと、肉付け予算であります第1号補正予算との比較になりますが、551万4,000円、7.3%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の307ページをお開きください。

歳入の公営企業収入は、指定管理者からの納入金を2,000万円計上しております。

309ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を6,058万4,000円計上しております。

312ページをお開きください。

歳出の管理費は、国民宿舎の維持管理に関する経費を4,866万4,000円計上しております。

313ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を3,157万7,000円計上しております。

次に、工業団地整備事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,703万2,000円となり、前年度と比較しますと、肉付け予算であります第1号補正予算との比較になりますが、4億9,480万8,000円、222.7%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます
予算書の318ページをお開きください。

第2表、地方債につきましては、地域開発事業債の限度額を5億7,210万円としております。

321ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を216万5,000円、322ページの工業団地整備事業積立基金繰入金を1億4,208万6,000円それぞれ計上しております。

323ページをお開きください。

歳入の市債は、地域開発事業債を5億7,210万円計上しております。

328ページをお開きください。

歳出の事業費は、4工区及び5工区の造成に係る工事請負費、用地取得費等を5億9,013万5,000円計上しております。

329ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の管理償還金を1億2,557万7,000円計上しております。

次に、水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

平成31年度志布志市水道事業会計予算（案）につきましては、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入として、水道事業収益を6億3,429万9,000円計上し、サービス提供に係る費用である収益的支出として、水道事業費用を5億9,476万9,000円計上しております。

資本的収入の主なものとしましては、企業債、出資金、国庫補助金、工事負担金等であり、総額6,900万円計上し、支出につきましては、野神原、新橋及び東部地区の簡易水道統合整備事業、国・県道を含む道路改良工事による布設替え等に係る費用として3億7,662万6,000円計上しております。

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額3億762万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,763万3,000円、過年度分損益勘定留保資金6,136万円、当年度分損益勘定留保資金1億9,730万8,000円、減債積立金676万円及び建設改良積立金2,456万5,000円で補填するものでございます。

以上、平成31年度の当初予算案について、述べてまいりましたが、市民の皆様方や議員各位の御理解と御協力、また、更なる御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） ここで10分間休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

日程第14 議案第9号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第14、議案第9号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成30年度の公務員人事管理に関する報告に鑑み、長時間労働を是正するため、時間外勤務命令を行うことができる上限を規則で定める措置を講じるものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） 議案第9号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明いたします。

本案は、人事院の平成30年度の公務員人事管理に関する報告に鑑み、長時間労働を是正するため、時間外勤務命令を行うことができる上限を規則で定める措置を講じる必要があることから提案するものでございます。

付議案件説明資料の3ページをお開きください。

第8条に第3項を追加し、同条第2項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項を規則で定めることができるよう改正するものでございます。

規則改正につきましては、時間外勤務命令の上限時間の設定、長時間労働に関する面接指導について新たに加えることを想定しております。

時間外勤務命令の上限時間の設定につきましては、時間外勤務の上限を1か月45時間、年間360時間に抑えるものであります。ただし、他律的業務の比重の高い部署においては、1か月100時間、年間720時間に抑えるものです。

また、大規模災害への対応等、真にやむを得ない場合には上限を超えることができるものとするところであります。

長時間労働に関する面接指導につきましては、1か月80時間を超える時間外勤務をし、疲労の蓄積が認められる職員からの申し出があった場合、医師の面接指導を行うものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

終わります。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 国の働き方改革でということなんですけど、事実、志布志市において今回改定がされるわけですね。現状と比較した時に、国が示しているそこに対して大幅に超えているという現状の職員がどれぐらいいるものなのかというのが1点です。

そして二つ目に、この「他律的義務の比重の高い部署」というのは、本来志布志市の公務員の職員の方に対して、そういう部署というのが現実に存在するんですか。その2点だけお願いします。

○総務課長（山田勝大君） 平成30年度の4月から12月までの期間で、一月当たり45時間以上の時間外勤務を行った職員は12人で、延べ13月であります。

平成30年度は、一月当たり45時間以上の勤務については46人でございます。

100時間以上の時間外勤務を行っていたのは、2人ございまして、選挙管理委員会の事務が平成29年度にあったところでございます。

年間360時間を超える時間外勤務を行っていたのは3名で、同じく選挙関係の事務に従事したところでございます。

それから、他律的業務でございますけれども、国が示す業務は、国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事する者で、その範囲は必要最小限にするべきであるということがうたわれております。

本市におきましては、まだ協議中ございまして、具体的な業務ということについては決まっておられませんけれども、選挙事務等については、他律的業務に当たるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○19番（小園義行君） はい、よく分かりました。

あとは、今回新しく条例改正されますね。災害が起きたときの技術職員の方々の勤務時間というのは、人数もそんなにたくさんいらっしゃるわけではないから、ここには当てはまらずに、ある特定の時期だけというのがありますね。そういったものに対する考え方というのは、どういうふうに私たち理解するといいいんですかね。45時間をはるかに超えると思うんですけど、その技術職員の人たちの、この条例から見たときの対応の仕方です。

○総務課長（山田勝大君） 災害等が発生した場合の時間外の場合には、特例業務というケースに当たろうかと思えます。

その場合につきましては、45時間、あるいは80時間等の制限は無く、必要な時間外勤務が求め

られると思います。そのように時間外勤務を命ずることになるかと思います。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第15、議案第10号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成30年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

内容につきましては、議員、市長、副市長及び教育長の6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とするものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

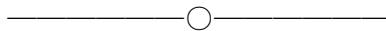
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第16、議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成30年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当及び勤

勉手当の額を改定するものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） 議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明いたしました。

本案は、人事院の平成30年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定する必要があることから提案するものでございます。

付議案件説明資料の6ページをお開きください。

主な提案内容につきましては、期末手当について、6月期及び12月期の支給月数を平準化し、均等に配分した支給月数に改定し、平成30年12月定例会において、期末勤勉手当について支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分として、引き上げ分を12月期の勤勉手当に配分することを可決していただきましたが、平成31年度以降において、12月期に配分しました0.05月分を6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数に均等に0.025月分ずつ配分した支給月数に改定するものでございます。

それでは、議案に基づき説明を申し上げます。

付議案件説明資料の7ページをお開きください。

第23条では、同条第2項で一般職員の期末手当の支給月額を6月期「100分の122.5」を「100分の130」に、12月期「100分の137.5」を「100分の130」に改めるものでございます。

また、第27条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員につきましては、6月期「100分の102.5」を「100分の110」に引き上げ、12月期「100分の117.5」を「100分の110」に改めるものでございます。

次に、同条第3項で再任用職員に対する期末手当の適用について規定されており、先ほど説明しました一般職の支給月額を規定しております同条第2項中の「100分の130」を「100分の72.5」に「100分の110」を「100分の62.5」に読み替えるものでございます。

なお、最任用職員のうち管理職手当を支給される職員につきましては、本市には対象はおりませんが、国の改正に準じて改正を行っているため規定のみ行っているところでございます。

第26条では、同条第2項第1項で、一般職員の勤勉手当の支給月額を6月期「100分の90」を「100分の92.5」に12月期「100分の95」を「100分の92.5」に改めるものでございます。

また、次条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員につきましては、6月期「100分の110」を「100分の112.5」に引き上げ、12月期「100分の115」を「100分の112.5」に改めるものでございます。

次に、同条第2項第2号で最任用職員の勤勉手当の支給月数の6月期「100分の42.5」を「100分の45」に、12月期「100分の47.5」を「100分の45」に改めるものです。

また、次条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員とは、再任用職員のうち管理職手当を支給されている職員で、その職員につきましては、6月期「100分の52.5」を「100分の55」

に、12月期「100分の57.5」を「100分の55」に改めるものでございます。

なお、再任用職員のうち管理職手当を支給される職員につきましては、本市には対象はおりませんが、国の改正に準じ改正を行っているため、規定のみ行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

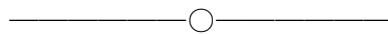
終わります。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第12号 志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第17、議案第12号、志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約をめぐる商慣習の変化に対応し、更なる経費の消滅及び円滑な事務の遂行に資するため、長期継続契約を締結することができる契約の種類を拡大するものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） 議案第12号、志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料の9ページをお開きください。

新旧対照表の右側の欄に記載がございます現行の条文でございますが、物品の賃貸借として複写機、印刷機、ファクシミリといった事務機器、パソコン、ソフトウェアといったOA機器を想定したものとなっております。

また、役務の提供として事務機器及びOA機器の賃貸借に付随する保守業務、庁舎等警備管理業務、清掃業務、廃棄物収集業務、電気機械設備保守管理業務を想定したものとなっております。

現下の商慣習におきましては、自動車のリースが一般的なものになっているほか、防犯カメラやAEDが普及し、これらのリースも行われているなど、平成18年の制度開始当時に想定されていなかった物品の賃貸借及び役務の提供について、長期継続契約とすることが適当なものがござ

います。

このような社会経済情勢の変化に即時に対応できるよう、対象の限定的な規定ぶりから包括的な規定ぶりに条文を改めるものでございます。

新旧対照表の左側の欄に記載がございますとおり、第2条第1号で長期継続契約を締結することができる物品の賃貸借については、事務用機器、その他の物品を借り入れる契約で、「商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの」と定め、同条第2号で「長期継続契約を締結することができる役務の提供については、庁舎管理業務、その他の役務の提供を受ける契約で毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの」と定めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 理解の仕方として、事務機でも契約で借りますね。そうすると保守業務は、当然そこを契約したところがされるというふうに理解するんですね。たまたま今回は、先ほど課長の説明だと、「商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの」というのは、それは今、私が言ったようなことでの理解でいいんですね。別にできますよということじゃないですよ。いわゆる事務機をAというところにして、別なところが今度は保守業務をすると、そういうことじゃないですよ。言葉をこのようにしたという理解でいいですか。

○財務課長（仮重良一君） ただいま御質問のとおり、この旧の条例での理解は、事務機器の契約をした場合に、それに付随する保守契約ができますということになっているんですけども、機器の賃貸借については、リースの場合5年間というものがありまして、5年間経過したらリースが解約されると、その場合でも品物は残りますので、その後の保守について、この条文ではできないということで、「新しく役務の提供を受けるもの」ということで、今回制定をするものでございます。

○議長（西江園 明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第13号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第18、議案第13号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の償還方法を拡充するとともに、災害援護資金の貸付けについて被災者が保証人を立てることを要しないこととする措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（折田孝幸君） 議案第13号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の10ページをお開きください。

第14条は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、字句を整理するものでございます。

第15条第1項は、災害援護資金の償還方法について、現行は半年賦償還のみでございましたが、年賦償還及び月賦償還を加えるものでございます。

第2条第2項は、第1項で償還方法を年賦償還、半年賦償還、月賦償還に改正することに伴い、償還方法を明確化するとともに、貸付金を災害援護資金とし、字句を整理するものでございます。

同条第3項は、災害援護資金の貸し付けについて、被災者が保証人を立てることを要しないこととする措置が講じられたため、保証人を削除するとともに、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の条ずれに伴い、整理するものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

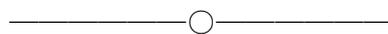
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第14号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第19、議案第14号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医

療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、ひとり親家庭医療費助成制度及び重度心身障害者医療費助成制度の利用者の負担軽減を図るため、保険医療機関等に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成することに伴い、助成に関する規定を改正するとともに、規定の整理を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（折田孝幸君） 議案第14号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の11ページを御覧ください。

まず第1条の志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてですが、第5条は、受給資格者の定義を明確にするため、字句の整理をするものでございます。

第7条の見出しは、志布志市子ども医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例と整合性を図るため、字句の整備を、第1項及び第2項の改正は、第2条第7項で既に保険給付について定義されているため、字句の整理を行うものでございます。

第7条第3項は、これまで保険医療機関等に支払った保険給付の一部負担金について、一部負担金に限定していた助成を保険医療機関等に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成対象に加えるものでございます。

第8条及び第9条の見出しは、志布志市子ども医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例と整合性を図るため字句の整理を、第8第2項及び第10条第2号の改正は、第2条第7項で既に保険給付について定義されているため、字句の整理をするものでございます。

付議案件説明資料の12ページを御覧ください。

次に、第2条の志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてですが、第2条第6項は、志布志市子ども医療費の助成に関する条例及び志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例との整合性を図るため、字句の整理をするものでございます。

第3条第1項は、同条第3項において保険医療機関等を位置付けるため定義するものでございます。同条第2項は、志布志子ども医療費の助成に関する条例及び志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例との整合性を図るため、字句の整理をするものでございます。

同条第3項は、これまで保険医療機関等に支払った保険給付の一部負担金に限定していた助成を保険医療機関等に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成対象に加えるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行しますが、第1条の規定は、平成31年10月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第20 議案第15号 志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第20、議案第15号、志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、技術士法施行規則の一部改正に伴い、技術士試験の第2次試験の選択科目が見直され、上下水道部門に関わる選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合される措置が講じられたため、当該措置に関する規定を削るものであります。

内容につきましては、第4条第8号中、「又は水道環境」を削るものであります。

なお、この条例は、慣例法令の施行の日と同じく、平成31年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第15号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第21 議案第16号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第21、議案第16号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、説明申し上げます。

本案は、大隅圏域の課題解決に向け、定住自立圏構想における現行の取り組みを推進することに伴い、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定を変更するため、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 議案第16号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、補足して説明いたします。

付議案件説明資料の14ページをお開きください。

はじめに、協定書の前に今回の定住自立圏の概要等について説明させていただきます。

まず、1の定住自立圏構想についてであります。定住自立圏構想は、人口減少、少子高齢化の急速な進行を背景として、地方圏において安心して暮らせる地域を各地域に形成し、地方圏から3大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏の流れを創出することで、人口流出の抑制と定住促進による地域活性化を目指す地方再生の取り組みでございます。

具体的には、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより圏域全体として、必要な生活機能等を確保する定住自立圏構想を推進して、地方圏における定住の受け皿を形成するものであります。

2の大隅定住自立圏につきましては、定住自立圏は、人口5万人程度以上の中心地と、その近隣市町村が自らの意思で1対1の協定を締結していくことで形成している圏域であり、中心都市宣言を行った鹿屋市と垂水市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町が平成21年10月に大隅定住自立圏の形成に関する協定書を締結いたしました。

協定に基づき具体的取り組みを推進するために、定住自立圏共生ビジョンを策定し、現在、圏域の救急医療体制の整備や地方公共交通のネットワークの構築などに取り組んでいるところでございます。

3番目の大隅定住自立圏の取り組みの経緯につきましては、平成21年9月に構成市町の議会において、協定の締結を議決しております。同年10月に鹿屋市と、それぞれの市・町が大隅定住自立圏形成協定を締結し、平成22年3月に第一次の大隅定住自立圏の共生ビジョンを策定しております。

平成26年8月からは、第2ビジョンに向けて医療・福祉・地域公共交通・交流・移住促進の事業を追加する内容で、協定書の追加の構成市・町においての協定の変更議決をいただいたところでございます。

4番目の今回の大隅定住自立圏形成の協定の変更につきましては、第2次の大隅定住自立圏共生ビジョンの期間が、平成30年度に終了するために、現在新たな第3次、2019年度から2023年度までの大隅定住自立圏ビジョンの策定中でございます。ビジョンでは、広域で取り組む事業として医療・福祉・産業振興・地域公共交通・交流・移住促進を掲げているところでございます。

今回の第3次ビジョンの策定におきましては、第2次ビジョンに対して大幅な変更はありませんで、施設の名称の変更や文言の修正が主なものでありまして、現行の取り組みの充実を図るといふものでございます。

この第3次ビジョンの策定にあわせて、大隅定住自立圏形成協定書におきましても、一部変更

の必要があることから、今回協定の変更についての議会の議決をお願いするものでございます。

最後、5番目ですけれども、定住自立圏に取り組む市町村に対する支援措置でございますけれども、包括的財政措置としまして、中心地及び近隣市町村に対しまして、特別交付税の措置があります。

また、地方公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想の推進のための各関係各省による事業の優先採択があるということでございます。

それでは、前置きが長くなりましたけれども、鹿屋市と本市の定住自立圏の形成に関する協定の変更について説明を申し上げます。

議案書の方をお開きください。

議案第16号であります。議案は次のページでございます。

別紙という形で、大隅定住自立圏の形成に関する変更協定書でございます。

協定書の別表のうち、別表第1と第2の全部を改正する改正案となっているところでございますので、どの部分が改正になったのか具体的な改正箇所につきまして、付議案件説明資料の16ページ、付議案件説明資料に戻っていただきまして、説明資料の先ほどの16ページをお開きください。

新旧対照表でございます。右側部分が旧、左側が新ということでございますけれども、この表の見方でございますが、甲の役割という部分が鹿屋市の役割でございます。乙の役割というのが志布志市の役割ということでございます。鹿屋市と近隣市・町が、それぞれ協定を締結しておりますので、今回それぞれ変更を行うというものでございます。

それでは、変更箇所を説明いたします。

乙の志布志市の役割を中心に説明させていただきます。

まず、この別表1のウ、産業振興、1の大隅ブランドの確立の取り組みの中で、旧の方ですけれども、乙の役割のところ、「大隅加工技術拠点」とありますけれども、これを新たに「大隅加工技術研究センター」に改めるものであります。これは鹿児島県大隅加工技術研究センターが、平成27年4月に鹿屋市に開設したことに伴う改正でございます。

取り組み2の6次産業化の推進でございますけれども、17ページの方の役割、乙の役割の新でございますが、大隅加工技術研究センターの整備により、広域利用の観点から志布志市の役割を加えているところでございます。

新の方でございますが、3の方で区域内の一次産品をその区域内において、加工・製造する事業者を支援するというところでございます。

そして、(4)で大隅加工技術センターと連携して事業者、研究機関等の乙の区域内の立地を促進するという内容を追加しているところでございます。

次に、同じ17ページ、別表2のアの地域公共交通の交流人口の増加のための公共交通ネットワーク構築の取り組みということでは、乙の役割としまして、新しくスポーツ合宿等の交流の部分について、誘致を行い、さんふらわあの利用を促進するというところで、しっかりとさんふらわあ

の利用促進を明文化しているということの変更でございます。

次の18ページでございます。

イの地域内外の住民との交流、移住の圏域の誘客の促進の取り組みでは、これまで乙の役割では、旧のところで大隅広域観光開発推進会議を中心とした表記になっているところでございますけれども、新たな新の方では、今後は広く大隅地域が一体となるという考え方から、関係機関と連携し、マーケティング調査、分析等による戦略に基づくプロモーションを行う。また、この戦略に基づき、観光物産フェア、キャンペーン等も実施するというふうに加しているところでございます。

次の19ページの新しい取り組みの内容につきましても、大隅地域が一体となり、観光商品の開発等を行い、地域の稼ぐ力を引き出し、観光・地域づくりを実現するというふうに変更しているところでございます。これにつきましては、平成30年度に設立しました株式会社おおすみ観光未来会議等や関係機関と連携して、更に大隅地域が一体となって、更なる観光地づくりを推進するという趣旨での変更ということでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議いただきますように、お願いいたします。

終わります。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回3次の協定を結ばれるということですか。

仮に、志布志市が中心市になりますよという宣言も、今回の協定の改定で可能なんですか。それが具体的に一つです。

今回それをしなくても鹿屋市がということですが、さんふらわあ関係でも、両方に明確に誘致、利用ということがうたわれています。

今回これまでの協定を結んできた中で、鹿屋市を含めて、このさんふらわあの利用、そういったものが弱かったということなのかと、どれぐらいの実績があったんだろうねというのが少しありますので、それを分かっていたらお示しをいただきたい。

最後の大隅地域一帯の取り組みについては、先日、議員研修もありまして、株式会社おおすみ観光未来会議ですかね、努力されているんだなということで、そういうのが入ったのは、とてもあれだなと思っています。そこはいいですけど、二つの点について、ちょっとお願いします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） まず、最初の質問ですけれども、中心市ということでございますけれども、中心市につきましては、鹿屋市が平成21年3月に宣言しているところですが、一応中心市としまして、人口5万人程度ということが基準となっているところでございます。

県内においては、鹿屋市、指宿市、薩摩川内市等が中心市の宣言をしているという状況でございます。

それから、今回観光の部分でも、さんふらわあ等のことが、しっかりと明文化されているところですが、大隅開発期成会、また、この会の中でもこの事業については、重点的に取り組

もうということで、昨年度から非常に強化をしながら進めていこうということで、取り組みをしているところでございます。

具体的な数字については、今は持ち合わせていないところでございます。

[小園義行君「はい分かりました」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） よろしいですか。

[小園義行君「はい」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

来週25日は、休会とします。

26日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時03分 延会

平成31年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成31年2月26日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第17号 市道路線の廃止について
- 日程第3 議案第18号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第19号 市道路線の変更について
- 日程第5 議案第20号 学林地の立木の処分について
- 日程第6 議案第21号 平成31年度志布志市一般会計予算
- 日程第7 議案第22号 平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第23号 平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第24号 平成31年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第25号 平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第11 議案第26号 平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第27号 平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第13 議案第28号 平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第29号 平成31年度志布志市水道事業会計予算

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 小 野 幸 喜	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志布志支所長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農業委員会事務局長 福 岡 雅 人
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 若 松 利 広	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。

○
日程第2 議案第17号 市道路線の廃止について

○議長（西江園 明君） 日程第2、議案第17号、市道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、市道路線の廃止について説明を申し上げます。

本案は、農業基盤整備促進事業による農道の整備に伴い、市道西馬場2号線及び市道西馬場3号線を農道に変更するため、市道の路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項において、準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第17号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○
日程第3 議案第18号 市道路線の認定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第18号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、東九州自動車道及び農道の整備に伴い、路線の整理を図るとともに、一般国道220号及び市道上ノ浜押切線に接続する農道及び生活道路の区域について、市道として一元化した管理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、市道として、こういう認定が出ているわけですけど、今回の認定、そして廃止、変更、それぞれで交付税の対応がどういう状況なのかというのが1点です。

もし、他にも今回認定のこういった道路ですね、そういったものがあれば、管理の問題はある

でしょうけど、歳入を市長がかねて「入るを量りて出ざるを制す」という、そういう言葉とあわせた時に、他にもまだこういうふうにして認定して、ちゃんとお金をいただくものはいただきますよという、そういったものがないのかですね、もしあるのであれば、早急にそういった対応をすべきじゃないかというふうにあります。そういったものについては、今回出されている以外に、まだあるのかということについて、ちょっとお願いします。

○建設課長（假屋眞治君） おはようございます。

では、お答えします。

まず、道路に係る普通交付税措置額の件でございますけれども、これにつきましては、道路面積と延長の値を基に算出をして交付税の措置額が出ております。今回、認定と廃止と変更で延長と道路面積についても増えております。

しかしながら、この算出単価というものが、改定がございまして、延長の方では1,000円ほど単価が上がっているんですけれども、面積の単価の方が1,800円ほど下がっております。ということで、通常、大体4億8,000万円程度の交付税措置があるところが、今回700万円程度減額になる予定でございます。

それから、次の他にはないかということでございますが、基本的に毎年道路台帳の整備をしているところでございます。ということで、その都度毎年今の時期に認定、廃止を議案に出しているところでございます。

という中で、確認はしておるんですが、770kmという道路がある中で、中には、そういうまだ道路に、市道として認定した方がいい箇所もあるかもしれないということでございます。そこについて、毎年精査してまいるところでございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第18号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第4 議案第19号 市道路線の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第19号、市道路線の変更についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、市道路線の変更について説明を申し上げます。

本案は、東九州自動車道整備事業による市道路線の改良及び農道の整備に伴い、路線の起点及び終点の整理を行う必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第19号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○

日程第5 議案第20号 学林地の立木の処分について

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第20号、学林地の立木の処分についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、学林地の立木の処分について、説明を申し上げます。

本案は、尾野見小学校PTA会長による学林地の立木処分の願い出があったことから、当該学林地の立木を処分するに当たり、志布志学林地条例第5条本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育総務課長（徳田弘美君） 議案第20号、学林地の立木の処分について、補足して御説明を申し上げます。

今回、尾野見小学校PTA会長から管理をされています学林地の立木処分の願い出が提出されたところでございます。

学林地の立木の処分につきましては、志布志市学林地条例第5条本文において、「議会の議決を受けなければならない」と規定されていることから御提案させていただきましてでございます。

処分を予定されている学林地の所在地でございます。松山町尾野見字中原48番2及び字梨木1521番5、立木の種別及び数量につきましては、スギ、ヒノキ、計約1,235本、約495㎡で林齢といたしましては、約55年になるようでございます。

処分の理由でございますが、森林作業の経験が無い会員が増加していることに伴い、学林地を管理することが困難になったため、立木の処分後の学林地につきましては、市への返還を予定されております。

なお、処分による収入金につきましては、志布志市学林地条例第6条におきまして、「学林地の立木は、当該学校PTAの収入とする」と規定されているところでございます。

続きまして、付議案件説明資料の30ページを御覧ください。

今回、立木の処分を予定されている学林地の位置でございますが、尾野見小学校から、ほぼ南方向に直線距離で約300m、県道499号、柿ノ木志布志線から少し入った県道に沿うように赤い線で囲んでいる部分でございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第6 議案第21号 平成31年度志布志市一般会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第21号、平成31年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、平成31年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成31年度志布志市一般会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第21号については、8人の委員で構成する平成31年度志布志市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号については、8人の委員で構成する平成31年度志布志市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○

○議長（西江園 明君） お諮りします。

ただいま設置されました平成31年度志布志市一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、尖信一君、青山浩二君、八代誠君、持留忠義君、鶴迫京子さん、小野広嗣君、岩根賢二君、小園義行君、以上8名を指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8人を平成31年度志布志市一般会計予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○

○議長（西江園 明君） 次に、委員会条例第9条第2項の規定より、特別委員会の委員長及び

副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成31年度志布志市一般会計予算審査特別委員会を招集します。

ただいまから第1委員会室において、特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩します。



午前10時16分 休憩

午前10時23分 再開



○議長（西江園 明君） 再開します。

ただいま特別委員会において、互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に岩根賢二君、副委員長に青山浩二君。

以上であります。



日程第7 議案第22号 平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第22号、平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第23号 平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第23号、平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第9 議案第24号 平成31年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第24号、平成31年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、平成31年度志布志市介護保険特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成31年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第10 議案第25号 平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第25号、平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第11 議案第26号 平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第11、議案第26号、平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第26号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第27号 平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第12、議案第27号、平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第28号 平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第28号、平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第

211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第28号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第29号 平成31年度志布志市水道事業会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第14、議案第29号、平成31年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、平成31年度志布志市水道事業会計予算について、説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、平成31年度志布志市水道事業会計予算を調製したもので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第29号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から3月4日までは、休会とします。

3月5日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、付議事件にかかる委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前10時35分 散会

平成31年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成31年3月5日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第3 議案第2号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第3号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第4号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第5号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第6号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第7号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第8号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 一般質問
 - 野 村 広 志
 - 小 野 広 嗣
 - 八 代 誠

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	下 平 晴 行	副 市 長	武 石 裕 二
教 育 長	和 田 幸 一 郎	総 務 課 長	山 田 勝 大
財 務 課 長	仮 重 良 一	企画政策課長	樺 山 弘 昭
情報管理課長	小 野 幸 喜	港湾商工課長	柴 昭 一 郎
税 務 課 長	吉 田 秀 浩	市民環境課長	西 川 順 一
福 祉 課 長	折 田 孝 幸	保 健 課 長	西 山 裕 行
農政畜産課長	重 山 浩	耕地林務水産課長	立 山 憲 一
建 設 課 長	假 屋 眞 治	松 山 支 所 長	今 井 善 文
志布志支所長	竹 田 孝 志	水 道 課 長	新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者	立 木 清 美	農業委員会事務局長	福 岡 雅 人
教育総務課長	徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長	谷 口 源 太 郎
生涯学習課長	若 松 利 広	危 機 管 理 監	河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 後 広 幸	次長兼議事係長	中 水 忍
調査管理係長	毛 野 仁	議 事 係	溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。



日程第2 議案第1号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）

○議長（西江園 明君） 日程第2、議案第1号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、八代誠総務常任委員長。

○総務常任委員長（八代 誠君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第1号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、2月27日、委員6人出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、会計課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、コンビニ納付及び口座振替について、これまではコンビニ納付件数が右肩上がりが増えていたが、現在は当初の見込みより少なくなっている。この状況をどのように捉えているかとただしたところ、平成26年度に運用を開始したコンビニ納付により、過去5年間は、コンビニ納付が1万8,000件の増、口座振替が1万4,000件の減、窓口納付が1万1,000件の増となり、市民の利便性は向上したと考えるが、市としては、コンビニ納付の制度は維持しながら、最も手数料が安く、市民も納付に出向かなくてよい、口座振替を一層推進する必要があると考えているとの答弁でありました。

今後、口座振替の件数を増やすため、市民に向けた広報の在り方を考えるべきではないかとただしたところ、今年度初めて、市内の金融機関の代表に集まってもらい、合同の会議を開催した。その際、税務課が散らしを配布し、金融機関窓口における口座振替推進のための周知を実施したところである。今後も口座振替の推進のため、関係課と連携して広報していきたいとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書にて、職員2名分の地方公務員共済組合等負担金の不用額による減額であ

るとの補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料により、議員1名辞職に伴う議員報酬及び政務活動費交付金等の不用額による減額、また、議会音響システム等更新事業に伴う音響機器設定業務等委託料及び備品購入費の執行残による減額であるとの補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市の滞納繰越額は、どの程度あるのかとただしたところ、一般会計分が1億5,147万8,923円、特別会計分が2億4,200万3,056円であるとの答弁でありました。

法人税や固定資産税における滞納繰越額をどのように分析しているのかとただしたところ、以前は法人税の滞納はほとんど見られなかったが、リーマンショック以降、経営が立ち行かない小規模な事業所が出てきていると分析している。固定資産税の滞納繰越分については、所有者が亡くなられ、相続放棄により徴収できなくなるケースもあるとの答弁でありました。

本市において、負の債権があることによる相続放棄があるのかとただしたところ、本市でも増加傾向にあるとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ICTと情報セキュリティ研修を行っているが、どのような研修を行っているのかとただしたところ、ICT研修については、主に新規採用職員向けの研修であり、ワード・エクセルは応用を、アクセス等は基礎・応用の研修を計8回実施し、受講者は60名であった。また、情報セキュリティ研修については、端末を操作する職員・嘱託職員・臨時職員の全職員を対象とし、本庁・各支所で計9回実施し、469名の受講があったとの答弁でありました。

研修実施によるパソコン操作習熟度等の成果を把握すべきではないかとただしたところ、成果把握による仕事の効率化等を図る観点からも、関係課と連携し把握に努めたいとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、移住定住促進事業について、今回増額補正となっているが、何件分を見込んだものか、また、移住・定住した世帯の地域別の状況はどのようになっているのかとただしたところ、今回の増額補正については、市報等による周知効果もあり、約9件の要望があったところである。平成29年度より件数が伸びており、平成29年度は23世帯90人、平成30年度は28世帯111人を見込んでいる。平成30年度については、平成31年1月末時点で松山地域7世帯、志布志地域3世帯、有明地域9世帯であるとの答弁でありました。

本事業の内容等含め、今後どのように進めていく考えかとただしたところ、移住定住促進事業

については、人口減少に歯止めをかける観点からも本市の大きな柱となる事業であるが、市内においても移住・定住できる地域が限定されていること等、平成31年度1年間をかけ、内容を精査していきたいと考えているため、平成31年度については現行の内容で事業を継続したいとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、消防防災施設整備事業の耐震性貯水槽整備が減額されているが、整備した基数や場所、形状等についてただしたところ、今年度整備した耐震性貯水槽は2基で、志布志地域の安楽地区及び松山地域の泰野地区に設置した。形状については40t水槽タイプを整備しているが、設置予定地の形状により事業費に差異が生じているとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、合併特例債による基金造成について、事業の平準化を図るとの説明であったが、一方、施政方針ではメリハリのある予算編成を行うとしている。どのように事業の平準化を図っていく考えかとただしたところ、合併特例債の発行には限度額が定められており、合併特例債により造成された基金は、元金償還済みの金額分までしか充当できないこととなっているが、合併特例債の活用期限である平成37年度までの事業に対して、少しでも長い期間基金を充当できるよう、積立金の平準化を図っていきたいと考えているとの答弁でありました。

合併特例債を充当できる事業が決まっていることや、2020年には、過疎債を発行する法律が期限を迎えることなどから、今後の財源措置の在り方について、どのように考えているのかとただしたところ、合併特例債及び過疎債は、財政上有利な起債として認識している。合併特例債は、平成37年度まで活用が延長となったことから、両方の起債を効果的に選択し、事業への財源措置を行う必要があると考えているとの答弁でありました。

最後に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、観光費の修繕料において、今回の減額補正は事業の先送りによるものであるとの説明があったがどういうことか。また、ダグリ岬遊園地は、県内唯一の遊園地であることから、観光名所の一つとして、様々な方法によりPRすべきではないかとただしたところ、修繕料については、当初、本年度末にかけ、ダグリ岬遊園地プールのウォータースライダー塗装を行う予定であった。しかし、関係課と協議する中で、今後のダグリ岬遊園地への継続支援の在り方も含め協議したのち、修繕を行った方がよいのではないかと意見があったため、市長と協議したところ、継続支援していくとの方針に至ったが、本年度中の修繕は困難となったことから、次年度へ事業を先送りするものである。また、ダグリ岬公園周辺整備基本計画においても、ダグリ岬遊園地はボルベリアダグリ等と一体として捉え、観光振興を図ることが位置付けられており、今後、年間を通じて集客できるよう、本市の観光拠点として整備を進めていきたいと考えている

との答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第1号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） 次に、19番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第1号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、2月27日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、浄化槽設置整備事業について、設置件数が想定件数を下回った要因と、平成31年度当初予算の設置見込み件数についてただしたところ、平成29年度の設置実績は191件であったが、平成30年度当初予算編成時点では、平成31年10月の消費税増税前の駆け込み需要を想定し、230件の設置を見込んでいたが、結果的には170件の設置であった。平成31年度当初予算については、平成30年度の実績を踏まえ180件の設置を計上しているとの答弁でありました。

狂犬病予防注射手数料、畜犬登録手数料がいずれも減額されているが、接種状況、登録状況、殺処分の推移についてただしたところ、平成26年度の畜犬台帳登録頭数は2,122頭、狂犬病予防注射接種頭数は1,648頭であったが、平成31年1月末現在の登録頭数は1,859頭、狂犬病予防注射接種頭数は1,354頭となっており、いずれも減少傾向となっている。

殺処分頭数について具体的な数字は把握していないが、県においても殺処分ゼロに向け、里親を探す譲渡会も開催されていることから、市としても協力していきたいと考えているとの答弁でありました。

社会保障・税番号制度システム整備補助金は減額となっているが、マイナンバーカードの発行状況についてただしたところ、平成30年12月31日現在で、交付枚数2,458枚、交付率7.68%となっているとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繰越明許費に計上されている小学校、中学校の普通教室空調機整備事業のこれまでの執行状況と今後の予定についてただしたところ、これまでの執行状況について

は、2月18日に入札・契約運営委員会を開催し、2月22日に公告している。今後については、3月7日の開札、15日頃の契約締結を予定しているとの答弁でありました。

小学校、中学校の普通教室空調機整備事業については、平成31年6月末までに完了したいとの説明であった。県内でも空調機設置が進められているが、確実な機材調達はあるのかとただしたところ、本市においては、平成30年9月議会で実施設計にかかる補正予算を議決いただき、既に成果品を収受し、現在、工事発注まで行っている状況であるため、予定している6月末までの完成は可能ではないかと考えている。県内の他市町村の状況について、現時点における工事契約済の市町村は1町のみとの情報であり、市内電気工事業者にも確認したところ、現時点での機材確保については可能であるとの確認が取れているとの答弁でありました。

伊崎田中学校特別教室棟改築事業、中学校施設改修事業については、入札中止を理由に減額されているが、入札中止になった要因についてただしたところ、本年度は、県発注の工事も多く、市内業者においても受注が伸びている中で、12月に発注が集中したことや工事期間が短い条件の中で、工期内完成に必要な作業員の確保が困難であったことが入札中止となった一番の要因であると考えているとの答弁でありました。

中学校施設改修事業のプール周辺整備工事（5工区）の施工場所と、12月発注になった理由についてただしたところ、プール周辺整備工事の主な施工場所は、志布志中学校であるが、プールへの進入通路確保やプール利用時期、体育館を利用する学校行事等について中学校と協議した結果、12月の工事発注に至ったものであるとの答弁でありました。

学力向上推進事業については、鹿児島大学から教授、学生の派遣を受け入れ、授業の改善や学力向上を目的に実施されているが、実績により報償費、旅費が減額されている。今年度の実績と実績を踏まえた平成31年度予算の在り方についてただしたところ、平成30年度については、大学教授、学生の派遣回数をそれぞれ42回、80回としていたが、日程調整等が課題となり、大学教授25回、学生31回の実績となった。平成31年度については、大学教授、学生を含め46回の派遣を見込んでいるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、開田の里公園にかかる施設管理業務委託料が減額されている要因についてただしたところ、今回減額した委託料については、大規模な補修等に必要な設計委託等を想定した予算であったが、今年度において執行見込みがないことから減額するものであるとの答弁でありました。

市誌編さん事業の進捗状況と編集会議委員数についてただしたところ、市誌編さん事業については、平成30年度から本格的な執筆作業に入っている。発行時期については、市制施行15周年目となる平成32年度末の発行を目指して取り組んでいるところである。編集会議委員については、32名で構成されているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業については、システム改修費用として377万6,000円が繰越明許費として計上されているが、本事業のためだけに必要な改修なのかとただしたところ、今回の低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業については、本年2月7日の国の補正予算成立を受け、当該30年度分の事務費を、377万6,000円計上したところである。平成31年度へ繰り越しての実施となるが、本事業実施のためだけのシステム改修であると受け止めているとの答弁でありました。

プレミアム付き商品券の購入対象予定者については、平成31年1月1日時点で市内に住民票を有する平成31年度分住民税非課税者9,400人と、2019年6月1日時点で志布志市に住民票を有する平成28年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主600人となっているが、どのように通知するのかとただしたところ、子育て世帯については、購入できる旨の文書を直接送付することとなる。住民税非課税世帯については、想定される対象者に対し購入希望申請書を送付するという国の考え方に従い、改修後のシステムにより、税情報との突合を経て、通知することになると想定している。通知後は、購入希望申請書を提出いただき、提出者が購入の要件を満たしているか否かの確認作業を行い、合致している対象者については購入引換券を送付し、窓口で商品券を購入してもらうことになるが、複雑な手続きになると想定しているとの答弁でありました。

新年度での低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業にかかる予算額、補助金額についてただしたところ、事務費等を含め、全体で2億6,831万6,000円計上している。商品券の発行額については、2億5,000万円を計上しているが、5,000万円については補助金であるが、2億円については購入予定者が負担することになるとの答弁でありました。

放課後児童健全育成事業について、委託料が1,760万7,000円増額された理由と、現在の利用者数についてただしたところ、毎年改定される国庫補助基準額の増額もあったが、平成30年4月1日時点では、20支援単位であった対象が、6月1日から23支援単位に増加したことにより委託料を増額する必要が生じたところである。平成30年12月現在で、621人が利用しているとの答弁でありました。

最後に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「食」の自立支援事業の委託料306万5,000円が減額された要因についてただしたところ、4月時点での利用者は50人であったが、徐々に減少し、12月末での利用者は39人となったため減額するものである。利用者減少の要因については、入院等のほか90歳到達により介護保険特別会計で実施している配食支援事業への移行、新規申請者が減っていることが利用者減少の要因であるとの答弁でありました。

予防接種等事業については、現時点での接種率が7割程度にとどまっていることを踏まえた減額補正であるとの説明であったが、接種率は低下傾向なのかとただしたところ、予防接種の種類によって異なるが、現時点では全体として7割程度の接種率となっている。接種方法についても

関係者の意見等を踏まえ集団接種から個別接種に転換したが、接種率の上昇にはつながっていない。個別接種が定着した現状においては、保護者による管理が重要であると考え、就学前健診時に呼び掛けることで接種される方も見受けられるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第1号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） 次に、12番、丸山一産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となっています議案第1号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、2月27日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告をいたします。

はじめに、農業委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、研修に伴う旅費の残額が減額補正されている。農業委員、農地利用最適化推進委員の新しい制度下で初めての研修だったが、参加状況はどうだったのかとただしたところ、当初8月22日、23日で研修を計画し、36人中32人が参加予定だったが台風により延期となった。日程等を再調整し11月19、20日に実施したが、19人の参加となった。今後は、全員が参加できるよう日程等の調整に努めるとの答弁でありました。

国からの交付内示を受け、農地利用最適化交付金が増額補正されているが、農業委員、推進委員に対して、月額報酬とは別に支払われるのかとただしたところ、この交付金は、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化につながる活動に対して、実績に応じて国から交付されるものであり、農業委員、推進委員の月額報酬とは別に支払うことになるとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繰越明許費の説明の中で、公共土木施設災害復旧事業については、繰り越しの理由のひとつとして入札中止があったとのことだが、入札中止の理由は何かとただしたところ、建設課分では、災害復旧工事2件、伊崎田団地の外構工事1件、吉村押切線の側溝布設工事1件が入札中止となった。全国的には東京オリンピックや大規模災害、市内では都城志布志道路の工事受注、また、年度末ということも併せて、総合的に人手が不足しており、事業者側が受注できない状況にあると考える。建設課の目標として上半期80%の早期発注はクリアしてお

り、今後も早期発注に努めていく。特に災害関係は標準工期を取るため繰り越しを行い、一般的に建設業の業務が少ない4・5月の業務の平準化を図る対策も検討しているとの答弁でありました。

行政は単年度会計であり、入札が中止になると業者優位になる可能性もある。このことについて今後どのように対応していくのかとただしたところ、入札・契約運営委員会で分析し、対応について議論している。工期を柔軟にとること、国から指示が来ているとおり明許繰越や債務負担行為の活用などを検討している。また、入札中止の場合、入札参加者を替えて入札する体制を作っているところであるとの答弁でありました。

都市計画区域変更事業が事業費確定に伴い減額されているが、都市計画区域の変更に向けた今後の流れについてただしたところ、今回の区域変更は、(仮称)志布志有明ICが完成することにより、物流業者などの開発意欲が増え、ICから半径300m内の1種農地が3種農地になるため、現在の都市計画区域を広げて、秩序ある開発を目指すものであり、この事業による成果物をもとに、住民説明会の開催や県都市計画審議会に諮っていく。農業振興地域と都市計画区域が重複する部分もあり、農地を守りながら共存できるよう調整し進めていくとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業用廃プラスチック類を回収する農業生産対策事業について、回収量の確定により減額されているが、回収の回数は年度当初には決まっているのかとただしたところ、農業用廃プラスチック類適正処理対策協議会において農家の代表に話し合ってもらい、今年度の回収は年3回と決定し、市報や散らし、告知端末等で周知しているとの答弁でありました。

農業次世代人材投資事業(経営開始型)について、交付対象者が見込みより少なく減額となっているが、その理由について、また、新規採択者の作目と交付対象年齢についてただしたところ、当初見込んでいた新規採択者数の減と、2名の転出による減額である。新規7名のうち、農業公社でのピーマンが3名、ほうれん草が2名、サカシバが1名、露地野菜が1名であり、平成30年度は45歳までが対象であったとの答弁でありました。

農地中間管理機構による農地の貸し借りに伴う、機構集積協力金事業は大きく減額されており、農業委員会や農業公社など、関係機関と更に連携して取り組む必要があるのではないかとただしたところ、ここ数年は、各地区の重点地区を決めて事業を実施してきた。団地については、ほぼ集積が終わり、今後は新たな地区や法人を探さなければならない。2人の農地中間管理事業推進員を置いており、今後更に関係機関と連携しながら取り組んでいくとの答弁でありました。

最後に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、多面的機能支払交付金事業について、当初の見込みより市内組織数が減り、減額補正されているが、その理由についてただしたところ、組織数については、新規5か所を含め29組織と見込んでいたが、同意がまとまらなかったところがあり、実際は4か所の新

規申請であった。減額の主な理由は、農業用施設の長寿命化のための活動について、昨年度より交付金の交付率が下がったことによるものであるとの答弁でありました。

市有林管理事業については、下刈りと再造林の事業実績により減額されているが、事業実施面積の内訳についてただしたところ、平成30年度は、下刈り事業を4地区で15.88ha、再造林を1地区で2.45ha実施したとの答弁でありました。

市有林の再造林にあたっては、スギやヒノキを植えているのかとただしたところ、基本的にはスギ・ヒノキであるが、急峻な場所や河川沿いは災害につながる可能性があるため、全てを人工林にという方向は難しくなっており、場所等によっては広葉樹化を図っていくとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第1号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第10号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

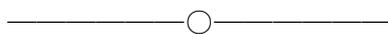
これから採決します。

お諮りします。議案第1号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第2号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第2号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第2号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、2月27日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、雑入の納付金で1,570万6,000円が増額されている一般被保険者第三者納付金についてただしたところ、一般被保険者第三者納付金については、交通事故等による通院等により保険者が負担した医療給付費相当分を求償事務の代行主体である国保連合会が加害者側に請求し、徴収した保険料を保険者である市が収納するものである。今年度は、対象者13人分として、2,020万6,000円を収納しているとの答弁でありました。

今回の補正で、国民健康保険基金積立金が1億1,000万円計上されているが、どの程度の積み立てを想定しているのかとただしたところ、具体的な目標額等は設定していないが、前年度の繰り越しもあったため、新年度予算を編成する上で積み立て可能な状況であると判断し、予備費等の繰越金等も勘案し、1億1,000万円を基金積立金として計上したところであるとの答弁でありました。

平成31年度予算編成にあたり、積み立てた基金を取り崩さないといけなような状況なのかとただしたところ、全県国保へ移行したことにより、1月に県が示す次年度の納付金確定額を次年度の税込額と剰余金で支払うことが可能かどうかを見極めていくことになるため、年度途中で給付費が不足するというようなことにはならない。平成31年度については、1億1,000万円を基金に積み立てても、黒字運営になると想定しているが、平成31年度の納付金は、平成30年度に比較し、7,000万円以上増額となっている。平成30年度の医療費の伸びを考慮しても、平成32年度の納付金が1億1,000万円以下となるようであれば、平成32年度も黒字運営が可能であるが、それ以上になるようであれば、平成32年度の当初予算編成時において税込の見込額を踏まえた対応が必要になると思われるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第2号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第3号 平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第3号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第3号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、2月27日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳入で計上している後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料、普通徴収保険料が増額補正された根拠についてただしたところ、後期高齢者医療保険料の特別徴収200万円、普通徴収770万円の補正については、現在の収納実績を踏まえ、増額したところである。徴収した保険料は、後期高齢者医療広域連合へ納付することとなるため、歳出についても同額の970万円を増額したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成30年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

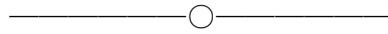
お諮りします。議案第3号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、所管委員長の報告

のとおり可決されました。



日程第5 議案第4号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第4号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第4号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、2月27日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般会計で実施している「食」の自立支援事業の利用者は、90歳に到達すると、介護保険特別会計で実施している配食支援事業に移行するとの説明であったが、委託料が減額された要因は何かとただしたところ、特別会計で実施している配食支援事業については、90歳以上の方、介護認定を受けている方で、食の確保が困難な方、栄養状態の改善や見守りが必要な方が対象者となっている。

平成30年度当初時点では、60人程度の登録があり、毎月2、3人の申請があり、12月末時点での登録者は80人程度となっているが、入院や施設入所、死亡等で利用者は59人ととどまっているとの答弁でありました。

認知症カフェ開設にかかる認知症地域支援・ケア向上事業委託料が減額された要因についてただしたところ、市内で4か所の認知症カフェ開設を想定していたが、3か所の開設となったため、1か所分を減額したものであるとの答弁でありました。

認知症サポーター等養成事業委託料についても減額されているが、養成実績についてただしたところ、今年度の養成実績については、現時点で183人であるが、これまでの累計では、3,236人となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第4号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第5号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第5号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第5号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、2月27日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公債費については、借入利率の確定による減額補正との説明であるが、何%で確定したのかとただしたところ、毎年、資本費平準化債を借り入れているが、当初予算編成時点においては、その利率が確定していないため1.5%を想定して、予算計上したところであった。今回、その利率が0.5%で確定したため、借り入れた資本費平準化債3,330万円に係る利子について、減額補正するものであるとの答弁でありました。

一般管理費の施設管理業務委託料については、年間を通しての契約であると思われるが、減額となった要因は何かとただしたところ、4か所の浄化センターの管理業務委託料であるが、施設の維持管理のほか、機器の保守点検等に係る入札執行残の減額であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第5号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第4号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第6号 平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第6号、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第6号、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、2月27日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明として、今回の補正は歳入の繰越金を確定した収入済み額に合わせるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、直接議案に関する質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第6号、平成30年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第7号 平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第7号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第7号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、2月27日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、修繕料について、大幅に減額補正となった原因は何かとただしたところ、今回減額する修繕料556万円については、当初予定していた修繕料の執行残でもあるが、ボルベリアダグリ等において、突発的な修繕が発生した場合に対応するための予算である緊急修繕料260万円の減額が主な要因であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第7号、平成30年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

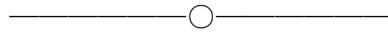
お諮りします。議案第7号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、所管委員長の報告

のとおり可決されました。



日程第9 議案第8号 平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第8号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第8号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、2月27日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市臨海工業団地整備事業における工事請負費が5,641万4,000円の減額となっているが、原因は何かとただしたところ、今回の減額補正については、臨海工業団地4工区の造成費用と、2工区の流末排水施設工事分の減額となる。4工区の造成工事については、各種許可等が下り次第、造成工事の着手となるが、今年度中の工事着手が見込めないことから、また、2工区の流末排水施設工事についても、分譲企業による建物配置計画の今年度中の決定が見込めないことから、1工区の流末排水施設工事のみを施工することとなったため、減額するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第8号、平成30年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、所管委員長の報告

のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

引き続き、一般質問を行います。

○
午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開
○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○
日程第10 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第10、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 皆さん、こんにちは。真政志の会の野村でございます。

さて、いよいよ平成最後の定例会、一般質問になりますけれども、早速来年4月1日には新しい元号発表があるようでございまして、また、どのような元号になるか、大変興味もわいているところでございますけれども、また1か月後の5月1日に新しい天皇即位式が執り行われるという予定になっているようでございます。

こういった、いわゆる国家的なプロジェクトとでも申しましょうか、国民にとっても大変重要で関心事の影響がある事柄については、国においては十分に時間をかけて事を進めているようでございます。

天皇陛下がお気持ちを述べられたのが、確か平成28年8月であったかと思っておりますけれども、おおよそ退位までの準備期間として2年と10か月ほどですかね、様々な有識者の議論であるとか、国民の声、また天皇陛下自身のお気持ちも十分に考慮して事が進められてきたものだろうと推察しているところでございます。

また、沖縄県においては、アメリカ軍の普天間飛行場の辺野古移設の問題について、辺野古での埋め立ての賛否を問う県民投票が2月24日に、ようやく実施がなされたところでございます。結果については、皆さん御存じかと思っておりますので、ここでは触れませんが、要は申したいこと、やはりどのような事柄でも「急いで事はし損じる」という言葉もございます。特に、こういった国民や県民、または市民にとって、今後の生活において大変影響を及ぼすこと、重要な決定事項については、十分に時間をかけて議論を深め、拙速な決断や判断には慎重に事に当たるべきであると考えております。

このことは、これからお聞きをしましてまいります本庁舎の移転における進め方においても十分考慮されるべきではなかろうかなと考えているところでございます。そういったことも胸に秘めながら、早速本題に入らせていただきたいと思います。

昨年12月7日でしたが、議会の方の全員協議会において、市長の方から志布志市の本庁舎移転の基本方針が示されたところであります。

まず確認をしておきますが、この前提となるのが、平成30年1月に行われました志布志市長選挙において、下平市長の選挙公約として大きくこのことが掲げられ、選挙戦を戦われ、その結果を受けて、市民の民意が一定なりの判断を示したものとして準備を進めてこられたものと認識をしているわけでございますけれども、その点についてまず確認をさせていただきます。

○市長（下平晴行君） 野村広志議員の御質問にお答えいたします。

今志布志市では、東九州自動車道や都城志布志道路について、年次的に整備促進が図られております。志布志港においても国際バルク戦略港湾としての整備が進んでおります。また、臨海工業団地の分譲や企業誘致についても、これまでに無い要望を受けての進捗状況であり、南九州の物流拠点として大きく発展することが可能となっております。

そして、今後、志布志市が発展していくためには、経済発展の核となる拠点が必要であります。拠点を中心に「人と人の交流」、そして、ヒト・モノ・カネ・情報が交流することで、大きな経済効果が発生します。行政と商工、行政と観光、行政と港湾企業が、それぞれ密接に連携することによりタイムリーな情報発信と、スピード感ある施策の推進ができるのであり、その拠点が市役所であります。

道路網の整備、港湾の整備により交通アクセスの向上が図られ、この効果を人口増加につなげていくためにも地理的優位性のある志布志支所を新たなまちづくりの拠点とすべきであります。

これらのことから市役所本庁舎については、地理的優位性のある志布志支所に移転し、新たなまちづくりを推進していくことが、志布志市の発展につながるものと確信をしております。

地方自治法第4条2項では、「市役所事務所の位置は、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について、適当な配慮を払わなければならない」と定めております。事務所位置決定の基準としては、他の官公署との関係については、住民の利用に便利であるように考慮されるべきであるから、なるべく同一場所に設けることが適当であるとしております。その位置決定の合理的判断の基準としては、学校、商工会議所、または商工会、農業協同組合の事務所等も考慮されるべきであろうとされております。

これを踏まえまして、今回の本庁舎移転の基本方針をまとめましたので、市民の皆様の御理解を得ながら本庁舎の移転について進めていきたいと考えております。

○6番（野村広志君） 民主主義の根幹であります選挙の結果において、公約の実行については、一定の理解を示すものでありますし、また我々議会人としても示された基本方針、今市長の方から説明がありました基本方針についても、理解と配慮を必要とするものではなかろうかなと考えております。

市長が選挙の結果だけで、全ての公約が市長が示された計画どおりには進められないということも、また御認識されているとは思いますが、私自身は、この本庁舎の移転の基本計画における大筋の方針については理解をしつつも、今後の考え方であるとか、進め方、予算の在り方

等については、先般行われました本庁舎の移転に関する市民説明会の議論であるとか、市民の皆様様々な今聞こえております声を基に、このままでは十分でないという判断ができた場合については、時間をかけて堂々と議論をさせていただき、また軌道修正を提案させていただかなければならないこともあろうかと思えます。

また、可否の判断についても、将来にわたって本市の発展を鑑みて、志布志市民全体の不利益にならないことなど様々な観点から判断をいたしたいと考えております。

施政方針の方にも市長からありましたとおり、市長はよく「市民目線」という言葉を使われます。大変すばらしい言葉だと思っておりますが、市民の皆さんの思いに寄り添う市政運営に取り組む覚悟は十分に感じとられておりますので、ぜひとも志布志市内、均等ある配慮と発展、標準化されたバランスのとれた市政運営に当たっていただけるものとして、大いに期待して質問してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

今回、7人の同僚議員からも、この同様の本庁舎移転問題に対する質問が入っているようでございます。この問題の重要性、ないしは関心事であるということが伺えるのかなと思っております。御認識していらっしゃるのかなと思えます。

では、先ほども少し触れました市内3地区で開催をされました市民における3地区の本庁舎の移転に関する説明会、このことについて開催をして直接市民の方々の声をお聞きしたわけですが、まずは、その感想についてお聞かせをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転の考え方でございますが、本庁舎移転につきましては、本庁全体を志布志支所へ移転することを目標としておりますが、全体スペース、容量的なものもあることから、段階的に実施していきたいと考えております。

本庁舎移転基本方針では、短期・中期・長期の段階的な移転計画をしておりますが、その方針としましては、短期計画では、今回の管理部門の移転であり、スピード感を持って取り組むこととしております。

中期計画では、行政、組織の機構改革等もあわせて検討することとして、周辺施設も含めて、本庁全体の移転計画策定を検討いたします。

そして、長期計画では早い段階から基金造成を行いながら、新たな庁舎建設について検討していく必要があると考えております。

今回、具体的に市民の皆様にご説明しておりますのは短期計画である管理部門等の移転の内容であり、管理部門が所在する庁舎が自治法上での本庁となるものでございます。この短期計画では、まず、市長、副市長室、管理部門等、総務課、財務課、企画政策課、港湾商工課から優先的に移転してまいります。議会関係についても、管理部門と一体化して位置付けているところであります。

そして、この短期計画については、具体的に準備を進め、2021年1月1日を移転日として計画をしているところでございます。

市民の声でございますが、今回、本庁舎移転基本方針の具体的内容を市民の皆様にご説明するた

め、先ほど質問がございました3か所での開催をしたところでございます。

志布志市が今後大きく発展するためには、経済発展の拠点が必要であり、その拠点づくりのための最優先課題が本庁舎の移転であることを御説明したところでございます。

私が市民の皆様の特にお伝えしたかったことは、まちを活性化するために今行政は何をすべきかという思いが、その根幹にあるということでございます。参加された市民の皆様からは、基本方針、段階的移転計画、移転費用、防災対策、新庁舎建設など移転に関する多くの貴重な御意見をいただきました。疑問や不安の声、賛同の意見や、しつた激励など、市民の皆様からの様々な声を真摯に受け止めるとともに、その声の一つ一つに対して誠実にお答えをしたところでございます。

今回の説明会を省みますと、本庁舎移転に対する市民の皆様のお考え方には、それぞれの思いがあったことは認識するところでありますが、まちの活性化には何が重要かという観点から本庁舎移転の重要性についての理解を深めていただくために、今後も引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） この3地区の説明会、率直に、市長、これはおおむね理解が得られたという認識でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、私はそのように感じております。

○6番（野村広志君） ということは、改めて説明会を開くとか、また、そういった要望等があれば、更に、この事業の内容が明確になった段階で説明会を開くとかいうことは考えていらっしゃるいませんか。

○市長（下平晴行君） 改めて説明会を開くというのは、今のところ考えておりません。ただですね、要望があればいつでも出ていくということは市報にも掲載しておりますので、そのようにしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 様々、今市長からもございましたとおり、あの場でいろいろな意見が出たかと思えますけれども、その疑念と申しますか、質問等々があったわけですが、そういったものをどのようにして解決というか、回答をしていくのか、そこについては、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、やはり地域ごとでも違うというふうに思います。それはしっかりと、議員の皆様も含めて、なぜ本庁舎を志布志支所にもっていくのか、ここは市民の皆様も、いろいろな情報が飛び交っております。それは行政に、あるいは、まちを活性化するためにも議員の皆様と私は同じ立場にいるわけでございますので、そこら辺の説明をしっかりと、お互いにさせていただいて、そのための方向に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 私も3地区とも傍聴というか、参加をさせていただいて、様々な御意見があるなということ、その中で感じたわけですが、一部激しく討論する場面等も少しあったのかなと、そういった声もあるのかなと思っておりますけれども、そういった声も含めて市民の声であるということではないのかなと、私自身は認識しているところであります。

れども、今後においても、このように激しく疑義を訴える方々が、まだまだ理解のところまでいかない市民の方々もいらっしゃるかと思います。そういった方々に対して、市長自身も謙虚に真摯に受け止めていただきまして、ぜひ答弁であるとか、対応に当たっていただければなど、前回の市民の説明会を受けて感じたところでしたけれども、そこについてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私は謙虚に対応しているつもりでございますが、恐らく、その地域で違うというのは、それぞれの情報提供がどういうふうになっているのかなということも含めて、ただ私が全体の3か所の説明会を聞いた中では、やはりこのままじゃいかんと、まちを活性化していかないといかんという部分では、やはり本庁舎を志布志の先ほど言いました、まちがしっかり形成している所に持っていくことで活性化が図れるだろうというような考え方は、市民の皆さんも大方持っていらっしゃるようではあるんですね。その中で、考え方をそう持っていながら、今の状況でも何も問題ないのかというような考え方で言われる方々もいらっしゃいます。そこは、おっしゃるように丁寧に謙虚に、今も謙虚ですけど、より謙虚に説明してまいりたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） はい、分かりました。

様々な御意見がやはりございますので、そういったことも受け止めていただければなど思っております。ここで三つの地域、一つずつどうだったということは、お聞きはいたしませんけれども、またそういったもので対応に当たっていただければと思っております。

先ほどもお話をいたしましたとおり、選挙の結果を踏まえて、この本庁舎の移転への覚悟を改めて決せられたと思っておりますけれども、市長は先日の施政方針の中で、「新たなまちづくりを推進するための大きな柱として位置付けているのが、この本庁舎の移転である」と施政方針の中で述べられております。であれば、今回の本庁舎を移転するという提案において、本来の目的の部分、目的に当たるところは、新たなまちづくりの推進のためと捉えてよろしいのでしょうか。そのところについて少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは私も公約の中に「新しい志布志市をつくってまいります」と言っていますのは、一つは、やはり本庁舎移転も全体的に含めて、まちの活性化を図るための新しいまちづくりという位置付けで、そのように申し上げております。

○6番（野村広志君） 少し整理をいたしますけれども、新しいまちづくりを推進することが本来の目的であって、本庁舎を移転するということが自体が目的ではない、そのような捉え方でよろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） これは、その中に入っております。新しいまちづくりの一つとして本庁舎移転、本庁舎を志布志支所に持っていくということも含まれております。

○6番（野村広志君） 少し意地悪な質問かもしれませんがけれども、とりあえず本庁舎を志布志支所に移転するという、このこと自体が目的ではなくて、新たなまちづくりの推進の一つとして本庁舎を移転をするという認識でよろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） これは所信表明でも五つあげている中の1番目が、やはりそういう新し

いまちづくりをしていくという公約の中に入れておりますので、その一つだということをとってもらえればというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 私も新たなまちづくりを推進すること自体が本来の目的であると思っております。

本庁舎を移転すること自体は、あくまで手段に過ぎないのかなと考えております。説明のあった基本方針の中でも、志布志市が発展していくためには、経済の発展の核となる拠点が必要であると述べておられました。このことは、すごく理解いたします。

また、人と人との交流、「ヒト・モノ・カネ・情報が交流することで、大きな経済効果が発生する」とも、市長は先ほど述べておられました。このことについても十分に理解をいたします。

しかし、その核となる拠点が市役所たらんとする根拠が少し乏しすぎるのかなと私は考えているところでございます。この場合、提案されるのであれば、地理的優位性、先ほどから市長は言われますように地理的優位性を生かした新たなまちづくりの推進プランについて、市役所を中心とした将来にわたる志布志市の5年先、10年先、20年先を見据えたまちづくりの在り方が、まず先に示されるべきであるし、論ずるべき議論ではなかろうかなと思っております。

この第2次総合振興計画においても将来都市像として、未来に躍動する創造都市志布志市として、明記がされております。いちばん冒頭にされているようでございますが、新たな具体的なまちづくりの推進プランは示されているわけではございません。もしこのまま、このまちづくりの推進ということが本来の目的であれば、それに資する議論を十分に積み上げずに、この移転が先行してしまうこと自体が、本来の目的であるまちづくりというものに対する陰を落としてしまいかねないのかなという気が、少し懸念があるところでございます。当然、その中で一緒だと、セットという、市長からのお話があったけれども、あまり移転ありきでないということをお示しをしながら進めていくことが必要のかなと思っておりますが、そこについてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおりであるというふうに私も理解をしております。

本庁舎を持ってくることありきじゃないです。これと同時に一緒に、まちの活性化を図るためには、やはり市民の皆さんにも人が変わるということ、トップが変われば職員も変わると、こういうことも言いましたけれども、やはり何らかのアクションを起こすことで、まちの活性化は出てくるというふうに思っております。それをまず手始めにやったのが本庁舎の移転であり、そして、それだけではございません。やはり職員の意識改革も含めて、市役所とは何なのか、そして行政とは何をすべきなのか、やはり、私はしっかりとトップがビジョンを持って、そういう方向性を同時にできれば一番いいんですけども、考え方としては、まずそういう意識改革をしよう、市民の意識改革をまずしようということからでありますので、これが本来の新しいまちだというふうには考えてはおりません。

○6番（野村広志君） では、少しお聞きします。

そもそも、この新しいまちづくりの推進として示されておりますけれども、この新しいまちづ

くりの推進というのは、どこをというか、どういったことを具体的に示されておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは公約の中でも、あるいは所信表明の中でもお話をしておりますが、まずは本庁舎の位置付けをどうするのか、それから今までに無かったというか、今までに取り組みが無いものについての取り組み、これは「未来へ躍動する創造都市志布志」ということで、志布志市の発展ということでは、農林水産業、基幹産業の振興、そして商工観光も含めて、それから関係省庁との連携、それから近隣自治体との取り組み、そして企業誘致促進等々いっぱいあるわけです。それが新しいまちづくりをしていく、ひとつの基本的な考え方として、この市民説明会にも、そういうことを含めて説明をしております。

まちが活性化するため、あるいは志布志市の発展のためには、やはりまずは、そういう拠点づくりが必要じゃないかということでの新しいまちづくりということでございます。

○6番（野村広志君） このところで重要な新たなまちづくりの推進ということが、少しは認識できたのかなと理解しているところでございますが、本市における様々な施策の中で、最上位計画にあります。今あった第2次総合振興計画でございます、まさに新たなまちづくりの指標となる計画が策定されておりますが、ここに示されていることに、どのように照らし合わせながら整合性をとっていくのか。また、必要な基本構想と基本計画及び、これに向けた実施計画ということが計画されておりますけれども、その整合性をどうとっていくのか。また必要であれば見直しをしていくのかどうか、そこも含めながら、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、第2次総合振興計画については、現在、平成29年度から5年間の前期基本計画及び、それに基づく実施計画を基に施策の推進を行っておりますが、実施計画の毎年度の見直しや、後期基本計画の策定段階において計画内容の検討を行ってきたいというふうに考えているところでございます。

また、公共用施設総合管理計画との整合については、当然これを図っていく必要がありますし、現時点では本庁、支所、どの庁舎に関しても、ある程度の規模の長寿命化は必要であるというふうに判断いたしますので、合理性を欠くものではないと考えております。

○6番（野村広志君） 「大きくは合理性を欠くものではない」ということのようにございますけれども、私は少し整合性が取れていない部分があるのかなと感じております。

前市長の下で作成された、この振興計画であるとしても、行政は継続性をもって執行されなければならないという大前提に立つと、この第2次総合計画においても、やはり大幅な肝となる部分ですね、本庁舎を移転するという政策転換については、そのこと言葉自体は当然直接は書かれておりません。それをにおわすようなことというか、それを感じさせるようなことは、この振興計画に入っているかもしれませんけれども、なかなか私、今回も見返してみても、なかなかストンと落ちてこない部分があったわけですが、そういったことを整合性が合わない部分も含めながら、見直しを行っていくという考えはないのか。また、総合振興計画には審議員がございました。そこに諮問されて、この答申を受けて作成されているわけですが、どこまで立ち

戻るのかとか、また年次的に見直しを行っているということでございましたので、その見直しの中で明記をしていくのかどうかということも含めて、この振興計画については、何らかの整合性を取るべきだなと思っておりますけれども、そこについて、もう一度お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは今おっしゃったように、見直しの中で、そういう関係者との連携を図って取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 第2次振興計画、この中には本庁舎移転に関する新たなまちづくりの推進ということについては、直接的には触れられてはおりません。この振興計画は、これから志布志市の10年間の基本構想のまちづくりや行財政運営の羅針盤にならなければならない計画ではないでしょうか。

議会においても、平成29年3月に第1回定例会付議案件として、議案第18号として第2次志布志市総合計画基本構想策定についてとして議案上程がなされて、総務常任委員会に付議されておりました。議案の審査方法うんぬんで、今後の志布志市の重要なまちづくりの基本となるということで連合審査になった経緯がございます。全議員による連合審査を行いました。

その後、様々な議論を経て、本議会において全会一致で可決、成立したわけがございますけれども、この本庁舎移転となると、志布志市の最上位計画の中においても大きな政策の転換であるのではないかと考えております。何らかの形で、やはり反映をしていかなければ、ずれと申しますか、様々な計画が、この最上位計画を基にしながら組まれておりますので、ずれてくる、合っていない部分が出てくるのかなと考えておりますので、早い段階で取り組みを進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、5か年計画は計画でしっかりとやっておりますが、この3章のまち構造の方向ということで、ゾーンが四つあります。その中の市街地ゾーンにつきましては、「行政などの機能集積により、本市の核となる拠点を」ということでうたっておりますので、私は、この本庁舎の在り方についても同じ方向で進んでいるのではないかなというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今市長からありましたとおり、この連合審査をした時点で、この振興計画で様々な議論をしたわけですが、まちづくりの指標の中で、本庁舎を移転するということまでを想像して、どこまで議案審査、審議をしたかとなりますと、正直言って私は想像もしていませんでした。他の議員の方々がどうだったかというのは分かりませんが、なかなかその段階で、ここに示されたことを含めて、じゃあ5年先、将来にわたっては志布志支所の方に移転をしながらまちづくりを進めていくんだよということについては、読み取れないものではなかったのかなと考えております。これは深く、そこのことに考察しなかった部分がいけなかったと言われればそれまででしょうけれども、なかなか私としては想像の域までいかなかったなと思っております。

私は、この中で七つの基本方針が示されておりますけれども、七つ目の「行財政の市民と共に歩む無駄のない経営」の中の施策の方針で、将来のまちづくりに備えた組織体制と公共施設の在

り方については、弾力的な検討を行うということが記されておりました。この弾力的な検討という部分において、この本庁舎の移転も含まれてくるのかなと、なかなかこの弾力的な検討という部分においても、庁舎移転というところまで読み取るには至らないわけですが、恐らくそういうものも含んでのことかなとは感じたわけですが、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは恐らく行政組織の方式と新行政組織がどうなのかということでの御質問だというふうに理解しておりますが、現在は市長部局の全ての課が有明本庁にあることから、総合支所方式となっているところでございます。

今後新たに志布志支所を本庁として管理部門等を配置することになりますが、当分の間は一部の課においては、本課が有明支所に残るということでございます。

結果的には、志布志本庁兼志布志支所、有明支所、松山支所という形となり、一部分庁方式ということになります。具体的な組織の配置計画であります。志布志本庁に総務課、財務課、企画政策課、港湾商工課、水道課、教育委員会、議会が配置することになります。

有明支所におきましては、新たに地域振興課が配置され、市民環境課、税務課、福祉課、保健課、会計課、農政畜産課、耕地林務水産課、建設課、情報管理課については、有明支所に本課が残るということであります。

松山支所については、農業委員会の配置となります。松山支所、有明支所、志布志本庁が、それぞれの役割の機能を発揮しながら、それぞれの地域の拠点となるような利用促進をしてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） もう一つお聞きします。

この市の市有建造物の老朽化が進んでいるということで、公共施設等の管理計画による計画的な維持・保全と更新により、長寿命化や統廃合等を含め、財政負担の軽減と平準化を図り、施設の有効利用に努める必要があるとも明記されております。当然このことは庁舎だけではなくて、市の公共施設全般における考え方になるかと思っておりますけれども、このところで公共施設等においては、公共施設等総合管理計画が策定されておりますので、今度は、そのところの関係性であったりとか、整合性も問われてくるのかなと感じておりますけれども、この公共施設の総合管理計画との整合性については、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市の公共施設等総合管計画では、現在の公共施設を全て維持しようとすると、1年当たり22億6,000万円程度の費用が必要になると試算をされております。

今後の人口の推移等、社会情勢の変化や本市の将来的な財政の見通し等と現在の公共施設の在り方とあわせて考える必要があります。計画では10年間で99億円の不足が生じるとの試算も出ているため、維持管理に係る費用の圧縮は喫緊の課題となります。

したがって、公共施設の整備、廃止、統合と既存施設の有効活用については、避けられない問題となっており、持続可能な行政運営を行う上で非常に重要な課題となるという認識でございます。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から始めます。

○
午前11時56分 休憩

午後1時04分 再開
○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

○6番（野村広志君） では、昼前に続いて庁舎問題についてお聞きしてまいります。

午前中、本来の目的の部分が新たなまちづくりの推進ということでお話をさせていただいたところでしたが、より具体的な振興推進プランが提案されて、その手段の一つとして核となる拠点に市役所を位置付けて考えていくということであれば、このことについては、少し合点もいくところでありすけれども、あまり本庁舎の移転ばかりが注目を集めて、本庁舎が移転すれば全てがうまくいくなどというような考え方になってしまうと、本来の目的である新たなまちづくりの推進というところが薄れて見えてくるのかなということでは、最初に申し上げたとおり、私自身は本庁舎の位置の問題であったりとか、移転に関することについては、そのことを焦点とした選挙の結果を踏まえて、市民の一定の理解を得ているわけでありすので、改めて引き戻して、そのことに対する議論をするつもりは毛頭ございません。

しかし、市民の多様な意見をやはり聞いていただいて、しっかりと受け止めていただき、進めさせていただきたいという思いは持っておりますので、様々なお願いをしているところであります。

では、そのところで先ほども少しございました移転の基本方針の中の段階的な移転計画のところでございますけれども、先ほど午前中も話をしました短期計画ではスピード感を持って取り組むと、中期では本庁舎を含めた計画の策定が本市は全体を含めた計画が必要であると、長期計画については、基金の造成をしたり、新庁舎の建設等々についても検討していくということで、計画がなされているようであります。本来の目的の部分がまちづくりというところの推進を含むというところの部分もございすので、あまり短期・中期・長期という庁舎の移転の計画だけを示さずに、まちづくりの推進プランも同時に示していただきたいなと思っております。

志布志市の将来を見据えて優先順位をしっかりと図るべきだなと思っております。ここに、この計画については庁舎に関する移転のことしか載っておりません。当然、庁舎移転に対する説明会、ないしは説明資料になっているかと思っておりますけれども、その前提にくるのが新たなまちづくりと、まちづくりの推進ということになろうかと思っております。であれば、まちづくりの推進なくして、庁舎の移転は無いと私は思っております。だから、そこについてもしっかりと明記すべきだと思っておりますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど質問がございました答弁がしっかりできなかった点については、もう一回答弁させていただきますと、この第2次志布志市総合振興計画の中に、13ページなんです、志布志市の現状と課題というのがあります。本市のまちづくりの課題を次のように整理し

まずということで、一つ目は過疎化と少子高齢化、二つ目に志布志港の利用促進と利便性向上、三つ目に雇用就労の場の確保、四つ目に商店街の再生、五つ目に緊急医療、医療体制の充実、六つ目に安心・安全、七つ目に財政というふうにうたわれているわけであります。

そして、20ページ、ここに将来の都市構造というのがあります。これも基本的に都市拠点を志布志港、今の市役所を含めて、その周辺というふうに位置付けをされております。そういう観点からいくと、先ほど私も言いましたように、本庁舎ありきじゃないけれども、本庁舎を移転することによって、この課題が解決できるんじゃないかというふうに考えているところです。

よろしく申し上げます。

○6番（野村広志君） 先ほど少し説明した部分と、今、上手にかみ合ってきたのかなと感じたところでしたけれども、では段階的移転計画のところ、これは移転に関する説明資料の中でありますけれども、この段階的をつけた根拠について、どうしてこの、先ほど説明があった部分は理解しますけれども短期・中期・長期にしなければならない大きな根拠、理由みたいなものがあればお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは、短期については説明したとおり、いわゆる市長、副市長、そして管理部門が移動することにより住所を変えないといけないと、それによって議会の皆さんの議決を得ると、3分の2でございますが、そういうことを経て、そして次の段階に入ろうというのが中期でございます。短期・中期です。中期については、ほとんどの部署を志布志支所に移転するという考え方です。これは、いわゆる志布志支所の今の現状では同時に入ることは不可能です。これは他の施設、あるいは民間の施設も活用した取り組みをしていこうということでございます。

そして長期については、今後20年、施設が30何年でございますので、あと20何年経った時に本庁舎の建て替えをしていかないと、老朽化というふうに考えているんですが、それは財政のことも踏まえ基金ということで、財政には、そういう考え方で20年、30年後に新たな庁舎を造っていこうと、それは先ほども言いましたように財政的なものもありますので、どういうお金を活用していったらいいのか、そこら辺も含めて、これはもちろん、議会の承認を得なければいけない、その中で承認を得た後の段階で、そういう取り組みをしていこうということで、短期・中期・長期という計画をしたところでございます。

○6番（野村広志君） この短期・中期・長期という形で区分けをしたところについての考え方については理解をしたところでございましたが、スピード感を持ってやっていくという短期計画の部分については、市長の思いが色濃く反映されているのかなと少し感じたところでございましたが、いろいろ中期・長期においても考えの下で、こういった取り組みの計画がなされているということでありますが、市長においても我々議員においても4年間という任期がございますので、ある程度早い段階での結果に結び付けたいとするお気持ちもあろうかということも少し考察するわけですが、施政方針の中で市長が言われておりました「何をやったかではなくて、どのような成果があったかを重視する」という成果主義についてを主張されておられました。まさに、このような全市を巻き込み市民の関心事である市民生活にとっても大変大きな影響のある一大ブ

プロジェクトにおいて、市長が示された成果主義であるべきと、私も思っております。

市長の言葉を借りますと、どのような新しいまちづくりの推進の成果があったかという、庁舎の移転は、当然そこに必要であるということは今説明があったとおり、この体系図にももちろん記されておりますけれども、やはり肝になる部分は、どのような新たなまちづくりの推進の成果があったかということ自体が、この成果主義に当たるものではないかなと私は感じております。

どうか、そういった意味合いも込めて大局的な主観に立ちながら、この本来の目的であるまちづくりの立場ということをもう一度立ち止まって考えていただければなと思っておりますけれども、そこについては、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたように志布志市の現状と課題というのがしっかりうたってありますので、そこを踏まえて本庁舎移転をすることによっての対応、解決ができるんじゃないかというふうに思っております。

それは、おっしゃるように、これは大局的にいろいろな角度から見て進めなきゃいけないというふうには思っております。先ほど言いましたように、このことについては、市民の皆さんの理解と、そして財政的な問題、いろいろなものがあるわけでありますので、そういうことを踏まえながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、そこで少し私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

私は、この短期計画の部分で、早期に志布志支所に本庁舎を移転する計画の見直しを行い、短期計画と中期計画を合わせた計画の組み直しを行ってみたいかと考えております。

今後、5年ないし6年程度を目標に掲げた新たなまちづくりの推進プランの策定を行い、より具体的な推進プランを作成して、その推進プランの中で一括して本庁舎の機能全体を移転をする計画として考えてみることも一つの方法ではなかろうかなと考えております。

当然場所の問題であるとか、資金の問題、クリアにしなければならない問題は、今市長からもありましたとおり、もろもろあるかと思いますが、そういった山積している問題等についても、あらゆる観点から考察を深めていただき、市民に親しまれるような市民のための市庁舎、シティーホールでなければならないのかなと考えております。そういったことを進めながら、その他に志布志市の将来にわたる新しいまちづくりの基礎を築き、できるところから計画を進めて、今出ている市民の説明会、庁舎移転に対する説明会でも、様々な課題や問題、疑念が出たところでしたけれども、そういった問題についても真摯に受け止めていただきまして、一つずつ解決を図っていただければ、そしてまた市民に十分な説明と納得のいく方向性を示していただければ一番いい形での本庁舎の移転という形に結び付けてくるのかなという気がいたしておりますけれども、市長、この考えについては、どのようにお考えになりますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃることはよく理解できるんですが、ただ、その取り組み体制の中で期間的に、私は、やはりまちの活性化というか改革をすることによって市民の意識が変わると思うんですね。今おっしゃるのは、よく分かります。

ただ、その期間が全体的に市民の皆さんの意見を聞きながら、そういうことができるのかどうか、ここもちょっと私は懸念するところであります。

まずは、先ほど言いましたように、本庁舎の位置を設定することによって、市民の皆さんから、逆にそのことでのいろんな形でのアドバイスをいただけるんじゃないかなということと、先ほど現状と課題がございました。これは私は早急に、例えば、商店街の再生についても取り組みをしていかないと、失礼ですが、ここ12年間合併して、例えばよそから研修に来ていろいろな形でも食事をする所も無い、そういうことも含めて、商店街の活性化というのは、さっき言いましたように人と人の交流、ヒト・モノ・カネ・情報、やはりこの行き交いがあることによって、まちの活性化があるんだというふうに考えておりますので、まずは、そういう短期・中期・長期と言いましたけれども、まず短期をさせていただいて、そして次の段階で、どういう方向でいけばいいのかというのは、市民の皆さんと、もちろん議会の皆さんも含めて取り組みをしていくことによって、まちの活性化が早めに、私はできるんじゃないかというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 少し先ほどのところに戻ったかなという気がしたんですけども、「庁舎移転ありきではない」ということは、市長述べられました。やはり、もとになるのは目的として、やはりまちづくり、しっかりとしたまちづくりがあって、そのことが庁舎移転ということとセットになって考えていくということでありましたけれども、今庁舎を移転することによって、いろいろなことが生まれてくるということで、また後からまちづくりのことを考えていくというような、ちょっと聞こえ方とか捉え方に少ししたんですけども、そうではないのかなと思っておりますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） それは全く違います。これはあくまでも新しいまちづくりというのは、今この七つの点をいいましたけれども、いわゆる私はトップになる人は、やはりしっかりビジョンを持ってやらないと、これを、もちろん市民の皆さんの意見も聞かなきゃ、これはいけないですね、いけないというより進める段階では必要だというふうには思っています。もちろん議会の皆さんもそうですが、本庁ありき、合併ありきが先に走っているということではございません。本庁舎、まずは移転することによって、いろんなことが起きるだろうと、起こるだろうというのが私の考え方で、これは一つのまちづくりの活性化になる以前の問題ですけど、それをする、議論をすることで、この議会でも、こういう一般質問もいっぱいいただいているということでもありますので、そういう改革というのは何か出さないとですね、出さないとという失礼ですが、何かを起さないと、これは改革できないというふうに思っているわけです。ただ、おっしゃるように本庁舎ありきではないです。このことをすることによって、いろいろなものが生まれるということではありますけれども、他のこともいっぱいありますので、それもあわせて行政改革をしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、一方で有明と松山支所の今後の在り方でございますけれども、両地区の活性化であったりとか振興策についても多くの声が聞かれるところであろうかと思えます。確かに庁舎を動かして中心部分だけの振興策にとどまれば、これはならないことだと思います

けれども、新たなまちづくりの中に、やはり市内全域の均等あるバランスのとれた推進策を図っていく必要があるのかなと思っておりますけれども、そういった声にも、やっぱりしっかり耳を傾けていただきまして、市長としては進めていただきたいと、これは切なる願いでありますけれども、そこについては、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは先ほどから言いますように、やはり地理的優位性、これをしっかりと取り組みをして、松山では松山地域の特性をしっかりと守っていく、そして有明地域については有明地域、志布志地域には、それぞれの地域が持っている地理的優位性をどう生かしていくかということでのやはり活性化があるんじゃないかなと、これは一つは本庁になる所から離れてしまうと、割と疲弊する部分があるというふうに言われておりますけれども、そうならないためにも、私は、やはりそこに住んでいらっしゃる方々が実際何を求めているのか、どうして欲しいのか、どうしたらいいのかというのをしっかりと座談会等でも、私、課長と皆さんで行くということじゃないです。秘書と2人で行こうと、いつでも行ける体制づくりをしておりますので、それは議員がおっしゃいますように、その地域の地理的優位性を本当にしっかりと受け止めて取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 市長の気持ちは、よく理解するところです。この有明、松山、両支所の在り方、また両地域の活性化策についても、しっかりとお願いをしておきたいと思っております。

では、予算については、また後で詳しく触れますけれども、現在の計画では、やはりこの短期計画の投資の部分と中期計画で投資をするという形になるのかなと思います。この二重投資という形で、建物向けの公共施設建設に投資をしなければならなくなるのかなという、この計画ではですね、予測できるわけですがけれども、市長は、あまり任期中ということにこだわらないということであれば、先ほども冒頭に申し上げました「急いては事をし損じる」というようなことにならないかと心配もいたすところであります。

今も市長からありましたとおり、こうした議論ができていくということについては、やはり市長の方が、しっかり掲げられたこの本庁舎移転問題を提起されまして、合併から13年目に初めて市民を巻き込んだ真剣な、こういった議論ができるようになったのかなと思っておりますし、そのこと自体については、とても意義深いものであるのかなと思っております。また必要な時期にきていたのかなという気がいたしております。こういった形で動き出してきているわけでありますので、ある部分では市長の公約の実現には前進しているのかなと感じているところではありますが、何度も申しますように、じっくりと腰を据えて、もう少し時間をかけながら、このことについては進めていったらどうかなと感じておりますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） はい、じっくりと考えて取り組みをしてみたいです。

○6番（野村広志君） そのじっくりというのは、この計画に沿ってじっくりということでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのような考え方でございます。そういう今議員がおっしゃるように、いろんな角度からの考え方をもち謙虚に取り組んでみたいというふうに考えて

おります。

○6番（野村広志君） では次に、新行政組織について少し伺いをいたします。

これも先ほど市長の方から少し説明がありましたけれども、本庁舎の方に市長部局、管理部門の4課と議会関係が移転をすると、有明支所の方に残りの9課が残るという形になりますけれども、これについて、通常の日常業務、市長部局が分かれる形になりますけれども、業務に支障はございませんか。

○市長（下平晴行君） これについては、従来の方法なんですけど、本庁を志布志支所に持ってきた場合は、有明に地域振興課、いわゆる支所長を置くというような形で取り組みをしてまいりたいと思います。

先ほども言いましたように、現在も、そういう形で志布志支所においては支所長、松山支所においても松山支所長を置いて、総務、企画、財務、そういうものの対応をしているということでございます。

今までもそうですが、課長会を1週間に1回、そして支所長との連携もしっかり取っております。そして私が、現状では志布志支所、松山支所にも足を運んでおりますが、これをより頻繁に足を運んで、その連携をしっかり取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 市長が足を運ばれるということは今言われましたけれども、私は少なからず、どれだけの期間になるかは分かりませんが、この分断された形での市長部局ということについては、本来の業務というか、仕事ではなかなかあり得ないことなのかなという、そういった気がいたしております。連携をやはり取っていかなければならない部署、部局はあろうかと思っております。そういったものを分けてしまうということは非常に課題を残すのかなという気がいたしているところでございます。

また、今説明ありましたとおり有明支所の方には、支所長兼地域振興課長を配置するというものでありますけれども、残る9課については、本庁機能を有する課が残るわけでございます、そういったことを考えたときに、この支所長の負担というかは非常に大きいものになるのかなという気がすごくしております。どこまでを支所長の権限とか管理下に置くのかを含めながら考えていらっしゃるのか、そこについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） これは従来、今の状況でも全くそういう取り扱いをしております。いわゆる地域振興課が総務、財務、企画、港湾商工の窓口として対応しているところですので、それについては何ら変わらないというふうに思っております。

そういうことで、今の状況を更に市民の皆さんに何ら問題が無いように、現状でもそう問題というのは、ほとんど無いわけではありますが、その現状、今まで12年間のこのことを生かして、中期までの期間を、おっしゃいますように市民に不利益が被らないように、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今言われますように、やはり市民にそのことが不利益になれば、非常に問題なわけですがけれども、実際に今支所で当然その関係の課はございますけれども、本庁の機能

を有する課については少し違うのかなと思いますけれども、そこは問題は無いですか、松山支所長と志布志支所長といらっしゃいますけれども、当然支所にある機能の部分、本庁機能を持つか、その差というのが、やはりあるかと思えます。そこについては何ら問題なく仕事の方は進むという捉え方でよろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） はい、おっしゃるとおり、ここ12年間、こういう流れの中できておりますが、何ら大きな問題というのは、ほとんど無いように考えております。

従来の課と、今後これからの考え方、課の設置の在り方が違うんじゃないかというようなことでしょうか。

[野村広志君「それも踏まえて」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） それについては、しっかりと、課は今よりちょっと多くなりますけれども、従来どおり、しっかりと、その対応の仕方については取り組みをしていきたいというふうに思っています。

○6番（野村広志君） では、この有明に仮に、9課の本庁機能を有する課が、そのまま業務をしたとしても、特段に、その支所長についての役割権限ということについては、大きくはならないという、従来の松山支所、志布志支所長という形で配置されておりますけれども、そういった形と変わらないという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、変わらないということで取り組みをまいります。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、次に会計課についてですけれども、これは管理部門、質問のところでも少しあったと思っておりますけれども、管理部門ではないかなと私も思っております、有明に残すということになるようでございますけれども、これは志布志支所のスペースの問題等々の問題でしょうか。この経緯について少しお示してください。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 今の件につきましては、検討委員会中でも、いろいろ議論をしてきたところでございます。今議員からありましたように会計課も志布志支所の方にあつた方が会計処理等がスムーズにいくんじゃないかという議論もしたところでございますけれども、現段階におきましては、各窓口等が有明にあるということであれば、収納の関係から、有明にあつた方が当分の間はいいだろうというような判断になったところでございます。

以上です。

○6番（野村広志君） はい、分かりました。

現在のままの志布志支所では、限られたスペースになるのかなということも、すごく考えております。窮屈な形での配置になっているようでございますので、その辺の関係もあるのかなと思っております。

配置計画の中で職員にとりましても、十分な業務ができるのかなという心配がされるところでございますけれども、そこで職員一人当たりのスペースと申しますか、事務スペースでございますけれども、国の方である程度の基準が設けられているようでございますが、その基準については、実際

に志布志支所に持っていった場合は、クリアされているのかどうか、そこについてお示してください。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 検討委員会の方で配置計画についても、いろいろ検討してきたところでございます。

現在の配置計画案では、今、有明支所にある状況の形を志布志支所に持っていくというようなことで計画をしているところでございます。

今議員の方からございました、いろいろな基準はないのかということでございますけれども、厚生労働省が示します事務所衛生基準規則というものがあまして、事務室の管理の条文というものがあるところでございますけれども、労働者一人当たり10㎡というような基準があるところでございます。10㎡ということで、空間、容積ということでございますので、これを見ますと、例えば、3mの天井高の事務室でございましたら1人3.3㎡ということで、1坪ぐらいの基準ということがうたわれているようでございます。

現在の執務室について、現在全てにおいて充足しているかどうかというのは、正式な検証はしていないところでございますけれども、充足している部分もあるし、少し充足していない部分もあるのかなと考えているところでございますが、全庁的には充足しているのかなと考えているところでございます。この執務室の面積等についても、今後移転計画の中で、しっかりとした精査が必要だというふうには認識しているところでございます。

○6番（野村広志君） 私がお話ししました志布志支所に移転した場合ということで、実際にすぐ手狭だということも聞いておりますので、実際に管理部門が4課移った場合、どうかということですので、検討委員会で検討するということでしたので、しっかりそこは検証していただいて窮屈にならないように、また職員の方々の働き方改革であるとか業務改革とか、いろいろ叫ばれておりますので、そういった市民の満足度を高めるという意味でも、職員がやっぱり気持ちよく仕事ができること、そういったことが職員の接遇等にも関わってくるかと思っておりますので、しっかり対応していただきたいなと思っております。

時間もありませんので、次に移ります。

タイムスケジュールでありますけれども、先ほどもあったかと思っておりますけれども、2021年1月より本庁舎の方で業務を開始したいということでありましたが、ここでの業務開始の時期を設定した根拠をまずお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 合併後13年を経過する現在の志布志市は、今まさしく発展段階であり道路網と志布志港の整備促進により、10年先ではなく、5年後には大きな成果が表れて志布志市は南九州の拠点となってまいります。

また現在、志布志市街地においては、旅館業や民間企業等の進出も多く、今こそまちづくりの基盤となる大事な時期であります。そのために首長や管理部門等では、港や市街地の近くで、あらゆる判断をしていく必要があります。今後、更に港湾を中心として国・県、関係機関の来庁者も増えていくことから、早い時期に本庁機能を志布志支所へ移す必要があります。

そして、まちづくりの拠点を志布志支所に移すことで、いろいろな経済効果が循環していくと
いうことをございます。具体的な本庁舎移転に関するタイムスケジュールをございます、まず、
平成31年6月議会に本庁舎事務所の位置の変更議案と移転に関する設計予算を提案させていただ
きたいと考えております。議決をいただきましたら、その後、志布志支所の改修工事を実施し、
2020年12月までに引っ越し作業を終了させていただきたいと考えております。

そして、志布志市本庁の移転日を2021年1月1日と定めて準備を進めていきたいというふう
に考えております。

○6番（野村広志君） この業務開始の時期でありますけれども、平成33年1月に業務開始した
いということで、ここに示されておりますけれども、このタイムスケジュール、この開始時期あ
りきで設定をされたような、追っかけて作られたような感じが、すぐく見えてとれるわけですけ
れども、窮屈なスケジュールになっておりませんか。

○市長（下平晴行君） これは、もちろん先ほど言いましたように、平成31年6月議会で承認を
していただくということがないと進めません。

また、そのことでのいわゆる予算計上をいたしてまいります。そうなりますと、中期が5年以
内をめどにという考え方でありますので、そういう5年という期間では、そんなに長く、対応の
期間としては、この期間が妥当じゃないかということで設定をしたところです。

○6番（野村広志君） 何度も申しますように、急いで事をし損じるといようなこともござ
います。市長が考えておられる移転の方針、大筋については、十分に理解しているつもりでござ
いますので、時間を巻き戻しませんが、今一度しっかり振り返ることもできるかと思っております、
大局を見極めて判断していただけることをお願いしておきたいなと思っております。

では、このところ最後になりますけれども、移転に係る予算についてお聞きしてまいります。

先ほども少し触れましたけれども、大きな予算が伴うことと予測されますが、本庁舎移転に係
る予算について、まずは6月の議案の提案が予定されております設計予算についての積算された
ものをお示しくください。

○市長（下平晴行君） 今回の短期計画における本庁舎移転に要する費用につきましては、現在
の志布志支所に配置する市長室、副市長室、応接室、各執務室、議会関係の改修が主なものにな
ります。

現在、執務室の間仕切りなどの建築工事や空調関係、端末移設費等の概算費用の積算を行って
いるところをございます。

移転の費用につきましては、改修の全体計画の中で有利な財源を検討していきたいと考えてお
ります。現段階で報告を受けている移転費用につきましては、志布志支所の間仕切り等の建築工
事で約1,000万円を積算しております。この積算には空調関係や配線工事等については含まれて
おりません。また議会、議場関係についても今後精査してまいります。

移転に係る予算につきましては、庁舎の通常の維持管理経費と移転に係る経費がありますので、
しっかりと分けて積算し、説明をしてまいりたいと考えております。具体的に設計しないと、積

算できない部分もありますので、全体的には現在調査積算中ということでございますので、御理解をさせていただきたいというふうに思います。

○6番（野村広志君） 6月に提案を予定している設計予算についてのことが1点と、来年の3月に予定をしております庁舎を改修するものについての予算ということがお聞きしたかったところですけども、これが1,000万円ということではよろしいわけですか。

では、設計予算についてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、支所の間仕切り等の建築工事が1,000万円ということです。次の段階に、また議会の承認を得て取り組まなければいけませんので、その時点で設計費用の取り組みを新たにしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今市長が示された、この間仕切りというのが、本庁舎の改修予算という形でよろしいですか。このことで、今の予定でいくと短期で移転されます市長部局の4課の分と市長室、副市長室、もろもろの部分ということは完了するということですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりです。

ただ議場の関係とか、そういうものは今後精査をしてまいりますということでございます。

○6番（野村広志君） では有利な起債ということもございました、財源ということもございました。どのようなものを使う予定でいらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 有利な起債は、起債充当率と後年度の償還に関する交付税措置率をもって判断することになります。

起債充当率とは、その事業の全体事業費の何パーセントまで起債を起こすことができるかの値であり、起債の種類や行う事業等により、それぞれ定められております。

交付税措置率とは、借り入れた地方債の元利償還金に対して交付税措置されることがありますが、その元利償還金のうち何パーセントが交付税措置されるかの値であり、起債の種類や行う事業、その自治体の財政状況等により、それぞれ定められております。

○6番（野村広志君） では、今本市の中で、この充当できる起債残高、起債余力というのは、どれぐらいございますか。

○市長（下平晴行君） 基金は大きく分けて地方財政法等の法律で設置が義務付けられたものと条例等で設けられた任意の基金、いわゆる、その他特定目的基金とがあります。平成30年度末残高では、法定の基金である財政調整基金につきましては、25億8,000万円余り、減債基金は3億5,000万円余りとなる見込みでございます。

また、その他特定目的基金は、24億8,000万円余りでございます。なお、その他特定目的基金の残高につきましては、平成30年度の歳出が特定しておらず取り崩すべき基金の額が確定しないことなどから、実際の基金残高は、これより多くなるという見込みでございます。

○6番（野村広志君） では、実際のところ、この庁舎にかけられる起債というか、資金はどれぐらい、この起債を起こせる予定として考えていらっしゃるわけでしょうか。

○市長（下平晴行君） 合併特例債事業債では、合併時点での市町村の対応に応じて起債上限額

が定められており、本市の場合138億5,000万円余りが建設事業における起債可能額となっております。

平成30年度末時点では、100億8,880万円、平成31年度末ですと107億4,230万円を起債予定額としておりますので、平成30年度末で、あと37億6,220万円余り、平成31年度末で31億8,870万円余りが起債可能となっております。

起債残高につきましては、平成30年度の歳出が確定しておらず、起こすべき地方債の額が確定しないこと、平成31年度の地方債の額が確定しないことなどの要因から実際の地方債残高は確定しておりません。そのため、起債可能額についても変動をするということでございます。

○6番（野村広志君） では次に、志布志支所のエアコンの更新という話が少しございましたけれども、これは、この機会に全て更新したいということでしょうか。入れ替えるという認識であれば係る予算も積算されていれば教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） エアコンについては、この予算については、従来の本庁を持ってこなくても、持ってきても当然更新すべき予算でございますが、この予算については、今からということになります。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、議場を含む議会フロアの積算についてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことも、そういう流れの中で承認していただきますと、予算設計額をあげて、また予算の設定をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○6番（野村広志君） 議会の方で承認しなければ、なかなか前に進まないというような捉え方になったんですけれども、これは仮に議会で通ったとして、いつ頃には市民に示せますでしょうか、こういったものの予算については。

○市長（下平晴行君） 平成32年度の当初で、予算を組ませていただきたいというふうに思います。

○6番（野村広志君） このところで、もう一つ、津波に対する心配をする声も大きく聞かれたところでしたけれども、これに対する何か予算の対策を考えていらっしゃるのか。

また、本当に志布志支所の高さで問題がないのかということについても多くの声が聞かれましたけれども、そこは大丈夫でしょうか。

○市長（下平晴行君） 津波に対する予算は無いところです。

○6番（野村広志君） はい分かりました。

では、以前にも文化会館と志布志支所を結ぶ連絡通路の設置についての質問をしたことがございましたが、駐車場の不足を緩和することや文化会館との一体性を持たせる意味合いでも必要ではないかと思っております。

そして、今回まさに志布志支所に本庁舎を移転する計画であれば、その必要性は更に高まってくると感じております。

先ほども少し提案をいたしましたけれども、新しいまちづくりの推進が進み、その中心が市役所の庁舎ということになりうるのであれば、仮に文化会館の東側の駐車場辺りに、市役所の別館のようなものが建つということを想定した場合、その通路としても活用できるものと考えられますし、また、この連絡通路は、市役所、現在の志布志支所が避難タワーとして設置されておりますけれども、避難タワーとしての機能を果たす上でも重要な役割を持つものと考えております。

設計についても、この津波避難タワーの付帯施設として起債等に充当しないか調べていただければなと思っておりますことと、今お話した別館建設も含めて考えていただきたいのが、現在の津波危険区域内にある公共施設等でございますけれども、国や県の出先機関の事務所や庁舎が多くございます。これを一つにまとめて、合同庁舎のようなものを新たに建設することはできないかということを考えております。市民の利便性が一番ではございますけれども、何よりでございますけれども、これからの人口規模にあったコンパクトシティの実現に向けて、新たなまちづくりの核としてなり得るのではないかと考えております。

市長の見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 1点目でございます。これは、おっしゃるように文化会館の方に駐車場を置いた場合のいわゆる職員の、あるいは文化会館の活用、あるいは図書館の活用に利便性を図るためには、本庁舎、今の志布志支所が5階までエレベーターがありますので、そこら辺のエレベーターの活用を何とかできないのかどうかということは今考えているところです。

今どういう形で何をするということは、ちょっと答弁ができないような状況でございます。

2点目で、合同庁舎同等々の機能はできないかということでございますが、これは今、前法務局等が設置されておりました所との関連等もありますが、県の方が保健所の関係等もございまして、そこら辺の取り組みも、どうやって合同庁舎みたいなものができるのかどうかということについては、今後研究・調査をさせていただきたいというふうに思っております。

○6番（野村広志君） いずれにおいても大きな予算が必要になる、この計画でございますので、短期計画、中期計画等々いろいろ勘案しながら有利な起債の充当ができるような形で考えていただければなとお願いしておきます。

では、時間もございません。次に移ります。

テレビや新聞等で報道されております、本市においても心配する声が聞かれております豚コレラについてお聞きしてまいります。

現在まで兵庫、愛知、滋賀、長野、大阪と1府4県に拡大している、この豚コレラでございますけれども、豚コレラウイルスによって起こる豚やイノシシの熱性の伝染病であり、致死率が高い上、感染力が強いウィルスでございます。豚やイノシシに感染し、人には感染することは無く、仮に、その食肉を食べても影響は無いというわけでございますけれども、鹿児島県は日本一の養豚産地であります。

また、本市においても基幹産業として多くの農場を抱え、生産が盛んに行われていることもあり、心配する声は多く聞かれているところでございます。

では、まず本市の養豚農家の数と飼育数についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市の養豚農家数は40戸で、飼養頭数は9万8,470頭でございます。

○6番（野村広志君） 40戸ありまして、9万頭を超える飼育数があるということです。非常に大きな基幹産業かなと思いますけれども、そういった、この豚コレラに関する心配する声というのは、市の当局には届いておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、届いております。

○6番（野村広志君） どのような声か、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは侵入を防ぐには、農場ごとにしっかり防疫体制を実施するということの重要性で、市あるいは県、国も含めて、しっかりと対応して欲しいということでございます。

○6番（野村広志君） 本市は、まだ発生地域から距離があるため、そこまでの危機感は感じていないのかもしれませんが、今回のウィルスは弱毒性で感染しても症状が現れるまでには10日ほどかかり、1か月程度は、そのウィルスは生存しているようでございます。

しかし、その間にウィルスが各地にばらまかれるおそれがあり、特に感染源の一つと考えられているのが、野生のイノシシということもあり、その対策には苦慮しているようでございます。

では、本市の養豚農家をはじめとする家畜農家の方々に、このような家畜伝染病の情報を含め、適切な自己農場での防疫体制についての指導をどのように行っているのか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 家畜伝染病の侵入を防ぐには、農場ごとにしっかりと防疫対策を実施することが重要でございます。

県と一緒に家畜飼養衛生基準に従い、消毒や野生動物の侵入防止の徹底を農家の方へ指導をしております。

本市では、毎月29日を一斉消毒の日として、消毒の徹底を告知放送等で呼び掛けております。

また、県からの侵入防止対策における会議等があった場合は、散らし等を作成し、速やかに関係農場へ伝達をしている状況でございます。

○6番（野村広志君） 今言われました、まずは家畜飼養衛生管理基準を設定するという事になるかと思えます。

家畜農家の防疫措置能力を高めることが大事であるとよく言われておりますので、では市としても、このような家畜伝染病が発生した場合の防疫マニュアルについて、市窓口の防疫マニュアルについての整備がなされているかどうか現状をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 鹿児島県が作成している防疫対策マニュアルでは、県及び市、関係機関の役割がそれぞれ定められており、市においても県のマニュアルに準拠する形で独自のマニュアルを作成しているということでございます。

○6番（野村広志君） 県に準拠するような形で、市のマニュアルも運用されていることの理解をしたところでした。

先般、会派で年に数回異業種懇談会ということをして盛んに行っているところでございますけれども、養鶏農家の方と、団体の方と意見交換をさせていただいた時に、鳥インフルエンザへの心配が依然として高いことが意見交換の中で述べられました。

農場内での自己防衛には限界があると、確かに野生のイノシシも厄介ですけれども、飛んで来る野鳥については、感染拡大に特に神経をとがらせているようでありました。その際、心配されていたのが、ため池であるとか、調整池などが野鳥の水源となり、感染ルートになる恐れがあるとしてのことでのありました。そういった相談等についても、行政の方には届いているかと思っておりますけれども、どのような対応をしていけばいいのでしょうか、見解を少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 大規模な開発に伴い調整池等が整備されてきており、近隣の畜産農家さんから、その対策について相談を受けております。

市としては、ネットを張るなど対策支援を行っておりますが、特に調整池の場合は、水が滞留しないように適正な管理をお願いしているということでございます。

また、近隣の畜産農家さんへは徹底した侵入防止策と消毒をお願いしていきたいと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） では、鳥インフルエンザのところですが、鳥インフルエンザについての野鳥に対する対策、こういったため池等の対策については、具体的に対策を何かととるということはないということですか。

野鳥の対策でありますけれども、ため池等に水源地として飛来した場合、感染拡大のもとになる池等が、まだ市内に幾つかあるということも聞いておりましたので、そういったものの対応については、どうされるのかということでございます。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、全ての水場を管理するということは大変難しいと思いますので、鶏舎での消毒や防鳥ネットの設置など、自衛防疫を推進していきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） はい、分かりました。

飼養衛生管理基準には、農家段階における家畜防疫の最低限のポイントが示されておりまして、牛や豚、鳥や馬の四つの種類によって対策が列挙されております。

また、家畜の所有者は、毎年使用している当該家畜の頭羽数や家畜の飼養における衛生管理の状態について都道府県に報告をすることが義務付けられているようでございます。

しかし、地元の自治体が取べき衛生管理や防疫手段については、明記されているところが少し見当たらなかったんですけれども、国や県と連携して、地元の自治体として、感染が拡大するような場合、役割とか位置付けについては、どのようになっているのか少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今般発生している豚コレラや、平成22年に発生した口蹄疫は感染力が強く、感染のスピードも速いことから、初動の防疫と広域的な防疫を実施することが重要でござい

ます。

国は、特定家畜伝染病防疫指針を作成しており、県や市町村も、これに準拠した形で防疫対策マニュアルを策定しているということでございます。

発生時の対応につきましては、同じ基準で対応することになっております。

また、鹿児島県は毎年防疫演習を開催し、行政をはじめ関係者が参加しております。

曾於家畜衛生保健所も定期的に対策会議を開催し、防疫手順の確認がされているところでございます。隣接する串間市と消防の相互協力や情報共有を図る旨の協定を締結しているため、広域的な体制も迅速に取れるものと考えております。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、この豚コレラの部分ですけれども、今回、兵庫県をはじめとする5府県で被害が拡大したことは、初動の封じ込めが失敗したということの声が多く聞かれるところでございますが、国や県、地元自治体と連携をした防疫措置の体制づくりとして、情報の共有または近隣自治体、今少しございました近隣自治体との広域による連携によって、防疫の体制を構築する必要があるのかなと感じております。

現状として、連携協議は、どの程度行われているのか、今串間市とは、そういった連携協定を結ばれているということでもございましたけれども、大崎、曾於市、都城、鹿屋、その辺についての広域連携協定については、どのようになっているのか、お聞かせいただけますか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 隣接の串間市とは協定を結んでおりますが、曾於地区内、大隅半島、全県的に話をしまして、同じ基準のマニュアルでやっておりますので、同じ活動、行動規範がございますので、特に協定等は結んでいるところではございません。

確かに連携して町境とか、そういう所についても一緒に連携を取ってやれるような体制は取っているところでございます。

○6番（野村広志君） では、もし有事というか、そういったものが発生した場合は、すぐに協議ができる体制はあるということでも理解してよろしいわけですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 市長の方も申しましたが、全県的に毎年同じ内容の研修会等もございまして、曾於地区は曾於地区で、大隅半島は鹿屋市の方で同じレベルの研修会にも一緒に参加しておりますので、同じ認識で事に当たっていただけるのかなと思うところでございます。

○6番（野村広志君） それではもう一つ、本市は国際物流拠点港湾として国内外の定期航路、複数便就航しております。頻りに人の行き来や物資の往来も盛んに行われており、まさに水際の対策も大変重要ではないのかなと思っております。その辺についての協議はなされておりますか。

○市長（下平晴行君） 志布志港は国際物流拠点であるとともに、飼料の供給基地としても重要な役割を担っております。ほかの地域以上に注意を払わないといけないとの認識を持っております。

今回発生した豚コレラは、大阪府で発生していることから、水際での防疫対策として、さんふらわあ、マルエーフェリーの下船客に対し、消毒マットを設置したところでございます。

○6番（野村広志君） そういった対策が非常にこれからも重要になってくるかと思っておりますので、特に今市長からありましたとおり、大阪とは直接船で毎日朝夕つながっておりますので、対応の方よろしくお願ひしたいなと思っております。

あと、もう1点、このことで現在国内で発生している豚コレラと類似するアフリカ豚コレラの方も中国で感染拡大が広がっているということが心配されること等で、空港や港での検疫が強化されているという報道があったところでございます。

そういった一連の懸念が家畜農家さんの不安材料にならないためにも、万全な防疫体制については、平時より家畜農家さんと共に構築をしていただければなと思っております。

では、もう1点、気になるニュースがございましたので、お聞きいたします。

豚肉をシンガポールや台湾、香港、ベトナムなどに輸出をしている都城と志布志市内にある市内の食肉加工会社が、台湾への輸出について、豚コレラの2例目の発生があった昨年11月以降、輸出が中止というか止められているということでございました。こういった風評被害とでもいいでしょうか、本市に影響が出ているとするならば、被害額もかなりになるものかなと心配されるところでございますけれども、もう対岸の火事では済まされないのかなという気がいたしますが、その辺についての把握はされておりますでしょうか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 豚肉の輸出につきましては、11月から台湾の方が輸入停止をしております。

基本的には畜産物の輸出につきましては、輸入する側の可否によるものでございます。

現在、発生している1府4県につきましては、ほとんどの国で輸入を認めておりませんが、鹿児島を含む正常県につきましては、輸出はできているというところでございます。

先ほどおっしゃったとおり、台湾につきましては、日本からの豚肉を輸入停止しているということでございます。

また、鹿児島県内に台湾向けの認可工場が6と畜場があると思いますが、そこについては、台湾向けは今していないということになります。被害額については、ちょっと把握はしていないところでございます。

○6番（野村広志君） 分かりました。

これは、どこまで被害が広がるか心配される場所ですけれども、万が一の備えとして消毒液や防疫の資材の備蓄状況については、万全な体制がとられておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） もし事象が発生した場合は、県を中心に防疫の体制がとられますが、必要な資機材は、県内の各機関から発生地を中心に手配されることになっております。

本市では、初動の防疫体制が重要となることから消毒機器等を保管して対応・対策をしているところでございます。

○6番（野村広志君） この豚コレラの感染拡大の要因の一つとして見られているのが、先ほども触れました野生のイノシシですが、本市でも鳥獣害被害として農作物の多大な被害を及ぼし、近隣地に多く生息していると思われ。この野生のイノシシについて、豚舎内の肥料置

き場に侵入が確認された農場があり、感染拡大の一部につながったとしているようでございます。
しかし、国は野生イノシシに対する対策マニュアルが無いため、その対策に手間取っているようであります。

そこで、お聞きいたしますが、農場内でイノシシと豚との接触を避けるというのが一番効果的だということで、電気柵やワイヤーメッシュの設置が効果的であるとされております。

本市で設けられております鳥獣害対策における電気柵の設置等については、豚舎等も対象になるのか、その補助事業等については、どうなのかお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在、市単独事業の畜産施設整備支援事業により防鳥ネット整備を対象としたメニューがあります。イノシシよけに伴う電気柵の整備に対しても支援できるように検討してまいります。

○6番（野村広志君） 検討していただけるということでしたので、お願いしておきたいと思っております。

やはり、この生息数を減らしていくということも捕獲強化と同時に求められてくるのかなと思っております。そのところで鳥獣害対策としても考えていただければなと思っております、お願いしておきます。

こういった家畜伝染病については、初動の対応が、やはり重要であると言われております。一旦発生いたしますと地域経済に大きなダメージを与えるばかりか、家畜農家さんにとっては生活が脅かされ、やりがいや失う結果になりかねません。いつ何時発生するか分からないものでございますが、万全の備えを怠らずに日々の注意喚起に徹していただきたいものと、お願いしておきたいと思っております。

今回、志布志市の本庁舎移転の問題と家畜伝染病の防疫体制についてお聞きしてまいりましたが、市民にとっての心配事については、大きい小さい、大小は無いと思われまます。市長の話されております「市民目線」ということを主幹に置きながら、そういったものをこれからも市政運営にしっかりと胸に置いていただき、市政運営に当たっていただきたいなどお願いをして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（西江園 明君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、14時25分まで休憩いたします。



午後2時14分 休憩

午後2時24分 再開



○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） それでは、皆様こんにちは。お昼を過ぎて1時間半ということで眠たい時間になってまいりましたけれども、市長としっかり議論しながらやっていきたいと思っております。

で、よろしくお願いをしたいと思います。

公明志民クラブの小野です。

はじめに施政方針に関連しまして、4点、質問をいたします。

一つ目は、先手管理についてであります。

先の施政方針で市長は、行政サービスの効率化と現場第一主義の徹底を図るための四つの行政経営指針を示され、市政運営に取り組んできたことを述べられ、その四つ目では、言われてからの後追い対策ではなく、言われる前に対策を講じる先手管理について述べられております。

この先手管理については、前月会派で兵庫県小野市に研修に行き、その取り組みの先見性を学び大変参考になりました。

下平市政がスタートして1年が経過しましたが、この先手管理に関する本市の取り組みの現状について、まず伺いたいと思います。

二つ目は、関係人口についてであります。

施政方針では、これからの人口減少対策の一翼を担う、ふるさととの関わりを深める取り組みとして、関係人口に関する事業展開を推進するとして、移住する定住人口でもなく、観光などで訪れる交流人口でもない、地域や地域の人々と多用に関わる関係人口に着目をし、都市住民が本市との継続的なつながりを持つ機会と、きっかけづくりを提供することで、地域外の人材から知恵や力がもたらされるよう取り組むとありますけれども、今回、当初予算説明資料にも関係人口創出事業として、ふるさと住民票制度の活用などが盛り込まれておりますけれども、それも含めて、今後の具体的な展望について伺いたいと思います。

三つ目は「食」のまちづくりと、にぎわいのある商店づくりについてであります。

この点については、今後ご当地グルメの市内外への情報発信や、その活動の支援、新たなグルメ発掘を図りながら探りながら「食」のまちづくりと、にぎわいのある商店づくりに努めると述べられておりますけれども、市長のイメージする「食」のまちづくりと、にぎわいのある商店街づくりとは、どういったものなのか伺いたいと思います。

四つ目は、幼児教育無償化についてであります。

この点については、昨年12月定例会においても、その認識と今後の対応について質問をしております。施政方針では、「本年10月から実施予定の幼児教育無償化の対象外となっている住民税課税世帯の0歳児から2歳児について、市独自の保育料軽減策の検討を進める」とありますが、生涯にわたる人格形成の基盤を培う幼児教育のその重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などからも、市単独で無償化を図るお考えはないか伺いたいと思います。

次に、歩くまちづくりについて質問をいたします。

先月、会派研修で訪れた兵庫県加西市は、高齢になっても地域で元気に暮らせる「健幸」都市、健康は、健（すこ）やかに幸（さち）と書きますが、いわゆる健康で幸せであることを目指して、平成27年4月に加西市歩くまちづくり条例を制定し、平成28年3月には加西市、歩くまちづくり推進計画を策定、「住んでいるだけで歩いてしまうまちづくり」に取り組んでいました。

そこで、本市でも高齢になっても地域で元気に暮らせる社会を実現するために住んでるまちを歩くことをまちづくりをビジョンの一つとして捉え、「健幸」都市を目指すべきだと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、児童虐待防止対策について質問をいたします。

近年、児童虐待事案が急増しております。

千葉県野田市で小学校4年生の女兒が虐待で亡くなった事件をはじめ、この虐待事案は本市の関係者の中からも起こっておりますし、直近では、いちき串木野市でも痛ましい事案が発生しております。虐待から子供の命を守るためには、子供の異変に早期に気付き、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず、関係機関、民間団体等が協働し、孤立している子育て家庭全体を支援することが必要であると思いますが、この児童虐待に関する本市の現状把握の状況と取り組みについて伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野広嗣議員の質問にお答えいたします。

まず、施政方針についてでございます。

1番目の先手管理についてでございますが、待ちの行政ではなく、攻めの行政を行うためには、職員の意識改革が必要となることから、四つの行政経営指針を課長をはじめとする職員に対し、その考えを示して市民対応、業務管理に努めるよう指示しているところでございます。

更に、報告・連絡・相談シートにより業務上のことだけではなく、メディア等の内容、各種団体や市民の情報、懸案事項など様々な内容について報告をもらい、私の方で直接指示やコメントを出しているところでございます。

今後につきましても、様々なことを職員と共有しながら、顧客である市民のニーズを的確に捉え、先手管理に努めてまいります。

2番目の関係人口についてでございます。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多用に関わるものと定義されております。特に、地方圏においては、人口減少、高齢化に伴う地域づくりの担い手不足という課題に直面している状況において、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と言われる地域外の人材に地域づくりの担い手となっていただくことが期待できるものでございます。

本市における今後の展望としましては、まずは都市住民に本市との継続的なつながりを持っていただく機会や、きっかけづくりとしまして、関係人口創出事業に取り組むものでございます。

具体的には、本市の出身者や本市に通勤・通学をされている方、本市へふるさと納税をされた方、その他本市を応援くださる方に対し、ふるさと住民票を発行することや、ふるさと住民会議等の企画、会報誌の発行等を行っていきたいと考えております。

そして、今後これらのことを手始めとしまして、地域外の方を継続的に地域に巻き込む仕組みを構築し、人口減少対策につなげていきたいと考えております。

3番目の「食」のまちづくりと、にぎわいのある商店街づくりについてでございますが、先に

行われました第10回全国ご当地どんぶり選手権では、官民一体となった「志布志いい肉食べさせ隊」が開発した「“志布志発” かごしま黒豚三昧丼」が昨年のグランプリに引き続き、今年も準グランプリを獲得し、全国に向けた情報発信につきましては、多大なる効果があり多くの方が、このどんぶりを目的に志布志市を訪れました。

その他にも、お釈迦まつりでのグルメコーナー等での地域に向けた情報発信の他、市内の飲食店と一体となった取り組み行っております。

また、にぎわいのある商店街につきましては、商店街モデル地区を設け、にぎわいのある商店街づくりについて、グルメ普及に向けた取り組みや、商店街モデル地区での創業支援等の各種事業を行っているところでございます。

また、平成28年度から地域おこし協力隊による商店街プランナーを設置し、商店街のにぎわいづくりに向けたイベントや各種プランニングを行い、徐々にではありますが、人通りも増加しており、にぎわいを取り戻しつつあると感じております。

4番目の幼児教育の無償化についてでございますが、本年10月から実施予定の幼児教育無償化につきましては、3歳児から5歳児については世帯の所得に関係なく一律保育料を無償とし、0歳児から2歳児については、住民税非課税世帯に限り保育料を無償化することとなっております。

本市におきましては、これまで国基準保育料の4割を市独自で補助しておりましたが、幼児教育無償化が実施されるとなれば、その分に関わる保育所運営費の市負担分が4分の1となることも示され、無償化で負担が増える一方、現在実施しております市独自の4割補助の負担分が減少することから、その財源を基本とし、保育料無料化の対象外となっている0歳児から2歳児の住民税課税世帯につきまして、市独自で何らかの支援策が実施できないか検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、歩くまちづくりについてでございます。

加西市の条例は、歩いて暮らすことが健康の基本であるという考え方を基に、その基本理念や基本事項を定め、市民が生涯にわたり健やかで幸せに暮らすことができるまちづくりを目指し制定されたものであり、先駆的な取り組みとして非常に興味深いものであると感じております。

特に、平成28年に「加西市歩くまちづくり推進計画」を策定し、歩くことのみでなく、観光、まちづくり、住民自治など、包括的に取り組まれていることのようなので、本市におきましても情報収集に努め同様の取り組みができるかどうか調査・研究をしてまいりたいと考えております。

次に、児童虐待防止対策についてでございますが、児童虐待事案につきましては、近年増加傾向にあり、残念ながら本市におきましても、児童虐待事案が発生しているところでございます。本市の児童虐待防止の取り組みといたしましては、要保護児童対策地域協議会を設置し、年1回児童相談所をはじめ、警察署や保育事業者の代表、医師会等関係機関の代表者を集めた会議を開催し、連携を図るとともに個別のケースに対応した個別ケース検討会を開催し、そのケースの対応策について検討・対応を行っているところでございます。

また、保育所や学校等、児童の利用している施設と連携し、連絡体制の確立や情報提供、情報共有等も行っているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 児童虐待防止対策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、虐待から子供の命を守るためには、子供の異変に早期に気付き、虐待の芽を摘むことが何よりも重要です。まさに学校は、その最前線にあり児童虐待の防止等に関する法律においても、学校の役割や責任が明確になっております。

去る1月に本市中学校講師が3歳の息子の顔を殴り、けがをさせたとして逮捕されるという大変残念な事件が発生しております。子供たちに人権の大切さを教える教職員が、このような重大な人権侵害を起こしてしまったことは、痛恨の極みであります。

教育委員会としましては、管理職研修会や生徒指導主任等研修会におきまして、児童虐待の早期発見や通告義務について、周知徹底を図るよう指導を重ねるとともに、再発防止に向けて、学校、教育委員会、福祉課、児童相談所等と連携して、情報共有を密にしながら、子供の命を守ることを最優先に取り組んでまいります。

○15番（小野広嗣君） それでは、早速、一問一答で先手管理の角度から質問を行ってまいります。

市長の方も攻めの行政ということで、こうあるべきだということを課長会で述べられて訴えてきたということでもあります。

施政方針を読ませていただきますと、行政サービスの効率化と現場第一主義の徹底を図るため、次の四つの行政経営指針を示し、市政運営に取り組んできたこと、取り組んできたということは、その実績があるということでもありますよね。それから見たときに、我々が今回兵庫県の小野市に研修に行った際に、ここは6期目の当選を果たされて、蓬萊市長という有名な方ですが、3日後でありました。

ですから、市長直接のお話を聞くことは、残念ながらできませんでしたがけれども、いろいろそこで勉強させていただく中で、市長が述べられている、この行政サービスの効率化、そして現場第一主義とか、四つの経営方針とかいうものが、この小野市の蓬萊市長の方針と全く一緒、多分市長は何らかの形で、これを勉強されたんだろうなという思いがありました。

そして、そこで「地方都市はどう生きるか、人口5万人・兵庫県小野市の挑戦」という本、そして全国から1,000を超える行政視察、実際は1,206の自治体が視察に来ている、すさまじいところですね。多分こういった本を読まれたか、蓬萊さんは全国の市長会の副会長でもあられますので、そういった角度で何かお話を聞かれたのかなというふうに思うんですが、そこらはどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、今お話がありました、その本を読んだということと、それから、これはもう1か所ですね、ちょっとど忘れいたしましたが、2か所の市が取り組みをしていることの良い点を使って活用しているということでございます。

○15番（小野広嗣君） この経営手腕を導入されて改革を行っていらっしゃる、その中身に触れ

てまいりました。当初1時間半ぐらいを計画していましたが、「2時間でも足りませんよ」と言われて、現実2時間半あっても全然足りないという状況の中での中身の濃い研修になったわけですが、そういった中で、今回6期目を果たされて約20年、そのうちの17年間で職員を30%削減、そして人件費を7億円削減、すさまじい取り組みですよ。民間以上に民間の知恵が入っているというような、すさまじいところがあります。

そういった中で、今市長も言われたように、この兵庫県小野市の挑戦、そして、これにまた具体的に、こっちにも書いてあるんですけども、これを全部読ませていただきましたけれども、この取り組みというのは、市長がやっぱり感銘を受けられ、我々も感銘して帰ってきたわけですが、こうやって施政方針に述べられ、それ以前をちょっと見ていきますと、市長が、実践してきたというふうに言われるものですから、どのタイミングでなのか、こういった経営方針四つの角度というものを「課長会で」とさっき言われました。ただ、市長コラムの中に8月号、ここで市長が自ら述べていらっしゃるんですよ、課長会において、この顧客満足度、成果主義、オンリーワン、そして、この先手管理ですね、このことを述べて職員に理解を求めたということですので、その方向性は十分に理解をするところがあります。

であれば、導入できるべきことは導入するべきだろうというふうに思うんですよ、こういった指針を参考にされているとするならば。この蓬萊さんが言われているわけですけども、民間出身です。市長は、市職員出身、そして議会人、そして一市民も経験をされているわけですね。この民間出身の蓬萊さんから見ると、いわゆる官と民の決定的な違いは何か、多分読まれているから分かると思いますけれども、成果と報酬が連動しない、その社会が、この職員の公務員の世界だと。だから仕事をしなくても報酬に返ってこないんですね、しょうがしまいが変化がほとんどないと。だからモチベーションが全く上がらないと。成果を上げることが期待できないわけですよ。これが諸悪の根源だとバツサリ言われていますね。

また、市長も言われている「市役所は市民に役に立つところでなければいけない」、そして「市民はお客様である」という、この顧客満足度の欠如が大きいんだと、官と民の違いは。そして、画一的な横並びの仲良しクラブ、そして前例踏襲主義、こういったことがやはり問題であると、そこにやはりくさびを打ち込んでいって職員の意識を変えていくんだと、意識改革をしていくんだということなんです。

そして、先ほどの6番議員とのやり取りの中でも市長の思いが語られておりました。そういった中で市長は、こう言われましたよね。「職員の意識改革」というのを言われました。そして、市民にも、そのことを意識を変えて欲しいという話をされました。であればこそ、このことを今後どんどんどん多分職員にも市民の皆さんにも語っていかれることだろうと思うんですね。

蓬萊さんが成功しているのは、このことをありとあらゆる場所、もう口すっぱく常にしゃべっていると、だからそれが根付いてきたんだというのが結論だろうと思うんですが、そこに対して、まだ半年ではありますけれども、課長会で述べられて以降、どういう変化が起こっているのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） このことは、6月11日の課長会で示したところでございます。

これは今おっしゃいましたように、企業と違うところは、仕事のノルマが無いということでございます。

私は、そういうことからいきますと、やはり顧客満足度志向、これは志布志市役所は市内最大の行政サービス企業だと言っているんです。これは、やはり職員の皆さんに、その意識付けを持って欲しいと。そして顧客は市民だという、これは原点だということでございます。

それと、先手管理というのは、私は行政はどっちかといいますと申請主義なんですね、申請したらしてあげますよという考え方です。このことを取っばらって、待ち行政じゃなくて、やはり出ていく行政をしていかなきゃいけないと。ですから、先手管理は言われてからするんじゃないかと、言われる前にしていこうよというのが先手管理の基本的な考え方であろうかというふうに思います。そういうこと等々もオンリーワン、それから成果主義も含めて、今回財政の問題でも、いわゆる補助金のゼロベース、あるいは時間、全庁の消灯等、そして光熱水費のコスト、こういうことも含めて話をしているところでありますが、私は、まさに、従来の行政は今おっしゃったようなことでありますが、やはり企業としての感覚で行政運営をしていきたいと、そうすることで市民の皆様にも、しっかりした行政サービスができるんじゃないかということで取り組みをしているということでございます。

○15番（小野広嗣君） よく分かりますけれども、行政も経営だということで、官と民との違いというのをこの蓬萊市長が述べられていて、そこには共鳴されているわけですよ、当然ね。そういった中で、市長も、それを課長会で述べられて約半年以上が経過しました。これがまだ根付いているとは僕は思っていない。これからだろうと思っています。それは期待値として今申し上げているわけですが、それこそ、この先手管理でいえば、市長は当然本を読まれていますから分かっているわけですが、「後手から先手管理」ということで、有名なのが3本ありますね、いわゆるいじめ等防止条例の制定、あるいはいじめ等追放都市宣言ということで、いじめに関しては虐待であろうと、DVであろうと、高齢者虐待とか、それを全部いじめ等防止条例の中に入れていらっしゃるんですね。そして、市長部局の中に全部それを入れている。これはヒューマンライフグループというものを立ち上げて、そこで解決に当たっているという、こういう先進的な取り組み。

そして、もう一つが空き家等の適正管理に関する条例、これは国も今やっていますけど、それに先駆けて、いわゆる自治会から情報提供をすると、そして、それは上にあげて行って調査・助言等を受け、指導・勧告・命令をすると、それでも動かない場合には立ち入りをするわけですが、それは議会にかけて議会のオッケーを取った上で行政代執行を行うという、国が動く以前に、これは決めているんですね。

そしてまた、これも全国初ですが、福祉給付制度適正化条例制定、不正受給とか、そういったものに対する対応策として、新聞でかなり話題になったわけですが、市民に報告義務ですから、密告制度にしたとか様々言われたんですけど、そうではなくて適正な管理をしていか

なきゃいけない、そして、もっと言えば本来生活保護を受けるべき人が受けない場合もあるわけですので、そういった方についても、お知らせくださいという見守りが狙いだったんだということで罰則規定は無いわけですのでね、でも、そういったことも先駆的にされていると。これは、後手から先手管理、先手管理条例の三本の矢というふうに言われてますけど、現在では三本の矢どころではない10本、15本の矢がどんどん飛んでいますよ、ここはですね。

不法投棄に対しても、情報を入れた方に、やっぱり情報料という言葉は悪いですけども、そういった形で報奨金をしっかり出していくということで不法投棄に関しても、そういったシステムを作り上げていると、様々です。

ですから、国が動く前に地方から変えていくんだという姿勢が、すごい強いところなんですね。だから、そういった意味では市長が先手管理でいくんだというふうに言われましたので、やはり全国的に課題になっていることに関しては、ただ待つのみではなくて先手先手で我が自治体から作り上げていくんだというのが、この蓬萊市長の考え方なんですね。全くそのとおりだなと僕も思うんですよ。

行政が経営だということも大事だと思います。市長がおっしゃるとおりだと思いますが、そういった意味で本当に国に先駆けてでも、うちはこれをやるんだというものを今無ければ今後検討していただいて、そういった先手管理につながる条例等の策定、こういったものも進めていって欲しいと思いますが、そこら辺の考えはどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） まさしくこれは、例えば補助金ゼロベースの取り組みについてもですが、いわゆる長年補助金として、あるいは助成金、負担金等々の支給をしていくと、これも一つは先手管理の中に一つ入ろうかというふうに思っております。このことについては、やはり補助金というのは、事業費があって市が何%の補助をしていくというのが、補助金でございますが、それでない補助100%というもの等もあります。そういうもの等の改革、あるいはスクラップ・アンド・ビルド、本当にこの事業が必要なのかどうかということも含めて、職員自らが、そのことにやはり疑問を持つと申しますか、本当に市民のために必要なのかどうかという、ここをしっかりと、それぞれの立場で事業に当たったの対応ができているのかどうかということを原点に返って再認識する必要があるだろうということを含めての先手管理でもございます。

いわゆるおっしゃいましたように、先手管理というのが指示されてやるんじゃないで、やっぱり気付いた時、先ほども言いましたように、自らが、やはりそういう改革をしていくという意識を持ってもらうことで、私は、まちは変わっていくだろうというふうに思います。

行政が、いわゆる民間でやる事業を行政が集中的に取り組むと相当な速さで改革ができる。もちろん民間でできることは民間でしっかり対応していくという、そのすみ分けですか、そういうことも職員の皆さんで自らが考えて取り組みをしていくことで、財源等も含めて変わってくるんじゃないかなというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 今市長が言われているのは、よく分かるんですよ、当然ですけど。僕が考えているのは、全国どこでも同じような課題を抱えている、その課題に対して小野市において

は、先手管理という手法を基に様々な条例をつくって対応を国に先駆けてやったと、そういうものをしっかり洗って、志布志市でもこれはできないのかという意味での先手管理、今のは職員の意識改革ですね。そういった取り組みはできないのかというのが一つですよ。これは後で答えてください。

今、市長が言われた角度で言えば、例えば、市職員が朝出勤して、どうやって効率的な仕事ができるのか。あるいは、どうやれば市民の皆様の満足度を高めることができるのか。それを朝出勤した時から、そのことを考えていく。そういった在り方というのは、今市長が言われたように、そこと結び付くことだろうと思うし、大事なことだと思いますけれども、そういった両面を持って、この問題は捉えていって欲しいと思います。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり事業についても新たに創出する事業等々も出てこなきゃいけないわけでありまして。

ですから、与えられた事業がそのまま継続していくんじゃなくて、外から行政を見たような事業、そういうものも取り組みをしていかなきゃいけないというふうに思っております。

また、ある一方では、市民の皆さんが行政に対する考え方、行政が、どういうことをすることによって満足されているのか。そこも私は先手管理の一つの手法になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。

市長が先ほど報・連・相（ほうれんそう）、報告・連絡・相談シートの話の話をされました。それも具体的に、そういったシートを見せていただきながら、すごい量ですよ。年間2,000枚から上がってくるわけですから、それにしっかり赤ペンで市長がチェックをしていく。先ほど市長も、今そのことに習って少しずつでも実践しようとしているんでしょう。

そして、この成果と報酬が違うということでは、前期と後期の賞与にも差をつけていますね、すさまじいですよね。較差をつけているといたらおかしいけど、特に優秀だとか、そして優秀、良好、良好未満ということで、報酬に差をつけるという、モチベーションを上げると。市民は大喜びですよ、今回の6期目、4回無投票、6期目で相手に得票率が80%を超えてるんですからね。すさまじい信頼を得ている市長でもあります。

ただ職員の皆さんから見れば、「1回も褒められたことがない」と言われていました。「一度も褒められたことは無いです」と。ただ、こうやった評価は別角度でちゃんとされているんですね。学ぶべき点が多くて、安全部というのをつくったと思ったら、そこに警視正の方を部長にもってくる。そして、警察OBの方で15台車をそろえて、朝8時15分から夜9時半までパトロールをさせて、危険な案件が70%ぐらい減ったとかですよ。もうすごいんですよ、とにかく、何回も勉強しにいかなくちゃいけないというぐらいのところでした。

市長も本を読まれていますので、そういった中で本市で取り組める内容、多分いっぱいあると思うんですよ、僕は時間の都合で、そこまで今回は踏み込みませんけれども、そういったことも含めて、いじめ等虐待、いろいろ今回も出ていますけれども、そういったことに対しても先駆的

な取り組みをやっています。後で14番議員からもいじめに関しては出ますので、また対応方をしただけであればというふうに思っております。

だから、全国どこでも起こり得る問題に対して、問題が起きてから対処するのではなくて、先手先手で解決をしていくという基本的な考え方、これを基本にしながらも四つの基本理念ですね、市長が今回の施政方針でも述べられている。このことを本当に徹底して市職員の皆さんにお話をしていけば、必ずや意識改革が進み変わっていくだろうというふうに思いますので、最後に、この件に関しては意気込みをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 私は、質問の中にもありましたとおり、やはり市役所は市民のためにあるわけでありますので、そのことを基本に四つの行政経営指針を挙げておりますので、今後とも引き続き市民の本当に安全・安心のまちづくりをしっかりと取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） それでは、続きまして、関係人口に関連して質問をさせていただきます。

市長の方も地域外の人材に期待をするということで、都市住民と継続的なつながりをやっていると、関係人口創出事業で住民票の発行の件ですね、今回の当初予算にも出ています。その中身は述べられたし、また予算審議のときにもやれますので、詳しくはやりませんが、例えば市長はこう言われていますね。ふるさと納税も絡んでくるわけですが、寄附していただいた多くの方を志布志ファンと言われていていますね。「志布志ファンの方々と継続的な関係強化を図り、本市への誘客や移住・定住の促進、経済の活性化を図るため、積極的な事業展開を図ってまいります」というふうに言われているわけですが、これも一番関係人口の大きな柱の中の一つかなと思うんですが、こういった関係人口というのは、昔からあった概念ではありませんね。

定住でもない、交流人口でもない、その中間に位置する概念だというふうに位置付けられておりますけれども、ここをどう関わっていくのか、このことが、今後のまちづくりのやはり大事な1本の線になっていくだろうというふうに言われておりますけれども、そうした場合、今回住民票等を発行するということがあります。そして、ふるさと納税関係の掌握もある程度できていると思うわけですね。それ以外に先ほど市長も言われました志布志市で仕事をされた経験のある方、あるいは学校で学んだ方、様々本市に関係していた方、今も二重生活をされている方、この概念で言えばふわっとした概念ですよ。そんなに大きなくくりで縛り付けるものではない。あまりにも定住というと、ハードルが高すぎるものだから、多分企画課長とかも苦しんでいると思いますね、定住、定住と言うとですね。だから、そこを少し取り払って、ちょっとやんわりとするような概念が、この関係人口かなと思うんですが、それにしても現状把握というのは大事ですよ。関係人口というくくりをした時に、そのくくりの中で志布志市には、そういう関係人口が、どのぐらいいるだろうと、そして、どういう仕組みをつくれば、そういった方々とリンクしていくだろうと、こういったことが大事かと思いますが、そこらは今どこら辺まで検討は進んでいるんですか。

○市長（下平晴行君） 関係人口は、その度合いが、よく段階に例えられております。例えば、

1 段目に興味を持つ、2 段目に愛着を持つ、3 段目が通う、4 段目が交流する、5 段目が拠点を持つというふうでございます。

平成31年度の事業を手始めとしまして、多くの方に、この階段を上っていただけるような、単なるおもてなしだけではなくて、本市へのアウトカム、成果をしっかりと意識した事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 施政方針の中にも、先ほど読み上げたように今も市長が言われました。「積極的な事業展開」という表現をされていますが、そういった事業の展開の中身というのが、今どこまで検討されているのかというのを先ほど伺ったところです。現段階で見えているものがあればということですよ。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 現在考えている事業について少し紹介させてもらいたいと思っております。関係人口につきましては、今、定義があったところでございます。

それから、ふるさと住民票制度というのがございまして、現在、構想日本という団体が全国に呼び掛ける形で、ふるさと住民票制度を推進しているところがございますので、この制度は全国で8団体でございすけれども、九州では、まだございませんので、これの取り組みをしていきたいと思っているところでございます。

そして、そのカード等を発行しながら、メリットを発揮していきたいと思っているところでございます。

対象としましては、本市の出身の方、郷土会の方・出身の方、それから通勤通学される方、志布志市で仕事をなさっている方、港湾企業の方、それからふるさと納税の方については、顧客が10万人程度いらっしゃるというふうに聞いておりますので、そういった方について、今まで以上の関係性を持っていただけないかというようなことも、お願いをしていきたいなと思っているところでございます。

そういった登録をしてもらって、メリットを生かしてもらいながら、そして志布志市のPRもしてもらいながら応援団になってもらい、将来的には移住・定住につなげていきたいというふうなことを考えているところでございます。こういった事業を総務省の方からも昨年度からやっておりますので、手を挙げて進めていきたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） この関係人口というのは、2年ほど前から本が出版されて、にわか根付いてきた内容であることは十分分かっております。

今課長が述べられた住民票制度も全国8団体でやっていると、本市がここに加わっていくと、9団体目、そして九州で初ということも、よく理解をしているところでございますけれども、今課長が答弁された中で関係人口の把握をしていく流れをおっしゃいました。それも十分分かります。

この関係人口を今後しっかりと掌握し、どのぐらいのスピードで、本市には関係人口が増えていくのかと、こういうのをしっかりと押さえていかなきゃいけないと思っているんですよ。そうした場合は、今述べられたような観点だけではなくて、ここに出してある全課にまたがって関係人

口って関わっているんですよ。そういった部分からの抽出というのをやらないと全体像は見えませんよ。自分たちの見える範囲だけで関係人口を測ろうとしたらとんでもないことですからね。外国からだって関係人口を呼べるんですよ。あるんですよ、関わっている人たちは今までも。

例えば、一つ言わせていただければ、横峯方式が10年前から広がりましたよね、この10年間でどれだけの人が本市に見えたか、大変な数ですよ。一時期は大黒リゾートで、ある会社が400人、入社式を3年連続やっているんですよ。こういったものは掌握できていないでしょう、なかなか。そういった部分も各課になると見えてくるわけじゃないですか。そういった部分の抽出をしっかりとやって、この関係人口には取り組んでいただきたいと思いますが、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） まさにそういう見えていない部分での取り組み、いわゆる定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、おっしゃいました住民票が無い方々が保育園の方にも来ていただいているということでは、全課で取り組みをしていかなきゃいけないというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 住民票制度の取り組みというのは、いい取り組みだというふうに思っています。先駆けてやっていただいて有り難いなと思っています。総務省の方でも検討会をやっていまして、こういった住民票制度を利用している人たちに対して何か特典はあげられないのかと、あるいは登録している地域に交付金を出すとか、そういったアイディアの段階の議論もいろいろされているみたいですので、これは早く取り組んだ方がいいのかなというふうに思っていますので、今回の提案はすごく理解を僕はしているところであります。

そういった中でですよ、市長、先ほどもちょっと出ていたんですけども、僕も今回質問する中で関係人口創出事業というのを打ち出されたのは、いいことだなというふうに思うんですが、総合振興計画が一つあって、これあるわけですよ、下平市長の時じゃないですからね。うちでは最高の上位法になるわけですけども、基本構想、基本計画、そして実施計画ですけども、基本構想、基本計画の中には無いものが、こうやって入ってくる時にはですよ、やはりしっかりと、あるいは改定の時に振興計画は、しょっちゅうというわけにはいかないにしても改定できるわけですから、そしてまた進めていくと、そういった位置付けというものをやはりしながら進めていっていただきたいと思うんですけども、これは全国的に総合振興計画みたいな関係で位置付けているのは、結構あるんですよ。155団体位置付けているんです、既に。ただ、ふるさと住民票という関係で関わっているのは8団体ですよ。でも関係人口を総合振興計画等に位置付けているのは、もうそれだけあるんです。ですから、しっかりとそういった角度での取り組みをしていかないと、整合性が取れないというふうになりますので、この点について、お考えを少し述べていただければと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃいましたように、この第2次志布志市総合振興計画が5か年ということで、昨年、平成29年度からですので、その途中で計画の中に挿入することはできるのかどうか、内部でも十分検討しながら、関係人口の具体的な内容についても取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひちよっと検討を加えて、整合性の取れる形ですね。やっぱり我々は、基本的に法にのっとって行政というのも進んでいくものだと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

例えば、本市もいろんなことをやっているんですけども、ふるさと納税でも頑張っているんですけども、そうやって関係人口をつくろうとか、いろいろな感覚の中で、感謝祭とか、いろいろなことをやってつなぎ止めようとしているわけですね。それは課長の方で、そういうのは分かっているんじゃないでしょうか。資料としてもあるはずですよ。関係人口に関する調べというのがある、1項目、2項目の中でずらっと並んでいますね、先進事例がね。そういったものをしっかり学んで欲しいのと、関係人口を作り上げていくために、そこにただ期待値でかけるだけではなくて、我が地域に来ていただいた時に、どういうことを手伝ってもらえるのかとか、こっちからどういう情報発信したときに都会の知的財産を持ったような方々が関わってくださるのかとか、そういったものを、やはり地元をしっかりと耕しておかないと、これはうまくいかない事業ですよ。そこら辺についての考え方をお示してください。

○市長（下平晴行君） 受け入れ態勢が、まず大切じゃないかなと思います。その受け入れ態勢をどういう形で対応していくのか、これも内部で十分協議してまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 多分課長は分かっていると思うんですけど、市長は当然そういう答弁でしょう。例としては、「しまコトアカデミー」がありますよね。この関係人口づくりの中では、先ほど言った本の中にも書かれていますね。この中身は申し上げませんが、先ほど「ヒト・モノ・カネ・情報」という言い方を市長もされておりました。そこに情報プラスアイデアというものをやはり入れていくのが、この関係人口の基礎になる部分かなというふうに僕は僕なりに思うんですね。そうした時に都会の方々が具体的に、どう志布志市に関わればいいのか関わり方が分からないよということになるわけですね。そのために情報をこっちから発信する。そうした時に、その関係人口の本を読んでいくと、いわゆる関係案内所というシステムみたいなものを作り上げておかないと、なかなかそこと接点を持たないと。だから地域に来た場合は、こういうことができますよとかいうことをお知らせする関係案内所、中身はそういったことができる場所を知らせるといことですね。そういったことが言われてるんですけども、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはまさしくおっしゃるとおり、そういう受け皿体制がないと、その中に入り込めないというような状況でございますので、そのような内容については、十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） この関係人口については、昨年1月に総務省の方で検討会の報告書というのを上げておられますね。それを受けてすぐ、ふじやま学校の坂本さんが2月号で書いてますね、このことをですね。書いてて、そして、こう言ってますよ、「関係人口を意識した物産観光振興、移住・定住支援策、企業誘致、創業支援といった施策を志布志市の潜在価値と併せて連携した仕掛けとして、どう打ち出していくかということ」、そのことをやはりしっかり検討してい

かなきゃいけないだろうと僕も思うんですね。これは今から検討していくんでしょう。まだ中身としては、ふるさと住民票ぐらいしか見えてませんよね、あとふるさと納税か、どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、まだそういう段階ですので、これから内部で十分そこも含めて協議してまいりますので、よろしく願いいたします。

○15番（小野広嗣君） 今回市長が、こういった施政方針を出していただいたおかげで、こちらでも少し学ぶことができたわけですが、人口で見たときに、こういうのが書いてあったんですね、「1,300万人の東京」。逆に、これを志布志市に当てはめると「3万人の人口」。1,300万人の都市って何かすごいなって比較すると思っちゃうわけですが、ここに「あなた」という分子を入れ込んでいく。1,300万分の1と3万分の1とは役割が違いますね。見ていったときに、何か私でも、このまちだったらできるのかなということになっていきますね。だから、物差しを変えていかなきゃいけない時代に入ったんだというふうに書かれておりましたけれども、まさしくそうだなと思いますけれども、そういった物差しをもって市長も仕事はされていると思いますけれども、この関係人口についても取り組んでいってもらいたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、1,000万人であろうが、3万人であろうがというと失礼ですけど、人口に差は無いと思います。それなりの、その地域の良さをどう引っ張って、そして、関係人口になっていただくことができるのか、そこが私は重要なことだというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 要は、呼び込むための関係を持っていただくための仕組みづくり、これをこれからしっかり練り上げていっていただかなきゃいけないというふうに思います。

僕も関西に5年、東京方面に5年、都市部にだけ10年間いました。何か僕がやらなくても、まちは動くんですね、ある意味で。ところが、この志布志市、旧志布志町になると1万8,000人ぐいらでした。その1万8,000人ぐいらのときに議員にさせていただいて20年間やっている、いろいろとこういうこともできればなど、こういうことも市民と一緒にやってできればなどがあるわけじゃないですか。顧客満足度を高めるための思いというのが、これはやはり我々の持った特性だろうと思うんです。小さな人口で、これだけのことがやれるんだということですね。

だから、やっぱりそういう視点、物差しで見ていって、何も人口で比較をしななきゃいけないことでもなんでもないわけですよ。そういったことは十分分かりながら行政運営に当たられていると思いますけれども、こういった関係人口を捉えたときに、もう一回踏みとどまって、何でこういう話をするかという、どうしても定住とか交流人口を増やそうということになると、そこに一生懸命になってハードルが高い。こうやって関係を持ってくれても、住んでくれないのとなっちゃうわけじゃないですか。そこで、もう住んでくれないだったらという雰囲気、我々が持っていたら、関係人口が築けないわけですね。ふわっとしたものだけ大事にしていかなきゃいけない。せつかく政策として、こういったものを出されるのであれば、そういったことも含めて取り組んでいっていただきたいと思います。

この件、最後に答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） これは関係人口というのは、ふわっとしたような段階でございます。それをどうやって、その移住・定住につなげていくかということをおは先ほど言いましたように全課で取り組みを考えていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） それでは、「食」のまちづくり、そして商店街のにぎわいということに入りたいと思いますが、市長も冒頭から言われていますけれども、どんぶり、黒豚三昧、準グランプリをとっていただいたと、多大な功績があると。施政方針を見ていっても、そのことが書かれて、「今後ご当地グルメの市内外への情報や、その活動を支援する」というふうに言われているわけですね。そして、新たなグルメ発掘で「食」のまちづくりをつくると。

そうした場合、一応このどんぶり選手権に対する支援というのは、昨年の3月定例会でも提案される中で、今回がグランプリを取ろうが準グランプリであろうが、事業としては一旦打ち切りということで我々議会も理解をしているわけですが、先ほど市長が言われたように、このインパクトはすごく強くて、我がまちの食を全国区へ押し上げた原動力ですよ、そういった意味では、こういった黒豚三昧の取り組みというのが今後も続くとすれば、続けて欲しいんですね、それをまた支援もして欲しいんです。そこに関する考え方、少し、また新たな角度での支援ということになるんでしょうけれども、あればお示しをください。

○市長（下平晴行君） お話ありがとうございましたとおり、黒豚三昧丼が準グランプリと、グランプリ、準グランプリというのを獲得していただいた。これは鹿児島県志布志市というのをテレビ等でも、あるいは新聞等でも情報発信をしていただいと。

それとあわせて、私も理解不足でございましたが、ふるさと納税の納税額、これも相当いただいと。これは一つは地元の特産品を加工して志布志市のものとして、6次化産業の取り組みとして販売をして、全国に発信をしていると。東京でも鹿児島ブースというところで販売をされておりましたけれども、その販売の販売力と申しますか、相当なものがあるというように思っております。

もう一つは、黒豚三昧丼が志布志市に5店舗確保していること、私はここが一番大事じゃないかなと思っております。1店舗だけで販売していると、本当に1店舗だけの支援かというふうにとられてもしょうがない。しかし、5店舗の黒豚三昧丼の基準を設けて販売をしているということでございますので、志布志市の商店街の経営をされている人たちにも、それなりの利益があると。であるとすれば、やはりしっかりと支援はしていくべきじゃないかなということでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長のそういう考え方は理解をいたしますので、施政方針にも載っていますので、そういった角度を変えずに支援のほどをお願いをしたいというふうに思いますが、市長、「食」のまちづくりということ言えば、いろんな自治体が「食」のまちづくりというのをうたってるんですね。やっぱり「食」による情報発信のというのは、すごく何というんですかね、インパクトがあるんですね。「食のまちづくり条例」というのを全国初で2001年9月につくっ

たのが小浜市というところですよ。言葉で言うと時間がかかりますので、ちょっと読ませていただくと、「食に光を当てることによって、地域の総合的な政策も大きく方向付けることができる」、「例えば、歴史と伝統ある食文化に着目することは地域のアイデンティティの形成に寄与することになる。安全な食をたゆみなく供給するためには農林水産業を始めとする産業の振興は欠かせない」と、「また、食を大切にすることは、それを育む自然環境を保全することにもつながる」と、そして「食を通じて人と人との交流も生まれる、そもそも人が生きる上で欠くことのできない食を捉えることで、教育の大切さも見えてくる」と。そして「このように食を広範に捉えてまちづくりを進めていきたい」というのが、この小浜市の捉え方で、本当にすばらしいと思うんですけども、ここはその後に、食のまちづくりと生涯食育の推進ということで、「食のまちづくり課」という課までつくっているんですね。

ですから、市長の思いもちゃんと施政方針に載っているんですけども、その市長の思いとして、例えば様々な事業等を一過性のものにしない、その覚悟を示すために、しっかり「食のまちづくり条例」みたいな、そして基本計画みたいな、これをしっかり作って進めていくべきだと僕は思うんですよ。市長が「食のまちづくりをしっかりとやる」と言われているわけですから、どうぞお願いいたします。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり「食」という、私どもが毎日生活するためには大変必要であるわけでありまして。そして、それを発信することで志布志市の情報を提供していただくと、志布志市を売っていただくというようなことでもあります。

そして、やはりその条例をどういう形でつくればいいのか、ここら辺は先進地等の事例等も参考にしなければいけませんけれども、そういうことで充実するためであれば、そういうことも必要になるかなというふうには考えております。

○15番（小野広嗣君） 今も申し上げましたように、そういった市長の思いというものがしっかりつながる、そして、そのことが市民にも職員にも我々議員にも理解がされる。一過性な思いつきとか、そういうことではなくて具体的な計画として、その理念をしっかりと条例でうたっていく、こういうことが僕は大事だと思うんですよ。「食のまちづくり」をするんだという市長の思いなんですよね。であれば、そこにつなげて行って欲しいと思いますので、これはぜひ要請をしておきたいと思います。

併せて、つながるわけですけども、このまちづくりということになりますね、先ほども少し庁舎問題等で議論があったわけですが、いわゆるまちづくりをしていくときに、先ほども市長も言われていましたが、僕は庁舎問題を考える上で直接庁舎問題の通告はしていませんけれども、この食によるまちづくり、あるいは、特に商店街の活性化をうたわれるときには、即リンクすることだと思いますね。まちづくりの計画の中の一分野であるわけですね、商店街の活性化とか中心市街地の活性化とかいう問題は。その中で考えていかなきゃいけないのは、市長も位置の優位性とか言われますけれども、確かにそうですよ。そこに市役所がある、そして病院がある、文化会館があるとか、あるいは商業施設があるとか、さっき農業関係も言われていましたね、様々な

ものが集積している。これはやはりコンパクトシティという言い方になるんじゃないですか。病院がある、こういったまちづくり。今は自動車社会ですけれども、だんだんだんだんだん高齢化が進んでいくと、もう自動車にも乗れない、そういった高齢者の方がまちにあふれるんですよ。そうすると、人口の集積地、そしてコンパクトなまち、ここがやはり今後の将来展望のあるまちづくりなんですね。そこに市役所があるという捉え方だろうと僕は僕なりの理解をしているんですね。

それはどうなんですか市長、市長の中には、そういう捉え方は無いんですか。

○市長（下平晴行君） これは、私、鹿大の林教授にも確認をしたところでした。この先生は、地方自治、地方財政というのが専門でございます。

志布志市の今の状況で、このままいくとどうなのかということでお尋ねしたところでございます。

少子高齢化へとどこの自治体もなっていく中で、やはり志布志市の状況を見ていますと、今の状況でこのままの位置に本庁舎があることで衰退は早いと、やはり今おっしゃったようにコンパクトシティ、そういう、街並みが形成される所に本庁舎はあるべきだという答えをいただいているところでございます。

ただ、データとしては、人口問題、財政問題、いろいろなことがあるからデータとしては出せないがという前置きで、そういう御指摘をいただいたということでございます。

○15番（小野広嗣君） まさしく、これまで大きく動いてきた郊外型のスタイルというものは、もう高齢者が車に乗れなくなってくると変わっていくわけですね。そうすると、やはりコンパクトシティというまちづくりが求められます。その中身には時間がありませんので立ち入りませんけれども、これは共通理解だと思いますので、そういったまちづくりを意識しながら行政の運営を行っている、そして庁舎問題等に関しても、そういった意識付けというものを持ちながら取り組んでいるという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○15番（小野広嗣君） この問題、まだいろいろあるんですけれども、次へいきたいというふうに思います。

あと幼児教育の無償化については、市長にも先ほど御答弁をいただきました。今後、検討を加えるという施政方針のと通りの思いでした。ですから、簡潔に申し上げます。

今回の国の制度を待たずして先進自治体においては、所得制限も無くして、ゼロ歳から就学前児童まで無料化にしている所があるんですね。そうしていくと、基本の三つの柱を述べているんですよ、少しそれを述べさせていただきますね。

一つ目が未来への投資として、うちはやるんだと、子供への投資は将来の。これは関西の守口市というところですね。日本を支える未来への投資だと、だから守口市のことだけを考えているのではなくて、子育て、子育ちを全ての市民で支え合うまちを目指すんだということが一つ。

二つ目は、女性の活躍支援、安心して子供を育て、また預けられるという条件を整えることで

男女が共に、その力を精いっぱい発揮できる社会を目指すためなんだと。

そして、三つ目は定住ですね。全国トップレベルの子育て世帯に優しい政策を実現し、市民の定住を促進することで、活力と希望のまちづくりにつなげると。この3点を基本理念にして、守口市は幼児教育の無償化を所得制限なしでやっているんだということでもあります。財源的なことも、いわゆる行財政改革にしっかりメスを入れて取り組んでいる。だから国が、こういった制度を打ち出す前に、先ほどの先手管理ではありませんけれども、こういった事業に取り組んでいる事例があるんですね。そのことを受けて、市長どう思われますでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはまさに少子高齢化については、対策として本当に必要なことじゃないかなというふうに思ったところです。

未来投資をどういう形で投資するのか、それから女性活躍という役割、そして定住していただくために、どういう施策をしていくのかという、この3点については、私も志布志市も真剣に取り組む、考え方を持たなきゃいけないというふうに思ったところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今すぐここで答えを出しなさいと言っているわけじゃないんですが、問題提起として言うわけで、最近はお産後にすぐ子供を預けて働きに行きたいというニーズが結構出てきているんですね。

現実、本市においてもゼロ歳児から子供さんを預けて仕事に行かれていますの方々がいっぱいいらっしゃるんです。

そういった中で、確かに非課税世帯の低所得世帯の救済策ということも国の制度としてはあるんですが、こういった制度がある中で、あるいは消費税が増税されて、この半年間はあまり入ってこない。だから国として、しっかり面倒を見るんだということがありますけれども、消費税というと全部国にいくと、思っている人たちが多くいけれども、これは県にも市にもくるわけですからね。市にきた分は、この幼児教育の無償化にしっかりつないでいきなさいということも指針としてあるわけですから、そういったことを考えたときにゼロ歳児から預けて働きに行きたい、そういった方々の思いを止めるのではなくて、しっかりそれに応えていく。そして、必ずや国が0歳児から2歳児まで、課税世帯に対しての無償化ということも行っていくわけですから、そこまでしっかり行政としてつないでいくための施策として取り組むというのが大事かなというふうに思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 0歳児から2歳児の住民税課税世帯の保育料については、7,980万円となるというようなことでもありますので、財源的なものがどうなのか、そこら辺の十分検討しているかなきゃいけないというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） こうやって、12月定例会で今後の展望も含めて質問をし、そして、国の制度が確定をしましたので、改めて幼児教育の無償化、先ほど所得制限無しの事例も紹介をさせていただきましたので、しっかりそういったことも含めて内部で検討を加えていって、答えていただければなというふうに思いますので、これは要請をしておきます。

次へ移りたいと思います。

歩くまちづくり条例についてです。質問通告をしておりましたので、市長の方からも少し先進事例を学ばれて加西市の状況を見られて興味のある事例だということで、お答えがございました。そういった意味では、この加西市は運動ポイント事業というか、やってるんですね。資料があったと思うんですが、市長これ、ちょっと見えづらいかもしれませんが、運動習慣が大事であるというのは、もうみんな分かっているんですね。その運動を実践する人だけで3割しか満たないと言われてるんですね、歩くことについてもですね。あとの7割は分かっているけども運動しない、散歩をしないということで、それをしっかり促進しようということで、この活動量計、歩数計ですね、これをしっかり配布して取り組んでいく。まさに、この歩数計を当てるとポイントが連携して出るようになってきているんですね。そういった所が何箇所も置いてあって、1,500万円ほどかけて取り組んだ事業で、半分は交付金をもらって、半分はふるさと納税、こういった部分を使って取り組んでいるんだということで、散歩をする人、運動する人が本当に増えたという事例が出ておりました。

実際、逆にこういったポイント事業をやると、市行政からは、こういった物を支給したり、ポイントを付けてお返しするというので、いわゆる予算をたくさん取るように思われるかもしれませんが、市民が例えば20歳から全部、大人社会、高齢社会まで元気いっぱい歩くまちづくりになると、医療費の削減というのが、すごい量で削減できるというデータは、もう出てるんですね。これは一昨年も本田市長にも、この話をして興味深く聞かれてはありましたけれども、下平市長もこういったことには理解があるから興味を持たれたと思うんですが、具体的に、この加西市の取り組みについての本市で丸々同じように取り組めるかは別にしまして、僕は、すごく必要な、これからの時代の取り組み、そして、この「健幸都市」って言いましたよね、健やかで幸せな人生を送るといふ、このまちづくりが大事なんだと、これに大体78ぐらいの自治体がもう加入しているんです。

そして、去年は指宿市で全国大会があつて、全国から首長さんやら職員の方々が見えているんですね。僕は、この健幸都市の在り方に、ぜひともこの事業を展開しています、健幸都市を目指している団体に、しっかり市長には加入していただきたいと思うんですが、そこらはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） まだ聞いただけですので、加入するかしないかは、ちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 「Smart Wellness City」さっきから言っている「健幸都市」というのを英語版で言うと、そういう言い方になるんですね。そこに全国の自治体が集まって、年2回会議をやって、そして情報共有をしながら歩くまちづくり、健康なまちづくり、そして健康で幸せなまちづくりを、もう80近い団体、先ほど78と言いましたけれども、やっていると。これ、しっかり資料を見ていただいて、僕は市長の手元に、これはてっきりいっていると思って質問したんですけど、いってないんですね。

先ほど、えらく興味を持って「加西市の取り組みには興味を持った」と言われていますから、

加西市の取り組みが、そのことなんですよ。もう一回返事を。

○市長（下平晴行君） しっかり見て判断いたします。

○15番（小野広嗣君） まあいいですよ、しっかりまた読んでいただいて、直接また担当課とかにも情報はお渡しをしますので、ぜひ賛同をしていただいて取り組んでいただければなど。

歩くまちづくり条例という、今回これで2回目の条例のことを言いますが、こういった条例をしっかりとつくり、基本計画を作って推進する。それが当たり前だろうと思うんですね。そういった取り組みに対して本市では、どうなのか、まだそれがなされていません。これまで、それに近いような運動はあったんですが、歩くこともありましたよね、今までの事業の中で。あるんですが、一昨年それを閉じています、やめています。なぜなのかということは、あえてここで聞きませんが、新たに、ここ加西市は「外に出よう、人に会おう」というキャッチフレーズの基に推進をしてるんです。いいことだなあと思うんですよ、どんどん外に出ようって、そして人に会おうって。そして、まちなかで会話を楽しもうと、健康ポイントで管理しよう、そしてポイントがもらえるということで、全国の先進自治体を見たら、こんなにまでサービスをするのというぐらいポイントを付けている自治体が増えています。そして、健康づくりをやる。だから出ていく分じゃなくて、入ってくる分もあるわけですよ。そういったことを考えて、歩くまちづくり条例、あるいは推進計画等を検討する段階に本市でも入っているんじゃないのかと、遅れをとってはならないなと思います、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市民が生涯にわたって健やかで幸せに暮らせることが基本であろうかというふうに思います。

そういうまちづくりができたらいいのかなと、そういうことも含めて、条例等についても十分教育委員会とも連携を取りながら取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 今、市長がいみじくも言われましたけど、「教育委員会と連携を取る」と、今の段階ではそうでしょうね。教育委員会と連携を取るというのが筋なのでしょう。ただ、前も文化、芸術政策でも言いましたよ、生涯学習課が所管する内容というのは、もう市長部局へ持っていった方がいいんじゃないかと、そういう時代に入っていると。ほとんど市長部局に移しているんですよ。県とか移していないのは四つの県ですよ、あとの政令都市も、もう3分の2以上は市長部局へ移しているんですよ。だから、そういったこともあわせて、今後検討を加えていただきたい。通告していませんので、教育長、答弁はいいですか。まずは、市長に訴えておきたいと思います。

児童虐待の方へ入りたいと思います。時間もあまりありませんので、児童虐待についても、もろもろお示しをいただきました。

市長、実態は御存じかもしれませんが、一昨年状態で、児童相談所が虐待で対応した件数は12万を超えてるんですね、5年前の2倍になっていると。そして、児童虐待により年間約80人もの子供の命が失われている。そこへ去年の目黒区の問題、そして、今回の野田市の問題、様々な機関が情報を入手しながら、ああいう事態になったという中で児童虐待防止対策の強化に

向けた緊急総合対策というのが、昨年目黒の事件を受けて7月頃ですかね、徹底をされました。それでも今回こういう事件が起きましたので、更なる徹底ということで、今月の2月末に国が徹底をしています。そのものは、今手元にありますか。

○市長（下平晴行君） 私、このことについては、コラムを書いておりますので、国が定めた四つの視点はしっかりと、口では言えませんが、四つあったということは記憶にあります。

そういう面では、今回の特に両親がいじめた、いまだかつて無い事案等も含めて、そして、教育委員会が児相に相談無しにアンケートを配った等々、今まで無いことが、この虐待につながったということでもありますので、それをどうやって先ほどからありますように、虐待防止を行政としていくのか、そこは十分関係機関とも連携を取りながら対応していきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長、それは分かるんですよ。市長がコラムを書かれていることも存じ上げていますけれども、今回、再度の徹底ということで新たなルールが生まれているんですよ。

その新たなルールを基にして、4日前に発信されてるんですよ。その内容を御存じですかということですよ、4日前ですよ。

○市長（下平晴行君） 4日前のは、ちょっと確認しておりません。

○15番（小野広嗣君） 厳密に言えば5日前ですね、2月の28日ですから。文科省とか、あるいは厚労省からも発信をされてて、自治体、警察、児童相談所、学校、ここへ対しても指針が、新たなルールが出ていますので、これを基に内部で協議をしていただければいいと思いますので、中身についてもお示しをしようと思いましたが、届いてなければ時間、手間暇がかかりますので避けますけれども、去年の事案を受けた時にですよ、例えば、乳幼児の健診未受診者とか、未就園児だとか、学校への就学児童とかの掌握を9月までにして、それを基に政策を国が打つという流れがあったんですが、この中身はどうなっているんですか。

○保健課長（西山裕行君） 乳幼児健診を全く受診していない子供もいるということで、その対応につきましてですけども、本市での未受診者につきましては、現在把握している中で8人という形でございます。

未受診者につきましては、電話や訪問での確認、それから保育園等への登園状況や予防接種の状況等を調査しました中で、実情を把握した上で、必要な支援に今現在つないでいるというような状況でございます。

○15番（小野広嗣君） 必要な対応はなされているという理解でよろしいですね。

学校はどうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど答弁いたしましたように、児童虐待の芽を摘むということについては、学校は最前線であるということがございますので、児童虐待にあたっては、子供たちの例えば、いじめの問題、あるいは不登校の問題、あるいは問題行動の背景には、ひょっとすると児童虐待というのがあるのではないかと、そういうことで常に学校においては、早期発見のそういう視点で子供たちを見

ていくということは大事なことだと思いますので、もちろん健康観察もそうですけれども、日常のそのような様々な問題行動、いじめ、そういうことの背景に虐待というのが潜んでいるというように、そういうことも常に念頭に置きながら、子供たちと向き合うという、そういう指導をしております。

○15番（小野広嗣君） 福祉課関係になると思いますけれども、児童虐待の中身、直近でも結構ですので、数字的なものしか上がらないと思うんですよね、中身について詳しく述べられない部分もあると思いますので、分かる範囲でお示しをください。

○福祉課長（折田孝幸君） 市内の児童虐待の認定件数と認定状況ということで、本市におきまして児童虐待として認定した状況、これは大隅児童相談所の取りまとめになりますが、平成29年度が12件、平成28年度が10件、平成27年度が0件という直近の状況でございます。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。平成30年度は年度途中と、もう残すところ僅かですが出てないということですね、あるんですか。

○福祉課長（折田孝幸君） 平成30年度につきましては、最終的な件数等につきましては、児童相談所の方で取りまとめるわけですが、平成30年度の通報件数につきましては、市民の方より2件の相談があり、対応したということでございます。

○15番（小野広嗣君） 今回も出ていますけれども、学校もそうですけれども、安倍総理も昨日言われていたけれども、日本の風土として、しつけに体罰は必要な部分があるんじゃないかと、そして、民法の懲戒権というものがあって、それを理由になかなか児相が入れないという問題、これをしっかり国としても支えていかなければいけないというふうに変わってきていますね。そういった意味では国が動く前に、こういった事案があったときには、学校現場、あるいは市行政としても、広報等でもしっかりと、そういった、しつけによる体罰というのは許されないんだということを徹底して啓発をして欲しいと思うんですよ。国の指示を待つ必要は何もないわけじゃないですか、こういう現実があるわけだから、本市においてもですね。先ほど言われた中学校の教師の問題もそうですよ。どうですか、市長も教育長も。

○市長（下平晴行君） これは今、いわゆるしつけとか、そういう教育という中で暴力は一切許されないというようなことがありますので、そこら辺の今の現状をどう市として取り組みをしていくのか、十分内部で検討してまいりたいと考えます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

学校教育においては、学校教育法第11条の中で、「教師は体罰はしてはならない」ということが明確に禁止されているわけですが、この児童虐待法の中では、保護者のしつけという名目で体罰まで至っている状況というのは曖昧なところがありますので、今回また国の方で、しつけを名目として体罰はあってはならないと、それじゃ何が体罰なのかということについてのガイドラインを近いうちに出すことになっていると思います。

今回の事案を受けまして、国も動こうとしておりますが、保護者が、これはしつけだと、ほとんどそういう形で保護者の方は言いますので、事案が出てきた時はですね、そのところを国の

方も明確に、これは体罰なんだということを明確に示すガイドラインが近いうちに出てくると思います。そういうもの等を参考にしながら、学校はもちろん体罰は絶対あってはならないということで法で禁止されていますが、保護者へも、その体罰ということがあってはならないということが明確に示されますので、そういうこと等をきちんと子どもも理解した上で、今後進めていかなきゃいけないのかなと、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 野田市を含めた時に親を怖いと思う場合があったわけですね。しかし、そういった場合でも、しっかり警察と連携を取っていくということが大事、今回東京都は暴言や、そういったしつけという範囲内で行動を起こした時に、それを取り締まる条例を提案しています。もう先駆けてやっているんですね。だから、そういったことも横でらみながら、本市で先手管理というのを冒頭に持ってきたのは、その意味があるんですね。そこを考えて、そういった条例等もつくって対応をしていただきたい、最後に答弁を求めたいと思います。

○市長（下平晴行君） そういう条例を作ることで、児童虐待が減っていくということであれば、しっかりと、そこら辺の対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 児童虐待が、このように頻繁に起きているということで、私は、いろいろ考えることがありますので、最後に感想だけを述べさせていただきます。

1年前の5歳の子供の虐待、手紙を書いておりました。「もうお願い許してください」という、あの5歳の子供が綴った手紙ですね。今回起きた今度は4年生のあの子供も「先生助けてください、お父さんから暴力を受けている」という手紙を残して亡くなったということなんですけれども、生まれ育った環境で、子供の将来が断たれてしまったわけですね。本当は2人とも共通して「愛」という字が子供の名前がついているんですけれども、心愛（みあ）ちゃんと、結愛（ゆあ）ちゃんということで、愛という名前がついている女の子なんですけれども、本当は生まれた時は多分親は、この子をお大事に愛（いと）しんで育てていきたいという思いがあったんでしょうけれども、どこでどうなったのかしれませんが、ああいう状態になってしまったということで、本当に、これから将来ある子供が親の虐待によって命を絶たれたということは、本当にあってはならないことで、これはやっぱり大人社会の私たちの責任でもあるんだらうと、そういうふうにも思いますので、とにかく学校においては、児童虐待を絶対に見逃さないという、そういう熱い思いを持ちながら、あったら、疑われたら、すぐ通告をするということを徹底をして、未然に、このような不幸な事態が本市でも起きないように取り組みを進めていきたいなど、そういうことを今回また改めて自分自身も自覚をするところでございました。

○15番（小野広嗣君） この児童虐待で亡くなっていく方の6割がゼロ歳児であると、乳幼児の虐待ということは本市の施政方針にも載っているように取り組んでいますので、絶対そういうことがあってはならない取り組みを更に深めていって欲しいというふうに思います。

最後は、この新しいルールの中でも見ていくと、やっぱり連携がいかに大事かということに尽きるんですね。取れていないと、ああいった悲惨な事態になるということがありますので、学校からの情報というのは、すごく大事な部分だと指摘されていますので、そこはよろしくお願いを

申し上げます。

答弁は結構でございます。終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に7番、八代誠君の一般質問を許可します。

○7番（八代 誠君） 改めまして、皆さん、こんにちは。会派、真政志の会、八代誠でございます。

今回は、志布志市本庁舎の移転の1点について質問いたします。

それでは、早速通告書に基づきまして、一問一答により質問してまいります。

まず、私たち議員は、去る平成30年12月7日、金曜日になるわけなんです、議会全員協議会において、この本庁舎移転基本方針の資料が配布され説明されました。この資料になりますね。この資料の中に、本当に1ページ開いてすぐ「本庁舎移転の方針」ということで記載があるわけなんです、志布志市の庁舎の位置については、南曾於地区合併協議会において、「人口重心地区が有明地域であることから、新市の事務所の位置は有明町野井倉1756番地にする。なお、松山町、志布志町のそれぞれの役場に総合的な機能を持つ支所を置くものとする」というふうに、ここに記載してあるわけなんです、そこで市長に伺います。この人口重心地区という言葉の定義について、どのように認識されているのか、まずお示してください。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

人口重心とは、人口一人ひとりが同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が全体として平衡を保つことのできる点といいます。対象地域の住民の体重を全て同じと仮定した場合に、やじろべえの足のように、その地域を支えることのできる点のことであり、地域のへそにも例えられるものであると認識をしております。

○7番（八代 誠君） 私も調べてみました。市長が今言われたとおりのことが書いてあります。私が調べたのは、総務省統計局がホームページに平成29年8月に掲載した資料であります。

人口重心とは、市長が言われたようなことなんです、後ろの方に、こういった人口重心という点を表すことで、細かな地域分析を行うことによって、公共施設などの適切な配置などに活用されていますというふうに記されておりました。今お聞きしたのは、重心、「重」という字に「心」と書くわけなんです、中心、真ん中に心とは意味が全然違います。ちょっと力学的なことを書いたんですが、ここは削除いたします。

私たちも、市長が今「へそ」と言われたように平衡感覚を失うと転倒してしまう、そういう意味の「へそ」という表現をされたと思うんですが、ちなみに今最新で鹿児島県、総務省の統計局は鹿児島県の重心地はどこですよ、本市についても重心を示しています。東経131度04分18.80秒、北緯31度29分53.75秒、この緯度と経度なんです、座標値の位置は、どこになると思われませんか。

○市長（下平晴行君） 平成27年度の国勢調査に基づく志布志市の人口重心地は住所でいうと、志布志町安楽5300番台、字炭床、地区でいうと上門地区の北側、大迫地区の西側になるようでご

ざいます。

○7番（八代 誠君） 合併協議会において、新市の本庁の位置を検討する時に人口重心というものがあつたからということで、今示された人口重心地により近かつたのが、ここなのかなというふうには私は解釈しているところです。

先ほどの私の表現なんですが、人口重心地、ここを公共的な建物を造りなさいよとはもちろん書いてないです。参考にしているところもありますよということでした。

そういったことで、他方、地方自治法第4条第2項には、市長がいつも言われるように「住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならない」というふうに記載してあります。しかし、実際今私たち、この志布志市は、有明町に本庁があるということで、私は本庁舎の位置を検討する場合、その材料というのは様々あるんだなというふうには理解したところでした。その材料の様子をどのように捉えて判断をしているのか、極端な話どこでもいいのかなという、私はそんなふうには今回このことを調べた時に思ったところでした。なので、そういった点から考えると有明本庁、この位置でなくても志布志支所でもいいのかなというふうには私は考えたところです。そのことは前提として後の方で、提言をしたいというふうには考えます。

ただ、今回の3地区での説明会、私はお聞きしながら、やはり今回市長が志布志支所の方に本庁を移したいということで提言されるわけなんですが、市街地に一極集中していく市街地は、どんどんどんどん港や交通事情、変わっていきますので、目まぐるしく発展していくのかなというふうには思います。ただ、やはり説明会の中では、市長はもちろん十分受け止められたと思いますが、中山間地域の方々、見捨てないでねというふうには自分は聞こえたところです。どうしても、そういう市内での様々な地域の格差というものは生じていくことに対して避けなければいけないなというふうには考えています。

であれば、私は、いろいろな分からないことがあるので、この基本方針もう少しですよ、12ページなんですけど、100ページぐらいにできないのかなと、もっと聞きたいことがいっぱいあるというふうには思います。このことで、これから短期計画・中期計画・長期計画を立てられていくんですけど、仮に、これで6月に短期計画の分の予算を提案されても、ちょっと自分ももっとも市長と議論をしていかないと納得ができないというふうには思うんですが、そういった施策を書き込むべきだと、もう少し具体的に、そう思いますが、どうですかね。

○市長（下平晴行君） 今提案がございました、今の方針の内容を具体的にというようなことでございますので、一つは、やはり、その地域、松山地域、志布志地域、有明地域という特性をやはりどうして生かしていくのかという内容。

それから、平成31年度施政方針においても、第1次産業の取り組みの強化をしていかなきゃいけない、いわゆる基幹産業である農林水産業の取り組みを今後どうしていくのかという方向付け。

それから、新たな公共交通の計画づくり、今3年間で計画書を作って取り組みをしているところですが、こういうものが、将来どうなっていくのかということ等も含めて、それから地域コミ

ユニティの組織の充実ということで、今、有明の方に1か所つくっているわけですが、平成31年度に松山の方、有明の方、志布志の方にも、そういうものがコミュニティとは何なのかという、これは財政的なものも含めて、おっしゃいますように、もうちょっと具体的に取る必要があるのかなというのは感じたところでございます。

○7番（八代 誠君） 少し本題からそれたのかなというふうに思いますが、ここで本題の方に入っていきたいと思います。

今回、基本方針を示した検討委員会について、3点ほど伺っていきたいと思います。

まず第1回目の本庁舎検討委員会が、昨年5月7日に開催されたということで、この経緯の方に書いてありますが、実際開催されたのは5月7日になるわけなんです、この検討会が設置されたのは、いつになりますかということが、まず1点です。

次に、私たち議員がいただいている資料、検討会の部会組織が表記してあります。その12ページには、検討委員会の経緯が示されていますが、検討委員会は第1回から第5回まで開催されています。また、総合調整部会が2回ほど開催されています。11ページにある黒ポツ、全体会議が5回開催された検討委員会として理解していいのか。黒ポツ、部会は12ページによると施設管理部会が2回実施され、他の管理部会は1回のみ実施されているとの認識でいいんですか、ということが2点目です。

3点目に、11ページの部会には「必要に応じて係長ほか職員も出席する」というふうに注釈があるんですが、今回示された、この基本方針1項目から7項目あるわけなんです、移転基本方針は、おおよそ各課の係長及び課長補佐と課長により提案されたと認識すればよろしいですか。また、この方針の指揮者と総責任者、誰であると考えればいいですかという、この3点についてお示してください。

○市長（下平晴行君） 今回、皆様に志布志市本庁舎移転基本方針を示しているところでありますが、この計画の策定につきましては、志布志市本庁舎移転検討委員会が原案を策定し、市長協議を重ねまして、最終的に志布志市の方針として庁議で決定しているというものでございます。

庁内の本庁舎移転検討委員会につきましては、先ほどありましたように、平成30年5月1日に志布志市本庁舎移転検討委員会規定を定め、5月7日に第1回の検討委員会が開催され、現在に至っているところでございます。全課長が委員でございます。

本庁舎の在り方につきましては、私が就任する前まで志布志市庁舎等の在り方研究会が提言を取りまとめたという経緯があるところでございます。

私としましては、平成30年3月の所信表明におきまして、政策の大きな柱として、本庁を志布志支所に置くと表明したところでございます。この方針を推進するために、志布志市本庁舎移転検討委員会を設置したところであり、この設置の趣旨につきましては、本庁舎志布志支所を移転することについて検討をするものであります。

検討委員会及び各部会の協議内容については、その都度報告を受け、指示を行ってきたところでございます。指揮者及び総責任者は、私市長でございます。検討委員会では全課で協議するよ

う指示したものであります。

詳細については、担当課長が説明いたします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 私の方から検討委員会の開催の経緯等について説明をさせていただきます。

全体会議というのが、本庁舎移転検討委員会でありまして、全体で5回開催しているところがございます。

部会につきましては、組織機構部会、施設管理部会、窓口部会、産業振興部会の四つの部会で、それぞれ協議してまいりました。

回数のございすが、施設管理部会は2回、その他の回は、それぞれ各1回ずつ開催したところがございますけれども、その会議をする前に、その前段としまして、各課内での協議、それから担当者間での協議を行って臨んだところがございます。こちらの会議の中には、課長だけではなくて、課長、課長補佐、係長、担当も出席しております。

また、各部会では様々な意見が出ましたので、その部会の意見を取りまとめるために各部会の部長、副部長からなる総合調整部会というのも行いまして、意見の取りまとめをしたところがございます。

また、この総合調整部会の中では、市長、副市長にも出席してもらって、各部の意見、現場の声も説明して理解をいただいたところがございます。

今まで申し上げました、これらの全体的な会をまとめまして、本庁舎移転の基本方針としたところがございます。

全庁的な全課の意見の集約、それから全庁的な意見の集約の取りまとめということでございます。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。

この方針については、指揮者及び総責任者は市長であるということ。

一つだけ気になるのは、この部会について、1回しか実施されなかった部会があるわけなんです、課長の説明では事前に課内で十分協議して部会を行ったんだよということなんです、これ1回で十分協議ができたということで、私たちは認識すればいいですか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 会議については、5月から11月までの間、7か月間の中で35回程度の全体の会議は行っているところがございます。その中で各部ごとの調整というのは、私どもの所管課の方からも連絡・調整をしながら進めていったところがございます。

全体的な部会という正式な会は、1回でございますけれども、各課内での調整というのは、しっかりしてきたつもりでございます。

以上です。

○7番（八代 誠君） それでは、市長は様々な場面、場所で「市民目線で市民が主役のまちづくりが市政推進における政治理念」だというふうに言われています。

確かに施政方針4ページには、こんなふうにかかれていています。「これまでの議員各位からの一

般質問等での御指導、市民の皆様からの意見等も踏まえながら慎重に協議を進め、これらの協議結果を基に、今回の具体的なビジョンとなる方針を策定した」というふうにあります。しかし、今ちょっとお話を聞くと、この移転方針、示したのは市長が総責任者で執行部の職員の方々だというふうに私は思っています。市長が言われる「市民目線、市民が主役のまちづくり」という考え方と、今回のこの検討委員会に本市の一般市民の方や有識者等が配置されていないことについて、市長はどのようなふうに思われているのか、見解をお示してください。

○市長（下平晴行君） 今回の検討委員会は、移転することについての調査・検討、その他庁舎移転に関することを庁内でしっかり検討するために全課長からなる検討委員会を設置したということでございます。

○7番（八代 誠君） 少し納得できないかなというふうに思うんですが、後ほど本庁舎移転基本方針にある段階的計画については、詳しくお尋ねいたしますが、移転の短期計画では合併特例債を財源充当にするということを書いてあるわけなんです。野村議員の方からもありましたけれども、私は、この135ページ、合併特例事業債の概要ということで、合併特例事業債の対象事業というふうに書いてあって、1項目目には市町村（まちづくり計画に基づく特に必要な事業）というふうにここに記してあるんですが、このページに記してある市町村まちづくり計画とは、今回のこの移転基本方針も、これに当たるといふふうに認識されているんですかということと、先ほどありました第2次志布志市総合振興計画との整合性に関しての認識を伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 合併特例債の対象事業については、市町村まちづくり計画に基づく特に必要な事業でございます。

本市では、新市まちづくり計画を策定しており、この事業推進に基づく行政組織体制の強化として、庁舎の改修も起債事業の対象になるということでございます。

また、第2次志布志市総合振興計画では、まち構造の方向の中で市街地ゾーンとして、道路、交通、情報インフラ等の都市環境が整備され、医療、福祉、教育、文化、産業交通、行政などの機能集積により本市の核となる拠点を形成すると表現しており、具体的な庁舎に関する表現は無いというところでございます。

○7番（八代 誠君） 先ほどの野村議員の質問の中では、第2次志布志市総合振興計画が志布志市では一番上の計画になるので、整合性が取れるように見直しをしていきますよという答えがありましたので、そのことについては納得をしたところでした。整合性、どこにも書いてなのに突発的に出てきたことが、どんな形で、このまちづくり計画のどの部分に対応していくのかなというふうに考えていたところでしたので、このことについては理解ができたところです。

今後、志布志市のまちづくりをどのように進めていくのか、今回の本庁舎の移転については、執行部で方針、自分は案だと思っているんですが、そこまでは理解ができます、示されるころまではですね。あくまでも市長が采配される手法になるわけなんです。まず6月に短期計画の部分の位置条例です。それと設計が提案されると、ここも私ちょっと理解ができません。この検討委員会の在り方なんです。6月短期計画が提案される。そこまではいいんですが、

中期計画、やはり執行部というか、係長、課長補佐、課長、中期計画ですよ、検討委員会は、言い方は悪いですけど、市の職員が委員になって継続しながら具体的な協議を重ねて議案として議会に提出していく。

長期計画も市の職員で構成されている検討委員会で協議して議会に議案として提出されていくのか。

ですから、先ほどお話しました第三者というのは全然入らないで、中期も長期も計画されて協議して議会に提案されていく手法を採られていくんですか。

○市長（下平晴行君） 検討委員会は、所信表明の方針に基づき、移転に向けた具体的な検討を行うための組織として位置付けたものであり、全課長による組織体制としたところでございます。

検討委員会での協議結果を基に、基本方針を策定し、まちづくり委員会及び市民説明会において、幅広く市民の皆様からの意見を伺いながら本庁舎移転への御理解と御協力を得られるよう、丁寧な説明を行ってまいりました。

中期・長期計画の具体的な検討手法につきましては、まず短期計画である管理部門等の移転がなされてからの話になろうかと思いますが、専門的な技術や市民の皆様の見解を反映できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 簡単に言うと、中期計画・長期計画は、第三者が入るということで理解すればよろしいですかね。では、何で短期に入らないんですか、ということが聞きたいですね。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、いわゆる移転することについての調査・検討、その他庁舎移転に対する関することを庁内でしっかり検討するための全課長からなる検討をしたということでございます。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。

それでは、次の項目に移ります。リスクの方ですね。

防災上の課題やリスクについて質問していきたいと思っております。

まずお聞きしたいのが、今回の本庁舎移転に関する市民説明会においてのことでした。私は志布志会場にちょっと行けなかったんですが、松山会場及び有明会場において、南海トラフ地震の影響から発生する津波に対する安全性の質問に対して、市長は「志布志支所の標高は12mであります」というふうに回答されています。

本市は、よくテレビ等で、「ここは志布志市志布志町志布志の志布志市役所志布志支所です」という看板が設置してあるわけなんですけど、2mぐらい離れた所ですかね、3mかな、すぐ左隣にもう一つ看板があります。その看板には次のように書いてあります。「避難場所、志布志支所、標高11m、津波の時は高台へ」、市長が12mと答えられて、あれ、あの辺りは11mと書いてあったけどねと、どちらがうちの、標高、正確な数字というのは、市当局がどの数字をつかんでいるのか、そのことについて、まずお示してください。

○市長（下平晴行君） 1月30日から2月5日かけて実施しました市民説明会の際に支所の標高は12mであると申し上げました。

現在、志布志支所の前の公用車駐車場入り口付近に設置しております避難場所表示板には標高11mと記載されておりますが、この高さは前面市道の高さであります。私が12mと申し上げたのは一般駐車場の高さのことでございまして、説明会でも、この高さをお示しをしたところでございます。

○7番（八代 誠君） 私も現地に行ったんですが、市道と市の駐車場は、ほとんど標高は変わらないんですが、建設課の課長か志布志支所の支所長はどうですか、市道と駐車場はそんなに変わりますかね、1m。

○危機管理監（河野穂積君） 高さの件につきましてですが、私が実際に現地で測量をいたしました。基準点うんぬんという話があるんですけども、都市計画図の2,500分の1、駐車場の高さが11.5mという表示がされております。市長が12mと申し上げたのは、その11.5mというのを四捨五入というか、そういう形で示したところだと思います。ちょっと補足でも私が説明をすればよかったのだと思いますけれども、その11.5mというのを基準にして測量をしましたが、今議員がおっしゃった避難場所、標高11mという看板がありますすぐ下のカーブミラー辺りの高さが約11mということになりましたので、11mで間違いはないというふうに認識をしております。

○7番（八代 誠君） 危機管理監、測られたんですね、11.5mということで。やはり、ああいう公式な場で市長が答えられるときには、それぞれ表示物もあったりして、自分は11mだというふうに思っているわけですが、何かの場面で、有明でしたかね、市長ちょっと違いますよというように、すぐ手を挙げられて訂正をされた。ああいう配慮というのは必要なのかなと、数字が間違えていればですよ。そういったところは、本当に親切にやっていかないと、自分も声には出さなかったけど、看板は11mと書いてあるけど、市長は、しれっとして12mと言われるよ、というふうに思いましたので、やはり、そういったところをもうちょっと市民説明会でも配慮しないと、あれ間違ってるよということになりますから、そこは十分職員の方々も立ち会われておりますので、配慮すべきだったなというふうに自分は思ったところでした。

私は、昨年6月に防災と庁舎の在り方の二つのテーマで質問しました。防災に関しましては、災害発生時の市長、副市長、教育長、危機管理監、それぞれの組織の指揮系統について、質問いたしました。

市長は、災害警戒本部の在り方と災害対策本部の在り方について答弁されました。また、庁舎の在り方では、南海トラフ地震級の津波が発生するような災害時においては、志布志支所が避難所から除外されているのはどうしてですかねというふうに質問したところでした。

市長は、「本庁機能を志布志支所に移転した場合も大規模災害発生時の各種防災計画やマニュアル等の見直しなど、行政として業務が滞ることなく迅速な防災減災対策が講じられるよう、本庁舎移転検討委員会で協議・検討をまいります」と答弁されております。

このように先ほどもありました、本庁機能を志布志支所に移転することで、それぞれの担当部署での指揮系統、更には第2次志布志市総合振興計画等も関連するところについては、変更をいたします、見直しをしますよと。更には、いろんなこういう計画書があるわけですので、そこに

波及するとか、影響のあるところは、ほとんど見直しをかけなければならないというふうには思っています。これらの見直しの箇所というのは、もう既に把握・検討されているんですかね。

○市長（下平晴行君） マニュアル等の見直しについての御質問でございますが、災害対応をする組織としては、まず災害警戒本部がございます。

そして、災害対策本部ということになります。これらの組織の見直しについては、既に検討を始めているところであります。災害警戒本部組織及び災害対策本部組織は、地域防災計画に掲載しておりますが、防災に関する各種マニュアルは地域防災計画に基づき、個別の計画を作成しておりますので、本庁舎移転に伴う地域防災計画の修正後、着手すべきものであるというふうを考えております。

○7番（八代 誠君） 各種の計画書等はどうなっていますかね、計画書と、先ほども第2次総合振興計画関連するところをやはり見直した方がいいだろうと、いろんなこういう管理計画があるんですが、そういったところが変更になる部分というのは、どうなっていくんですか。

○市長（下平晴行君） 箇所については、確認をしていないというような状況ですので、その後になろうかというふうに思います。

○7番（八代 誠君） 以前も、こういう関連する文書がかなりありますよね、志布志市は文書管理規定を持ちあわせているんですかということで質問した時に、まだ無いと。ですから、どこが修正箇所になるのかと、これはばく大な作業になると思うんですよね。

でも、本当にこれはきっちりやっておかないと、整合性が取れなくなってくるんですよ。滞ることなくということですから、何ページのところの体系図が変わっていきますよという、せめて、持ってきてください、貼り替えますからではなくて、どこが修正されましたよという、ホームページ等ぐらいでは見直しをかけましたよということをやったりしつかりしていかないと、これは昨年6月に滞ることなく迅速な防災減災、ここは防災減災対策ですけど、各種防災計画や、マニュアル等だけではない、他の計画書等もありますので、そこら辺については、しっかりやっつかないと、重箱の隅をつつくわけじゃないですけど、やっぱり関連する、そういうものというのは、しっかりやはり見直していかないと、漏れがあると大変だなというふうには私は考えています。

そこは、きっちりまた精査をされて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここで南海トラフ地震より津波が発生するという過程で、本市が採用している想定津波の計算条件には国土交通省九州地方整備局志布志港湾事務所志布志検潮所の2002年1月から2011年12月、10年間の平均満潮位が採用されておりました、条件を見るとですね。

つまり海洋上、海の上での条件では、最大値に近い数字、平均値ですから最大と判断してもいいと思います。その条件が採用されていますが、しかし、昨年9月には台風24号が襲来いたしました。志布志市街地では前川が氾濫寸前になって避難の案内もあったんですかね、一部では宅地の雨水が引かなくなったというふうにお聞きしています。実際、警戒に当たった消防団の消防自動車も、その影響を受けたということです。

私は、地上におけるこういった豪雨や台風による大雨、本市が想定する津波の高さを算定する条件、そういう地上のですよ、条件というものは、加味されていないというふうに認識していますが、当局の見解をお示してください。

○市長（下平晴行君） 議員御指摘のように鹿児島県地震等災害被害予測調査における津波の解析に用いる初期潮位条件は、平均満潮位とされておりますが、潮位は地域によって異なりますので、本市においては志布志検潮所の数値が採用されているところでございます。

この鹿児島県地震等災害予測調査を確認する限りでは、大雨などの影響は考慮されていないようであります。市が平成28年度に実施した志布志市津波河川浸水予測及び避難困難区域設定業務において、前川、安楽川、菱田川の3河川の洪水、これは内水氾濫であります。予測を実施しております。調査の結果、住宅地への浸水は、前川下流と安楽川で見られる結果となっております。その他の地区では、水位の上昇はあるものの宅地などで浸水する結果にはなっていないというところでございます。

なお、津波の浸水想定は別で調査をしておりますが、仮に津波と想定される豪雨が同時に発生した場合は、河川の内水氾濫と重ねあわせて考える必要があるかというふうに思っているところでございます。

○7番（八代 誠君） ということで、市長も最悪の場合を想定しているんだよということで、そういった言葉を説明会でもお聞きしたかったなというふうに思います。

市長が施政方針の中で、まちの発展には経済発展の拠点が必要であり、今後の市政発展の重要な鍵となり、そのために市役所本庁舎を新たなまちづくりの拠点として、地理的優位性のある志布志支所に移転するというふうになります。

しかし、本当にそういう最悪の場合、起こって欲しくないんですが、そういったことを想定したときに、せっかく拠点と市長は言われるわけですよ。私にとっては、やっぱり拠点ということになると、志布志市の新しいシンボル、そこをもしかしたら、機能が発揮できなくなるかもしれない、市長御自身も災害対策本部は市の文化会館になるんですよということになると、せっかく本庁を志布志支所に移した新しいシンボル、一時的かもしれませんが、市長が放棄されて、志布志市文化会館に対策本部を置くんですよという、その流れですね、私は、それってどうなのかなというふうに感じたところです。

ですから、なるべく早く、その新しい庁舎というものを目指していただきたいなというふうに、そうすると一遍に、この地震・津波に対する不安というのは私は無くなるのかなと、先ほど野村議員が言ったように渡り廊下でもいいですよ、そこは。ですから、今のところで本当に大丈夫なのというのが、私、2地域でしたけれども、そういった声が多かったよなというふうに聞こえたところでした。

ということで、そのことについては準備されているかどうか分かりませんが、結局本部ができた時に資機材とか、ちゃんと文化会館とか準備できているんですかという、本当は質問をしたいんですけど、そろってますかね材料、あれば、お願いします。

○市長（下平晴行君） 災害に対する資機材というのが何を指すのかということになりますが、仮に災害により道路が使用できない場合など、道路警戒作業などにおいては、志布志市ふるさと協議会と大規模災害における応急対策に関する協定書を締結しております。

それに基づき迅速に対応するよう体制を整えていると伺っております。災害時に必要な備蓄品については、充足しているとは言い難いですが、年次的に整備も行っているところでございます。

想定外ということを考えれば、市内各地で様々な被害が考えられるところであり、そのことで、どこの庁舎でも機能不全に陥ることは十分に考えられます。それらのことを十分に念頭に置きながら災害対応に万全を期していきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 本当に南海トラフ地震がもし起こったらということで影響を受ける自治体というのは、本当に躍起になって防災については、どこのまちも取り組んでおりますので、できれば、やっぱり今回のこの移転問題については、支所から渡り廊下をつくっていただいて、職員の方々も高台に避難ができる、そういったものができれば志布志支所に避難されてきた住民の方々も、そこから案内ができる。いろんな形で使い勝手が良くなるのになというふうには個人的には思っているところです。

それと、ここで当日質問があったことと、答えられたことについては、ホームページの方に出てますよということだったんですが、アンケートを取られたわけですが、この中身については公表されておりません。公表されてないからというか、本当に頑張れよ、志布志に持っていかないかんど、様々な反対、逆にですね。あったのかもしれませんが。ただですね、これが公表されないということで、私は、ただの紙切れにはなって欲しくないなというふうに思っています。その取り扱いについて、お示しいたきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 今回のアンケート調査は、市民説明会の開催にあたり開催時期や時間、説明内容など、実際に参加された市民の皆様から御意見をいただき、今後の説明機会での参考とするために調査をお願いしたものでございます。

詳細については、担当課長に説明させます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 説明会でのアンケート調査の件でございますけれども、説明会には234名の方が参加されましたけれども、その中で194名の方から、アンケートの回答をいただきました。83%の方が回答していただいて、非常に興味深く回答していただいたなということで、有り難く思っていたところでございます。

中身につきましては、説明会の開催のこと、それから説明会の時間のことはどうだったですかというようなこと、それから内容はどうだったですかということで、お聞きしましたところでございます。時間的にも大体ちょうどよかったという方が半分ぐらいでございました。

内容につきましては、「分かりやすかった」という方が39%、「どちらとも言えない」という方が21%、「分かりにくかった」という方が14%ぐらいあったところでございます。

その他、アンケートの提出をされた方には、御意見欄ということで作ってございましたので、そ

の中で、いろいろな意見を出していただいたところです。A4判でまとめまして10ページ以上の意見が出たところでございます。

これにつきましては、すぐまとめまして市長、副市長の方にも報告をしているところでございます。

これからの説明会、また、これからの説明の中で、しっかりと活用していきたいと考えております。

○7番（八代 誠君） アンケートについては、意見を書く欄もありましたので、しっかり、ただの紙切れにならないようにしていただきたいと思います。ぜひ参考にしてください。

最後の項目になります。

基本方針にある段階的移転計画について、いくつか質問したいと思います。

まず短期計画のうち合併特例債も活用されるということなのですが、例えばですよ、この議会を移転する場合、音響設備の移設ですよ、いろいろな機械をまず取りはずす費用、取りはずした機械を志布志支所に持って行く運搬に関する費用、今度は志布志支所に持って行って取り付ける、更には試験をするまでの費用、こういう費用というのは、私が合併特例債を読み解いていくと、活用できないのかなというふうに思っているところです。

ここで聞きしたいのは、合併特例債の活用できる範囲と、他の財源、例えば自主財源を充てなければいけない、どんな財源を合併特例債で活用できる範囲はここですよ、合併特例債が活用できない範囲の分は何を充てていくのか、そのことについてお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 合併特例債に限らず、地方債は、現在の市民だけではなく、将来の市民にも経費を負担させることが公平である場合などに事業に関わる経費の財源として活用できます。

その上で市町村建設計画に基づく特に必要な事業に充当できるのが、合併特例事業債でございます。

本市にあたっては、新市まちづくり計画に位置付けており、将来にわたり負担をさせることが適当であると判断される事業に限り、合併特例事業債を充当することとしております。

すなわち、何を行うのかというよりは、何をどのような目的で実施するかによって地方債の対象となるか、ならないかを決定することとなります。

○7番（八代 誠君） 合併特例債の意味は分かったんですが、合併特例債の活用ができる範囲ですね、今回予定している建物に対する改修は、それが活用できると思うんですが、私が先ほど言いました、こういうマイクをはずす、はずしたものは志布志支所まで運搬して、また再設置する。そういう経費等は、自分の認識ではですよ、合併特例債は活用ができなかったんじゃないかなというふうに思っているんですが、今回短期の部分で想定される作業料というか、作業科目に対して合併特例債が活用できる範囲と活用できない範囲は、どんなものがあるのか。

そして、活用できなければ、その財源というのは何を使われていこうとしておられるのか、そこをお示しください。

○市長（下平晴行君） 先ほどありました、マイク設備の移設については、それだけの個別の事

業であれば、新市まちづくり計画への位置付けがされることは考えにくいのでありますが、例えば、新市まちづくり計画の建物の長寿命化の一環として行う場合などで、将来に負担をさせることが公平である場合には地方債を活用する可能性もあるということでございます。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。

それでは、中期計画は示されているんですが、その中期計画については、財源はどうするんだよというようなこと、まだこれからなんでしょうけれども、ここについては財源はどうされるのか。

それと長期計画の基金を造成しますということなんですが、現在これについても、いつから創設、造成を始められるのか、ここもまだ決まってないんですかね。

繰り返しますよ、中期計画の財源ですよ、何を活用していかれるのか。長期計画の基金の創設というのは、いつから始めようと思っておられるのか。短期で提言して、そこが進まない、ここはまだ白紙ですよということであれば、それで結構ですので、お示してください。

○市長（下平晴行君） 中期計画では、移転後5年程度を想定しておりますが、平成32年度末に本市の全て建物につき、個別施設計画が策定されることになっております。

また、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画では、建物の維持管理に毎年22億円余りを費やす試算となっております。建物の維持管理コストが、今後の課題となっておりますので、そのような中で本庁舎移転後の中期計画は、それ単独だけで解決すべき問題でなく、本市全体の公共施設における課題一環としての判断をすべきものであると考えますので、個別施設計画の策定後に具体的な予算について議論をしていくことになろうかというふうに考えております。

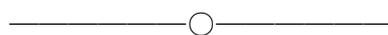
基金についてでございます。

基金の造成につきましては、市全体の公共施設の維持管理とあわせて考える必要がございます。本庁、支所をはじめとした本市の公共施設の個別施設計画が策定され、施設の維持管理等の費用が算出され、本市における適正な公共施設の規模等の全容がある程度見えた後に必要な経費と積立額について考える時期になろうかというふうに思っているところでございます。

○7番（八代 誠君） ちょっと細かいことを聞くことになるんですけども、中期計画の環境整備、周辺施設の活用というふうにあるわけなんですけども、目的に応じて、これは建築物なのか、駐車場なのか、ちょっと私もよく分からないんですが、そういったものに対しての耐震性とか、液状化に関する調査、これもやっていかなければいけないわけですよ。そういった調査費用の財源というのもの、先ほど、まだちょっと未定だということだったんですが、そういうふうに考えればいいですか。

○市長（下平晴行君） 中期計画では、周辺施設の活用も考えており、現在保健所や文化会館、その他、民間施設についても調査を始めているところでございます。

安全性についても、確認してまいります。調査費用につきましては、予算が必要となった段階で財源についても、お示しをしていきたいというふうに思っております。



○議長（西江園 明君） ここで、お諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

—————○—————

○7番（八代 誠君） 先ほどの野村議員とのやり取りの中で、6月に上程される予定のものが位置条例と、短期の設計だということだったんですが、私どうしても腑に落ちない、納得していないのが、設計の予算があがってきて、両方可決した場合に建物の改修工事の設計、位置条例と設計を出されるわけですから、そこで可決された場合に初めて設計に入って改修工事の金額が確定する。建物の改修工事の金額が確定していないのに、私たち6月、議員として先が見えない、幾らかかるかも分からない、設計はですけど、工事全体が分からない。そういうものに対して是非かというのは、本当に厳しいなというふうに思います。

概算というんですかね、おおよそこれぐらいかかりますよということは、どこかで示していただかないと、位置もいいよ、設計もいいよ、じゃあ設計を実際やってみたら、本当は1億円、あるいはその程度で済む分が、いや10億円かかりますよということだったら、何だったんだろう、この前可決した分はというふうにも、私はなりかねないのかなというふうに考えるんですが、そのやっぱり手法というのをちょっとどうなのかなと、そこは概算とかいうものについては示されないんですかね。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、やはり議員の皆様には丁寧に説明しながら進めていきたいと。

今おっしゃったように、このことについては概算で上げていきたいと。

それと本来すべき空調の関係についてと、本庁を移転するための額、これははっきりと分けて、お示しをしていきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 先ほどの市長の答弁も、まだちょっと計算中ですと言われるので、そこだけが本当に知りたかったとこでした。どひこかいか分からんと、よう出したよねと、自分の中では思ったところでした。

概略でも分からないと、ここはですよ、先が分からんと何を基準に僕たちは賛成、反対というようなことを考えればいいのかというふうに思っていたところでした。そこは、どうぞよろしくお願いします。

最後になりますが、本当に段階的なこのスケジュール、本当に正直いって、ややこしくて何でもこんな複雑な計画を立てられたのかなと、ですから何か常に追っかけなければいけない。そうではなくて、長期目標というものを、がんと決めて、そうすれば今何をやらなければいけないか、真ん中辺で何をやらなければならないか明確になってくるんじゃないかなと。今のこの計画って、

ちょっとですね、やはり長期計画というものを例えば市長は20年からちょっと先ぐらいのと言われますけど、10年ぐらい前に引っ張ってきて、もう中期段階は要らないですよ、短期をがんとやって、今これとこれとこっだけやって、いろいろな部署の先の関連もありましたけど、管理部門と市長室、副市長室、議会もこっちでいいと思いますよ、金がかかるんだったら、どんと先に持って行って、こうやってこっだけお金がかかりますよ、でも10年後には新庁舎を志布志に新たに造るんですよというふうに、私は言われた方が、ずっとスッキリする。下手したら中期計画の方が短期より金かかるんじゃないですか、これ、どうですかそこは。

○市長（下平晴行君） これは積算をしてみないと分かりませんが、ただ5年という期間というのは、先ほど説明したとおり、保健所とか民間の施設を使って対応していくということと。それと長期を20年か30年後というのは、財政の問題もありまして、そこら辺の兼ね合いがあって短期・中期・長期としたところでございます。

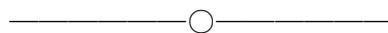
ただ中期については、一応5年という期間ですが、できるだけ早めに、その対応をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） 本当にこうやってですね、細かいことまで聞いていって、やっとう市長が考えておられることが分かってきたりもするんですよ。

ちょっときつい質問もしたかと思いますが、やはり明らかにできるところは、どんどんどんどんやはり、この基本方針がですよ、これからのそれこそまちづくりまで含めたって、たった12ページでよかんやっどねって、私は思います。100ページぐらい作ってくださいよ、これ、がんと。そうすれば質問なんかしませんよ。

そういったことで、ぜひみんなが、このタイミングで、こういう提案があるんだったら、そのことに対して、ここはどげんなちょっとけということが無いような計画というものをしっかり私たちには示していただきたいなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了します。



○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後5時00分 散会

平成31年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成31年3月6日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

岩 根 賢 二

南 利 尋

尖 信 一

平 野 栄 作

玉 垣 大二郎

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 小 野 幸 喜	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志布志支所長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農業委員会事務局長 福 岡 雅 人
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 若 松 利 広	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 改めて、おはようございます。

この席に立つと、いつも緊張いたしますけれども、昨日天気予報を見ていると、昨日は晴れだったですね、明日も晴れということで、今日は春の嵐が吹くというふうな天気予報でございました。これ以上、雨がひどくならないように祈りながら質問をしたいと思っております。

まずはじめに、本庁舎移転のことですが、先般、市内3か所で行われました本庁舎移転説明会での市民の声をどのように受け止めたのか。3会場それぞれの感想を市長にお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

今回本庁舎移転基本方針の具体的内容を市民の皆様に説明するため、市内3か所で市民説明会を開催いたしました。

志布志市が今後大きく発展するためには、経済発展の拠点が必要であり、その拠点づくりのための最優先課題が本庁舎の移転であることを御説明しましたが、私が市民の皆様に特にお伝えしたかったことは、まちを活性化するために今後行政として何をすべきかという思いが、その根幹にあるということでもあります。

参加された市民の皆様からは、基本方針、段階的移転計画、移転費用、防災対策、新庁舎建設など、移転に関する多くの貴重な御意見をいただき、疑問や不安の声、賛同の意見や、したたけな激励など、市民の皆様からの様々な声を真摯に受け止めるとともに、その声の一つ一つに対して誠実にお答えをしたところであります。

今回の説明会を顧みますと、本庁舎移転に対する市民の皆様のお考え方には、それぞれの思いがあったことは認識するところではありますが、まちの活性化には何が必要かという観点から、本庁舎移転の重要性についての理解を深めていただくために、今後も引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

志布志地区では、いろいろありましたけれども、恐らく90%以上の方々が、私の感想ですので、活性化のためには、そういう方向がいいだろうという感じを受けました。

松山地区については、加世田元町長が志布志町には、港があると、そのために志布志町と合併していかなきやいけないというようなこともあったことから、ほとんどの方が賛成というふうを受け止めております。

有明地区については、賛成の方もいらっしゃったようでございますが、おそらく、ここに12年間本庁舎があったために、どう活性化を図られるのかという不安等もあるんじゃないかなと、そういう声の有明の方には多かったんじゃないかというふうを受けとめている状況でございます。

以上でございます。

○17番（岩根賢二君） 3会場それぞれ感想が違ったということだろうと思いますが、私の感想は、志布志と有明については、大方そういうことでしたね。松山については、市長は全員協議会でも「大方、おおむね理解を得られたと思う」とおっしゃいましたけれども、私が聞く範囲では半々でした。賛成の方もあれば、賛成は、ものすごく賛成なんですよ、市長を応援するという立場ですね。

ところが疑問を持っている方は、なかなか納得されていないというところが、あったんじゃないかなと思います。

それで、この3会場だけで十分だと考えておられますか。

○市長（下平晴行君） これは広報等でも、いわゆる本庁舎の移転の基本方針ということでは、3か所ということで実施してまいりました。

私は市報でも、そういう移転に対する意見等は、いつでも対応していきますということで、私もふれあい移動市長室等々でも、いつでも出て行って説明するということを言っておりますので、私は、この3会場でいいんじゃないかというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 3会場で十分だということですけども、それでいいのかなと思いますよね。

市長は、何回も申し出があればいつでも出て行きますよと、移動市長室ですね、そういうものあるから声を掛けていただければ、いつでも出て行きますと言われるんです。それはそうでしょう。

だけど、市長が「先手管理」とおっしゃいますね、申請主義で申請があったら対応しますよじゃなくて、こちらから先取って行動を起こすんだと言われる。その姿勢からすると、ちょっと私は物足りないなと思いますね。もっと理解を得られるためには、もっと細かいエリアですか、そういう所する必要もあるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、やるとすればどこの時点で、どういう形で、やるのか。これはなかなか難しいのかなと。実際実施した結果、志布志では65名、松山では50数名でしたか、有明で120名以上でした。

以前からそういう説明を広報しても、この人数であるとすれば、かえって出向いて行って、いつでも小さいグループなり団体なり、あるいは集落なり、そういう形で、あるいは公民館でも結構なんですけど、その方がかえって私は、先手管理とおっしゃると、そうかもしれませんけれども、

それは内容によっては、やはりそういう出向いて行くというのも、私は先手管理の一つじゃないかなというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） だから、そういうことをしたらどうですかと言っているわけですよね。

ごみ分別収集が始まる時に、各集落ごと、自治会ごと、こまめに説明をされて今日の分別収集ができています。ああいう形の説明会を私はしてもらいたいなと思っておりますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 私は、あの説明会と、そういう取り組みができればいいんですけども、私は、総合的なまちの、いわゆる本庁舎移転という問題でありますので、そこまでは考えていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 有明会場でも、「いろいろ質問をしたかったけれども、時間が足りなかった」と言う方も結構おられましたので、やはり今市長がおっしゃるように、自治会単位とか、そういうことではできないかも分かりませんが、再び説明会をする必要が私はあると思っております。ぜひ検討していただきたいと思っております。

それと市のホームページを開きますと、いちばん最初に出てくるページに、「現在重要なお知らせはありません」となっているんですね、出るんです。

私は、この本庁舎移転は、大変重要な問題じゃないかなと思うんですが、そこら辺は考えていただいて、ちゃんとホームページでも、こういうことで計画をしていますよと、それで今説明会もこうしてやりましたというふうなことを丁寧に説明する、そういう場面が欲しいと思っておりますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、やはり市民の皆さんに重要案件というのは、本当に重要案件でございますので、やはり丁寧に掲載するべきだというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） それでは、1番目の項目については終わりますが、2番目に入る前に、ちょっとお尋ねしたいんですが、昨年12月7日に全員協議会で私たちに配布された資料の中に、最後のページに、本庁舎移転検討委員会の動きが示されております、ずっとですね。

その中で保健所とか、あるいは県の市町村課など外部の部署とも精力的に協議がなされているということは分かりました。分かりましたけれども、例えば、ここに書いてある保健所だとか、県のくらし保健福祉部、保健医療福祉課ですか、県市町村課、ハローワーク大隅、そお地区障がい者等基幹相談支援センター、医療法人左右会、鹿児島労働局、こういうところ等も訪問したり協議をしたりされていますね。それは検討委員会の方でされているわけですよね。こういうのは、協議をしたということは書いてあるんだけど、どういうことを協議して、内容がどうだったかというのは書いていないんですよね。我々は、これをただ見て、ああそうなのと、それで理解はできないわけです。どういうことを協議してきたか、そのことを一応お知らせいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 県の方は、副市長と一緒に別の案件で行った時に、知事、副知事ですね、そういう話はしたところでございます。

あとの詳細については、担当課長の方で説明します。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 本庁舎移転検討委員会での検討の経緯の中で、少し説明が不足しておりましたので、説明させていただきます。

資料の方に5月から11月までの動きということで付けさせてもらっています。もちろん庁内の検討委員会でも検討しておりますけれども、外部の方にも協議をしているところでございます。

その内容でございますけれども、まず周辺の施設ということで、県の方にもいろいろ協議をしているところでございまして、特に、県の保健所におかれましては、現在の志布志市の本庁舎移転の考え方について、保健所の方に説明に行ったり、保健所の施設の中の建物について、将来的に使用可能なスペースがあるかどうかということ。それから駐車場につきまして、一部使用が可能な部分があるかということとを事前に相談をしながら協議を進めてきているというようなことでございます。

現在でも、大隅地域振興局等とも協議をしながら、本市の計画の推移を見ながら、段階的に協議を進めていくというふうにしていただいております。

それから、ハローワーク大隅でございますけれども、これについては、現在志布志支所の方で、ハローワーク大隅で運用させていただいておりますので、ここのスペースの状況はどうか、利用の状況はどうか、市民の皆様がどのぐらい利用されているか等を聞きながら、もし、このハローワークさんのスペースが少し今よりも縮小になっても、どうですかというようなことを御意見を聞いたり、もし場所が他の所に移転することが可能ですかというのを聞きながら進めてきたところでございます。現段階としましては、少しスペースを縮小してもらいながら、志布志の方で、これまでどおり進めていきたいというような意向を協議しているところでございます。

それから、そお地区障がい者等基幹相談支援センターが今あるところでございますけれども、ここにつきましても、ハローワークさん、それから観光特産品協会等の今、間にあるところでございますけれども、ここの運営の状況等も聞いていただいておりますけれども、現在、市の福祉の方の連携、それから包括支援センターとの連携等も今やっているということでございますので、ここについては、有明本庁の方に移動するような形で今後運営しても差し支えないし、その方がスムーズにいくかもしれないということも協議をしているところでございます。

それから、県の市町村課の方に行きまして、地方自治法上の確認といいますか、指導といいますか、そういったことも自治法の適用のことについても協議をしながら指導も受けながら進めているところでございます。

それから、県内の湧水町と長島町に行っているところでございますけれども、ここにつきましては、湧水町におきましては、議会と執行部の執務、建物が別な状況にあるということで、県内では湧水町だけが議会と執行部が離れているという状況でございましたので、そういったところで、支障はないですかということも聞きに行ったところでございます。

それから、長島町につきましては、支所が分かれておったわけですがけれども、分庁から本庁方式へ移行するために、どのぐらいの期間をかけてしていったのかというその経緯等についても研

修をしたところでございます。

対外的なところにつきましては、その他、県庁の本課、それから大隅地域振興局、医療法人の左右会とか、そういったところとも協議をしながら、また必要な部分については、現地に来ていただいて現地をお互い調査しながらということで、今後の事務に支障が無いような形で進めているところでございます。

以上、少し漏れがあるかもしれませんが、概要を終わります。

○17番（岩根賢二君） 市長は、よく「丁寧に説明する」とおっしゃいますけれども、今の説明が丁寧な説明ですよ。ただ、ここに行きましたとかいうことじゃなくてですね。そういう内容を今お聞きしました。

この内容については、特に触れませんが、この中で私が一つ気になるのは、港湾関係の方とは、まだ何も協議してないですか。

○市長（下平晴行君） はい、港湾関係とは、まだ協議しておりません。

○17番（岩根賢二君） そのことについては、また後ほど触れますけれども。

次に、この2番目に掲げてあります本庁舎の移転について、市民が抱えている疑問に対して、より丁寧に答えていくべきではないかということで、3会場での説明会を受けまして、私の方にもいろんな疑問の声が届いております。

それで、そういう市民の皆さんの疑問の声に答えるために執行部の説明を求めたいと思っております。

項目別に、いろいろ問題点が、たくさんあるようでございますので、この中で、例えば合併協議会について、あるいは経済活性化について、それと商店街の活性化について、災害対策について、駐車場の関係について、それと移転費用についてということで、私なりに項目別に質問をしていきたいと思っております。

まず、これまで昨年の本会議場でもそうでしたが、志布志会場、松山会場で鹿児島大学の教授の名前が変遷しております。変遷と言うとおかしいですけども、昨年の定例会では「アカイ教授」とおっしゃいました。そして、今回の説明会では志布志会場と松山会場では「アカギ教授」とおっしゃいましたね。有明会場では、それを打ち消す言葉とともに「林教授」と言われました。昨日の本会議では、はっきりと「林教授」とおっしゃいましたね。

市長が教えを請うたという、その林教授ですか、本当は誰なんですか、アカギさんですか、アカイさんですか、林さんですか。

○市長（下平晴行君） 私は、アカギさんというふうに、前相談したのは何人かいらっしやいまして、ちょっと後で確認したら、それは同じ人で、私が言い間違っていたというふうに思います。実際は、林教授だったんです。何人かに紹介されて、それでお聞きをしたもんですから、アカギと確か言ったと思うんですが、その先生もいらっしやった。これは一人なんです。アカイと言ったのか、アカギと言ったのか、私はアカギと言ったつもりですが、そんなふうに聞こえたのかどうか分かりません。

実際は、林教授です。だったです。

○17番（岩根賢二君） ちょっとはつきり言ってくださいね。相談したのは、アカギさんだったんですか。それで紹介されたのは林教授だったんですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、私はアカギと言ったつもりだったんですけど、アカイさんと聞こえたかもしれません。紹介された先生が何もいらっしやって、そのアカギさんという人もいらっしやったんです。

はい、鹿児島大学にいらっしやったんです。

でも実際話したのが、林先生だったもんですから、おっしゃるように私が2人名前を言ったのは、今おっしゃるように、そういう聞く方では名前が違ったということで、大変私も申し訳ないなというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 会議録にもちゃんと「アカイ」と載っていますからね。そこは正式に訂正をされた方がいいかなと思います。

教授の名前が、どうこう僕は言っているんじゃないんですよ。そういう人の名前を間違えるようだったら、市長の言われることが信憑性がなくなるんじゃないですかということを言いたいわけですね。そこら辺は気を付けていかれた方がいいんじゃないでしょうか。

この林教授は、今現在も鹿児島大学におられるんですか。

○市長（下平晴行君） 昨年の3月で定年をされたということでございます。

○17番（岩根賢二君） こういう議論は、あまりしたくないんですけども、まだ若い先生ですよ。定年ではないんじゃないかなと思いますが、それはいいです。

それで市長は、この先生の言われた言葉で有明に本庁があると、まちの衰退が早くなるというふうなことを言われたということですが、それについては、「データを示してください」という市民の質問には、「それは1年も2年もかかるからデータは出せない」と言われたということでしたが、この先生に教えを請うたのは、確か私の記憶では市長選挙の前だとおっしゃいましたね。それから、もう1年以上経っています。まだデータは出ないですか。

○市長（下平晴行君） データは、出せないということでしたので、1年、2年も何年かかるか分かりませんので、ただ言えることは、今の本庁が有明にあるより、コミュニティがしっかり形成されている志布志支所の方が、少子高齢化のこれからどんどん進んでいく、いわゆる少子化になっている状況では疲弊が早くなると。だから本庁はやはり、そのコミュニティがしっかりしている所に置くべきだと、これはしっかり教えていただいたところです。

○17番（岩根賢二君） そういうことで、その先生の教えに従ってというか、その言葉を信じて今されているということだろうと思うんですが、それでは、その林先生のことは、これで終わりたいと思います。時間がもったいないですからね。

それでは、今から本題に入っていきたいと思いますが、本庁舎の位置の決め方、合併協議会でのですね。これは、そんなに過去のことを振り返る必要はないんじゃないかとおっしゃるかも知りませんが、これは大事なことです。これをまず最初に触れておきたいと思います。

説明会で、「何で志布志じゃなくて有明に本庁舎が決まったんですか」という質疑に対して、市長は、こう答えられましたね。「市の名称は志布志市に決まったが、本庁舎の位置については、協議会に大崎町が入っていたため、中心地の有明町に決まった」と述べておられます。

また、ある場面では、「大崎町を含めた4町の協議会で有明に決まっていたが、大崎町が離脱した後、本庁舎の位置についての議論は無かった」と、こうおっしゃいました。これは間違いな
いですか。

○市長（下平晴行君） 議論が無かったから、今の状況だということを伝えたかったんですね。多分そういう流れで話をしたと思います。

○17番（岩根賢二君） だから、それが間違っているんじゃないですかというのを私は言っているんです。時系列的に、ちょっと考えてみてくださいよ。

よろしいですか。私が確認したところ、平成15年4月1日に曾於南部合併協議会が発足しました。

そして、その年の12月18日に第7回の合併協議会で新事務所の位置が有明町に決まりました。この時は、もちろん大崎町が入っていた。

そして、平成16年1月29日に大崎町が離脱しました。離脱しましたね。そして、平成16年4月1日に松山、志布志、有明の南曾於地区合併協議会が発足したんです。

そして、その年の5月13日に新事務所の位置等調査検討小委員会で、いいですか、ここを聞いてくださいよ。3町の役場をずっと見て回って、そして協議をした結果、有明町役場を本庁とすることが決まったんです。

ですから、市長が言われるように、協議をしなかったとかいうことじゃないですよ。これは、この事務所の位置を決める小委員会の委員の皆さんに対して大変失礼なことだと思います。

そしてその後、新市の名称が決まったのは、事務所の位置が決まった後ですよ、平成16年9月24日に決まっているんだから、志布志市と。そういうことをちゃんと踏まえて市民には伝えていただかないと、誤った情報を伝えて市民を説得しようとしても、それはちょっと間違いだと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 前の議員の質問もあったところですが、再度、御答弁をさせていただきたいと思います。

合併協議会におきましては、平成15年、松山町、志布志町、有明町及び大崎町の4町で曾於南部合併協議会が設置され、協議会の小委員会で事務所の位置に関する協議が行われておりますが、小委員会では各町からの交通事情を考えると、人口重心や地形の中心位置の有明町と考えるといった意見により、新市の事務所の位置は現有明町役場の位置とするという方針案がまとまったところでありま

その後、平成16年に大崎町が離脱し、3町による南曾於地区合併協議会が設置され、再度事務所の位置について協議がなされましたが、南曾於地区合併協議会でも、以前協議された曾於南部合併協議会小委員会での決定結果を尊重すべきとの意見の一致により、新市の事務所の位置は現

有明町役場の位置とするという方針案を踏襲する形になったということでございます。

○17番（岩根賢二君） 今のが当たり前でしょう。ですから、市長が説明会で説明をされたのは、いわば間違いだったんですよ。ですから、そういう誤った情報を市民に流すということは、これからは絶対やめて欲しいと思いますが、いかがですか。再確認したいと思います。

○市長（下平晴行君） 間違いですかね、流れの中では、問題が無かったということでは同じじゃないかなというふうには思いますけども。

○17番（岩根賢二君） 志布志市って言われたですか。志布志市という名称は決まったけれども、市役所の位置については議論なく有明に決まったと、4か町で決まったときと、同じ有明町に、議論が無かったとおっしゃいましたよ、説明会ではですよ、今は、ちゃんとおっしゃいましたけど。

だから、志布志市という名称が決まったのよりも、市役所の位置が決まったのが先なんですよ、でしょう。

○市長（下平晴行君） 最後に言いましたとおり、そういう流れの中では、こういう方針案を踏襲するというようなことになったということであるというようなことでは理解しているところでございます。

○17番（岩根賢二君） そこはちょっと確認を取ってくださいよ。市の名称が決まったのと、市役所の位置が決まったのは、じゃあどっちが先だったんですか。

○議長（西江園 明君） 答弁準備のためしばらく休憩いたします。

○

午前10時36分 休憩

午前10時41分 再開

○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

○市長（下平晴行君） 大変私の勘違いで、志布志市と名称が決まったのが9月24日。

そして、事務所の位置の決定が5月13日となっております。

大変迷惑をかけたと思います。よろしく願いいたします。

○17番（岩根賢二君） そこがどっちが先だからということの議論じゃないんです。

市長が、間違った情報を市民の皆さんに伝えているということをただしていただきたいということでございます。

それでは、この南曾於地区合併協議会の新事務所の位置等調査検討小委員会で、市長は、よく地方自治法の第4条2項によると、志布志にもっていかんないかんと、こうおっしゃるわけですけども、この小委員会で、そのことは念頭に置いて議論がされなかったとお考えですか。

○市長（下平晴行君） 私は、そのように感じております。

○17番（岩根賢二君） その時の協議の方針として、こういうことが書いてあります。

地方自治法とか、そういう言葉は使っていないですよ。第4条2項とかいう言葉は使っていないで

すよ。こう書いてありますよ。

「新市の事務所の位置を決める際には、住民の利用に便利であること。交通の事情や他の官公庁などとの関係等についても考慮しながら協議をします」と、こういうことで協議の方針が明記してあるんです。ですから、これには地方自治法うんぬんは書いてないですけども、そういう立場で協議をされて有明に決まったんです。

いかがですか、この協議方針を今聞かれてどうですか。

○市長（下平晴行君） それは、その時の状況で、そういう文言で決まっただろうというふうに思いますけれども、ただ、今の志布志市の状況を見ますと、港があり、交通アクセスの問題、そういうことを考えると、その時点では、おそらくそこまでは考えていなかったんじゃないかなというふうに思っております。

ただ私は、その地方自治法の第4条の2項というのが、今おっしゃったそれと似ているようなところも、大分似ているんですけども、ただ違うところは、その他の官公署が、どう位置付けにあるのか。例えば、昨日も説明しました。商工会、商工会議所、農協もろもろ、そういうものがどこに集約されているのか。そういう文言も、今の岩根議員の中には入っていないような状況ではありますが、私は、そういうその時点と、今の時点は若干違うんじゃないかなというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 私が言っているのは、そういう配慮をしながら、ちゃんと協議をされたんじゃないですかということを行っているんです。そうでしょう。こういう協議方針があつて有明の役場に決めてあるという経緯ですから、そのことは尊重していただかないといけないと思うんですよ。いかがですかね。

○市長（下平晴行君） それは、おっしゃるとおりでございます。

○17番（岩根賢二君） こういう議論をするつもりはないんですけども、この地方自治法の第4条2項が制定されたのは何年ですか、昭和何年ですか。

○市長（下平晴行君） 昭和27年ということでございます。

○17番（岩根賢二君） 私の認識では、昭和25年だったんじゃないかなと思っておりますが、まあそれはいいでしょう。昭和27年だとして、市長はその時に何歳ですかね。

○市長（下平晴行君） 4歳ぐらいです。

○17番（岩根賢二君） その頃の道路事情、交通事情、あるいは家庭の状況を考えた時に、私ちょっと調べてみたんですけども、当時の車の台数が全国です、38万7,000台。これは、ちょっとデータ古いですが、平成23年が7,866万台。

そして、電話に関していいますと、電話が、これは昭和30年なんですけれども、全国で200万台、電話がですね。

そして、現在はどうかといいますと、平成28年の時点で固定電話が2,300万台、携帯電話が携帯移動通信ですね、これが1億6,600万台、人口よりも多い携帯電話の台数だということで、その時と自治法第4条2項が制定された頃と比べると状況は相当違うんじゃないかなと思っております。

ます。

ですから、第4条2項のいろんな交通事情や官公署との関係ということに、こだわる必要もあまりないんじゃないかなと思ったりしたわけですね。

その私の考えに対して、どうですか市長。

○市長（下平晴行君） その当時の状況は、今おっしゃったとおりだろうというふうに思います。

ただ、その後、平成になって、そして、ここ10年、5年、また5年、10年先を見据えたときには、相当な変わりようになっていくんじゃないかと、急激な変化が出てくるだろうということでは、この地方自治法の第4条の2項については、まさしくこれは今の活性化の基準には本当に必要なことじゃないのかなというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 分かりました。

それでは、次にいきますけれども、この新事務所の位置等を決める小委員会で決定した事項として3項目掲げてありますね。

「新市の事務所の位置を有明町役場とする」ということと、「総合支所方式とすること」、そして3点目に新庁舎の建設については、新庁舎の建設ですよ、「建設については、その建設の可否を含めて新市において検討を行うこととし、その旨の記述を新市まちづくり計画に盛り込む」というふうに、そこまで書いてあります。その具体的計画は、総合振興計画に委ねられるということになっております。そして、この新市まちづくり計画は、基本計画との整合性を確保するということまで書いてあります。

ということは、今私が言った3項目については、総合振興計画及び基本計画でも遵守されるべきことだろうと思うんですが、そのことについては、市長はどうお考えですか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃっているのは、新しい庁舎を建設ということでの質問でございますか。

○17番（岩根賢二君） そうじゃなくて、事務所の位置を変更するということは、これには書いてないですよということを言っているんです。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり振興計画、そして基本計画、それは関連がございますので、そこら辺をしっかりと、どういう形で計画書の中に入れるか、そこら辺は内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） ということは、昨日もおっしゃいましたよね、「振興計画の見直し等も考えていく」とおっしゃいましたね。それは見直しをしてから進めるべきじゃないんですか。

○市長（下平晴行君） これは、新庁舎を建設するときは、そういう形で振興計画と基本計画に入れるべきだというふうには考えております。

新庁舎の建設については、その可否を含めて新市において検討することとしますというふうになっております。

○17番（岩根賢二君） はい、それは私も分かるんですよ。だから、事務所の位置を変更するということは、これには一切触れていないんですよ。途中でそういうこともありうるかと、そう

いうことは全然書いていないわけだから、新庁舎の建設については、私なんかも、それはちゃんとすべきだと思っていますよ、長期計画で。

ですから突如、突如と言ったら言葉が悪いかな、下平市長が市長になられて、市役所の位置を本庁舎の位置を変えるということが出てきたわけですから、そういうことは、この振興計画とかには全然入っていないですよねというのを言っているんです。

○市長（下平晴行君） それは入っておりません。入っていないからできるというふうに私は思っております。

○17番（岩根賢二君） 入っていないからできるということは、市の行政は総合振興計画に基づいて行くんじゃないんですか。そこら辺をちょっと説明してください、納得ができるように。

○議長（西江園 明君） 質問の趣旨を確認するために反問しますか。いいですか。

○市長（下平晴行君） 岩根議員がおっしゃるのは、いわゆるこの振興計画の中に入っていないから、入れるべきじゃないのかということですか。それとも、入っていないから、いわゆる事務所の位置は変更してはいけないという、そこをもうちょっと具体的にお願いいたします。

○17番（岩根賢二君） これはさっきも言いましたけどね、合併協議会の時点で事務所の位置をここに決めるとなると、そして、それに基づいて市役所の位置を有明町役場にすることと、総合支所方式にするということと、それと3項目目は、新庁舎の建設については、新しい市になってから可否を含めて検討するとなっているんです。

ですから、これはまた新市のまちづくり計画には入れるし、総合振興計画にもそれを反映しますよと書いてあるんだから、事務所の位置をまた途中で移すとか、分庁方式にするとか、そういうことには一切触れていないんですよ。総合支所方式でずっと振興計画の変更が無い限りは、これでいきますよということじゃないんですか。

○市長（下平晴行君） 私は、そこは、そこまでは無いと思いますけど、岩根議員は、それはどういう根拠で、そこでないといけないということをちょっと教えてもらってよろしいですか。

○17番（岩根賢二君） 市の行政は、総合振興計画に基づいて運営されるということによって言っているわけです。

○市長（下平晴行君） その前に、私は自治法があるわけですので、自治法にのっとって今回の事務所の移転をしていくという考え方でございます。

○17番（岩根賢二君） これについては、どうも歯車が合わないようですので、次に移ります。時間がもったいないです。

市長がよく言われる「リーダーシップ」だとか、「ビジョンを示す」とかいう言葉を言われますが、リーダーシップ、あるいはビジョンを自ら示せば行政は動かせるという思いは今でも変わらないわけですよ。

松山会場で、こういう質問がありましたね。

「市長が変わったから本庁を志布志支所に移転するということである」と市長が申されて、市民の方はこう言われました。「次に市長が変わった場合、また庁舎が移転するということになる

んですか」という問いに市長はどう答えられました、覚えていますか。

○市長（下平晴行君） 多分ですね、あまりよく覚えていない、確か私のことで、私は1年しかしていないと、1期でそんな変わることができないんじゃないですかみたいなことを言った記憶はあるんですけど、ちょっとよく記憶しておりません。

○17番（岩根賢二君） その時に、市長は即答されたんですよ。「それは、ないと思います」と、市長が変わったから、下平市長の次に他の方が市長になった場合に、また市役所が移転するということがあるんですかと聞かれたわけです。それに対しては、市長は「いや、それはないです」とおっしゃった。それは、市長がいつも述べておられる、市長自らが「ビジョンを示せば変えることはできる」とおっしゃるんだから、次の市長が、やっぱり有明にせないかんどとなったら移せるんじゃないんですか、理屈から言えばですよ。どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように理屈から言えば、そうなるだろうと思うんですけども、私は先ほどから言いますように、本庁舎を志布志に移すということが何なのかということは、やはり今の志布志市の港の状況や交通アクセスの問題、いろんなことで整備がされている。

そういう中で活性化を図っていこうという考え方で取り組むわけですから、それをまた有明の方に、また戻すということはあるまいと思っ、私は変わりはないというふうにお答えしたところでございます。

○17番（岩根賢二君） それは、また次の市長がどうするか分かりませんがね。

それでは、いつも市長が言われる「市を活性化させるために本庁舎を志布志に移すんだ」と言われています。ということは、この12年間で活性化していなかったということの認識ですよ。それは何を基にして、そうおっしゃるんですか。

○市長（下平晴行君） 活性化はしていないということじゃなくて、今の状況より、より活性化するためにということでございます。

○17番（岩根賢二君） 今の言葉は今初めて聞きましたよ。今までは、「全然活性化していないから志布志に移すんだ」とおっしゃっていましたね。

ある程度活性化はしているけれども、これ以上また活性化させるんだということですね。

いつも市長は、平成16年の3町の納税額をおっしゃいますね。志布志町が21億円、有明町が8億円、松山町が2億7,000万円と、それで今もほとんど変わっていないとおっしゃいますけれども、その認識は今でも変わらないですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、私は、平成25年6月議会で太陽光発電設備の設置についての質問をしております。これは平成24年7月に固定価格買取制度ができたために、公有地の遊休地を利用して太陽光発電設備の設置はできないのかどうかという。その中で、税金は今30億円ちょっとだが、しかし人件費は34億円であると、だから市独自で稼ぐ収入を得る方策はとらないのかという質問をしたもんですから、その30億円というのは、頭に入っていたために、そういう言い方をしたんじゃないかなというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 私が調べた結果、平成16年の3町のことをわざわざ言う必要もないんで

すけれども、市長がそうおっしゃっているから、間違いがないか確認をしてみました。これは「統計志布志」にもちゃんと載っています。

市長がおっしゃるのは、志布志町が21億円とおっしゃいますけれども、19億6,215万円、認定額と収入済み額との違いだと思うんですが、認定額で志布志町のことを言っておられます。有明町に関しては8億円ということでしたが、8億7,193万円です。松山町は2億7,000万円とおっしゃいましたが、2億3,795万円ということで、最初にも言いましたけれども、間違っただけの数字を市民にお知らせしたら駄目ですよ、ちゃんとしたことを伝えないと。

そういうことで、この間違いは間違いではないんですけれども、この3町の納税額が違うということなぜ言われるんですか、今。

○市長（下平晴行君） いわゆる経済が回っている所での税収というのが、私は、やはり志布志の港であり商工観光等々含めて、もちろん農業もそうなんです、そういう面では、より本庁の機能を志布志に持ってくると、いつも説明しますように、いわゆる人と人の交流、ヒト・モノ・カネ・情報の行き交いが頻繁になるというようなことで、よりまだ志布志地域での税収が上がってくるんじゃないかということで、お伝えをしているところです。

○17番（岩根賢二君） 市長は、いつも志布志市になったんだから、オール志布志市で考えればいいじゃないかということをよく言われます。ですから、合併前の3町が納税額が違うというのは、当たり前なことなんです、人口的にも全然違うわけだから。ですから、そういうことを今更言うのはおかしいし、オール志布志市になったんだから均衡ある発展を目指していきましょうというんだったら3町のことは、わざわざ言わなくてもいいんじゃないですか。

中心地が志布志だということをお願いしたいと思うんですけれども、そこをオール志布志市で考えるんだったら言わない方がいいと私は思いますが。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおりでございます。

○17番（岩根賢二君） それで税額が、ほとんど増えていないとおっしゃいましたけれども、どういう認識ですかね。私が調べたところ、相当伸びていますよ。

税額は調べてありますかね。はい、どうぞ。

○市長（下平晴行君） これは、おそらく自然増という税収があったということと、それから先ほど言いましたように太陽光等々の設置による固定資産税等、それから償却資産でのいわゆる企業の設備投資等々の影響が相当あるんじゃないかなというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） ということは、ほとんど税額は増えていないという発言は訂正をされた方がいいんじゃないですか。自然増だけで、それだけ増えているということでもないだろうし、いかがですかね。

○市長（下平晴行君） ある程度上がっているんですが、しかし地域の活性化の結果としての税収アップは見られないというふうに私、感じているところです。

○17番（岩根賢二君） 活性化とは、じゃあどういうことですか。

○市長（下平晴行君） これは企業誘致もちろん、そして、そこで働く雇用が増えるというこ

とや、企業がいろんな事業の増設をしていくということ等を含めて、やはり底上げですね。私が現場主義と言っているのは、これは基幹産業である農林水産業、商工観光も含めて底上げをしていくことで税収アップになるということをかね平生言っておりますが、それと合わせて、今、港も道路も整備されつつあると、これをどう活用していくかということでの活性化を図りたいということで、そういうことが主に活用されることでの活性化になるんじゃないかということでの活性化という意味でございます。

○17番（岩根賢二君） 今、市長が言われたようなことは、今現在ここに有明に本庁があった段階でもどんどん発展しているわけですよね。ですから、志布志に持っていく理由は、そこには見当たらないと私は思っております。

それと「商店街の活性化」とかいうこともよく言われるんですけども、商店街の活性化は市役所が志布志にないとできないと思っておられるんですか。

○市長（下平晴行君） ないとというより、あそこに人が、いわゆる集中するということで交流が図られるということで商店街の活性化になるんだということです。

それとあわせて、やはり私も東京、大阪、名古屋等々に行くわけですけども、いわゆるリピーターとかそういうんじゃなくて、人が多いと、そこにあらゆるものを活用していただくという、そういうことでも、私は年間五、六千人、志布志市、この本庁に来ていただいているということも言っておりますが、そういう人が、外からの入り込み客といいますか、入っていただいて志布志市の商店等々を活用していただく、これは十分活性化の源になるのではないかというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） おっしゃることは、そうなんですけれども、市役所がここにあってもそれはできるんですよ。そうでしょう。

私も商工会の事務局に行って、いろいろ調べてもらいました。確かに商工会の会員数、それから店舗数、店舗面積、売上高も確かに減っております。減っておりますが、これは全国的な傾向でございまして、何も志布志市に限ったことではないということでございます。

そして、第2次志布志市総合振興計画には、こう書かれていますよ。商店街の空き店舗調査の結果、「賃貸も売却もしたくない」という所有者もおり、活性化に当たっては、商店街の一体的かつ主体的な取り組みが重要となることから、これからの意識共有に向けた取組や助成制度などの支援が必要となっています。かつて「千軒まち」とうたわれたにぎわいを取り戻すべく、消費者をひきつけ、にぎわいのあるまちを形成するため、商工会、商店街が一体となって市民ニーズのきめ細かい把握に努め、イベントなどの実施による集客を図るとともに、魅力ある空間を創出する必要がありますというふうに書かれてあります。

ですから、これが市のやるべき仕事であって、市役所を志布志に持っていくことが仕事ではないんです。商店街の活性化について言えばですね。そういうことでしょう。

今、地域おこし協力隊の椎葉さんですか、よく頑張っていて活動していらっしゃるんですけども、私は彼女のああいう活動が商店街活性化につながっていくんじゃないかなと思っております。

ですから、市長も今度の平成31年度の当初予算には、そういう商店街活性化のためのいろんな事業に取り込まれています。それは、こっちも理解していますけれども、ですから、そちらの方を先に活性化をさせて、市役所本庁については、長期計画でやっていただければいいんじゃないかなと、私はそう思っているんですが、そういう商店街の活性化に対する取り組みをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私は、毎回答弁しておりますが、やはり本庁舎を移転することによって早い段階での活性化が得られると、そして、これは港湾商工課のいわゆる商工会等からの陳情も今まであったわけですね。課を志布志支所に移してくれというのもありました。そういうことを考えると、やはりそこで働いている商工会の関係の方々も身近にそういう課を設置して欲しいというような思いもあるということは、やはり、まちの活性化は身近で、そして志布志の商店街が、あるいは観光を抱えている、そういう課が近くにあることで対応がすぐできるというようなことでの恐らく要望じゃないかなというふうに考えているところです。

そういうことを考えると、先ほど言いましたように、やはりできるだけ早い段階で本庁舎の移転をしていくべきだというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） ちょっと時間が無いですので、次に移りたいと思います。

商店街については、港湾商工課は一生懸命やっていただきたいと思っております。

それと市民の皆さんが志布志支所への移転で疑問視している点、その一つに災害対策があると思います。

単純にお聞きしますけれども、例えば津波が来た場合に有明、ここと志布志支所では、どちらが安全だと思いますか。

○市長（下平晴行君） 安全については、志布志支所に行った場合には目視ができると、事前に分かるというようなことも含めて、そして、本部長が私市長で、副本部長が副市長と教育長になっております。そういう面でいくと、そういう体制であるとなれば、志布志支所若しくは文化会館に当然本部を設置するわけでございますので、市民の安全に早急に対応できるのは、やっぱり移転して志布志支所の方でいいんじゃないかというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） そのことは聞いていないです。単純にと云ったでしょう。単純に、ここと有明と志布志支所で津波が来た場合には、どっちが安全ですかと聞いているんです。対策本部がどうか聞いていないですよ。

○市長（下平晴行君） 単純にいいますと、ここの方が安全かもしれません。

○17番（岩根賢二君） ですから安全な場所から危ない方にわざわざ移す必要はないんですよ。

それで何回も質疑応答がありましたけれども、津波の予想高が7mで、志布志支所の標高が12mだから大丈夫だと、そういう単純なあれでは市民の生命・財産を守る立場の行政から言えば、あまりにも市民の命を軽んじている発言ではないかなと私は思っております。

そして、先ほども市長はおっしゃいましたが、対策本部長が市長で、副本部長が副市長と教育長でということを再三言われますけれども、そのことが津波が来たときに、どういう意味がある

んですか。市長がいつも市役所に、例えば志布志の文化会館にいつも待機して津波を見守っているんですか、いない場合もあるでしょう。そういうことを考えた場合には、うかつにそういうことを、何の意味もないですよ。本部長が私だから安心してくださいという。どうですか。

○市長（下平晴行君） 現状の場合ですね、そこを言っているんです。私がここにいますと、当然教育長が副本部長ということで采配をしていかなきゃいけない。

しかし、教育長は学校関係、いろんな形で子供たちを守るという立場でございますので、私がまた、本部が志布志の文化会館にあるもんですから、そういうことで私は言っているわけですけども、そういう今度は発生した場合、途中で何かが、土砂、道路の崩壊等があった場合には、また時間がかかっていくというようなことを含めると、やはりそういう体制、対応の仕方の体制づくりを私は言っているところでございます。

○17番（岩根賢二君） もし、そういう災害が来た時には、そういうふうに対応していただければいいと思いますが、南海トラフによる県の被害想定は御存じだと思いますが、鹿児島県で死者が1,200人ということで被害想定が出ております。1,200人のうちの680人が志布志市民です。想定ですよ、そういう状況にある。

そして、建物の全壊が2,000棟、半壊が6,900棟、津波があった場合には国道や商店街の道路は通行不能になって一時避難のビルに行くのさえ難しくなるんじゃないかなと思っております。

そして、緊急輸送道路を閉塞させる恐れのある特定建築物が34棟あって、そのうちのほとんどが国道220号線沿いの志布志地区に集中しているという、こういう被害想定もあるようでございます。

そういう危険な場所に、わざわざ本庁を移す必要は、私はないと思っておりますがいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） その被害は、そのデータはどこから見られているのかちょっと分かりませんが、分かりました。すみません、データは出ているそうです。

同じような質問があったわけですけども、私はやはり昼間は早急に目視ができるという、昼間はですね。それとそういう警察署、あるいはそういう関係の方々との連携、そういうのが早急に対応できるという面では、市民の皆さんの生命、財産を守るための早い対応ができるんじゃないかというふうに考えております。

[小園義行君「志布志は危ない所とか、危険な所と言われて黙ってるわけ、ちゃんと質問に答弁せんですか、ちゃんと」と呼ぶ]

[岩根賢二君「議長、止めてくださいよ、私の質問ですから」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） 庁舎が危ないということでの質問でございますか。

これは、前も話をしましたように、標高11mということであるわけでありまして、実際国の方では7m、さっきおっしゃったように。県の方では6.46mですか、そういう高さですので、庁舎については、私は何ら影響はないというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 庁舎については、御存じだと思いますが、避難場所としては書いてあり

ますけれども、津波の時には避難には適さないと書いてありますね。そのことを捉えて私は言っているわけです。

ですから、そこは慎重に答弁をしてもらった方がいいと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは福島県の災害でもありましたように、とにかく逃げると、高台に上がるということですので、基本的には、そういう市民の皆さんにも私がかね平生での説明会でも、実際あった映像等を市民の皆さんにも公表しながら、公開しながら、まずは自らが逃げていくということで考えておりますので、そういう面では、そういう対応ができるんじゃないかというふうに考えております。

南海トラフ巨大地震発生時における志布志市の最大津波高については、先ほど言いましたように国では最大7mと、県の想定でも6.4mと。標高10m以上の所にある支所は、さほど影響は少ないと、影響を受けないものと判断しておりますが、先ほど言いましたように津波の際には高台へ避難するよう呼び掛けていくと。

そして、文化会館など、より安全な場所へ誘導するというところで津波の場合は志布志支所を避難場所として除外しているというところがございます。

○17番（岩根賢二君） 確認をしますけれども、いつも津波被害想定訓練をされますよね。その時には対策本部はどこにあるんですか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

現在の状況でございますと、本庁舎がここにありますので、当然災害対策本部というのは、ここに立ち上がるということになるかと思えます。

ただ、訓練の中では志布志支所に現地災害本部を置いて活動をするという訓練を行っております。

○17番（岩根賢二君） それは危機管理監がそうおっしゃれば、そうかも分かりませんが、私が経験したところによると、対策本部は文化会館のあそこの下の方の駐車場でしたよね、じゃないですか。

○危機管理監（河野穂積君） 大変申し訳ございません。説明が足りませんでした。

実際に訓練で行っておりますのは、文化会館の方に現地災害対策本部を設置して、そこに各関係機関が集まるという訓練を繰り返しております。

○17番（岩根賢二君） ですから、本庁がここにあっても対策本部はやっぱ海に近い所に設置するわけですから、何も志布志支所に本庁舎をもっていく必要はないと私は思っております。

次に、駐車場の問題です。市民の皆さんが心配していることのもう一つに駐車場の問題があります。今年の1月18日に開かれたまちづくり委員会でも駐車場対策が大きな課題であり、市民に対する十分な説明が必要であるということで指摘をされております。

ところが各説明会場での説明は、職員用の20台分を文化会館に移すとか、保健所や民間施設の活用も検討していくということで、とても十分な丁寧な説明だとは思えません。もっと具体的に説明が必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志支所へ本庁移転をした場合には、駐車場問題も大きな課題であることから、解決に向けて整理・検討が必要であります。

来客者の駐車場については、有明本庁が78台、志布志支所が73台となっており、その他、志布志支所駐車場には職員用の場内許可車両分があることから、これを来客者用に振り替えるなどして、対応していきたいというふうに考えております。

また、各種団体の会議については、文化会館の利用を推進してまいりたいと、その他、公用車及び職員用駐車については、現状の分析を踏まえて支所周辺の土地利用を含めた検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 今の説明では、なかなか納得しないですよ、市民の皆さんは。文化会館の駐車場を利用するというふうな話が出てくるわけですけども、あその駐車場を利用した場合に、これは職員の皆さんは支所と文化会館との往復が大変だろうと思います。特に雨が降ったりした場合には、滑る可能性もありますし、そういう事故の危険性もあるということ。

それと、ある会合の時に志布志支所で会合があったんだけど、「下の駐車場が満杯だから文化会館に止めてください」と言われたと、その時には、ちゃんとマイクロバスではなくてワゴン車でピストンで送ってもらったと、そのことは良かったけれども、たまたまその時に急用ができて帰らないかんとなった時に、わざわざ文化会館まで歩いて帰らないかんかったというふうな話をいたこともあります。そういう不便な状態も発生する。

あるいは、私が港湾関係の方とお話をした時に、「市長は市役所を志布志支所に持ってきたいという話があるけど、どう考えてますか」と私が聞いたら、「市長は何を考えているんでしょうね」と、「志布志支所に私たちが行く時は駐車場が無いから、どこに止めがなっどかかって心配しながら行くんですよ」と、本庁で会議がある時には駐車場の心配をしなくてゆっくりと行くことができると、そういうことを考えた場合に駐車場一つをとっても本庁が志布志になることには、別に賛成ではないですよというふうな話をされた方もあります。

駐車可能台数を調べてもらいましたところ、これは全体的な駐車可能台数ですよ。本庁が577台、志布志支所は136台、その差が441台、倍率で4倍以上ありますね。そういう駐車場のことを考えた場合にも、やはり志布志支所に移すべきではないと私は思っております。

また、民間の土地とか保健所の土地を利用するとかいうこともおっしゃいますが、そのことについては賃貸になるのか、買い上げになるのか分かりませんが、その土地をですね。費用が発生するわけですよ、そうでしょう。移さなければ何もその費用は要らないわけです。そういう無駄な費用を使うことは、私はないんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私も職員を33年しておりましたけれども、民間の土地を借りて通勤しておりました。そういうことを考えると民間、空いている土地の活用にも私はなるんじゃないかなというふうに思います。

ただ保健所等、それから公有地がどれぐらいあるのかということと、今おっしゃったような駐車場については、これからしっかりと対応していかなきゃいけないと、先ほど言いましたように、

民間の土地の活用も併せて対応していきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 私が申し上げたいのは、そのことが、いわば本庁を移すことによって無駄な費用になるんですね。移さないでここにあれば、その費用は発生しないわけですから、そのことを言っているんです。

○市長（下平晴行君） これは費用対効果を申しますと、私は、それ以上の相当な効果が、そうおっしゃるのであれば、それ以上の効果が出るというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） それと先ほどちょっと災害対策のことで、ちょっと言い忘れたんですけども、志布志支所にあつては津波ばかりでなく、志布志支所の裏側の崖がありますね、崖といえますか。あそこは急傾斜地崩壊危険箇所に指定されていますよね。その対策とかいうのは何か考えておられますか。

○建設課長（假屋眞治君） この土砂災害特別警戒区域ということで、これが鹿児島県がずっと今指定をしております、この庁舎の裏の方も今指定をされたところでございます。

しかしながら、ここについては治山事業が入っております、山を守るということになります、裏の崖は治山で守られているという状況でございます。

○17番（岩根賢二君） 治山で災害の心配はないということで理解していいんですか。

○建設課長（假屋眞治君） 災害の心配がないといえますか、治山事業を入れて、この崖については保全の事業はやっていると。起こる起こらないというのは、また想定とかいろいろございますので、そこについては明確に申し上げるのは、どうかなというふうに思っているところでございます。

○17番（岩根賢二君） それでは、移転費用のことについて質問いたしたいと思えます。

説明会場でも移転費用については、約1,000万円ということでありましたが、あまりにも漠然としていて、ちょっと真実味がなかったんですけども、これの算定根拠はどういうことでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 説明会で、志布志支所の内部改修分の経費ということで、1,000万円という数字をお話したところでございます。

これにつきましては、現在の志布志支所の間仕切り等の改修工事分ということでございます。中身の詳細につきましては、1階は特に扱わないところでございます。2階の部分で現在のハローワークの部分、それから先ほど申しました、そお地区障がい者等基幹センターの間仕切りの部分の改修工事の部分です。それから、3階の方では現在の教育長室の隣に和室がありますけれども、そこを応接室に改修する工事でございます。それから、副市長室の間仕切り部分でございます。それから、4階につきましては、現在のパソコン研修室、OAフロアを撤去しまして、全体的な執務室の整備をするところでございます。

以上の部分につきまして、仮設工事が60万円、解体が40万円、内装が250万円、塗装が200万円、建具工事等、天井周り、照明関係が250万円、あと現場諸経費、雑工事等を合計しまして、約1,000万円の今見積りということでございます。

始めに申し上げましたように、この部分については、現在の志布志支所の内部の改修工事分ということでございまして、市長が先ほど申し上げましたように、空調の関係とか議会の関係の分については、まだ現在のところ含まれていないものでございます。

○17番（岩根賢二君） 私たちが、昨年の12月に全員協議会でいただいた資料の中には、昨年の11月に、そういう費用は積算中であると、11月ですよ、ということが書いてありましたね。もうそれから何か月ですか、経っていますが、まだその1,000万円しか明示ができないんですか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 今お示ししましたのは、先ほど1,000万円ということでございまして、その他に想定されるものとして空調関係の部分、それから電話設備等の関係、それから端末機の移転とか、そういったものもあるところでございますけれども、これについては、今現在積算中でありまして、ここにつきましては、市長も説明しましたように、通常の志布志支所としての維持管理に伴う部分が大部分を占めておりまして、それにプラスする形で台数が増えたりというようなことになるということで、今積算をしておりますので、そのこの区分をしっかりとした段階で御説明をしたいというふうに考えているところでございます。

概算費用等につきましても、次の機会で少ししっかりとした説明ができるように準備をしていきたいと思っております。

○17番（岩根賢二君） 今課長が言われたように、そういう説明が丁寧な説明と言うんですね。1,000万円しかかかりませんよみたいなことで市民に言って、それで理解を得ようとすること自体が、私は、おかしいんじゃないかなと思っております。

それと、平成29年3月に策定されました公共施設等の総合管理計画、これには将来的に1年当たりに32億6,000万円が維持補修や更新に充当できると仮定しても、今後10年間で99億円、40年間では396億円が不足する試算になっているというふうに書かれております。こういう状況の中で支所に本庁を移転するということは、更に経費を増やすことになる。そのことについては、私は市民の皆さんの理解は得られないんじゃないかなと思いますが、どういうふうに説明されますか。

○財務課長（仮重良一君） 公共施設の管理計画の関係で、今の御質問にお答えしたいと思います。

本計画につきましては、議員おっしゃいますように、そういう年間の費用がかかるというような計画になっているところでございます。

現在、平成32年度におきまして、市内の公共施設の個別の施設計画を作成するというところで、今作業を進めているところでございますので、本庁の部分におきましても、2支所も含めて、公共施設につきましては、これらの全体的な市の公共施設の考え方というのを持ちまして、それを定めた上で全体の計画、また費用対効果というか、費用も含めた形での計画をちゃんと作った上で考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） そういうことで、無駄といえますか、余計な経費をなるべく使わないような形で、その計画も策定をしていただきたいと思いますと思っております。

それと、この3番目の一度立ち止まるということで、お聞きをしたいんですが、市長の政治理念である市民目線で、市民が主役のまちづくりの観点から見ますと、今回示された基本方針や説明会での質疑応答の状況は、私の感じでは、とても市民目線の行政とは言えないと思っております。

今一度立ち止まって、よく考えてみてはどうかなと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 施政方針でも述べましたように、今本市は、まさしく発展段階を迎えている状況でございます。これを更に加速させるためにも、市街地が形成されている志布志支所に本庁舎を移転して、人と人の交流、ヒト・モノ・カネ・情報の交流を促進し、行政と港湾、行政と観光、行政と商工など、行政との連携をより密接にすることが、まちの発展の大きな原動力につながるものと考えておりますので、スピード感をもって取り組んでまいりたいと思っております。

私自身としましては、本庁舎の移転を公約の大きな柱に掲げて市長に当選させていただいたところでもあります。基本的な方針は変わらないものでございます。

今後も、市民の皆様の意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○17番（岩根賢二君） あくまでも進めていくというお話のようでございますが、松山の説明会場で、こういうことがありましたね。住民投票についての質疑がございました。「住民投票については、次の段階での話にはなろうかと思うので、現時点では、その考えには及んでいない」と、市長はそういうふうに答弁されたんですね。

ところが、次の日の有明会場では、同様の質疑に対して、一言「全く考えていない」という答えでした。

松山では、ある程度何か住民投票もほのめかしたような答弁だったんですが、捉え方だと思うんですが、全くそうではないということですか、確認です。

○市長（下平晴行君） これは地方自治法の第4条の3項でも「議会の議決を経る」というふうにならうと思っております。

また、重要なこの施策について、これは住民投票を私がもしやると、こんなことを言ったら議会が、おまえ、なめちょっとかというふうに言われると思うんですね。それ私も恐らく議員をしていなかったら、するかもしれませんみたいな答弁をしたかもしれません。しかし、私は岩根議員と同じ立場で議員をさせていただいて、これは議会が本来しっかりと住民の代表としていらっしゃるわけであるし議会ですので、その対応は、しっかりと議会の方でしていくというのが当然のことじゃないかなと思ったところで、住民投票は考えていないというお答えをしたところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今市長の立場で、そうおっしゃったと思うんですが、実は市長が、まだ議員をされていた時、この本庁舎移転について一般質問をされたことがありましたね。その時に下平議員は、こう質問されています。議員の下平氏はですね。「合併協議会で決まったことであ

っても、市長が方針を示せば、いつでも変えることができる」、「若しくは住民投票もできないわけではないですね」と、そういう質問をされております。

ですから、その時点では、議員の立場で住民投票もあり得るようなということをおっしゃっているわけですね。ですから、私もそういう考えも、まだ市長が持っておられるんじゃないかなということでも今質問したわけですが、今は全くそういう考えは無いということですか。

○市長（下平晴行君） 全くありません。

○17番（岩根賢二君） 沖縄の辺野古の問題で住民投票がありました。これは埋め立て工事が始まっているにもかかわらず、住民の皆さんが自分たちの意思を示したいということで、住民投票があったわけですが、翻って市長選挙のことに考えてみますと、市長は、もちろん公約で本庁舎を志布志に移転するという公約の下で当選をされたわけですが、それだけが私は勝因ではないと思うんですよ。

ですから、この本庁舎移転についての住民投票をするということは、ある意味では市長が申された公約が、やっぱりそうだったんだなということになるかも分からないし、一遍考えてみられたらどうですか。

○市長（下平晴行君） 全く考えません。考えるという考えはありません。

○17番（岩根賢二君） 多分立場上、そういう答えはできないだろうと思いますが、それは了解の上で質問をしたわけですが、市長の熱き思いで本庁舎移転の基本方針が示されたわけですが。

それでは、時間もまいりましたので、2番目の質問については割愛をしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長をお願いいたしますが、不規則発言は厳に慎むように御指導方よろしくお願いいたします。

○議長（西江園 明君） はい。

以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後1時5分から再開いたします。

—————○—————
午前11時51分 休憩
午後1時02分 再開
—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。

明治維新150年の年も終わり、「西郷どん」ブームも下火になり、鹿児島県全体が少しだけ静かになったような気がするの、私だけではないと思います。大河ドラマ「西郷どん」の世話役を

された東川隆太郎さんが、県内のいろいろな所に行くと「西郷どん」ロスを感じていましてと述べておられました。

しかし、私は平成も終わり新元号維新の年になると考えます。

私も本市の歴史に大きく残る改革の年になるように、全力で志布志市議会議員活動に取り組んでまいります。市民の皆様、市長をはじめ市職員の皆さん、同僚議員の皆さん、本年もよろしく願いいたします。

市長が「環境が変われば考え方が変わる」とよく言われます。私も環境が変わって大分考え方が変わりました。私の場合、環境が変わって体形まで変わってしまいました。髪の毛も大分薄くなりましたが、志布志市議会議員として、存在感が薄れないように全力で議員活動に取り組んでまいります。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。

まず、施政方針について伺います。

施政方針の中で、「志布志市も今まさに形成期から発展期、そして、成熟期へと大きく移り変わろうとしております」と述べておられました。

どのような観点から成熟しつつあると思われるのか、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南利尋議員の御質問にお答えいたします。

施政方針で述べました内容につきましては、志布志市が誕生してからの変遷について形成、発展、成熟という表現で、これまでと現在、そして将来の展望を申し述べたところであります。

平成18年に3町が合併し、それぞれの地域で生まれてきた自然や歴史、文化、産業などの貴重な資源を受け継ぎ、より魅力的なものになるよう、均衡ある発展と融和を目指したまちづくり、いわゆるまちの形成が図られてまいりました。

そして、現在においては、志布志港や高速道路網の飛躍的な発展と、それに伴う企業進出など、まさしくまちの発展期を迎えており、施政方針でも述べましたように、先人たちのこれまでの功績を後世につなげるために、未来へ向け更に発展し続けるまちづくりに取り組むこととお約束したところであります。

まちが発展・成長することで、地域経済の好循環が生まれ、持続可能な市政運営や都市機能の充実など、様々な効果をもたらし、将来的には市民生活の質の向上や精神的な豊かさなどを追求したまちの成熟度を高める取り組みへの転換期を迎えることとなります。

本市は現在、発展段階であります。次のステップである成熟したまちづくりを目指すためにも、「未来へ躍動する創造都市 志布志」の着実な実現に向けた市政運営に取り組んでまいります。

○2番（南 利尋君） 私は、市議会議員に負託していただいて1年が経ちました。誰でも1年目というのは環境が変わって、すごい衝撃を受けることがたくさんあります。逆に、何年も経つと、その衝撃が当たり前になって何も感じなくなってしまうこともあるのではないのでしょうか。

今回は、私が1年間の志布志市市議会議員活動を通して一番衝撃を受けたことに対して質問さ

せていただきます。

志布志地域で懇親会等に参加させていただくと、「有明んしゃあ」とか「松山んしゃあ」という言葉をよく聞きます。有明地域の懇親会に参加させていただくと、「志布志んしゃあ」とか、「松山んしゃあ」という声をよく聞きます。松山地域においても、「志布志んしゃあ」とか「有明んしゃあ」という言葉をよく聞きます。

同僚議員と同席していると、あなたは志布志の議員ですかということをお聞かせされたこともあります。また、「あの人は松山の議員ですよ」とか、「あの人は有明の議員ですよ」ということをよく聞かれました。最初だけかなと思っておりましたが、今でも市内では、そういう会話が頻繁に聞こえてまいります。

下平市長も市議員時代に、そういう会話を聞かれたことがあると思います。逆に聞いたことの無い方は、いらっしゃらないと思います。3町合併から14年目に入りました。職員の方や行政に携わっていらっしゃる方は、毎日志布志市という感覚で業務を行っていらっしゃるわけですから、3町が合併した意義も全て理解して取り組んでいらっしゃると思います。

しかし、毎日一生懸命働いていて、なかなか行政情報の届かない方々もたくさんいらっしゃると思います。旧町時代の感覚の中で行政を捉えていらっしゃる方も結構いらっしゃいます。

私事で言うと、志布志町議会議員という体で要望や意見を聞くことも少なくありません。そういう時は、「私は志布志町出身ではありますが、志布志市市議会議員です」とはっきり答えております。

市長、これからの本市にとって重要な事業が幾つも計画されております。今こそ原点に戻って、もう一度合併の意義や合併したことに対する整合性を市民の方々に詳しく丁寧に周知していくべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 3町が合併して、志布志市が誕生し、既に13年が経過をしております。

市長就任後の所信表明においても、志布志市全体で物事を捉え、考え、それぞれの地域の優位性を生かしたオール志布志市で市民一体となった融和のまちづくりの推進を掲げており、これは私の市政運営における基本姿勢でございます。

3町が合併した意義を価値あるものとするためには、我がまちということではなく、志布志市全体で市民のために何をすべきかを議論し、トップとして目指すビジョンを明確に示して取り組まなければならないと考えております。

今後も市民の皆様に対して透明性のある公平公正な市政運営に心がけてまいります。

○2番（南 利尋君） 志布志市役所が町役場という捉え方をされたらいけません。志布志市議会議員が町議会議員感覚で捉えられたら駄目だと思います。市民の方々と行政、議会が一丸となって、これからの志布志市が作り上げられるように、下平市長の豪腕に期待しております。

私は、文教厚生常任委員会に所属して1年が経ちました。3町合併から14年目を迎えた本市が、なぜ現在の状況にあるのかを文教厚生常任委員の目線で見ると、本市の行政は3地域に対して公明正大ではないということが、はっきりと分かります。なぜそうであるかということをお三つ

の事例を挙げて質問させていただきます。

まず、福祉タクシー事業の現状であります。

松山地域、有明地域ではドアツードアが全地域内で行われております。志布志地域においては、田之浦コースと八野コースの二つ路線で福祉タクシー運行事業が行われているだけです。そのコースの沿線の方は、そのコースまで行かないと乗れないのが現状です。安楽、町原、大原、弓場ヶ尾、田屋敷、香月、天神、上昭和、中心市街など、志布志地域では二つの路線以外は、福祉タクシーは運行されておられません。

例えば、大原地区の高齢者の方がびろうの樹に薬を取りに行かれる時は、誰も頼む方がいらっしやらないとき往復2,000円以上のタクシー代を使って薬を取りに行っております。それ以上の金額で病院に行ったり、買い物に行かれたりする方々も結構いらっしやいます。

担当課の方に詳しく説明していただくと、「旧町時代の時からの流れで現在の状況です」という答えが返ってきます。合併して14年目、まだ「旧町時代からの」というような説明があるわけです。こんな理不尽な事業が14年間も続いているわけです。

市長として、心が痛くありませんか。お伺いします。

○市長（下平晴行君） 福祉タクシー運行事業につきましては、市内旧町を区域として、4ルート運行してあります。今話がありましたとおり、松山地域、有明地域は合併前から運行を開始され、志布志地域の運行につきましては、合併後に統一的な福祉タクシーの運行を検討しているという段階で路線バスの廃止が出され、そのことに伴い、平成18年11月に路線バスの廃止代替として開始したところであるというところでございます。

また、それぞれの地域で運行形態に違いがあり、特に志布志地域の市民の皆様から様々な要望等をお伺いしているところでありますが、志布志市の特性、地域公共交通の現状、問題点、志布志市が目指す将来像を踏まえ、地域公共交通の在り方及び、その実現に向けた施策展開を志布志市地域公共交通活性化会議で検討を重ね、志布志市地域公共交通網形成計画を策定しましたので、今後、実証・実験等を重ね、市民の皆様の公共交通の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、私も今回この計画書を見て、今おっしゃったように今までそういう形でありました。しかし、この形成計画を策定して3年間で実現をするわけでございますが、志布志市の他に無い取り組みを計画しているようでもありますので、そのことについては、しっかりと市民の皆さんのための計画が策定されているということでございます。

○2番（南 利尋君） 担当課の方に、公共交通網の計画があるということで、詳しい御説明をいただきました。

伺います。3年間かけて計画をする、今、本当に今日でも明日でも、あさってでも困っていらっしやる高齢者の方がいっぱいいらっしやるわけですよ、3年後に健康が保証できるかどうかは分からない現状があるわけです。3年間は、どういう体制でいかれるのかをお示してください。

○市長（下平晴行君） 3年間というのは、いわゆるいろんな弊害があるかもしれません。しか

し、これは先ほど言いましたように、しっかりとその地域の形態によって計画をしておりますので、例えば、地域公民館、地域の方の例えば病院、あるいは買い物、そういうものを具体的にいけるような体制づくりも、この計画の中に入っております。3年間そのままかと申しますと、多分それまでには計画の中にも、そのことは入っておりますので十分しっかりと、3年後にそういうことがあるということじゃなくて、そういうことが必要ということになりますと、前倒しても対応できるんじゃないかというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) 私が言いたいのは、高齢者の方々の対応というのは、今が大事なことです。例えば、市長が施政方針でおっしゃいました。「何をやるかではなく、何をやったか」ということです。例えば、ふるさと納税の使い道、予算の使い方、あれも福祉に対してということが明確に明記してあります。ということであれば、今、今年、例えば3年後という感覚で計画されているのであれば、今週、来週、本当に困っていらっしゃる方もいっぱいいらっしゃるわけです。そういう方々に公民館との協議を行いつつ、そういうことも大事なわけですが、今現実に特例措置を設けていくべきではないかと私は考えます。

見解を伺います。

○市長(下平晴行君) 南議員が言うように、そんなに簡単にできるものと、できないものがあるわけですね。これは当然、財政的なものもありますし、今計画しているのは、そういうものを解消するための計画であるわけであります。

ですから、そこは内部で関係課で一生懸命議論しておりますので、そのことがどういう形で対応できるのか。そんなに困っていらっしゃる方がどれだけいらっしゃるのか、そこら辺も含めて。

そしてもう一つは、地域で今、白タクというか、そういうこともできるというようなことでありますので、そういうことも含めて事前にできるのかどうか、内部で十分協議してまいりたいというふうに考えています。

○2番(南 利尋君) 今まで一生懸命、本市のために御尽力をいただいた多くの高齢者の方々が大変な思いをされている現状があるわけです。

市長は、施政方針の中で「本市の飛躍的な発展の礎は、まさしく先人たちのたゆまぬ努力によって築かれ、大切に受け継がれてきたものであり、これを後世につなげていくことが、私の使命であります。先人たちの、これまでの功績に尊敬と感謝の念をいただきながら、未来へ向け、更に発展し続けるまちづくりに取り組む所存であります」と述べられました。

市長、現在の福祉タクシー事業の在り方は、先人たちに尊敬と感謝の念を抱きながら行われている事業だと思われませんか。もう一度見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) これは、いろんな形でその事業が運営されているわけでありまして、特に志布志地域の路線方式については、予約の状況や時間の許す限り、個人の要望に添った弾力的な運行のお願いをしているところであります。

今後も委託事業者との協議を行って、可能な限り市民のニーズに沿った運行事業を展開してまいりたいと思います。

今ありました、これは先人たちに対しての対応の仕方というのは、南議員より私は年でありますので、ずっとそのことは考えております。

○2番(南 利尋君) 今この議場にいらっしゃる方々は、自分で車を運転して自分で階段を使ってここに来られたと思います。

高齢者の方々のように、体が弱って歩くことが大変だという思いは、まだ経験されたことが無いと思います。

ここにいらっしゃる、市長がよく言われる「相手の立場に立って物事を考える」ということが大事だと思います。ここにいらっしゃる皆さんも、今市長がおっしゃいました、必ず高齢になり体も不自由になる可能性が出てきます。一日も早く整合性のある福祉タクシー事業に取り組んでいただくことを強く要請します。

二つ目の事例で、シルバーワークプラザについて伺います。

現在志布志地域、有明地域においては、シルバーワークプラザがあります。文教厚生常任委員会の中で、「なぜ松山地域には無いのか」と伺ったところ、「旧町時代からの流れで」という、福祉タクシー事業と同じような答弁がありました。「松山地域は、現場で打ち合わせを行っているので問題ありません」という答弁もありました。

私の認識の中では、本市の施設であるシルバーワークプラザを公益社団法人シルバー人材センターに管理を委託している事業という認識であります。

市長、私の認識に間違いありませんかね。

○市長(下平晴行君) これは、このセンターを設置して、そして指定管理で運営しているという状況でございます。

○2番(南 利尋君) 例えば、シルバー人材センターは、就業機会を提供する公益社団法人であります。シルバーワークプラザは就業に関する業務だけを行っている施設ではないと思われま

す。志布志、有明、両シルバーワークプラザの申請概要調書の1、経営方針等に関する事項の②に、「住民の平等利用の確保策は十分か」という項目があります。そこに「地域の活性化の促進と併せて、自己の健康増進と生きがいの創造を図るものであるが、そのほかにも新しい就業分野開拓のための技能修得を目的とする講習会の開催、事業推進に伴う各組織部門での会合の開催、余暇を利用した趣味の会の活動等を実施しており、これらの活動を円滑に推進するためには、会員の拠点施設が必要である。また、センター会員外の地域内の高齢者のよりどころとしての機能も備えており、高齢者福祉全般にわたる情報交換・発信の役割も担っていく必要があるため、高齢者が気軽に立ち寄れる施設が必要である」と書かれております。

現場で打ち合わせをすれば、必要ないという行政の認識は、ちょっとおかしいのではないでしょうかね。市長の見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) これは、おっしゃるとおり、指定を受ける理由の中に、センター会員外の地域内の高齢者の場所としての機能も備えていると。そして、高齢者福祉全般にわたる情報交

換、発信の役割も担っていく必要があるため、高齢者が気軽に立ち寄れる施設が必要であるというようなことでの指定管理の指定を受けているという状況でございます。

○2番(南 利尋君) ですから、必要性は例えば、今、皆さんも御存じのように本庁の裏側にシルバーワークプラザがありますね。志布志地域には、あそこの社協の所にあります。

もうちょっと、現状をいろいろ教えていただくと、もう少し有効な利活用をする必要があるのではないかと思います。

私が、なぜシルバーワークプラザが松山地域に必要ではないかということをお伺いしたかといいますと、今一番3地域において松山地域が、一番高齢者率が高いわけですね、現実が。いろいろ松山地域のいろいろな公民館関係者の方々とかに、いろいろお聞きしたところ、憩の家とかありますよという話をされました。

しかし、憩の家というのは、老人クラブが主体となって使用されたりとか、あと社協の方々が、いろいろなサロンをやられたりするような場面があるということをお聞きしました。

シルバーワークプラザの申請概要調書には、安心して気楽に立ち寄れる拠点が、よりどころが必要であるということが書いてありました。志布志地域にも有明地域にも、高齢者の立ち寄れるシルバーワークプラザがよりどころとしてあるわけですから、今の状況からいけば、ぜひ松山地域にそういう施設を、例えば既存の施設で利用できるような場所があれば、そこに老人クラブ以外の、シルバー人材センターのメンバー以外のお年寄りが、気楽に立ち寄れるような施設として必要ではないかということをお伺いさせていただきました。

これから本当に高齢化社会が進む中で、3地域の高齢者の方々が気軽に立ち寄れるよりどころみたいな所を設けていった方がいいのではないかとということをお伺いさせていただいておりますが、市長の見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) その中身については、今話があったように、それぞれがその施設の活用ができれば、これは大変いいことではあるんですが、現状では合併する以前のいろんな等々で、今はそういう有明シルバーワークプラザにおいて、相対的な運用をしているという状況でございます。

このことが、今質問がありましたことで、地域に対して対応ができない、あるいは、そのことで設置することで、より地域が活性化するというのであれば十分検討をしてみたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) ぜひですね、旧町時代の流れとかいうことをやめて、3地域の高齢者の方々が同じように集える整合性のある施設の在り方の検討と改善を要請します。

三つ目の事例で、有明地域にある青少年館について伺います。

市長、なぜ有明地域にしか青少年館が無いのですか。

○市長(下平晴行君) これは合併する以前に有明町には青少年館が設置されていたということでもあります。

○2番(南 利尋君) 私が三つの事例を挙げたということは、全てそういうことなんですよ。

「旧町時代からありました」とか、「合併する以前にありました」とか、市長が言われますよね、ゼロベースで、もう一回考えてみなきゃいけないということなんです。

何でもいろんなものに対して見てみますと、私は1年間の中で文教厚生常任委員としての目線で質問させていただいていますが、「合併する以前からありましたんで今も続いています」、これが半年、1年続いているような状況であれば何も問題無いと思いますね。

14年目に入って、まだ「合併する前からあります」、「その流れで」といういろんな事例があるわけです。

例えば、私が担当課にお伺いしたところ、これも今市長がおっしゃった「旧町時代からの流れで」とのことでした。「松山地域と志布志地域には、青少年館が、青少年が活動する施設はないのか」とお伺いしたところ、「志布志地域は志布志地区公民館、香月公民館、安楽公民館、森山改善センター、田之浦交流館、潤ヶ野営農センター、八野改善センターが同等の施設になります」ということを答弁してくださいました。

それで松山地域においては、そういう施設はありませんということでした。

有明地域の方々にお伺いしてみると、「公民館活動で利活用している」とのことでした。申請概要調書にも、「校区公民館の活動拠点として利活用を図りたい」と書いてあります。

有明地域にある七つの青少年館の指定管理者に対して、合計316万3,000円の予算が計上されております。なぜ志布志地域の施設も同等の施設として認識しているにもかかわらず、管理状況に整合性がないのですか。松山地域の青少年に対する、そういう施設の在り方ということとは必要ないのでしょうか。その辺の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ちょっと理解されていないなと思うんですけど、有明は青少年館、志布志では営農センター、改善センターという名称を使っているわけです。松山については、地区公民館、志布志には条例公民館もあります。

そういう、それぞれの旧町の施設を生かした取り組みをして、今後は個別計画を立てて、しっかりと、いつの時点でかは見直しをして同じ方向でいかなきゃいけないだろうというふうには考えております。

今は、先ほど言いましたように、それぞれの施設を有効活用していこうという考え方でございます。

○2番（南 利尋君） 今市長が、ちょっと理解していないですねという答弁をいただきましたが、私も最初は理解していなくて、いろいろ担当課の方々にいろいろ教えていただきました。

例えば、志布志地域であれば、結局そういう改善センター何とかというのは、教育委員会関係の方で管理をされたり、修繕をされているということですね。

例えば、予算のことに対しても21校区公民館に対して同じような場面がありますね。例えば、それに対して、この調書にも結局公民館が利活用しているということで、利活用を図りたいということが書いてあるわけです。

であれば、その予算付けに対しても、その施設の在り方に対しても整合性がないじゃないです

か。これが誰が、誰がこれ全然問題無いですよという話になりますかね。

例えば、田之浦の交流館がありますね、あれの場合、ちょっとお聞きしたら、自治会単位でボランティアで清掃を毎月当番制でやっていらっしゃるとか。でも結局担当課にお伺いすると、同じ施設で、そういう青少年の事業をされるときは、そこを使ってくださいという、そういう利用の場所がありますということの説明を受けましたが、伊崎田とか、そういう所に公民館と青少年館があるわけですね。その場面での在り方ですね。

例えば、地元ですから一番分かるわけですが、潤ヶ野改善センターがありますね。そこに青少年館という名目で和室を一部屋、青少年館ということで、その維持管理とか、活動の醸成をするのであれば、そこを青少年館として利活用して、結局予算もそれなりの青少年に対する今、教育委員会の方で青少年に対する8万円の予算がありますよね、何か、何ですか、ちょっと忘れてしまったんですけど、21公民館に対して青少年を育成するような予算が付いていると思います。そういうのは結局21校区平等にあるわけですが、例えば有明地域が、その活用を青少年館を使って地域コミュニティが向上したりとか、公民館拠点として利活用して活動も向上していった。そういう活動がスムーズに行われてきたという結果があれば、志布志地域、松山地域に対しても同じような施設をつくるべきではないかということなんです。3地域の青少年に対して、例えば有明地域で言うならば、青少年は青少年館で活動ができるという名目になるわけですね。

志布志地域、松山地域においては青少年館が無いということですから、志布志地域ではそういう活動も、ここは公民館なの、営農センターなのという感覚で、青少年館というイメージがなかなかわかないのが現状なわけですね。

だから、有明地域にある青少年館を本当に青少年の活動拠点として置くのであれば、志布志地域、松山地域にも同じような青少年館をつくって、そこで活動させるという状況をつくれれば、何も問題無いと思いますね。

青少年を育成していかなきゃいけないというのは、行政の中でもあるわけですから、その辺の整合性の取れた事業にするべきではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） この名称については、設置した補助事業によって名称が定められているということで、議員が言われるように、青少年館だから青少年だけ使うというんじゃないです。

これは公民館、通常の志布志で言っている営農センター、構造改善センター、これも一緒なんです。ただ名称が違うだけなんです。

ですから、今有明の方に地域コミュニティを設置しておりますが、それとあわせて支援体制の充実を図っていきたいというふうに考えております。

○2番（南利尋君） 私も、別にどこに何があるからおかしいとかじゃないんですよ。3地域で「有明んしゃあ」「松山んしゃあ」「志布志んしゃあ」という言葉は、皆さんもよく聞いていらっしゃると思いますよ、常に。これから本当に市民が志布志市民としての感覚を持っていただくためには、整合性のある行政の説明、予算の付け方、こうでこうでこうなんですよということ詳しく説明していただければ納得される方も結構多くいらっしゃると思いますよ。

ただ名目だけ見て、何でここにあるのに、あそこには無いのか、ここに無いのに、あそこにあるのかということが、いろんな事例であるわけですよ。だから整合性のある行政の対応が必要だということを私は言っているわけですね。そこに何があるから、こうであるとか、有明にあるから駄目だとか、志布志にあるから駄目だとか、そういうことじゃないわけですよ。その辺をもっと具体的な、明確に整合性を皆さんに分かっていただくような、そういう維持管理の仕方に変更していくべきではないかということをお伺いしております。

○市長（下平晴行君） それは、そのことについては、おっしゃるとおり名称が違うことでの理解がされていないという分については、よく分かるところでありますが、今後は個別計画を作って、策定して集約をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） これまで三つの事例を挙げて質問をさせていただきましたが、全ての事例において、旧町時代からとか、旧町時代の流れでとかあるわけですね、今の現状が。

もう3町合併から14年目に入っても、まだ行政の説明の中で「旧町時代から」という言葉が出てくるのに、市民の方々に旧町時代の感覚をリセットして、志布志市民という感覚で考えてくださいとお願いしても、行政が旧町時代からという対応をなくさない限り、市民の方が納得できるわけがないじゃないですか。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは二通りあって「地域特性」と私は言っています。これも一つの地域の特性だというふうに捉えてもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですから、それが一概にいいのか悪いのかというと、私はあまりそのことについてとやかく、そんなに、誰がそういうことを言っているのかどうか分かりませんが、その名称によってのことであれば、先ほど言いましたように、個別計画を作って、そういう体制づくりをしていくということであるわけですが、それ以前に、やはり地域特性を生かしていくということも私は必要じゃないかなと。旧町時代の施設の活用という部分では、一緒に統合することで、またいろんな経費を使うということじゃなくて、施設そのものの活用の仕方、名称については、先ほどありましたように変えた方がいいのかどうか、それらは補助事業で設置しておりますので、そこ辺りできるかできないか分かりませんが、内部で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） そうですね、そういういろんな難しいところもいっぱいあると思います。ただ、そういう市民の方々が、どういうスタンスで見ても整合性のあるような感覚を持っていたような行政の取り組みが私は必要だと思うんですね。

市長が1回1回、市民の方に一人ひとりに説明することは困難なわけですよ。だから、市民の方々が、なるほどと思えるような整合性のあるそういう取り組みに変えていくべき部分もいっぱいあるのではないかなということで、今回は文教厚生常任委員の目線から、いろいろ事例を挙げてお伺いさせていただきました。

市長はよく「ゼロベースで」という言葉を使われますね。いろんな市民に対して、そういう誤解を招くような事例が多々あるような場面であれば、もう一回その点に関しては、抜本的な行財

政改革も必要になるのではないかとということも考えていただければ市民の方々も今まで以上に、そういう言葉の出ないような、市民の交わりができると思いますので、ぜひその点よろしく願いいたします。

次に、観光振興について伺います。

参議院の代表質問の中で、安倍総理が「観光振興は地方創生の重要な成長戦略である」と述べておられました。

本市でも自主財源確保には、観光振興が重要課題になるのではないのでしょうか。

そこで市長に伺います。昨年12月定例会の一般質問において、観光振興計画の数値目標達成のため、「スポーツ合宿を柱に努力していく」と答弁されました。スポーツ合宿だけではなく、歴史のまちづくりやダグリ岬周辺の観光振興も含め、3本柱として取り組んでいくべきではないかと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えします。

スポーツ合宿につきましては、その経済波及効果が二次波及効果まで合わせると、2億4,000万円弱の効果があると試算されております。

また、スポーツ合宿に来られた方々に対し、到着直後、または出発当日に観光できるようなコース設定や体験型観光のメニューづくりを行っております。スポーツ合宿を一つのきっかけとして、志布志市の観光まで効果が及ぶようなものを計画し、モニターツアーを実施したところでございます。

歴史のまちづくり、ダグリ岬周辺の観光振興につきましても、同じく観光施策の中で重要であると考えております。

これらを一体的な計画として、策定することにより、県の補助事業を活用できる可能性も出てくると考えております。計画策定に向けて動き出している状況でございます。

○2番（南 利尋君） 現在の本市の観光入り込み客数は、60万人から70万人と表記されていますが、この数値には、さんふらわあ利用者で本市をただ通り過ぎるだけの方々も含まれていると思います。

私は、入り込み客数も大事だと思いますが、観光事業でどれだけの経済効果が生み出されるかが重要ではないかと考えます。

皆さんも観光旅行をする時には、予算を決められて出掛けられると思います。修学旅行や合宿などに行く学生や生徒達は、お小遣いをもらって出掛けるわけです。魅力的な観光施設があれば予算オーバーしたり、お小遣いを使い過ぎてしまうこともあるわけです。例えば、500円の予算で昼食を計画していても、本当においしいものがあつたら1,000円出しても食べてしまいます。皆さんも経験されたことがあると思いますが、魅力ある観光地に行くと予算オーバーすることがあります。しかし、期待はずれの観光地に行くと、帰ってから予算は残りますが、それ以上に疲れとストレスが残ることもあると思います。

観光旅行とは、読んで字のごとく、光を観に旅に行くということですから、光が見える

施設や場所が整備されていないのに、PR活動だけやっただとしても訪れた方が、がっかりされて帰られる可能性も出てきます。

PR活動も大事ですが、まず魅力ある観光施設の在り方を検討していくべきではないでしょうか。

見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは先ほども言いましたように、歴史のまちづくり事業とあわせて、やはり、おっしゃいましたように、光を観るといことでありますが、ただこれは、どういう所が観光の目玉になるのか、人それぞれでありますので、そのことを踏まえて、例えば歴史のまちづくり事業で、この前第6回の全国山城サミットがあったわけですが、このことも市民の皆さんが知らないというようなことも踏まえて、どういう形で情報提供していくのか、観光にいらっしゃる方々の目的はそれぞれ違うというふうに思いますので、志布志市にあるあらゆる観光資源を生かすような取り組みをしていかなければいけないというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 今、山城のことも答弁していただきましたが、山城のことは、ちょっと後でもう一回質問させていただきます。

今回はスポーツ合宿、歴史のまちづくり、夏井ダグリ岬周辺の観光振興という観点からお伺いします。

まず、スポーツ合宿についてであります。

私も高校時代バレーボール競技で、春高バレーや国体、インターハイ、九州大会、合宿等でいろんな所へ行きました。大会や合宿に行くときは観光に行くというイメージは全くありませんでした。スポーツをされていらっしゃる方は、よく分かると思います。

この前、同窓会で「大会や合宿で行った場所に改めて行ったことがあるか」とみんなに聞いてみましたが、誰一人として行ったことがありませんでした。大会や合宿で訪れる方は、限られたぎりぎりの予算でいらっしゃるわけです。試合に負けたら、すぐ帰らなければなりません。スポーツ関係者は大会で勝つ、合宿で鍛えるということだけで、観光を考える方はゼロに近いのが現実です。滞在効果はもちろんあります。しかし、担当課にお伺いすると、「本市だけでは宿泊施設が足りずに、都城市や大崎町などに滞在される方も多くいらっしゃいます」とのことでした。これが現状なのであります。

市長、もっといろいろな観点から検討していくべきだと私は思います。

今発言しました喫緊の課題の宿泊施設についてであります。私の時代は、例えば全国大会とか、九州体会とか合宿とかに行きますね、そうすると空き家になった民家、今志布志市にもあるリフォームされた空き家ですね、そういう空き家で風呂とトイレがあれば、あとは引率して下さった方が御飯を作ったりとか、弁当を作ったりして下さっておりました。夜は貸し布団を借りて、みんなで雑魚寝をしていたということも結構あるわけですね。合宿の練習は大変でしたが、夜みんなで語り合ったことは、今でも覚えているわけです。本市を訪れた方が、近隣自治体に宿泊されている現状はあるわけですから、市内にあるリフォームされた空き家を利活用できないか

どうかを旅行会社などと検討してみたらどうでしょうか。

例えば、経済効果も生まれますね、ホテル代ももちろん都城市、大崎町に宿泊していただいている現状があるとするならば、志布志市の一つの空き家にみんなで泊まって、みんなで雑魚寝して、みんなで夜食を買いに行ったりすることで経済効果も生まれますし、空き家対策も、今本市がいろいろ検討している空き家対策も、そういう合宿に来られた方々が使えるような場面があれば、みんなで布団を上げたり、布団を敷いたりして、そういう作業もできるわけですね、みんなで。

スポーツだけではなくて、そういう教育的な合宿もできるわけですから、その辺の検討をしてみてもいいのではないかと思います、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それは、おっしゃるとおり空き家の活用がそういうことでできるとすれば、そういう形で活用していければ大変有り難いというふうに思っております。

スポーツ合宿に来た選手、あるいは父兄の人たちが、もう一回志布志に行ってみたいということにつながるんじゃないかというふうに思います。

そういう観点から、観光振興を考えることで先ほど言いましたように経済効果について、大変影響するということでございます。

空き家対策としても、関係する課だけでなく、全課でそういう対応ができるかどうか協議してまいりたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） 前向きにですね、できるかできないかということなので、できる可能性があれば、それをいろいろ考えていただければ普通の合宿プラス本当の昔ながらのですね、みんなで布団を敷いたり何をしたり、掃除をしたりするような合宿ができるような可能性もありますので、前向きに検討していただければと思います。

12月の定例会で、先ほどの答弁でも市長がおっしゃいました。スポーツ合宿の二次波及効果が2億4,000万円であるとのことでした。本市内の体育施設の維持管理費は、年間1億円近い予算が計上されております。志布志体育館は、何年も前から雨漏りが発生しています。しかし何年間も予算がつかずに雨天の時はブルーシートをかけて大会が行われています。スポーツ合宿に来られた方が、雨天の時に安全に使用できるように、また、普段使用される市民の方々の安全が図られるように、一日も早い修繕が必要なわけでありまして。そういう観点から見ても、すばらしいスポーツ事業が行われているのに、今の現状では費用対効果が全く上がっていないのではないかと私は思います。

市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 体育館の補修については、多分今年、そうですね、平成31年度、これは計画を持って取り組むということでございます。

費用対効果については、内容を把握しておりませんので、そこはちょっと分かりませんが、費用対効果のあるような取り組みをしていかないといけないということは分かっているところでございます。

○2番(南 利尋君) せっかくですね、すばらしいスポーツ事業に取り組んでいるわけですから、もっといろんなアクションを起こさなければならないのではないかと思います。

例えば、大会や合同合宿の前に有料のエキシビジョンマッチをやるとか、しおかぜ公園で民間主催の有料イベントを行うとか、サッカー関係だけではなく、本市の体育施設で対応できる競技の大会、合宿の誘致も検討するべきではないでしょうか。

2020年のかごしま国体が終わった後の施設の在り方も考えるべきだと思いますが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) これはおっしゃるとおり、そういう施設の活用については取り組みをしていきたいというふうに思います。

それと、先ほど私が体育館の補修を今年度と言いましたけど、これは有明の体育施設の整備であります。志布志体育館の補修については予算を組んでいないところですが、年度計画を立て対応しているということでございます。

○2番(南 利尋君) ぜひですね、負のレガシーにならないためにも利活用に対するグランドビジョンの策定をよろしくお願いします。

次に、歴史のまちづくりについて伺います。

全国には多くの自治体が、歴史のまちづくりを行っている現状があります。市長は、本市の歴史のまちづくりに対して、どういう構想をお持ちなのかお伺いします。

○市長(下平晴行君) まずは、平成20年に歴まち法が制定されました。以前、志布志町時代に歴史のまちづくり委員会を設置して、平成6年には志布志町に水と緑の基本構想を提言しているところでございます。

そういうことを踏まえ、歴史のまちづくり事業の計画書を策定するように今指示をしているところでございます。

○2番(南 利尋君) 私は、本市の歴史のまちづくりの趣旨を地元可愛され、親しまれる歴史のまちづくりというスタンスで考えるべきではないかと思います。

2月23日に「全国城サミット in かがしま志布志」が本市で行われました。県外からも多数の参加者がありました。城の好きな方が多くいらっしゃるということを実感しました。市長が前「山城跡も本市の観光の一つの目玉になる」と言われたことがありましたので、城サミットで記念講演の講師をしていただいた奈良大学の城郭考古学者、千田嘉博教授と、山城バスツアーのガイドをしていただいた東川隆太郎さんに、懇親会の席で本市の市長は、山城跡を観光の目玉の一つとして考えているんですけどということでお伺いしたところ、二人とも同じことをおっしゃいました。「すばらしい山城跡なんですけど、城の無い所に人を呼ぶことは至難の技ですよ、地元の方々に親しんでいただきながら皆さんで保存していただければ」とか、「桜の木などを植えて地元の方々の憩いの場所になるような公園とかにしていけばいいのかもしれないね、観光としては難しいと思います」とのことでした。

全国の山城を知り尽くした専門家の方の意見ですから、私は素直になるほどと思いました。

市長、このお二人の意見をどう思われますか。

○市長（下平晴行君） 私は全く違って、千田教授は、こんなすばらしい山城は無いと、これを本当に生かしていくべきだというふうに捉えております。

御承知のとおり、歩道のいわゆる散策道のあの道にしても、こういうふうに残っている所は本当に無いと、九州でも日本全国でも、よくこのように手をつけずに残っているという、すごい評価をいただいております。なぜ山城が名城百選に選ばれたかと申しますと、これは手を入れなかったから選ばれたわけでありまして、先ほどもおっしゃいましたけど、公園というか、権現橋が見える、あるいは宝満寺が見えるような、いわゆる景観のいい山城として管理をしていけば、より外からの観光客も増えると。もしできればあそこを山城の散策だけじゃなくて、マラソンみたいなのを取り入れて全国から好きな人がいっぱいいらっしゃいますので、来ていただけるようなこともできないのかなというふうには考えているところであります。

○2番（南 利尋君） 多分ですね、私も千田教授にお伺いしたんですけど、「城が無い所に」という言葉をおっしゃったのは覚えております。

それは一つの意見ですから、私におっしゃったことと、市長のいろいろな構想と本市にある歴史的施設の現状を考えて、全てをひとくくりにして、志布志物語みたいなストーリー性のあるまちづくりをしたらどうだろうかということ思うわけですね。

歴史的施設は、いろいろな所に点在しているわけですから、例えば、今までの歴史に対するいろんな説明とか何とかありますね、それプラスこういうことがあったら志布志は面白かったんじゃないかなとかいうことですね。

例えば、この前、千田教授と東川隆太郎さんが麓地区にあるウラカフェのきな粉かき氷ですか、あれをすごく絶賛されていたんですね。あの近くには、山頭火の石碑が立ってるんですね、志布志の水に対して。

であれば、例えばですよ、例えばしかないんですが私の場合ですね。山頭火が、おいしい水でかき氷みたいな、山頭火がもしかしたら提案したんですよみたいなですね、そういうフレーズでいくと、何か面白おかしくなるわけですね、歴史的にですね。山頭火も、もしかしてこのかき氷を食べたんじゃないかなということウラカフェを利用される方がいらっしゃったりとかする場面もあるかもしれません。

だから、そういう現実だけでは意外と他の自治体にあるような、歴史的遺産とあまり変わらないと思うんですね。だから、そこをストーリーを一つ作りながら、例えば、そのコースについては、JRの駅からの歩道を、同じ色にしながら、歴史のまちをいろいろたどりながら、最後は山城の麓までたどり着く歩道をつくるわけですね。そうすると、このコースが歴史まちづくりのコースなんだと、一つ一つ見ながら、ああこうなんだ、ああなんだ、そういういろんな面白おかしい提案を市民の方に募集して、何か一つあれば、これはこういうふうになったかもしれなかったんですよみたいな、そういう提案をして、いろんな面白おかしく、現実味のある歴まちづくりをしていけば、志布志モデルのオリジナルのまちづくりができるのではないかと思うんですね。

それで一番大事なことは、市民の方々に健康増進と体力づくりのための散歩コースとして親しんでいただければ、地元の方々は散歩をしながら一生懸命、今日は山城跡まで歩いてみようとか、家にいるよりも外に出て、ちょっとあそこに行ってみようとか、色の統一された歩道を歩けば麓地区のウラカフェにたどり着くので、今日は暖かいから、このコースからウラカフェへ行こうとか、そういういろんな皆さんの利活用があれば、すごく志布志モデルとして、そういう歴まちづくりもできていくのではないかな思うんですけど、どうですか市長、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） あるまちでは、全く無いものを昔からあったように作り上げて、まちづくりをするというような所もあります。

志布志市は、そういう点では、いろいろなものがあるわけでありますので、そういうものを活用していけたらというふうに思っております。

また、山城については、そういう山城にすごく関心のある方は、この前も東京から、あるいは大阪から来ていらしてました。そういう面でも、山城とあわせた、そういう観光、武家屋敷、あるいは麓地区にある水路、例えば、今水路が歩道になっているんですが、あれをみんな開放して、例えば知覧町が水路で鯉を泳がせております。ああいうことにもできないのか、水が相当豊富なんですね、そういうことも含めて、全体的にまちづくりの取り組みをしていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど千田教授が、もう一つ大事なことをおっしゃったのをちょっと忘れていました。「天守閣みたいな建物を造っている山城には二度と行きたくない」ということもおっしゃったんです。だから、先ほど南議員が質問されたことと全く逆なんですけれども、そういうことも私は聞いておりますので、それはそれとして、まちづくりについては、あるものをどう生かすか、おっしゃるとおり生かしきっていないですから、これから計画をしっかりと立てて歴史のまちづくりの総体の事業の取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 千田教授が言った言わないは、ちょっと分からないものですから、私の場合は、そういうふうに市長があっちで話した後に、私のところに来られまして、そういう話をしたものですから、千田教授には連絡つかないので、市長の立場で、いろいろ考えていけばいいと思います。

さっき言いました種田山頭火は、山口県出身なんですね。同じような画家とか、そういう詩人の中で、おにぎりを作る山下清さんとか、ああいう方がいらっしゃるんですけど、山頭火の本を昔いろいろ見たことがあるんですけど、あの発想が面白い、楽しいんですね、いろんな視点からものを見て、一つのものを見方じゃなくて、普通の人を感じないであろうようなものを見方の感覚、そういうものを持っていらっしゃる方なので、ああいう方も、せっかく志布志に来て、この前BTVで山頭火が泊まった宿の紹介みたいな感じで、いろんなことをやりました。そういうのも参考にしながら、市長が言われるいろんな方面から検討していただいて、もちろん観光客も来ていただくような場面があって、なおかつ市民の方々に愛されるような、歴史のまちづくりに取り組んでいただくことを期待しております。

最後に、ダグリ岬周辺の観光振興について伺います。

9月の定例会でパラダイス跡の撤去を要請したときに、所有者の方に対して適切な管理をお願いしていくとの答弁がありましたが、パラダイス跡は何も変わっておりません。所有者の方に対して、どういうお願いをされたのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 廃屋となっている施設の所有者については、すぐに確認を行ったところでございます。

現時点で直接の連絡は取っていないところでございますが、ダグリ岬周辺においては、基本的には国道から南側の部分を整備していくという計画でございます。それらの土地所有者の方々と一体的に、適正な保安全管理を含め、今後お願い等をしていきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ダグリ岬周辺の景観に一番悪影響を及ぼす施設だと思われまので、スピードある対応を要請しております。

関連で、アピア前の放置車両の件なんですけど、この前、担当課の方々にお伺いさせていただいたんですけど、私が6月の一般質問をさせていただいてから、とりあえず貼り紙が貼り出されたんですね、撤去しますみたいな。それで半年以上経ってるんですけど、まだ対応をなされてないのを確認したんですけど、どういう状況なのかをお伺いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今、指摘のありましたアピアの公営駐車場の放置車両の問題の件ですが、所有者不明の放置車両を撤去すれば、逆に所有者から訴えられることもあるということを警察の方から指摘も受けたところでした。

そのような中、使用者を特定しまして、粘り強い交渉により長期放置された軽自動車1台と大型のRV車1台の撤去につきましては、完了したところでございます。

また、現在1台の軽自動車につきましては、使用者と撤去に向けた交渉を行っております。

今、指摘のありました10年を超える長期の放置車両等も数台ございますが、こちらにつきましては、使用者の特定に向けて調査を行っておりますが、弁護士と相談の上、今一度支障の無い場所に移動し、引き続き撤去に向けた取り組みを行いたいということで、来年度当初予算で、支障の無い場所に移動する予算を計上しておりますので、来年度になりましたら、大至急、今現在5台あります放置車両を一旦仮置きをするために、アピア前の駐車場から撤去したいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ、市民の方々の安心・安全が確保されるように、よろしくお祈いします。

パラダイス跡がダグリ岬周辺の観光に一番悪影響を及ぼすということは言いました。

例えば、今ダグリ岬ビーチプレミアムリゾート具体的整備案のタイムスケジュールでは、平成32年1月から施設供用開始とありますが、進捗状況をお伺いします。

○市長（下平晴行君） タイムスケジュールについては、仮のスケジュールとして想定したものでございます。

現在は、既存施設の改廃に取り組んでいるところでありますが、今年度中には旧夏井荘解体が

終了する予定でございます。

事業実施にあたっては、厳しい財政状況を考慮し、国・県の補助事業等の導入を視野に検討しており、そのための環境整備等に時間を要している状況でございます。

○2番（南 利尋君） ということは、まだ運営事業者とかの選定とか、そういう店舗の種類とか、運営に関わる方々というのは、まだ決まっていないということですか、平成29年までに運営事業者と運営手法が選定と書いてありますので、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 既存施設の改廃のめどが立っていないこと、国・県補助事業の導入を視野に検討していることから、運営事業者等の選定までには至っていないというところでございます。

○2番（南 利尋君） ということは、遅れているという状況があるということですね。市の方での予算も確保しなければいけない場面かもしれませんが、その中で民間のそういう方々にも、いろいろ提案してアプローチしていかれた方が、いろんな事業ができるかもしれないという可能性も出てきますので、私は、この計画書に基づいて、ちょっと質問を作ってきたもんですから、申し訳ないですけど。

私が提案したかったのは、ダグリ岬周辺にも何か目玉がなきゃいけないということですよ、以前の観光の一般質問でも市長の答弁で、本市には県内に唯一の遊園地があるということで述べられたこともありました。やっぱりせっかく遊園地があるわけですから、何か目玉をつくって、志布志の遊園地をアピールする。

例えば、遊園地で一番何が人気があるかといったらジェットコースターなんですね。あのダグリ岬遊園地は、本当にアットホームで昭和の香りの漂う本当にすばらしい施設だと思います。

そこで私が考えたのは、遊園地の中に、新元号をイメージさせるような最新式のジェットコースターをスタートさせて、イメージがわく方は観光に興味がある方だと思うんですけど、上に思い切り伸ばして裏側の海がありますね、あそこの中に突入させるわけですよ、海の中に。そういうような奇抜な発想をすれば本当に全国的に有名になるような、そういう施設ができると思うんですね。

インスタ映えもしますし、よくディズニーランドにはスプラッシュマウンテンとか、何とかマウンテンとか、いろいろあんな感じがあるわけですよ。突っ込むことで予算がかかるのであれば、そこを滑るとか、最後は。

そういう、いろんな観点から考えていけば、本当にインスタ映えもして、家族連れやカップルも多く訪れるようになると思います。

夏井海水浴場も、昔のにぎわいを取り戻す可能性も出てくるわけです。

その辺どうでしょうか、市長、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 以前、おっしゃるとおりジェットコースターはあったわけではありますが、潮風等の関係で、今取り壊されております。確かにジェットコースターがあると、入園者も増えるということは、確かでございます。

まして、今おっしゃったようなジェットコースターをつくるとなると何億というふうにかかると思うんですが、そこら辺も含めて、今後あの周辺の遊園地を生かした観光地としての取り組みについては、地元の方々や、そして飲食店、国民宿舎の指定管理者等々いろんな方々からお聞きをしながら、そして、もちろん私どももそういう先進地等を見ながら取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) ぜひ、そういうダグリの整備事業については、いろいろな検討をしていただければ、例えば、今ポロッと市長が答弁しかけてしなかった予算がという言葉が出たんですけど、そういうことも、いろんな民間企業にアプローチしていけば、今施設を運営されている事業者さんと行政が中に入って、そういう一流のジェットコースターを開発している企業とかとタイアップさせるようなことをやっていけば可能性は出てくると思いますので、なるべくダグリ岬周辺が老若男女でにぎわうように、ユニバーサルデザインの行き届いた快適な整備を期待しております。

最後になりますが、私が平成最後の一般質問で提案したかったことは、「旧町時代からという古い流れを断ち切って、新しい元号になる年に3地域の市民全員で新しい志布志市を構築していかなければならないのではないか」ということでした。

市長の見解を伺って終わります。

○市長(下平晴行君) まさにそのとおりで、新しい志布志市の活性化と確立、そして市民の皆さんの安全・安心、そういうことをめどにしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長(西江園 明君) 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。



午後2時26分 休憩

午後2時36分 再開



○議長(西江園 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

○3番(尖 信一君) 皆さん、こんにちは。

私の前のベテラン議員の質問、それから新人の質問、春の嵐がひと吹きしましたけれども、私は微風、快い風で終わろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議員という負託を受けまして、ちょうど1年経ちました。時期的に、自分の今までの活動、それから、この一般質問を振り返って、いい機会ですので棚卸しをしてみたいなと思いつつ、この一般質問をずっと考えてまいりました。

市長におかれましても、新しく市長に就任されて1年経ちました。そして、今回は議員7人が

同じことで一般質問をするという事態になっております。私としては、非常に勇気のある決断で、いいんじゃないかなと。あとは、どのような形で市民や議員の皆さんに納得していただくか、そこら辺が大きな壁になってくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

ただ一番危惧するところは、市長の公約の1丁目1番、これに集中しすぎて他の施策がおろそかにならないように、ぜひともお願いしたいなというふうに思っております。

今回の一般質問、通告では環境行政、それから医療行政、行財政改革という形で前もってお知らせしております。特にこの医療行政については、これまでたくさんの同僚議員、先輩議員が質問しております。

そこで、どういう切り口で質問させていただこうかなと思ひまして、平成26年度からの医療行政についての一般質問、前市長の答弁、それから今の下平市長の答弁を全部精査させていただきました。その中で同じ質問をするわけにもいきませんので、ちょっと変わった切り口から質問させていただきたいと思ひます。

まず通告書に従いまして、環境行政について、志布志市環境基本計画については、平成31年度に最終年度を迎えるということでございますけれども、次期計画に全国の各自治体で問題になっております高レベル放射性廃棄物の最終処分場や中間貯蔵施設の整備予定地選定に係る方針を盛り込むつもりはないか。また、別途拒否条例を検討する考えはないかについて問うていきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○市長（下平晴行君） 尖議員の質問にお答へします。

平成29年7月に経済産業省から原発から出る高レベル放射性廃棄物最終処分地の適性を示す科学的特性マップが公表され、本市のほとんどの地域も最適な地域とされたところでございます。

国の方針では、地下300mより深い岩盤に数万年から10万年先まで隔離して最終処分するものですが、安全性が保証されるものではないところでございます。

環境に力を入れてきた本市の地域発展の方向性と逆行するものでありまして、到底受け入れることはできないというふうに考えております。

本市の環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めるためのものでありますので、高レベル放射性廃棄物の最終処分場等の整備予定地選定に係る方針等を盛り込む考えはございません。

過去に誘致の動きがあったことから、放射性廃棄物の持ち込みを拒否する条例を制定されている自治体も県内に幾つかございますが、国は「条例があることは理解活動を進める上で考慮するが、対応を変えるつもりはない」ということでございますので、改めてこの問題について条例を制定する考えはありません。

○3番（尖 信一君） 今の市長の答弁、近隣の肝付町の答弁と全く一緒でございます。肝付町長が何度も議員とのやり取りの中で、かたくなに拒否条例制定を拒んでおりましたけれども、最

終的にはつくりました。それは御存じかと思えますけれども、この高レベル放射性廃棄物の設置について、今市長の答弁でもありましたように、去年7月に経済産業省が科学的特性マップを発表しております。

それから、県内でも五つの自治体が急きょ条例を制定したところでもあります。今、全国で22の市町村、自治体が拒否条例を作っていて、そのうちの半分が鹿児島県です。一番古いところでは、1991年、岡山の真庭市が34名の署名活動をして作っております。最初は県議会は反対しましたがけれども、拒否しましたけれども、最終的には、ここも作っています。

そういう過去の流れがございますけれども、今市長の答弁では、作らないと、作る必要はないという答弁でございました。

それを踏まえて、この環境基本計画、これがちょうど改定になるということにつきまして、あわせて質問させていただきたいと思えます。

この環境基本計画、私も市長の施策方針を見て初めて知った次第ですけれども、先輩議員に聞いても知らないという方が何人かいらっしゃいました。すみませんが、この部分を少し概略を御説明いただけますか。

○市民環境課長（西川順一君） この計画は平成22年3月、平成21年度に策定しました。環境基本条例に基づいて作成しております。

環境の保全及び創造に関する四つの基本理念の下に、策定後その10年間の環境施策をどうやって進めていくかということに記載している計画でございます。平成31年度に、その改定を予定しているところでございます。

○3番（尖 信一君） 今度改定なさる次期基本計画のメインとなる中心課題は何だと思われませんか、そこら辺、何か柱があるのか、それともこのまま引き継いで同じような内容でやっていけるのか、ちょっとそこを市長、市長の考えを聞かせてください。

○市長（下平晴行君） 廃棄物と生物多様性を入れ込んだ計画にしていきたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） それに合わせまして、本市には環境基本条例というのもございます。

この8条3項に「環境審議会が設定する」というふうに規定されていますけれども、ここの組織、メンバー構成を教えてくださいませんか。

○市民環境課長（西川順一君） いろんな大きな環境施策を進めるときには、環境基本条例第19条に環境審議会のことを規定しておりますけれども、この審議会の意見を聞いているところでございます。

構成メンバーとしましては、学識経験者二人の方をはじめ、公募により選任された方をお願いしております。その他、関係機関ということで、大隅地域振興局の担当の課長さん、関係する関係団体を代表する者として衛生自治会、商工会、農業団体、女性団体等の関係者のほか環境保全団体の代表というような方も加わっていただきまして、総勢15名以内というようなことでやっております。

○3番（尖 信一君） 市長、これは環境基本計画をつくる上で、この審議会に諮問するという形になるんですか、それとも、ただ参考意見を聞くという形ですか。

○市長（下平晴行君） 諮問ということでございます。

○3番（尖 信一君） この制定の時期は、いつ頃か、また、それに合わせてのタイムスケジュールができているのか、そこら辺を聞かせていただけますか。

○市民環境課長（西川順一君） 平成31年度末までには作ろうということを考えております。そのために、今後環境審議会とか、あるいは環境に関するいくつかの団体もありますので、そちらの方にも案をお示しして、いろんな方々の意見を聞いて、そしてパブリック・コメント等もいただきながら、年度末までには作り上げていきたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） この環境基本計画の策定につきまして、市長は高レベル放射性廃棄物の条例を作る気は無いという考えでございましたけれども、これは、こんなことは無いかと思うんですけれども、国がやろうと思ったらできるというふうに市長は思っておられるわけですかね。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、国は「条例があることは議会活動を進める上で考慮するが対応を変えるつもりはない」と、このように申しておりますので、そこら辺のことが、例えば、今沖縄県の基地問題がああいう形で進んでおります。そういうこととあわせて、そういうことになるんじゃないかなという気がしているところでございます。

○3番（尖 信一君） 本県の11の自治体が拒否条例を作ってますけれども、これを見ますと、ほとんどが人口の少ない市町村、町とか村とか、一番大きい所で南さつま市ぐらいですね、要するに反対意見が数的に少ない所が、やはり拒否条例を作っているわけなんですよ。

今、私は国の場合を想定しましたけれども、もし民間の産業廃棄物業者が何らかの手法で、この放射性廃棄物を手に入れて、持て余して最後廃棄するということが無いとも限らないわけですよ。その場合、条例があっても廃棄するんでしょうけども、それでも、そのようなことが起きる可能性があっても条例は作りませんか。

○市長（下平晴行君） そういう民間からの申請というのに対しては、これは市がしっかりした方向性を持っているわけですので、条例があることで、それが阻止できるのか、私はそうじゃなくて、今志布志市は環境基本条例もちろん作っておりますし、環境対策への取り組みもしているところでございます。原発の時点でも、いわゆる再生可能エネルギーの推進ということでありました。

そういうことを踏まえますと、私は、しっかりと行政が、その対応をしていくという基本的な考え方を持っておれば、それはしっかりと阻止できるのではないかというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 私は非常に甘いんじゃないかなと思いますね。皆さんもよく御存じだと思うんですけれども、今、南大隅町で町長が今事件になっておりますけれども、これは私も又聞きなんですけど、搬入する時の荷揚げ場所が志布志港の予定だったと、志布志市内を通過して南大隅町に搬入するという予定の業者がいたらしいと。当然地理的に考えられると思うんですね。

そういう場合、荷揚げも許可するのか、通り道として許可するのか。そこら辺は阻止できます

か、市長。

○市長（下平晴行君） これは、しっかりと行政が、そういう基本的なものを持っておけば、私は阻止できるというふうに思います。

○3番（尖 信一君） 実際条例があっても、やろうと思えばできるわけですよ。もうこれはどうしようもないことなんですけれども、本市の環境基本条例の中にも罰則規定は何も無いですね。それを見て思ったんですけれども、地方自治法第14条、条例中に「条例に違反した者に対しては罰則規定を設けることができる」と書いてございます。法令で特別に定めがある場合を省いて、2年以下の懲役、100万円以下の罰金、または拘留、科料、若しくは没収という規定がございませぬけれども、ちょっと先ほどの放射性廃棄物の話からはそれませぬけれども、今後この環境基本計画を作る上で、併せて本市の環境基本条例の中に罰則規定を設ける必要はないでしょうか、市長。

○市長（下平晴行君） そういう廃棄物の処理等についての罰則まで規定していくということはないのではないかとということでございます。

○3番（尖 信一君） 何年前ですかね、二、三年前でしたかね、松山でもある業者、業者か個人か分かりませぬけれども、福岡の業者から廃棄物の処理の依頼を受けて不法投棄したということが志布志市内でありましたですね。これも結局逮捕、拘留になりましたけれども、これは刑事罰ですので条例での処罰ではございませぬ。できたら罰則規定がないと、条例としての犯罪は成立しません。あくまでも条例違反で終わってしまいます。ここら辺をよく考えて、じっくりと前に進めていただきたいなというふうに思います。

それから、関連質問としまして、昨年9月28日全員協議会で説明がございました。

有明の野神の一带に福岡資源化協同組合が最終的な産業廃棄物処理施設建設設計画に係る経緯等の説明がございましたけれども、私も、それを聞きまして初めて知った次第でございました。進捗があったのであれば、経過を説明していただけませんか。

○市民環境課長（西川順一君） これは私たちが実際志布志市が許認可をしているということではないんですけれども、鹿児島県が許認可をしておりますけれども、それによりますと、平成8年に造ってもいいよというような許可が下りているというようなことで、それ以後ずっと地元の反対運動等がありまして、塩漬けになっているような状況でございませぬ、最近になりまして、もう一回それをやってみようかというような動きが今あると聞いております。

そして、1月に入って、この地元の集落に説明会をしたというようなことは、地元の人たちから聞いているというような状況でございませぬ。

○3番（尖 信一君） ということは、進捗しているというふうに判断してよろしいわけですかね。

○市民環境課長（西川順一君） そういう説明会があったというところまででございませぬ。それが進展している、進展していない、どういう状況だったかというところまでは十分把握はしていないところではございませぬ。

○3番（尖 信一君） それならば、去年9月に全員協議会で説明があったわけですから、1月までに、そういう動きがあったのであれば、当然再度全員協議会でも説明があるべきだと思うんですけども、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 課長が申しましたとおり、詳細な流れは、こちらの方にも情報が入っていないというようなことで、全員協議会で説明するに至っていないということでございます。

○3番（尖 信一君） できましたら、詳細な事情が分かったときは、遅くなる可能性がありますので、もし反対表明をするとか、市民を巻き込んだ反対運動にまで持っていくとか、そういうことも考えられるわけですね、そういう場合は、できたら早く議員にも、市民にもお知らせをすべきだと思います。今後そうしていただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、そういう詳細が分かった時点で全員協議会にまたお願いしていきたいというふうに思います。

○3番（尖 信一君） 本市は、ごみの資源化率で市では全国1位ということで、ここまできておりますので、ぜひとも、これを堅持できるような形の条例制定をお願いしておきたいと思ます。

次に、医療行政について質問させていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、平成26年度からのこの医療行政について調べさせていただきました。去年も3月に野村議員でしたですかね、質問していただいています。それから小野議員、それから鶴迫議員が2回ほど、合計4回か5回ほど、昨年だけでも一般質問をしております。

その中で、曾於地区の医療確保協議会なのか、大隅の4市5町の医療推進協議会なのか、文面を読んでちょっと把握できなかつたんですけども、ここ3年ぐらい協議会を開いていないというふうに市長は答弁なさっているんですけども、その分はどちらか分かりますか。

○市長（下平晴行君） 会議は開いているところでございます。

○3番（尖 信一君） では私の読み違いかもしれません。もう1回精査してみます。

平成26年度の鶴迫議員の一般質問中で、医療機関の数を前市長が答弁なさっていますけれども、今年、平成30年度分で結構ですけども、そこの変化はございますか。

○市長（下平晴行君） 現在、病院3、診療所18、歯科診療所14となっているところでございます。

○3番（尖 信一君） ありがとうございます。

ちょっと突発的な質問でしたので、数字の質問だったので申し訳ないなと思ました。

市長が就任なされて丸一年経ちましたけれども、私も曾於地区介護保険組合議会に議員として参加させていただいています。大崎町長、曾於市長と、たまに顔を会わせていただいていますけど、正直なところ非常に温度差を感じます。これは、もう少し後で述べさせていただきますけれども、市長自体が、この医療環境の現状と今後の見通しをどのように思っておられるか、簡単に概略を聞かせていただけますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先日の南日本新聞に厚生労働省が新たな指標に基づく「医師偏在指標」

を策定し、二次医療圏では、曾於医療圏が全国で5番目に低いとの報道がありまして、非常に衝撃を受けたところでございます。

現状としましては、本市独自で医師を確保することは困難な状況でございますので、広域で取り組んでいるということでございます。

具体的には、曾於地域医療確保対策協議会での取り組みで、曾於医師会立病院に平成26年4月から非常勤でございますが、腎臓内科医の先生に来ていただくことができております。

大隅4市5町保健医療推進協議会での取り組みでは、平成28年度から鹿屋市の産科医院に産科医1人を確保することができております。曾於医療圏での医師確保は、非常に厳しい状況でございますが、新年度につきましては、曾於地域医療確保対策協議会での議論を活性化させることで、曾於地域の2市1町の意見は一致しております。この地域の医療体制について協議を進めていきたいと考えているところでございます。

医療の確保は、安心して子育てができるまちを進める上で、また、若者の移住・定住を推進していく上からも解決していかなければならない問題でありますので、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○3番(尖 信一君) 全国で5番目に医師の数が少ないという中で、更に、この曾於地区は最下位でございますよね。10万人当たりの各地区の医師の数、一番多い所が鹿児島地区で392.7人、ちょっと読み上げます。

川薩地区で218.1人、始良・伊佐地区で181.5人、南薩地区で217.1人、肝属地区で191.9人、奄美地区で187.8人、出水地区で163.2人、熊毛地区で128.6人、最後に曾於地区で107.5人、なんと奄美、熊毛よりも少ないんですね。これは直近の厚生労働省のデータで見ましたので、直近の一番新しいデータだと思います。これが現実でございます。

先ほど私、大崎町長や曾於市の五位塚市長なんかと顔を会わす機会がありますけれども、何かちょっとこう、先ほども申しましたけれども、医療に関して温度差があるなというのを感じている次第なんでございます。

それを裏づけることがございます。これは私の個人の判断ですから間違っているかもしれませんが、担当課長には既にお渡ししてありますが、これは2017年1月の朝日新聞、2年前の新聞なんですね。「医者のがりがい、それは過疎地にあった」という新聞が朝日新聞で出ていました。2年前の新聞、私ずっととっていました。これは南九州市にあります松岡救急クリニックという病院でございます。松岡先生が個人でスタートした病院でございます。もともと救急医で福岡、広島、首都圏で勤務なさっておられましたけれども、奥様が指宿の御出身で、指宿が非常に医師不足で困っているということで、わざわざ奥様の里に帰られて、南九州市で開院をなさったんですね。この記事によりますと、最初1人でスタートなされて、救急医療ですから365日、24時間態勢で1人で臨んでおられたんですけども、そのうち賛同者が同僚やら、いろいろ入ってこられて、今現在4人で運営なさっておられます。

去年が年間700人近くの救急患者を受け入れておられます。一日の外来患者が大体200人ぐらい

でございますね。医師の経歴を見ますと全員が救急医師でございます。DMA Tの資格を持っている医師もおりましたですね。私これを2年前に見たときに、すごいなと、本市にこういう病院が誘致できないものかなというふうに、ずっと考えておったんですけども、残念ながら、なんと今年の7月に曾於市にできます。それまでに山口県的美祢市とか、医師が一番少ない埼玉県にも、この西山救急クリニックが既にできております。おそらく救急医師の仲間がこうして集まって、各地域の医師の足りない所に優先して出しているんじゃないかなというふうに思っています。

まさに経済的にみても一番医師の少ない107人という曾於地区に病院を出すんですね。最初は去年のうちに開院する予定だったみたいなんですけれども、ちょっといろいろと延びて、先般事務局長に問い合わせをしたら、7月に開院予定だということでございます。救急医療クリニックですから、もちろん救急患者は一切断らないということなんです。

曾於市に、こういうことができるとなれば、どうでしょう市長、曾於市の市長はやる気があるんですかね。医療の確保を本市と大崎町とタッグを組んで今後も取り組んでいこうという、私は気持ちが見えなかったんですね、この前も。市長も答弁しにくいですよ、ここはやめておきましょう、市長の意見を聞くのはやめておきます。すみません。

こういう病院が実際できるわけですから、僕は、できたらこれを先んじて、志布志市にできないものかなとずっと思っていたのが、このデータの保存だったんですけども、ちょっと一歩先んじられたような感じがして非常に残念でございます。

ただ、曾於市にできたから志布志市にできないということもないと思うんですね。規模を縮小するとか、連携してやるとかいう形もできないことはないと思います。

特に私は、去年の市長の答弁でしたかね、総合病院を造ると60億円から70億円かかるというふうにおっしゃっていますけれども、当然その10分の1以下で、この規模であればできると思います。医師が4人、レントゲン技師や、いろんな重機械も入っていますので、そこそこの病院が今度曾於市にできるんじゃないかなと思います。

医療は、一次医療、二次医療、三次医療でございますけれども、本市一次医療、それから二次医療は鹿屋市とか、三次医療は鹿児島市内になりますけれども、私は自分で名付けたんですけども、南九州市の松岡救急クリニックは、1.5次医療になるんじゃないかなと、とりあえず救急処置をすると、もし自分のところでどうしても対応できないところは、二次医療、三次医療に搬送すると、そういう趣旨のことも述べておられます。ぜひともこういう病院があるんだということも頭の中に入れていただいて、今後の医療行政に臨んでいただきたいなというふうに思っております。

それから、これまでの医師の確保の方法では、当然大学とか管内の病院とか医師会とか、いろいろお願いなさってきておられるみたいですが、全国的に医師が不足する中で、本市に派遣する、本市医師会も含めて派遣する余裕はとて無いですね。ならば、これは私の民間人の発想なんですけれども、ならば医師をつくろうぞというふうに思ったんですね。

というのは、ある保護者の方が私立の医科大学に通ったんだけど、結局行かせる余裕がなかつ

たと、断念したというようなお話をお聞きしたことがありました。志布志市にも、すごい学生がいるんだなというふうに思ったんですけども、当然私立の医科大学ですから、年間大変な金額がかかります。6年で卒業しようと思ったら、それこそ普通の家庭では、なかなか送り出すことができないと思いますけれども、そういう時に十分な奨学金制度があれば、本市で送り出すことができるんじゃないかなというふうに考えたわけでございます。

実際本市でも最高6万円でしたかね、奨学金が月額出る制度がございます。そこで本市の奨学金の制度の現状と支給している人数等が分かれば教えていただけませんか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 本市の奨学金制度でございますが、高校生以上の生徒、学生に対して奨学金を貸与しております。

所得の制限等は特に設けておりませんが、市内に住所を3か月以上有する者の子弟、子供さんということで、金額が3万円から5万円ということでございます。

年間の貸与者数が約100名程度というようなことで認識しております。

以上です。

○3番（尖 信一君） これは留学にも対応できますよね、海外への留学。

○教育総務課長（徳田弘美君） はい、海外の大学の方にも同様に貸与ができる制度でございます。

○3番（尖 信一君） すみません、もう一つ。この本市の奨学金制度と国の奨学金制度、これは併用はできるんでしょうかね。

○教育総務課長（徳田弘美君） はい、併用は可能でございます。

○3番（尖 信一君） 奨学金、すごい金額ですよ、月5万円というのは、年間60万円ぐらいになるわけですよ。

ちょっと話は変わりますけれども、市長は所信表明で退職金については、今後もらわないと言っておられますよね。私は、もらっていただきたいなというふうに思っているんです。仮に幾らですかね、1,400万円ぐらいあるんでしょうか。1,400万円市に残しても、いろんなところに使われて費用対効果が出るかどうかよく分からないんですけども、もらっていただいて、どうでしょう市長、将来ある子供たちに下平財団でもつくって奨学金制度にしたらどうですか。市長どうですか。

○市長（下平晴行君） 突然ですので、その答えがちょっとできないところですが、ただ退職金については公約で申し上げておりますので、それはしっかりと、そのとおりにしていきたいというふうに思います。

○3番（尖 信一君） すみません、もらわないとはおっしゃってなかったと思うんですよ。考えていくというふうになっていたと思うんですけども、私も言い間違えましたけれども、ぜひ考えていただきたいなと。未来永ごう下平財団が、名前が残るんじゃないかなと思います。

何でそういうことを質問したかといいますと、医者をお本市からつくっていくと。昨日でしたかね、長岡議員が、医療行政について質問する私にアドバイスをくれまして、本市出身の医師が今

全国に7人いるというふうにお聞きしたんですね。それも聞いたので、非常に心強く思っているわけなのですが、医師になろうと思えば、学力も相当高く資金も豊富でないと、私立に行くとなればそうなります、国立は別ですけれども。

ただ皆さん御存じないかもしれませんが、7年前に私の次女が大学受験をする時に、こういう医学部があるよと、どうやってみないかと、せめて説明会でも聞きに行かないかといった医科大学があります。そしたら娘が説明会を聞きに行きたいというので一緒に行ったんですけども、残念ながら私が選挙で全部使い果たしてしましまして、娘には断念してもらった経緯がございます。その医科大学というのが、ハンガリーの医科大学なんです。ここは、英会話、英語が理解できたら入れる医科大学でございます。私は7年前に、ここの医科大学の事務局の説明会を聞きに行きました。今現在ここを卒業をした日本人が68名、実際に国内で勤務しています。なぜハンガリー医科大学かといいますと、ハンガリーは人口1,000万人なんですけれども、ノーベル賞受賞者が13人おるんですね。非常に教育熱心な国です。日本は、今1億2,000万人ぐらいですか、26人ぐらいノーベル賞受賞者がいますけれども、割合からいくと非常に学識高いお国柄なんです。ここは外貨獲得と教育のレベルの高さを併用した形で医学部に海外留学生を受け入れていると、日本とほぼ一緒で7年、ただ1年間は、この事務局が主催する予備コースに入らないといけないんですけれども、入った後に6年間医学部で勉強をして卒業すると。入るのは楽なんですけど、これは海外の大学はどこでも一緒だと思うんですけれども、入るのはそんなに難しくは、もちろん試験はあるんですけれども、入るのはそんなに難しいんですけれども、出るのが大変なんです、やはり。

特に、当時の7年前の説明では解剖医学、これぐらいの分厚い本が6冊ぐらいあるらしいですね、全部英文です。これを全部一応目を通して試験を受けないといけないと、大変な分量なんです。ただ、1年間予備コースがあって、そこで英語の勉強とかいろんな医療の基礎を習って、そこでもう一回試験を受けて入れるかどうかということですので、そこで入った学生さん、そして基礎医療を学ぶ3年間を越えた学生は大概卒業できると。1年目で諦めた学生、3年目で諦めた学生、3年目でなかなかその上に進級できない子は、やはり難しいと、だから最初の1年、そして本学の3年を越えた子は大概卒業できるということなんです。

海外の医学部ですから日本国内で医師になろうと思えば、また日本の医師免許を再度受験しないといけないんですけれども、既に実績としては68名が卒業して、かつ日本国内で働いています。ここの大学を出ますと、EUでは全部医師行為ができます。ただアメリカではできません。アメリカではアメリカのまた別な医師免許を取らないといけないみたいです。だから、もしかしたら卒業してEUに勤務している学生がいる可能性があるわけですね。

これは一つの事例として、ぜひこういう学びの場があるんだということを行政の方も考えていただいて、もし医師確保ができないのであれば中学生、高校生から医師を目指す子に援助、奨学金等を含めて支援していくよということを周知徹底すれば、頑張る子供が出てくるんじゃないかなと、将来的には本市で条件を付けて、例えば5年、10年勤務するような形で奨学金免除をして

いくとかいうことも行政としてはできるんじゃないかなと思います。

市長、可能性としてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 県内では、南さつま市が取り入れているようでございます。

平成27年度から医学生の奨学金を創設しているようでございます。実績は無いというようなことでありますけれども、そういう先進地を調査・研究してまいりたいと思います。

○3番（尖 信一君） それは前向きに捉えていいんでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、前向きに調査をして研究していくということでございます。

○3番（尖 信一君） ぜひとも本市の医師不足解消のため、そして未来ある子供たちに夢を与えるためにも、ぜひとも御検討いただきたいなというふうに思っております。

この医療行政につきまして、今回は具体的な政策、こうしてください、ああしてくださいという政策ではなくて、こういう事例もありますよという形で皆さんにお示しした次第でございます。

最後に、実は、この次の日曜日、10日に鹿児島市内でセミナーがございまして。セミナーの名前は「差し迫った2025年問題 病院経営戦略」ということでございます。鹿児島みたいな、こんな地方でのセミナー開催は大変珍しいので、ぜひ関係課は、聴きに行つて欲しいと思います。私も行く予定にしています。主催は日本経済新聞社です。「差し迫った2025年問題 病院経営戦略」です。セミナーの内容が三つございまして。「消費増税後の診療報酬改定を見据えた経営戦略」。

控えなくていいです、あとでまたコピーを渡します。

それから、2番目に「地域に根差した病院の取り組み事例」そして3番目が一番重要だと思うんですけども、「地域医療構想と地域包括ケアへの対応」という表題でセミナーがございまして、関係ある方は、できたらぜひともセミナーを聴きに行かれて行政に役立てていただきたいなと思います。4時間あります、無料です。

なぜそういうことを言うかといいますと、市長の施策方針の43ページに「法務能力、政策形成能力等を高める専門的な研修を実施し、又は受講させる」というのが書いてございます。これを実践するためにも、こういうようなところにアンテナを広げて、ぜひとも積極的に行政マンの人材育成に役立てていけたらなというふうに思っております。

結構いろんなセミナーが勉強になりますので、ぜひとも参加していただいて職員の自己研さんの場にしていただきたいなというふうに思っております。

市長どうでしょうか。こういうセミナー、ぜひとも御自身も、日曜日ですけども息抜きに参加していただきたいと思います。御意見を。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるように、やはりこれは喫緊の課題でございます。まず、そこに働いている我々が行政の立場で地域の医療体制がどうなのかということと、それを解決する方策が見つかれば、これはセミナーに研修をする必要が十分あろうかというふうに思いますので、時間が取れましたら、そういう研修に行きたいというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） やはり行政は、私も市長と同じように、行政運営は人材だと思っております。市長もかねがね本市の職員は非常に優秀だとおっしゃっておられますので、ぜひとも自己

研さんを兼ねて、職員の皆さんも御自分に投資していただいて、経験、それから知識を高めていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、最後の行財政改革について、質問させていただきます。

施政方針の中で「施策や事業の選択と集中を図りながら効率的で質の高い行財政改革を推進する」とあるが、具体策を示していただきたいと思います。

それから、本庁機能の移転に伴い、業務軽減のための改革を連動させて実施する考えはないかを聞きたいと思います。

一つだけ訂正、おわびをしたいと思います。

1番目で、「効率的で質の高い行財政」とうたっていますけれども、今回は行政改革、財政改革は、ちょっとこの詳細では触れておりませんので、行政改革だけに絞っての質問とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

合併後13年経過し、本市の状況が変わっていく中、同じことを繰り返すのではなく、現状のニーズを把握し、時代に即したより効果的で効率的な取り組みが必要であると考えております。

取り組みの内容としましては、総合振興計画や政策方針に基づく重点施策への配分、スクラップアンドビルドによる新たな事業への転換を行うとともに、補助事業につきましては、必要性や効果、効率性を検証の上、ゼロから積み上げ直して再構築する、いわゆるゼロベースの見直しに向けた取り組みを進めているところでございます。

○3番（尖 信一君） 冒頭でも申し上げましたけれども、今回の市長の公約の1丁目1番地にあります本庁移転というのがございますけれども、ここで1点だけ確認しておきたいんですが、私も含めて、他の議員の皆さんに聞いても、なかなかはっきりした返答が無かったものですから、去年のですね、市長、所信表明、この中では本庁移転の項目のところに「本庁機能を志布志支所に移転」と、それが、いつの間にか「本庁機能移転」から「本庁移転」になっているんですね。これは去年の市長の説明の中に、短期・中期・長期で分けて我々全協で示されましたけれども、私は、ずっと本庁機能移転だというふうに思っておりました。

今回の施政方針や、いろんなお話を聞いていく中で、本庁機能移転は、短期・中期までなのか、長期は本庁移転なのか。長期の本庁移転をせんがために条例改正が必要なのか。そこら辺を一度気持ちをきちっと表明していただきませんか。

○市長（下平晴行君） 私は、本庁機能というのは、本庁舎全体のいわゆる機構改革という考え方でですね、本庁機能と申しましたけれども。

おっしゃいましたように、短期で条例改正、予算等々の議会の承認を得るということ。そして、昨日も質問がありましたけれども、市長、副市長といわゆる管理部門、港湾商工課をまずは移転して、中期では、5年内になるだけ早い時期に全体の課の機能を本庁に全体的に移転していくという考え方でございます。

そして、長期計画の20年後、30年後の本庁舎建設のための基金を創設していこうという考え方でございます。

○3番（尖 信一君） ちょっと説明が長いので、要約させていただきますと、私が今さっき申し上げたとおりでいいんですね。はい。短期・中期では本庁舎機能移転と、でも長期では本庁移転と、そのために条例改正が必要だということでもいいわけですね。

○市長（下平晴行君） 中期で全体的な本庁としての機能を持っていくということでございます。

○3番（尖 信一君） では、本庁機能の移転というのは短期だけだと、中期からは本庁移転だと、そのための条例改正が必要なんだということですね、はい、分かりました。ありがとうございます。

ちょっとそこところが非常に曖昧だったものですから、一度確認させていただきたいというふうに思っておりました。

通告もしておりますけれども、短期的には本庁機能に移転するという形での作業になるかと思いますが、どうなんでしょう、この作業をするに当たって、今日午前中でも質問がありましたけれども、スペース的な問題、様々な問題を内包していると思うんですね。そこら辺、行政改革を踏まえて何か計画をなさっておられるのか、それともとりあえず本庁機能の移転だけやってしまうのか。そこら辺ちょっと構想があれば教えてください。

○市長（下平晴行君） これは機構改革も含めて、今職員の適正化計画ということで、職員の数が設定されておりますので、そうなりますと当然将来グループ制等に取り組みをしていかなければいけないということ等を含めて、課の在り方、いわゆる企画、それぞれいろんな課の統制、統合をしていかなきゃいけないという、いわゆる情報提供をするためにも課の整備をしていくという考え方でございます。

それと合わせて、係の1人、2人というのを少なくとも3人体制づくりをしていこうという考え方で、機構改革も含めて取り組みをしていくという考え方でございます。

○3番（尖 信一君） 恐らく大変な作業になるかと思いますが、今市長がおっしゃいました機構改革、職員の適正化というのがありましたけれども、本市の人口100人当たりの職員の数というのは分かりますか。

○総務課長（山田勝大君） 基本的なこととしまして、平成28年の人口に対する平成29年当初の職員数ですので、そこを御理解いただきたいと思います。100人当たり1人ということでございます。

○3番（尖 信一君） 私も昨日ちょっと、ざっと計算したんですけれども、大体1.0なんぼの数字が出てましたですね。

昨日、所属してます公明志民クラブで兵庫県の小野市に視察に行っていましたことを小野議員が報告をしておりましたけれど、同じ名前ですね、今気が付きましたね。

ここは2006年当時、0.634人、2016年で0.535人という数字なんですね。私の記憶では人口4万3,000人ぐらいでしたですかね。職員が平成28年度の数字で263名だったと思うんですけれども、

市長の思っておられる職員の適性化の水準というのは、どんなもんなんですか。

○市長（下平晴行君） 私も具体的にどの程度という、例えば、市町村によっては課を設置して職員の体制づくりによって人数は若干違うのかなど。

おっしゃるように、そういう職員の人口当たりの人数なんですけど、私もこれが適した人数なのか、もうちょっと少なくとも対応できるのかどうか。そこら辺をもうちょっと内部の事業と合わせて検証してみたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 平成11年、この小野市の場合、平成11年、380人から平成28年には263人、先ほど申しました263人なんですけれども、30%削減されております。

昨日、小野議員は驚いた驚いたとおっしゃっていましたが、私の民間の感覚から言ったら、できないことないでしょうというような感覚なんです。

といいますのも、17年の間に毎年6.8人の削減なんです。私は職員を減らした方がいいと言っているわけではないんです。行政改革という手法の一端として申し上げているだけでございますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

市長が思っておられるグループ制、これは当初からおっしゃっています。1人で何役もこなせる、様々な仕事ができると、誰が欠けても同じようなサービスが提供できると、星野リゾートなんかは、そういうような形をとっていますよね。非常に素晴らしいことだと思いますよ。ぜひとも実行していただきたいなというふうに思います。

その他、様々な地域、自治体で行革をやっております。総務省も2040年には、今の職員の半分の数でも運用できるようにという指示を出しております。2015年日本再生戦略で、そういうことがずっと示されております。

その中で、ちょっと事例をいくつか申し上げて質問を終わりたいと思います。

その前に自治体業務というのは、結構定型型の業務が多いということで、各自治体でRPA（Robotic Process Automation）といいますけれども、市長、御存じでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、存じ上げています。

○3番（尖 信一君） 定型型の業務は、パソコンで全部自動化しようという作業でございます。

例えば、つくば市の例では、対象業務の8割の削減を実現しております。つくば市の中でも、いくつか事例が上がっておりますけれども、個人住民税の新規登録業務、回送先情報の登録業務、納税通知書、宛名封筒の印刷、法人市民税の電子申請印刷業務、電子申請審査業務、市民窓口業務の移動届出通知業務、これを全部自動でやっているということでございます。

そして、さいたま市では1,500時間かかっていた保育園の入所調整、これを調整ルールを学習したAIが、何と数秒で完了していると、1,500時間がたった数秒なんです。当然保護者へのサービスが行き届くような形になっていますよね。

近隣では、熊本県の宇城市で、出納の伝票処理、審査等の6業務を順次自動化しています。川崎市、掛川市では子育て支援、これは三菱総合研究所と一緒に研究開発して実施しています。それから横浜市はNTT Docomoとごみの分別を自動化しています。ごみの分別の申請を自

動化しています。岡山県は和気町では移住・定住。札幌市ではコールセンターの自動応答。なんと阿波市では阿波踊りの申し込みもチャットボットで全部自動化していると、徳島県では、会議録の要約も全部自動化と。

昨日も市ヶ谷広報委員長にちょっとアドバイスしたんですけれども、会議録の文字起こしをグーグルのソフトでやろうよと、ただで使えるからということで検討してくれるということなんで、議会からも、そういう改革をやっていこうかなというふうに思っております。

市長、本庁の移転、それから業務改革、そういう中で、これをすぐやってくださいということは非常に難しいと思いますけれども、様々な所がこのような業務をやっておりますので、ぜひとも今後、本市でもどういうことができるか検討しながら、実際できたら部局をつくって検討していただいて、早急に、せっかく本庁機能を移転するわけですから、より効率的な業務ができるような形にもって行っていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど説明がありましたRPAの導入については、定形業務における業務軽減の効果が高いものと考えております。

その費用の面、あるいは業務の選定や標準化、それからシステム管理における専門性など、導入に向けたハードルもあるようでございますので、電子自治体推進会議やリーダー会議において協議を進めてまいりたいと考えております。

また、平成33年1月から更新予定の基幹システムにつきましては、クラウド化される予定でございます。

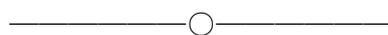
○3番（尖 信一君） よかったですね、最後「クラウド化」という言葉が出ました。予算書を見ますと、サーバーとか中間サーバーの予算が上がってるんですね、もう今はサーバーを使っている会社とか自治体はございません。ほとんどクラウド化です。ぜひともそれを進めていただきたいなと思っております。

残り7分ですけれども、実は去年12月、私の一般質問が終わった後に、ある議員から「尖さんは、ずっとファイティングモードやな」と言われたんですね。私は丁寧に質問させていただいているつもりなんですけれども、全然けんかごしに質問した記憶はないんですけれども、今日は穏やかに質問させていただきました。

実は、大阪におる頃、裁判員制度というのがありまして、裁判員に選ばれて黒い法衣を着て、裁判長の横に座って当時大阪市内でも非常に有名になった非社会的な組織の実証なき証拠なき裁判ということで、マスコミでいろいろ取り上げられた事件がございました。そこに5日間張り付けで参加させていただきました。非常に勉強になりました。そういう所で被告が出てきて、被告側の証人が出てきて、いろいろ実際に質問ができるわけなんです。その時の癖がちょっと出たのかなというふうに思っていますので、おわびして質問を終わりたいと思います。

○議長（西江園 明君） 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

ここで、4時まで休憩いたします。



午後 3 時 48 分 休憩

午後 3 時 59 分 再開



○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

次に、10番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○10番（平野栄作君） 皆さん、こんにちは。

今回の一般質問14人ということで、私7番目、ちょうど折り返し地点になりました。

そして、今日は、私、原稿の中では「本日最後の質問者になると思います」と書いてきましたが、玉垣さんがまだ控えているようですので、なるべく早めに質問の方を切り上げようかなと思っ
ているところです。あとは、時間の関係で議長の采配に任せたいと思っております。

真政志の会、平野栄作です。今回またよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回は、質問者も多くて、また大きい課題を抱えている関係で、議論が深まっております。連日遅くまでですけれども、ひとつ最後まで、お付き合いをいただきたいと思ひます。

今回は2項目について通告をしておきましたので、順次質問をさせていただきます。

まずは鳥獣害対策についてなんですけど、最近の定例会の中で、この問題がよく取り上げられるようになっております。このことにつきましては、やはりこの問題は、我が志布志市においても、じわりじわりと陰を落としてきているのではないのかなと感じているところです。

また、被害についても各地区で、やはり拡大傾向にあるような気がしているんですけど、その具体的な数値、そういうものが我々には、まだ伝わっていないと思っておりますので、まずそのあたりをちょっとお聞きをしたいと思っております。

それともう1点が、市民と語る会の中で、私は今回松山の方に行かせていただきましたが、参加された市民の皆さんが非常に、この問題で苦慮しているということの切実な訴えがありました。本来は12月議会でしたかったですけれども、ちょっと12月にできませんでしたので、今回質問をさせていただきます。

そしてまた、全国的にも有害鳥獣の被害は、増加傾向にあるようです。所管の事務調査であったり、会派の研修で先進地の事例数箇所を見させていただきましたが、莫大な経費をかけて捕獲、そういうものに取り組んでいらっしゃるにもかかわらず、総体としては減ってはいるんですけど、ゼロに近づいているというところは1か所もありませんでした。また後で研修先の具体的な数値についてはお示しをしますけれども、そういう状況です。

そしてまた、我が地におきましては、まだまだ被害というものについては、他に比べるとさほど大きくはないのかなと思ひますが、今後この問題は飛躍的に被害件数等が伸びてくるような気がしております。

そういう関係で、まず1点目につきましては、本市における農作物被害の状況について、この被害の状況をどのように分析していらっしゃるのか、まずはお尋ねをさせていただきます。

○市長（下平晴行君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

被害状況につきましては、平成26年度は227万2,000円、平成27年度は266万円、平成28年度は279万9,000円、平成29年度は268万2,000円、平成30年度は1月末でございまして、43万円でございます。年度により増減がございまして、被害対策等による鳥獣類の減少や、ほとんどの有害鳥獣類につきましては、多産系動物であり、一度の出産に複数頭を出産するという事、農作物残さ等の高栄養餌物を食していること、鳥獣類によっては行動範囲が広いことなどから、鳥獣類が増加するなど、年度による変動、いわゆるばらつきはあるもののなかなか減少しない傾向であると考えております。

また、被害届の徹底を図っていることなどから、今年度については、被害届の増により被害額が増加したと捉えております。

先ほどの平成30年度1月末でございまして、「43万円」と申しました。「430万円」でございます。

訂正方よろしくお願いたします。

○10番（平野栄作君） 今数字はお示しいただきましたが、他の所は9,000万円とかいう数字が出ていますので、それから比べると非常に少ないというのと、このデータの取り方がまた違うんだろうとっておりますが、このデータというのは被害を受けた所からの申告というか、こういう被害があったよと上がったものの積み上げが、この金額ということによろしいんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） この被害額につきましては、申請があったその被害面積を算定しまして算出している数字でございます。

○10番（平野栄作君） この前の松山地区での市民と語る会の中なんですけれども、認定農業者の会の中でもイノシシやタヌキの被害が多いという話がよく出ると。そのためにサツマイモの生産をやめて、ごぼうに切り替える人もいます。

それと有害鳥獣は家の近くまで来るし、荒れた畑を越えて離れた畑にもやって来ると、猟友会が巡回してくれているが、イノシシ等は特に攻撃的で追い払うだけで被害は減らない。5年単位、10年単位で計画を立てて猟友会と協力するなりしながら駆除を進めて欲しい。また、重要案件と捉えて予算を重点的に振り分けて欲しいという切実なるものでした。

また、松山地区で多いのはタヌキであり、驚くほど数が増えている。牛の生産もやっているけれども、タヌキは牛が食べ残した飼料を食べるし、有機栽培の野菜も食べるし、ビニールも噛みちぎる。単純な物的被害だけではなく、タヌキは皮膚病が多いため、牛が皮膚病に感染してしまう恐れがあるのが大きな問題である。

それと外貨を稼ぐことも必要だが、農家の被害を防ぐということも、まず考えていただきたい。非常に耳の痛い要望等がございました。

この現状や要望を聞き、今の被害額を見ますと、まだまだ被害というのは裏に隠れているんじゃないかなと思っております。我々が行った研修先の被害額把握の状況は、国の交付金、補助金等をもっているある程度決まった所の被害額の積み上げというのがあったんですけれども、うちの場合は、申告があった被害額を算定している状況、だからそこに大きなかい離があるのかなと

いうのを感じているところですが、どうなのでしょう。担当課でもいいです、市長でもいいです、この鳥獣被害の状況というのは、市長もずっと議員の時から私の隣にいらっしゃったからですね。全体のことは、よく分かっていらっしゃると思いますが、このぐらいの被害で済んでいると思われませんか。

○市長（下平晴行君） 私も、今おっしゃるように200万円ちょっとということではありますが、果たしてこの額なのかなというのは気にしていたところでございます。

○10番（平野栄作君） それと、この前も聞いたんですが、道路を走行していたらイノシシが飛び出してきて、車と接触したと。修理代が20万円だった、30万円だったと、そういう事例もよく聞きます。よく見ると道路上でタヌキがひかかれている形跡がある。要は、そういう目に見えない被害というものが、まだたくさんあるんじゃないのかなと。そして、農作物対策だけではなくて、やっぱり何らかの取り組みをしていかないと人的な被害、そういうものにまで波及していくんじゃないのかなと思っているところなんです。

産業建設常任委員会で福知山市に行ったんですけれども、平成24年度にピークの約6,600万円であった被害額が、対策を施して平成29年度には、3,500万円まで減少している。

それと、これは萩市の分なんですけど、平成22年に9,223万5,000円、これがピークだったと。そして、平成23年8,153万1,000円、平成26年、5,617万6,000円、平成29年、5,247万円。

ですから、この統計の取り方をこういう形、同じような視点で捉えた時に、本市の数値はゼロが一つ足りないぐらいの数値になっているんじゃないのかなと思うんですよ。また後で、この補助金については質問しますけれども、この数字を聞いて、どうですか市長、今、志布志市として、いろんなこの問題に対して助成とかいろいろな対策をやっておりますが、うちの取り組みというのは、今後こういう状態でいいと思われませんか、将来に向けてですよ。

○市長（下平晴行君） これは先ほどおっしゃいましたように、農家からの被害額ということで出ているというような状況です。

この額が、今おっしゃったように特定の人であれば、これは数字的にも大分落ちるわけでありましてけれども、そういうもろもろの被害が総体でどうなのかということは、やはりちょっと検証していくべきだろうというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 毎回被害額を聞くと少ないんですよ、うちは。件数というものについてもものすごく少ないもんですから、研修に行くと、ものすごくうちはいいよねと思うんですけれども、実際地元に戻ると、出没したとかですよ、荒らされたとか、そういう話を結構聞くんなんです。ただ、それがこういう金額換算をされていない、そういう状況があるんじゃないのかなと、いつも研修に行かせてもらうたびに思います。

2番目に移るんですが、今まで市の単独の事業として、この部分については予算が組まれておりますが、そんな大きな予算ではありません。

他のところですね、福知山市の状況でいきますと、市の単独補助3分の2なんですけど、助成をしながら隊員確保に努めて、京都府が実施する講習会を受講させ技能向上に取り組んでいらっし

やると。これは一部ですからね。

山口県萩市については、有害鳥獣総合サポート事業という形で狩猟の担い手育成や、やる気のある農家が主体的に実施する有害鳥獣対策を総合的に支援することを目的に、一つ目、狩猟免許取得奨励事業、二つ目、鳥類被害防止対策事業、これは果樹園を対象としたカラス被害対策、三つ目、侵入防止柵設置事業、ここは国の助成をもらっておりますが、国庫補助で設置できない農地に対して資材購入の一部を助成。四つ目に、サル捕獲業務委託、これは猟友会各分区に特化した捕獲隊を編成と。

そしてまた、五つ目としましては、有害鳥獣捕獲奨励金、これはうちでもあるところですね。そして六つ目、鳥獣被害対策実施隊事業ということで、猟友会員を市の非常勤職員として隊員に追加任命し、捕獲などの被害対策を実施していると。行政職員としては狩猟免許の所有者が14名、持っていない方が8名、猟友会員が狩猟免許取得者121名の計143名態勢というような、これぐらい大きなことをやっていたらいいんですが、今のところ志布志市としては、国の補助はいただいておりませんので、今後、この市単独の事業でしかできないわけなんですけど、この被害額等を考慮されて、今後また新たに何か市として特別に、今の事業とは別でもいいし、また今やっているものについて手厚くやっていくとか、そういうことは考えていらっやらないのか、2点目にそこをお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 新たにという前に、市単独事業としての対策、これまで行っております対策、猟友会会員による鳥獣捕獲のほか、狩猟免許試験の案内や農作物残さ等の適正処理、鳥獣を寄せ付けない取り組み、一般捕獲についての説明などの記事の市報掲載や狩猟免許講習会助成で免許取得の推進、県鳥獣被害対策アドバイザーを招いての研修会の実施等を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、平成31年度は志布志市有害鳥獣捕獲対策協議会へ補助金として、国の推進事業により狩猟者の負担軽減を図るために、狩猟者、猟犬の位置情報を把握するための機器の導入費用を予算計上しているところでございます。

○10番（平野栄作君） ありがとうございます。

うちもそれなりに対応はしていらっやるといっていますが、どこに行っても課題となるのが、捕獲する人がいない、いないじゃなくて高齢化してきている現状。そして、そういう現状があるから結局は捕獲する人を作らないといけない。そういう背景から、いろんな施策をやっていらっやる。実際行ってみると、やはりなるほどなって思うような所なんです。被害が多いんだろなって思われるような所です。ただ、自分たちも自分たちの所に帰ると油断はできないよね、そしてまた大崎町の方では高隈の福岡の近辺かな、あの辺まではサルが出てきている。サルもどんどん中まで入ってきているような状況というのは、もう数年前から話は聞いています。

タヌキ、アナグマ、イノシシ、シカは、まだちょっと聞いてませんが、サルですね、そういうものも出てきています。

この現状というのは、減る方向ではないと思います。逆にいうと先に完璧な対策をした市町村

があると、その周辺市町村には倍の鳥獣が来襲する可能性がある。そういう関係の中で、大隅地区の議員の協議会等もありますが、そういう中でも今度そういう部会を立ち上げるというような話が出ているんですけれども、持留議員が後もって、その部分については触れられると思いますが、広域的に取り組んでいくのか。または、単独として完璧な防御なりですね。

そしてまた、狩猟ができる方の育成を図っていく、狩猟体系、今猟友会に頼んでいる、その部分をもう改善していかないといけないと思うんですよ。確かに猟友会は組織化されていますけれども、会員の高齢化が大変進んでいる現状がありますので、そこをどういうふうに改善をしていくのか。そこは早い段で着手していかないと、実際この被害が拡大してきたら止められない状況に陥るような気がしております。そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように被害をどう早めに食い止めるのか、今のような被害防止策では状況は一緒だというふうに思いますが、広域というのはなかなか連携が取れないんじゃないかなというふうに思いますので、志布志市として、そういういろんな先進地事例を生かした取り組みをしていく方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） それともう1点、これは一つの自治会というか地区、集落営農の組織なんですけれども、ここは我々は別件で行ったんですが、ちょうど広島県の河内町だったかな、小田地区というところだったんですけれども、ここで大規模な集落営農と地域コミュニティ、これは完璧に合致している地区でした。ここで一つの町役場が形成されていて、そこに企業があつて、企業の従業員が地区の住人というような感覚のところですよ。コミュニティにしても、1回行ったんですが、もう1回行かないと、ちょっと全部は網羅できないよねと思うんですが、今回は、その中の鳥獣の取り組みなんですよ。ここも、盆地みたいに山に囲まれた所で、一つの校区に20個ぐらいの集落がある所ですね。そこは水田がメインになっているんですが、やはり害獣が入って来るといふことで、ワイヤーメッシュとかをずっと張り巡らせているんですよ。

結局ここもそういう防護柵をしても、やはり定期的な見回りをしないと駄目だということはある。だけど、そこはちゃんと、その地区ごとなのか見回りをして、その結果、倒木によって壊れている所があるとか、そういう情報がどんどん入ってくる。それを集約して、それをまた改善していくと、そういうのを一つの地区でやっておられました。

ここは、すごいなと思ったんですね。やはり自分たちの生活の糧になるものを取られてしまうという危機感、そしてまた我々が作ったものを待っている消費者がいる、確実に届ける。そして届けることが我々の生活に返ってくる。やはりそういう危機意識というものがあつて、率先して、こういう集落営農、大規模なところでしたけれども、鳥獣害の部分についても積極的な取り組みをされておりました。

ですから、これは今行政だけで解決できる問題じゃないと思うんです。やはり行政が先頭に立って、いかにその地域を巻き込んでいくのか。そして、地域ができること、行政ができること、その区分けを早い段階で作っていかないといけないと思うんですけれども、その点について市長の見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどのワイヤーメッシュの件については、おっしゃるとおりいわゆる行政がするんじゃないなくて、やっぱり事業主体を設けて、その中で地域をはさむというか、地域丸ごと管理をしていこうというような取り組み状況でございますので、校区とか、集落とか自治会とかという、そういう組織が、しっかりと事業主体として成り立てば、これはいい事業じゃないかなというふうには思っているところでございます。

○10番（平野栄作君） ちょっと私、このワイヤーメッシュが、ここの単独だったのか、市の助成なのか、ちょっと私頭の中から、抜けているんですけども、大部分は、こういう大きな資材については市が国の補助等を活用しながら、後で言いますけれども、やっている状況がありますので、そこは個人持ち、その組織持ちだったかということは、ちょっと置いてですね、そういう取り組みをやっているということと。

もう1点、私が急いで欲しいのは、猟友会の組織が今あるうちに、その技術を伝承していくということをどうしても早い段階でやっていただきたい。その受け皿というものは、やはり被害に遭っているところの認定農業者さんだったり若手の人、そういうやっぱり自分たちの喫緊の課題ですから、そういう方々を巻き込んで、そういう方々が先頭に立って駆除もしていく。そういう取り組みを早い段階で進めた方がいいんじゃないかなと思うんですよ。何かこの狩猟免許についても、補助金がありますから受けませんかという待ちの姿勢じゃなくて、待ちじゃないんだよと、こういう喫緊の課題については、もう待っている状況じゃないんだということを前面に出しながら、やはり市が進めていかないと、遅れたら大変なことになるんじゃないかなと思うんですが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、喫緊の課題は猟友会の会員の増員ということであろうというふうに思います。

この後継者育成の手法をどうしたら増員ができるのか、これも何らかのいい手立てが、先進地等があるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺もしっかり先進地でできていること、あるいは志布志市独自で何かできないのか、そこら辺も内部で十分検討させていただいて取り組みをしてまいりたいというふうに考えます。

○10番（平野栄作君） 萩市ではサルの捕獲隊として職員が猟銃の許可を取って持っているということでしたけれども、やはり出動できなかったという、市職員単独で駆除に出るというのは、やはり相当な課題があるみたいで。

それとあと、今度は器具ですね、猟銃とかそういう物の保管とか、ものすごくやっぱり難しかったみたいですね。ですから、職員でどうのこうのじゃなくて、やはり外部の今そういうものに興味がある方とかですよ、多分見つければいるんじゃないか、やはり広報をしていけば、そういう方が出てくるのかなと。

もう1点、これは担当課の方なんですけれども、認定農業者の会の中で、こういう問題というのは出てこないのか、そこはどうなんでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 平成30年1月に認定農業者交流会集会で、有害鳥獣対策の

研修会、県のアドバイザーを招いて研修会をしたところでございます。

その後、平成30年12月には曾於猟友会主催によります、わな猟初心者技術研修会、これは平成30年7月に新規に、わな猟を取った方を対象にした研修会と、あと平成31年2月には認定農業者交流会で、猟友会から9名来ていただいて、そこで意見交換会という形で、わなのかけ方等々、イノシシの習性等を懇親会を持って、いろいろ協議されたということで聞いております。

○10番（平野栄作君） これは市の主催じゃなくて認定農業者が独自に行ったということの理解でいいんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 認定農業者協議会の主催になっているところです。

○10番（平野栄作君） やはり現場では、それだけ喫緊の危機意識を持っていると思うんですね。

他の所が被害額が大きいから、意識が薄いんだろうなというのは感じるんですが、もうちょっと危機意識を持たないといけないのかなというのを私は感じるんですが、担当課としては、どうなんですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 実際、申請に上がってきた被害額というのは、大分少ない数字があるところでございますが、実際、市全域を把握するという点では、相当な被害額が上がっている実情じゃないかとは思っているところでございます。

先ほど出ました高齢化対策、猟友会の高齢化対策等もありますが、昨年そういう認定農業者等の交流会・研修会を通しまして、平成30年度につきましては、新規免許保持者が19人出たところです。そのうち、農家さんが17人ということで、ある程度の実績は出てきたのかなと思っております。

今後は、こういう形で、また数字を伸ばしていきたいという考えを持っております。

○10番（平野栄作君） 19人中17人が農家ということで、まだまだ、このわな猟、聞くところによると、わなというのは、どこでも置けばいいんじゃないかと、その対象物が通る所の足を置く所に、そのわながないと何もならないかというのを聞きますので、そういうノウハウというのは、今いらっしゃる猟友会の皆様方が先頭に立って教授していただかないといけない。

そしてまた、今、認定農業者の協議会の方でやっていらっしゃるんでしょうけれども、やはり市としてもですよ、そういう所にどんどん助成を出すとかいう形、そういうものをどんどんとって、あとは箱わなとか、そういうものの助成、そういうものをどんどんやっついていかないと、本当、今現存のそういうノウハウを持った方がいなくなったときには、いくら狩猟免許を持っていても、それが有効活用できないということになりますので、そこを早急に取り組んでいただきたいんですが、そういう所はどう考えていらっしゃるんですか。

○市長（下平晴行君） 必要などころには、必要な投資をしていくという考え方でございますので、しっかり対応してまいりたいと考えます。

○10番（平野栄作君） はい、よろしく申し上げます。

それでは、3番目に入りますけれども、国の交付金を使って、そういう防護柵は、うちはやっ

ていないわけなんですけれども、福知山市では国の補助交付金を活用しながら、平成24年度から平成29年度にかけて防護柵を延べ7万950m整備していると。そして、先ほど言いましたね、平成24年度の最高6,600万円から被害額が平成29年度には3,500万円まで減少したと。

そして、萩市においては、ここは隣接する市町村と広域でやっていらっしゃるんですけれども、そういう所で国の補助等を活用して、平成21年から平成29年度にかけて、金網フェンス、ワイヤーメッシュ柵、イノシシの電気柵、サル用電気柵等、合計30万6,565mを設置し、半端な数字じゃないですよ、併せて駆除を並行して実施した結果、最高ピーク時に9,223万5,000円あった被害額が、平成29年度には5,247万円まで減少している、までと言いましても相当な金額ですよ。この国の補助を活用するに当たって、どういうことが難しいのか尋ねてみましたら、補助金をもらうことによって結果が出ないといけない。その結果が多分金額ということになると思いますが、その結果が毎年同じデータベースで上がってこないといけない。そうすると、やはりこの事業を導入するには、職員を1人専従で置くぐらいのボリュームがある。そういうことから、なかなか国の助成、補助とかいうものまでいっていないのかなというのがあるんですが、せつかくこういうものがあってですよ、これが我が市にも適用になるのかどうかというのは、ちょっと分かりませんが、こういうものがあって、もし該当になるようであればですよ、取り組んでみるという気は、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） そういう事業で、そういうふうには鳥獣被害の防止が図れるのであれば、それは取り組む必要があるというふうに思います。

○10番（平野栄作君） 担当課の方ではどうですかね。やはり今の人員体制では難しいとか、うちでは無理だよとか、そういうのがあるんですか。無理というか、該当にならないとか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 国のいい事業があるということで、そのフェンス等々が設置できるというのがありますので、その設置におきましては、営農団体、水利組合等のちゃんとした組織で維持管理、あと更新等々の計画をしっかりとさせていただいて、それに基づいて市としては、県の方に要望をかけまして、平成31年度につきましては、準備といいますか、そういう形では案内はしたいと思います。

○10番（平野栄作君） 事務量は本当莫大なものになると思います。そして、毎年追跡じゃないんですけれども、その被害額をずっと算出をしていって、それがデータ上はやはり軽減していくのが、この補助のベースになっているということで、これが上がると、取り消される可能性もあるというようにも聞きましたけれども、やはりモデル地区等を選定して、その地区だけでも何十キロというのがあるかもしれませんけれども、その地域の方々、そういう団体と交渉して取り組んでみる、そういう手もありじゃないかなと思うんですよ。それで効果があるようであれば、その他の地区にも持っていく、そういうこともやってみる。

それか、もし国の補助が駄目だったら、あるモデル地区に市単独で補助を出して、その状況を見ながら、あとをまた考えていく。そういうやり方もあると思うんですが、そういう考えは、市長どうですかね。

○市長（下平晴行君） この整備事業につきましては、交付金実施要綱・要領等で請負施工の場合2分の1以内、直営施工の場合、侵入防止柵等の種類により上限単価が定められているようがございます。いわゆるハード事業になるわけでございますので、費用対効果の適切な算定や、設置後の維持管理も定められているようでございます。近年の事業実施状況による会計検査の改善処置要求によりまして、事業の計画や適切な入札の執行、設置後の適正な管理は当然でございますが、設置後の事業効果を把握するために、設置後の鳥獣被害の状況を把握することも求められているようでございます。

○10番（平野栄作君） 求められているんですけども、どうですか、取り組んでみるという気になりますかね。

○市長（下平晴行君） 先ほどの国の交付金事業の活用、これをちょっと説明させてください。

市が作成する被害防止計画に基づき、現在取り組んでおります鳥獣被害防止総合対策交付金による鳥獣被害対策実践事業のうち、推進事業や緊急捕獲活動支援事業の他に、侵入防止柵等の整備により鳥獣被害の軽減を図る整備事業というものがございます。

次年度における事業要望把握を行い、県への要望を考えていきたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 前年度に要望を出さないといけないような感じの流れみたいでした。

やはり、今思うのは、こういう被害があつて悩んでいらっしゃる方々がいる。その中で全く、いわば市の対応が見えてこない。地元では、こんだけ被害があるんだよ、そういう訴えがあるのに、アクションが全くない。そういう現状があるんだなというのを私も痛感させられたんです。

前は見るぐらいというか、いるなというような感じのものは聞いていたんですけども、今回、行った時には、すごい状況で言われました。

ですから、やはり市民目線ということになりますと、市内全域ということになりますので、この中心街ではなくて、中山間地域のことも十分考慮して、こういう対策には当たっていかないといけないということがあります。

あとは、この事業を入れるにしても、ワイヤーメッシュ柵を設置すればそれで終わりというわけじゃないんですよ。結局は、ワイヤーメッシュ柵前後の草刈りとか、そういうものは定期的に行わないと、やはり入ってくる可能性があつて、柵自体を壊して侵入するケースもあるというようなことで、どうしてもそういう形でいくと地域の方々との連携というものが必要になってくる。ですから、こういう事業に取り組むのであれば、もうちょっと大々的に市の方で狩猟免許の取得をやりませんかとか、あとこういう事業を今やっていますということ、活用しませんかとかいうのをどんどん出していけば、また受け手としてはですよ、ああやっぱりそういう実態をちゃんと見てくれているんだなというのものもあるし、また、やってみようかなという雰囲気にもなると思うんです。これをどんどん、今までちょっと、あるんだけど、見えないという感じでしたので前面に出しながら、この問題について進めていっていただきたいと思うんですが、この点、最後をお願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いました整備事業等々については、これはこの事業で。その他にモデル等の事業、市でやる事業等ができないのかどうか、そこも含めて前向きに取り組みをしてみたいというふうを考えております。

○10番（平野栄作君） 私の地域は平地なんですけれども、ウリボウが2頭歩いていたというようなことで、私も駐在所の連絡員をやっていますので、駐在所の方と、その後どうなったと、この頃は見ないねというような話もするんですが、この地区まで出るのかなというぐらい、本当へたすると、いつの間にか畑に大きいのが出てくるという可能性も有りなのかなと。

あとは、アナグマは周辺にたくさんいますし、さっきありましたタヌキ、これも牛を飼われているところの山際だったらほとんどだと思います。必ず出没をします。特に水路、そういうものがあれば、そこを伝わって上がって来ているようですので、牛農家とか、そういう所にも被害が及ばないように。

そしてまた、逆に言えば、そういう牛農家さんが、これとは関係がないんだよじゃなくて、そういう方々も積極的にそういう駆除に携わってもらおう。そして、狩猟免許を取ってもらおうとか、やはり自分のことは自分で守るんだよと。

そしてまた、余裕があればその地区のことをやっていくというぐらいの姿勢が出るような形でやっていただければ有り難いなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

前向きな回答をいただきましたので、鳥獣害については、この程度で終わりたいと思っております。

それと、2項目目なんですけど、今頻繁に庁舎機能の移転ということで取り沙汰されて、同僚議員からもたくさんの質問が出ております。

私ちょっと、この視点を変えまして、庁舎、今3庁舎、本庁を含めて支所2か所なんですけど、ここにつきましては、どっちみち20年から30年先には必ず補修なり建て替えなり、莫大な経費がかかってくるということが予想されております。

ずっとやり取りを聞いていると、これでいいのかなって思うところが、今は個別的に見直しをかけて、全体像がまとまってから基金の積み立てとか、そういうものやっていくよというような答弁が結構ありました。私は、それでいいのかなと思うんですよ。というのが、我々はあと何年ここにいるかも分かりませんし、この世というとおかしいですけども、生きているのかも分かりません。

ただ同僚議員の中には、20年したら5期ですから、5期先には、まだここに現役でいらっしゃる方もいるかもしれない。その時に昔のあの議員たちがやってくれて、あの子、孫、市民、そういう方々が、あの時の活動が今になって我々に返ってきているよねって言われるようなこともやりたいな、やりたいなじゃなくて、やっていかなければいけないんじゃないかなというのを思いまして、ちょっとちぐはぐな質問とは思ったんですけども、これは将来のことではありますけど、我々の未来ですので、今現市長が下平市長ということですよ。下平市長が20年、30年先を見据えた志布志市、多分頭の中には描かれていると思います。そういう時に、この市役所のあるべき

姿、今の形でやっていくのもしかり、1か所に集約するのもしかり、いろんな方法があると思います。そしてまた、現状3か所ありますので、これをそのまま活用していくという方法のもしかりですよね。そういう選択肢はたくさんあります。

ただ、今志布志市は、ずっと話に出ているように、どんどんどんどん発展はしていきます。そして、今港は急ピッチで整備が進められております。そして今問題となっている市街地、ここについては、20年、30年を先を見た時に警察署自体がそこにあるのか。そしてまた、今大手のスーパーマーケット、ああいう所がありますけれども、ここにあるのか、そういうことも今の現状では分からないんですが、でも20年、30年先を見た時には、市長、この志布志市ってまだ下の方に重点があるんでしょうか。それとも上の方にだんだんと進んでいくのか。どういうイメージを持っていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 公共施設につきましては、庁舎に限らず長期的視点に立って維持管理をしていく必要があると考えております。

本市におきましては、平成32年度末に公共施設の個別施設計画を策定する計画でありますので、この計画に基づき、中長期的な視点で全ての公共施設の在り方を考えていく必要がございます。

特に、庁舎につきましては、行政を行う上で必要な施設であり、現在の本庁・支所が耐用年数に達する頃から逆算し、準備をしていく必要があると考えております。

新庁舎に対する基本的な考え方ではありますが、今回の志布志本庁舎移転基本方針におきましては、長期計画の中で新庁舎建設を位置付けているところでございます。

私としましては、今回の本庁舎移転という短期計画が実施となった時点では、次の段階の準備が必要であると感じているところでございます。

具体的には、現在の本庁舎移転検討委員の組織を見直しまして、中長期計画に向けての検討委員会を組織していきたいというふうに考えております。その組織には、専門家や市民の皆さんの御意見が必要であると考えておりますので、その中で本市のまちづくり、都市計画、人口推計、本庁・支所の役割などについても、しっかり分析しながら具体的な検討をしていく必要があると考えております。

市民の皆さんの意見を聞くために、早い段階から準備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○10番（平野栄作君） よく分かるんですよ、それはもう十分、今までの質問の中のやり取りを聞いておくと十分分かるんですが、確かに港ですよ、どんどんどんどん拡充していきますよ。

今言われたように、老朽化していく公共施設がたくさんありますよね、そして、この中には県の施設もあるわけです。警察署なり、そういうものも老朽化はしていきますよ。

そして、20年した時には、多分もう東九州道はつながっているし、これがまた串間市まで延びていることも考えられます。都城志布志道路、高規格道路も多分つながっているだろう。そうした時に生活の重点というかですよ、市民の動向から見ると、どうしても下じゃなくて、上に居住というか、求めて上がって行くというか、上の台地の方が栄えてくるような気がしているんです。

そうになった時に、今いろいろやり取りがあるわけなんですけど、その時点では、今度は庁舎問題、20年先、30年先ですね。その時になった時にも、やはり下平市長としては、庁舎というのは今の現状の志布志支所あそこであって、改修で長寿命化を図るのか。はたまた、そこを取り壊して新しく建設するとか、そういうことも考えていかないといけない。これは言われるようにですね、本当、今現時点で何も答えも何もないんですけども、市長としては、この20年、30年先の志布志市を想定したときですよ、道路網も完備した、人の流れ、そういうものがどうなるかというのは、大体イメージできますよね。そうになった時にも、やはりこの下、下と言うと語弊がある、今の現状の所がこのままの状態で繁栄と言うとおかしいんですけど、そのままの状態なのかなと、私はちょっと違った形態なのかなというのがあるもんですから、そこをどう思われますか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、私は上の台地が栄えてくるだろうというふうに思います。これは今おっしゃったように東九州自動車道、そして都城志布志道路。

先日も東九州自動車道の夏井から串間市間が、いわゆる事業の取り組みができるというようなことでも新聞に出ておりました。

そういうことを考えますと、おっしゃるように日南の方からの道路、そして鹿屋、そして都城志布志道、これは当然上の方に交通アクセスがしっかりとできるわけでありますので、20年、30年先は本庁舎を上の方の台地に当然計画していかなきゃいけないというふうに考えております。

—————○—————

○議長（西江園 明君） ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 一般質問を続行します。

○10番（平野栄作君） これは、この問題とはちょっとずれるんですけども、会派で港湾の関係の方々とはちょっとずれるんですけども、意見交換会をしたんですけども、港がどんどん逐次整備をされていくのは分かる、いいと。ただし、今本港地区、外港地区の所に輸出用の原木が積んであります。若浜地区、新若浜という形で整備され、今フェリーさんふわあは若浜地区に着く状況なんですけど、若浜地区につきましては、配合飼料関係で、ものすごく臭いがある。ですから、観光客の方が下船されてまず言われるのは臭いに驚かれるというようなことも言われておりました。

そしてまた、さんふわあの接岸しやすい場所というのが、旧外港地区、原木がある所、そこは今はマルエーフェリーが着いているんですかね。そういう所が一番うねりというんですか、無くて着けるといような話もありました。

ですから、この志布志支所を考えると、やはりこの港というのは、大きな目玉ですので、

そういう要望もあるということ踏まえて、県と今後このあたりを協議をすることによって、言われるには、この原木輸出のこの所にさんふわあが着くようになると、若浜地区の飼料運送関係の車両と、荷物を含めたさんふわあ利用者の車両の流れが、結局分かれるんだそうです。県道の方への流れと、若浜地区の飼料運搬車は、志布志道路を経由する流れと、ちょうど今は一緒になってしまうというようなことも言われておりました。

ですから、この先を見据えた志布志市を考えるとときには、そういうこともやっぱり考えていくべきなのかな。これができなかったのが、市長の言う港湾商工課が志布志支所になかったからなのかなと一瞬は思ったりもしたんですけども、県の管轄でもあったりして、そこは一概には言えませんが、どうですかね、今のような意見があったんですけど、実際に。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、そういう港の中での事業者の港の活用の仕方、ここら辺も相対的に、それぞれの事業によって違うというふうに思うんですが、港を生かしていくためにどうしたらいいのかと、ここは十分内部でも検討して使い勝手のいい取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） また未来にいきますけれども、そういうこともあるということで、その20年、30年後には、そういう形で道路網もすみ分けができて、利活用が更に進んでいる志布志市であって欲しいなど。

そしてまた、言われるように、多分上の台地の方については、今後ますます開発が進んでいく可能性があります。そういうものも見越した形での取り組みも、していかないといけない。そしてまた、今言われるように本庁舎等、どうなるか分かりませんが、多分公共的な建物というものについては、上の台地の方に広がっていくのかなと、そうした時に早い段階で、今度は用地を取得したり、いろんなことが想定されてきます。

そうするとですよ、相当な経費が必要になっていくわけですよ。3庁舎使うとして、それを改修していくという長寿命化を講じたにしても、多分億以上のお金がかかっていくんだろと思えます。そういうものは完全に予想できる現状にあるんですよ。

ですから、私が今ずっと聞いていて、ちょっとどうなのかなと思ったのが、2年先、3年先でいいのかと、基金の造成スタートが。じゃなくて、その問題というのは、今後中身については議論はされていくでしょうけれども、その取り組みについては、早い段階でも取り組めるんじゃないかなと思うんですよ。そうすることによって、長い間かけて少しずつ基金造成をしていく、そういうやり方もあるのかなというのが1点。それと公共施設の見直しの問題についても、私が総務委員会に所属している時に、そういう話が出て、まだその段階なのかなというのを非常に思うんです。

ですから、私は将来20年先の私なんかの子、孫の時代にですよ、何十億というものが動くのは確かなことです。ですから、それに合わせてなるべく早い段階から基金造成なり、その部分については、やはりやっておくべき問題ではないのかなと、国の交付金等があればいいんでしょうけれども、多分合併特例債とか、そういうものも無いわけですので、ですから自主財源として、あ

くまでもそういうもののために早いうちから基金造成を進めていっていただきたいと思うんですが、市長は先ほどは、そういう形で答えていただきましたけれども、どうですかね、もうちょっと早めることはできませんか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、できるだけ早めに、そういう長期計画の中での庁舎建設については、相当な経費がかかるいうふうに私も思っております。

できるだけ早い段階で基金の積み立て、在り方をどうしたらいいかというのは、できるだけ早めに取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 箱物は、造れば造っただけじゃ済まないと、造ったものの総体額が維持経費で、ずっとつきまわっていくということですので、本当今後20年後、30年度にどういう形になっていくのか、ちょっと想像できない部分もあります。

また、見方を変えると、道路網をもうちょっと整備すれば、この場所でも十分活用できるという形も見える。また、そうすると用地の取得というものは無くても済むわけですよ。低コストで、現有の財産の中で対応できるということも考えられます。

ただ重心の問題もありましたけれども、ちょうど上門ぐらいということで、あの辺をずっとGoogleで地図で見てみたんですけれども、なかなか農振の関係、そういうもので難しいのかなというのがあったところでした。

私、今回、喫緊の課題で、この6月には我々も答えを出さないといけないということで、いろんな議員の考え方というものが一般質問という形でぶつけられております。

私どもも、そこには真摯に向かっていかないといけないと思いますが、まずは将来に向けて、やはり我々の責任だと、我々の時代から将来に向けて何かを少しでもできるようなこともやっていきたいと、やれないのかなというものを感じまして、今回は新庁舎建設等についてということで、こういう形で質問という形で、ちょっと質問にならない質問だったと思うんですが、お願いしたところです。

実際ですよ、将来の維持経費が不足するというのは、金額的にも出ているようなんですけれども、実際どうなんですか。公共施設の在り方としてですよ、今から個別に出されるということなんですけれども、もう早い段階で処分できるもの、処分できないもの、そういうものを見定めて市民へ早めに情報を出して。そしてまた、市民からは多分いろんな意見がくるだろうと思いますので、そういうものを掌握をしていく。そういうことも一方ではやるべきではないのかなと思います。

というのが、最初の指定管理者で有明町の体育館を指定管理として受けた時に、あそこの自家発電機は故障していました。その当初500万円という予算で、財源が無いからできないということで、そのまま消防の適格施設じゃなくて、指導を何度か受けたことがありましたが、その後、私議員になってから、議員になってからですよ、なんと発電機が付いているんですね。よく意味が分からないなど、なぜその時に付けなかったのかなと、その時にたまたま予算が無かったんじゃないかと、何年という期間を経て、そして老朽化が進んでいる雨漏りのする、そういう体育館に五、六年経過してから、また新たにそういうものを付けている。なんか今、市長なんか言っ

いらっしゃる個別計画の在り方、そういうものが、どうもよく分からないんですよ。ですから、その時点で見切りをつけたんだったら何年先には、この施設については、今の維持管理費が幾らですよ、使用料が幾らですよ、そしてまた、数年先には志布志の体育館も改修をせないかん、そういうのを見越していけば、もう悪いけれども、ここでこの施設については閉じさせてください。そうすることによって他の所に財源を振り分けていく。そういうことも必要だと思うんですけども、全くそれがなされなかったという経験があるものですから、今ちょっと余談で言っていますが、どうですか、そういう点。

○市長（下平晴行君） これはまさにおっしゃるとおり施設の管理、維持管理という観点からいきますと、本当に必要な施設として管理をずっとしていかなくちゃいけないのかどうか等々も含めて、先ほど言いましたように中長期的と言いましたけれども、できるだけ早い段階で、そういう施設のいわゆる在り方、施設の今後の管理の仕方をしっかりと内部で協議をして進んでまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 通告はしてなかったですけども、体育館については、教育委員会の所管ですよ。これは私が経験しておりますので、どうなんですかね、こういう流れというのは。どうしても必要だと思われたから付けられたと思うんですけども、何か流れ的におかしいよねと、私は個人的に思うんですけども、そこはどうですか。参考までに。

○教育長（和田幸一郎君） 志布志市が合併してから公共施設が、それぞれ旧松山、旧有明、旧志布志町あるわけですよ、今後この公共施設をどうしていくのかということが、今後また話し合いをされていくわけですけども、先ほど体育館のことでちょっと一つ出ましたが、緊急を要するのはどこなのかという視点で、本当は志布志の体育館も雨漏りがするので、早急に対応しなくちゃいけないということでしたけれども、ただ、有明のこちらの体育館の方をまず優先しなければ、向こうの体育館が使えない状況になってしまうと困ると、そういうことで本当は計画的にやらなくちゃいけない部分があるんですけども、どこを優先していくのか。それとあと、財政との関わりがありますので、今後例えば三つの体育館でいくと、三つの体育館をこのまま維持するかどうかということについても、あわせて公共施設の今後の計画については、財政との関わりで検討していかなくちゃいけないというふうに思っております。

これから、この公共施設の維持管理については、かなりの予算を伴いますので、教育委員会の方もたくさんの施設を持っていますので、これをどのような形で維持管理をしていくのか。あるいは施設そのものを無くするのか、そこら辺は本当に大きな課題として捉えておりますので、その維持管理については、やっぱり市民のニーズとか、そういうことも十分踏まえながら検討していかなければいけないのかなと、そういうふうに考えております。

○10番（平野栄作君） ちょっと最後は余計なことでしたけれども、やはり将来を見据えたときに、今何をすべきか、そういうものを早めに結論というのはあれでしょうけれども、方向性を示しながら、こういう問題というのは、ここだけで決められない。市民の利活用をしていらっしゃる方々にも意見を聞いていかないといけない。そしてまた、納得をしていただかないといけな

いという部分があります。ですから、2年、3年かけるんじゃないなくて、集中して、この問題には取り組んでいただいて、早い段階で出していただいて、早い段階で次の取り組みを模索していつて、それを市民の方々に広めていく。そういう形が私はいいのかなと。

今回のこの庁舎の問題についても、ちょっと期間が非常に短期間の中でということですので、いろいろまたこの後も質問等があるとは思いますが、また我々も熟慮しながらこの問題については結論を出していきたいと思えますが、やはり将来に対して、つけじゃないですね、何かもしておかないといけない。それには早い段階から将来に向けた取り組みをやっていただきたいということで、お願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西江園 明君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後5時09分 延会

平成31年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成31年3月7日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

玉 垣 大二郎

持 留 忠 義

丸 山 一

青 山 浩 二

小 辻 一 海

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 小 野 幸 喜	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志布志支所長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農業委員会事務局長 福 岡 雅 人
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 若 松 利 広	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、玉垣大二郎君の一般質問を許可します。

○13番（玉垣大二郎君） おはようございます。

本日は、高校受験の2日目ということで、中学生はプレッシャーに負けずに頑張っていってやることと思います。

私とは申しますと、昨日、幻の5番発表ということで、本日は、また1番ということで、非常にプレッシャーに弱い私は疲れ果てておりますが、中学生に負けずに頑張りたいというふうに思います。

よろしく願い申し上げます。

3月11日まで4日となり、この間テレビや新聞では忘れてもらいたくない風景として、8年前に起きた東日本大震災、同日のVTRや関係記事が頻繁に報道されるようになりました。東日本大震災以来、多くの議員が防災に対しての質問をされており、今回、内容が重複する部分もあるかと思いますが、私もあの悲惨な光景を忘れてもらいたくないという思いで質問をさせていただきます。

今回の年頭のひろば欄に、「国土の防災みんなで考える年に」という投稿がありました。読んでみたいと思います。「近年地球規模で大変動が起き、地震や集中豪雨が日常化している。大災害の時代と言われた平成も4月で終わる。この30年間、日本列島各地で地震や豪雨、洪水や火山の噴火、津波などの自然災害が起こり甚大な被害が発生した。阪神大震災や東日本大震災、熊本地震では大地は割れ、山は崩れ、家屋は倒壊、埋没し、数多くの尊い命を瞬時に失った。その傷跡は深く、関連死が相次いだ。大災害が発生するたびに司令塔の存在や初動の遅れ、縦割り行政の弊害などが大きな問題となるが一向に改善されない。地域住民から、災害の教訓が活かされていない、社会インフラの老朽化が激しいなどの声が上がっている。天災は叫ぶだけでは防げない。防災は国家百年の計である。今後予想される大地震や防災の国際化に備え、国土の防災や減災、危機管理の一元化を図るために国土防災省の創設はできないか、年頭に当たり国会議員や政府に強く要望したい」と締めくくられております。

近年起こっている自然災害に対する不安と、自分のまちは大丈夫なのかとの危惧、そして行政

に対するしつた激励と要望の投稿であろうと思つたところであります。

また、先日、新たな巨大地震の発生の確率が公表され、東日本大震災があつた宮城県沖については、マグニチュード7から7.5程度が90%以上、南海トラフについては、マグニチュード8から9クラスが70から80%で、今後30年以内に起こりうるという報道がなされました。

宮城県沖につきましては、本日も地震が発生しておりますが、発生までの期間が短くなり確率も高くなってきているようであり心配するところでもあります。

本市においては、ここ数年来、多くの議員が質問をすることにより、危機管理室が創設され様々な問題が発生するも、解決に向けて進んでいっているものと認識しているところでもあります。

今回の施政方針において、安全で安心なまちづくりを推進するために犯罪の防止、交通事故の発生防止、災害の未然防止を挙げられており、消防団については、「研修や訓練を通じ、団員の資質向上を図り、地域防災力の充実・強化を図っていく」と述べられております。

津波対策については、志布志市津波防災地域づくり推進計画、津波避難対策緊急事業計画を作成中であり、年度末には完成するということですが、まず、この二つの計画は、どのような計画になっているのか、また今後どのように地域住民に告知し、どのように活用されていくのか、お伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 玉垣議員の御質問にお答えします。

志布志市津波防災地域づくり推進計画は、所管省庁が国土交通省でありまして、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、大規模な津波災害を想定し、何としても人命を守るという考え方により、津波防災地域づくりを総合的に推進するために作成する計画であります。

一方、津波避難対策緊急事業計画は、所管省庁が内閣府でありまして、南海トラフ地震に関わる地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、実際に実施する事業について掲載する計画であります。

住民への告知と今後の活用についてですが、津波避難対策緊急事業計画については、作成済みであり、本年度中に作成予定の志布志市津波防災地域づくり推進計画とあわせてホームページなどに掲載し、お知らせするとともに、様々な施策を組み合わせる総合的に津波防災を推進してまいりたいと考えております。

○13番（玉垣大二郎君） ただいま説明いただきました「様々な施策を総合して」ということではございましたが、具体的な対策というのは示されていないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 推進計画に掲載している事業としましては、鹿児島県が実施する予定の港湾事業と、市が実施する予定の津波避難施設整備のほか、避難経路等の表示看板設置、またソフト対策としましては、防災訓練等の実施や防災教育、啓発等を掲載しております。

防災教育と言いますと、小・中学生などのイメージが強いですが、防災講演会の開催など幅広い市民を対象とした防災教育も必要であると考えておりますので、この点についても充実をしてみたいというふうに考えております。

○13番（玉垣大二郎君） この計画自体が、具体的な内容で記載されているということで理解し

てよろしいんですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○13番（玉垣大二郎君） はい、よく分かりました。

では、次に津波避難タワーの基本構想、基本計画についても作成されているということでしたが、この避難タワーの設置が、どこに計画されているのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） これまでの基礎的調査や、今回の津波防災地域づくり推進計画を作成している中で、想定される津波到達時間までに高台に避難することが困難な避難困難地域がある押切西地区において、地元ワークショップを開催し、避難時の課題や問題点及び津波避難施設の必要性について、グループに分かれて議論をしていただきました。様々な意見が出されたところがございますが、「安心・安全のためにも避難施設は必要である」との意見が取りまとめられたところであります。

このことを受け、地元の方々と現地を歩き、いくつか候補地を確認したところがございます。

今後は、土地所有者の方とも詳細な話をさせていただき、適当な場所について決定していきたいというふうに考えております。

○13番（玉垣大二郎君） この計画につきましては、押切西地区に限定された計画ということなんでしょうかね。私の考えとしましては、志布志湾岸含めた形での津波避難タワーの構想かと思っておりますけれども、いかがなんでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

津波避難困難区域というのが設定をされておりまして、先ほど市長が答弁しましたように、想定される津波の到達時間内に浸水域から離れることができない、逃げる方ができない方々の地区を避難困難地域として設定をしております。

当然、沿岸部につきましては、避難困難地域が設定されているところではございますけれども、その想定される時間内に避難できない住民の方々が住んでおられる所が、押切西地区ということで、現在のところ設定をされております。

また、志布志の市街地におきましても、そういった所がございますが、現在緊急退避ビルを指定させていただいている所があります。それが避難タワーの補完をする施設であるという認識でございますので、そこについては、その避難ビルで対応ができるという中で、そういった避難ビルに指定できるような高い建物、堅牢な建物が無い押切西地区ということで、現在検討を進めているところでございます。

以上です。

○13番（玉垣大二郎君） はい、よく分かりました。

それでは、この押切西地区の建設計画が整ったということで、以前、一般質問でもあったように、何名かの方が、このことについて質問されております。その結果からすると、今年ぐらいには、もう完成するのかなという部分の発言だったと思いますが、いつぐらいに完成するのか、分

かっていればお示してください。

○危機管理監（河野穂積君） はい、お答えいたします。

ただいま推進計画の中で、予定をしておりますのは、目標平成34年度、これは南トラ法に基づきます南海トラフ地震防災対策推進計画というのを昨年の6月に作成をしておりますけれども、それと整合性を合わせているところではございますけれども、なるべく早い期間、短期間で整備が整うような手法を検討していきたいというふうに考えております。

○13番（玉垣大二郎君） はい、よく分かりました。

先ほどの危機管理監の説明の方で避難困難地域についてということがあったわけですが、その話の中で志布志地域においても説明が若干ありました。避難ビルがあるから、そこはちょっと今省いているということでしたが、全てが避難ビルに指定されているかということ、そうではない所もあるということで、高齢者の方々が、それぞれそこを見分けがつかぬのかということ懸念しております。

避難ビルじゃないビルに行ってしまったがために、被災されてしまうということもあるのではないかとこのように思うところでございます。

避難タワーであれば、それ自体が一目瞭然であり、安全・安心の上で要望も大変多くあるところでございますので、志布志地区においても、再度検討していただきたいというふうに要望をいたしておきます。

次に、防災訓練についてでございます。

訓練の在り方について質問をする前に、まず過去において津波避難訓練について参加人数が分かっていればお示してください。

○市長（下平晴行君） これまでの訓練参加者でございますが、過去3年間を見ますと、平成28年度が約1,500名、平成29年度が約1,900名、平成30年度が約1,800名となっております。

○13番（玉垣大二郎君） 皆様の協力を得て、減ることなく推移して訓練がなされているようであり安心したところでございます。

今回、初めてシェイクアウト訓練を実施されたところですが、どれくらいの会社、団体が参加されたのか、分かっていればお示してください。

○市長（下平晴行君） シェイクアウト訓練につきましては、市内全域で実施していただくことで、お知らせをしたところですが、報告をいただくことはしておりませんでしたので、参加団体数などについての把握はしていないところでありますが、市内の各学校及び幼稚園などでは、シェイクアウト訓練を実施したと聞いております。

また、本所及び各支所においても実施をしているということでございます。

○13番（玉垣大二郎君） それでは、「日本シェイクアウト提国会議」への参加登録とか、そういったものは全然していないということによろしいわけですね。

○市長（下平晴行君） これは、平成29年度から、これまで2回のシェイクアウト訓練を実施しておりますが、単独での訓練であります。議員御指摘のとおり訓練主催者が、「日本シェイクア

ウト提唱会議」のホームページで訓練開催を告知し、団体や個人で参加登録を行い、訓練に参加するという手法がとられているのを確認をしているところであります。

シェイクアウト訓練は、その場でできる訓練ですので、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

手法等についても、研究させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○13番（玉垣大二郎君） そうですね、シェイクアウト訓練は、登録することに意義があるようでして、登録を予約することで、実施までの期間、防災に対する話を会社内で取り上げたり、終了後は反省会を開くなりしております。

また、学校で実施した子供と、シェイクアウトの要素を共有したり、防災に対しての意識も高まり、有意義な避難訓練として参加団体も増えているようでございますので、他自治体でやっているところもございまして、研究していただいて次回からの参考にしていただけたらというふうに思っております。

これらの訓練や実際の災害に関しましては、地域消防団の担われる役割は大きなものがあるかと思っております。

こういった時の消防団のとるべき行動として、市として、どのように連携を取られているのか。また、幹部会において、どのように要望をされているのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 消防団は、地域防災力の中心となる存在であり、なくてはならない存在でございます。

消防団との連携であります。まず各分団に配布しております志布志市消防団員必携の中に「消防団活動安全管理マニュアル」というのがあります。このマニュアルで、活動における留意事項について掲載しております。

また、市消防団幹部会におきまして、幹部の方々に平常時や非常時の区別にかかわらず、団員の安全管理に十分配慮していただくよう、お願いをしているところでございます。

消防団員ではありませんが、最近火災防御活動において、消防隊員が殉職する事案が発生しているようでございます。このような事案の発生に至らないためにも、安全管理には十分配慮していただくよう、これからもお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○13番（玉垣大二郎君） よろしくお願ひしたいというふうに思います。

災害にもいろんな種別があり、そこには真っ先に消防団が駆けつけて初動態勢をとるようになっているようで、火災については、初期消火、広報活動ということで理解はできますが、全ての災害についての対応は、消防団員でも無理なところがあるのではないかと思っております。

皆さん、記憶に残っていますように、東日本大震災において、水門を閉める係の人や避難指示に当たっている消防団員の方々、また避難放送をされていた女性職員の方が犠牲になってしまいました。前回の一般質問においても、この震災の教訓として、逃げることを追求されておりましたし、教育長の答弁においても、通山、香月、志布志小学校においては、「津波てんでんこ」訓

練を通して、何かあったらバラバラに逃げ、ともかく自分の命は自分で守る訓練をしているとのことでした。

防災・減災の基本として、自助・共助・公助がうたわれているところですが、集中豪雨による水害や地震・津波が発生した時点では、共助・公助の考えに立つのは無理だと思うところです。全ての方々に自助、すなわち自分で逃げて助かるということ知らしめる必要があるのではないかと考えております。

消防団員においても、逃げることを前提とする指導をしていれば、前回定例会で提案された事件の避難広報活動の在り方についても、団員の安全を優先して回避できたのではないかと考えております。

今後、訓練に際しての市民や消防団員の意識啓発が必要と考えますが、どのように検討されているのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 避難訓練では、避難誘導活動などを実施している消防団員に対しまして、活動時間を設定し、この時間を経過するような場合は、緊急避難命令を出して、消防団員は直ちに高台へ避難する訓練を行っております。

津波の場合、活動時間は限られていると考えておりますので、活動中であろうと緊急に避退することが必要であると考えております。

このことについては、今後の訓練においても引き続き実施したいと考えておりますし、市民の皆様にも危険を感じたら、行政からの避難情報を待つことなく、自らが避難していただくということをお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○13番（玉垣大二郎君） 昨年11月1日に実施された地震・津波避難訓練に参加された消防団員の方から一通の文書をいただきました。

「例年は、10時に地震が来る想定で、20分前に現場待機でした。昨年は、10時地震発生、詰所集合、10分後に出発で、より実践的と思われまます。その結果、私たちは何もできないということが分かりました。消防車で避難の広報に回りましたが、実際の時には国道に行ったら渋滞で帰れないと思います。団員が死ぬことになりますので、私は命令できません。

警察署長のお話。実際の時は武器、拳銃、書類の移動をしなければいけないので来れないかもしれませぬ。

消防署長のお話。今10人で運営しています。地震発生前に救急・火災などがあつたら行けませぬとお話されました。

市役所でも同じだと思われまます。よつて市民の皆様も最低24時間は自分の力で生き抜いてもらえるよう啓発活動をお願いいたします。

消防、警察、市役所、議員の方々、皆さん助けに行きたい気持ちはありますが、物理的にいきませぬ。毎年、年1回、都城市で防災の講義があります。3・11前は警察、消防、行けだつたんですが、以降は、まず自分の命を守つて救命・復興に全力を尽くしてくださいと変わりました。あなた達が死んだら誰がするんですか、と言われまました。

市民の皆様にも、こういう現状をお知らせし、危機意識を持っていただけたら幸いです。」

まさに、このことなのだろうと思ったところです。今回初めて実際の災害が発生したことを想定しての訓練だったために、今まで分からなかったところが見えてきたと言われてきました。災害時の渋滞や放置車両、家屋の倒壊によるがれきなどにより、救出に向かおうと思っても行けない現状が、現実のものとして浮かび上がってきたということです。

復興は、みんなで助け合いながらできるけれども、災害時は何がどこで、どのようなことが起こるか分からないし、誰も助けに来てくれないし、来れないのです。自分を守ることしかできない、今後は考え方を变えて、この危機的現実を講演会や防災訓練等で全市民に知らしめていくことが必要だと考えますがいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどの答弁と被るところであります、自らの命は自ら守るということが大切ですので、そのような意識付けのためにも講演会開催なども含めて、今後考えてまいりたいというふうに思っております。

○13番（玉垣大二郎君） 一番重要なところだろうというふうに思いますので、ぜひ進めていていただきたいというふうに考えております。

また今後、志布志市国土強靱化計画を作成されるということでありました。以前、陸前高田市へ視察に行った時に、地元の方から聞いた話ですが、「復興道路を造るなら、幅の広い道路を造って欲しい」、「災害時は車での避難が多く、徒歩で避難する人は少なかったから、悲惨な状況ではあっても緊急車両が通れるような広くて耐震化された道路を造って欲しい」と言われておりました。参考にさせていただけたらと思います。

それと、これも先日報道されたことですが、災害時に放送波を利用して、避難所を自動解錠するシステムを兵庫県加古川市が今春から始めるということでした。

先にも言いましたように、地震・津波発生時には、市役所職員も身動きがとれない状況が発生するだろうし、このシステムを採用することで、確実に避難住民による避難所の開設が可能となることです。このシステムのことは既に知っておられると思いますが、本市に導入する考えはないのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） このシステムにつきましては、マスコミ報道等もあったところであります。

通常避難所を開設する場合は、職員がそれぞれの避難所に赴き開設しているところでありますが、自動で鍵が開くというシステムは、迅速な避難所開設に有効であると考えております。

ただ、その内容につきましては、詳細を承知しておりませんので、今後研究をさせていただければというふうに考えております。

○13番（玉垣大二郎君） ぜひ取り入れていただきたいというふうに要望をいたしておきます。

災害が発生したら、市民はいろいろな覚悟を持って避難されるだろうと思うところです。この方々が災害を乗り越えるため、また今後の希望を持って生きるための施策を施すことが行政の役割だと考えております。本市から被害者を出さないために、引き続き努力をしていっていただきたい

いというふうに思っております。

次に、環境対策について質問いたします。

下平市長におかれましては、職員時代、市民課長として環境政策に携わられ、現在の志布志モデルの一翼を担われてきたことは、皆さんも御存じのことと思います。

また、西川市民環境課長におかれましても、係長時代から現在に至るまで環境対策に関わっておられ、今回をもって一旦の節目を迎えられることになっております。お二人が志布志モデルの確立を担われてきたことと、長年にわたる環境政策に携わってこられたことに対し、敬意をもって今回質問をさせていただきます。

まず、不法投棄問題についてであります。

分別が始まって以来、この問題は、たびたび指摘されながらも大きな問題となることなく、相応に対応されてきたのかなと思っていたところですが、近年、道路脇に投げ捨てられたごみ袋や、カラスがたかたと見られる散乱した生ごみの袋をよく見かけるようになりました。

自治会のごみステーションにおいても、指定ではない袋に分別されていないごみが捨てられ、自治会長も広報にて注意喚起されるも何回となく繰り返され、よそからのごみではないかと取り扱いに苦慮されておりました。

そこで、市内において、このような事案が今どれくらい発生しているのか。また、このことに対しての対策は考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 不法投棄については、平成19年度から本格的に環境パトロール員を配置し、不法投棄の見回り及び道路などにポイ捨てされたごみを回収してまいりました。

その回収量を比較してみますと、平成19年度は12,614kgありましたが、平成29年度は55.4%の6,991kgに減ってきております。環境パトロール員の打合せ会を開催していますが、その会議の中でも以前に比較してポイ捨てごみは減ってきていると評価をしているところであります。

その中で、不法投棄者が判明した場合は、その者を呼び出し誓約書を書かせるなどして、注意しております。

その件数は、平成28年度18件、平成29年度11件、今年度は現在まで10件あります。

一方、各ごみステーションに指定ごみ袋でないごみ袋及び分別されていないごみなどの件数についてでございますが、年に数件、単位衛生自治会から相談はありますが、把握はしていないところでございます。

と申しますのも、ごみステーションの管理は基本的には各衛生自治会にお願いしておりますので、そのようなごみ排出があった場合は、その衛生自治会で、再度指定袋に入れ直すとか、再分別して次の収集日に排出していただくことになっているところでございます。

○13番（玉垣大二郎君） ステーションの管理は自治会であるようになってきているということは、よく存じ上げているところなんですけれども、今お聞きかせいただいた数字を見ると、年々減っているようでございますが、私の感覚としては、何か非常に増えているのではないかとということで、今回質問をさせてもらっているわけです。

それでは、分かりました。対策という対策が今出てこなかったんですけども、衛生自治会で所有されている監視カメラは、現在どのように活用されているのか。また、このカメラにより摘発された事件は何件ぐらいあったのか、分かっていたらお示しください。

○市長（下平晴行君） 監視カメラは、市の保有となっておりますが、現在5台保有し、不法投棄が多い場所に設置をしているところでございます。

カメラ設置により、不法投棄者が判明した件数は、過去2件ありました。その際は、特定された本人を呼び出し注意しており、その後は改善しているという状況でございます。

○13番（玉垣大二郎君） はい、よく分かりました。

不法投棄される回数が多い自治会では、自費で監視カメラを購入したところもあるとお聞きしております。対策をするには、これしかないんじゃないかというふうな気が私もしております、このカメラを購入する自治会に対しての補助を市がするなり、あるいは衛生自治会で、ダミーを含めたカメラを年次的に購入して自治会に貸し出すという考えはないのか、お伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 監視カメラの補助につきましては、一部補助であります。市衛生自治会が行っているごみステーション整備充実事業により対応可能でございます。

また、貸出要望のあった衛生自治会には、市所有の監視カメラを現在も期間を定めて貸し出していますので、市民環境課へ問い合わせいただければというふうに思います。

なお、この貸し出しの要望が更に多くなった場合は、新規の購入を検討してまいりたいというふうに考えております。

○13番（玉垣大二郎君） ぜひ市の方で買っていただいて、それをまた貸し出しする形にしていただければなというふうに思うところなんです。今、一部補助ができるということでしたかね、ごみステーションの設置補助とかいう部分でですね。これはもう現在されているんですか、それともされている自治会があるのか、これで補助されている自治会があるのか、ちょっとお示しください。

○市民環境課長（西川順一君） そういう要望がございまして、衛生自治会のこの前の理事会で検討していただいて、今後はやっぴいこうというようなことで協議が整ったところでございまして、今のところは無いということでございます。

○13番（玉垣大二郎君） はい、よく分かりました。

ぜひそういったことは、他の自治会の方々も要望されていらっしゃると思いますので、利用されることを待っていると思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

自治会加入率が減少している中で、このような問題については、今後においても起こりうる事案だと思いますので、自治会に負担がいかないように、しっかりと対応していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

また、これは不法投棄といっても少し意味合いが違いますが、犬のふんの放置についてであります。このことにつきましても、日頃より担当課には、広報への掲載、告知放送を通じた適正処理の周知についてお願いをしてきましたが、放置されたふんの数は増える一方の気がしてなりま

せん。以前から、ふんを取る袋による持ち帰り等の広報掲載などを頼んできましたが、現在は広報をされているのか、このことについての対策は考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 年2回の狂犬病の集合注射を行う際に、市広報を通じて通知しますが、その際「ふんは持ち帰ること」などを市報に掲載し、お願いをしているということでございます。

また、告知放送でも年に数回、放送をしているということでございます。

○13番（玉垣大二郎君） 犬を飼われた方々への新規登録の際や、今おっしゃいました年1回ある予防注射の通知文に、ふんの適正処理についてお願いするように私も提案してきましたが、このことも実際されている、今も続けていらっしゃるということでよろしいんですかね。

○市長（下平晴行君） はい、実施をしております。

なお、集合注射の際は、犬の飼い主と直接会える機会ですので、犬を飼う際の心得のこと、志布志市ポイ捨て防止条例のこと等を説明するとともに、散らしを配布しているということでございます。

○13番（玉垣大二郎君） されているということで、これでいいのかなというふうに思うところです。

私も、犬がおりますし、散歩するんですけども、ふんの数は増える一方のような気がしてなりません。何か対策については考えていらっしゃるのか、そこをお伺いをいたします。

○市民環境課長（西川順一君） これについては、本当そういうように市民の方から時々要望の電話があったりします。

そういう際には、すぐ告知放送をしておりますが、今後もそういう、何と申しましょうか、市広報を通じて、それもだし、ホームページ等についても、しっかりと掲載をしていって市民のそういう啓発に更に努めていきたいというふうに考えております。

○13番（玉垣大二郎君） 新規登録に限りますけれども、今後は新規登録される際に誓約書みたいなものを交わすことも必要かなという考えを持っております。ちょっと考えていただければというふうに思っております。

犬を飼う自己満足と他人の生活環境を守ることは必須であり、飼うための誓約を交わしてまでも守るべき約束事だと思いますので、マナーを向上させる施策を考えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、近年問題になっているプラスチックごみについてであります。

御存じのとおり、世界各地でプラスチック類が投棄され、環境汚染を引き起こしております。海岸に流れ着いた漂流物の処分費用の問題や、海洋においては生物がのどに詰まらせたり、食べてしまったの被害、またプラスチックが微粒子化して、魚に蓄積したマイクロプラスチックによる人間の食への影響など、多くの問題を引き起こしております。

先日は、これらの件について、SNSで問題提起したタレントが、逆に別な意味で問題視され話題になっておりました。

また、ケニアにおいてはビニール袋の使用禁止、製造、輸入も禁止する法律を制定し、違反を

した者には懲役4年、あるいは400万円の罰金という非常に重い刑罰を設けており、こちらについても世界的に大きな話題となっております。

環境問題については、我が身に振り返ってくる身近な問題としてして、一人ひとりが真剣に考えるべきであり、市長におかれましても大きな事案であると考えていらっしゃると思うところではあります。

志布志市においては、分別収集し再資源化しているので問題はないと考える方もいらっしゃると思いますが、日常のプラスチックごみを見ると多量であり、基になるこの部分を減らす必要があるように思うところではあります。この問題については、長く取り上げられずにいた事案であり、課長においても、まだまだ環境問題には携わりたい意向があるとお聞きしております。今年が節目のいい機会ではないかと思って提案させていただきました。

そこで、環境問題の原点に戻り、過剰包装やスーパーでのレジ袋の有料化の問題について、マイバッグ運動とともに再度取り組んでいかれる考えはないのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 平成21年当時、買い物からごみ減らし円卓会議で協議を重ね、10月に市内128店舗と協定を結び、レジ袋有料化を行いました。うまくいかなかったようであり、広域的な取り組みが必要であったというようでもあります。

当初、私も始めるときに「4R」というのを基本的な考え方で取り組みをしたところではあります。

1番目には、リフューズ（Refuse）です、断る。過剰な包装等は断るということです。2番目に、リデュース（Reduce）、減らすという、ごみになるものは買わない、持ち帰らない。3番目に、リユース（Reuse）、いわゆる再利用、利用できるものは繰り返し使う。4番目が、リサイクル、再資源化ということで、不用品は再度利用するということです。

最近はリペア（Repair）というのがですね、修繕するという、5Rになってきております。いわゆる壊れたら、なるべく修理して使うということでもあります。

そういうことで取り組みをしておりますので、この辺も市民の皆さんに、しっかりと伝えていかなきゃいけないというふうに思います。

ただ、レジ袋の有料化のこと、そして、マイバッグ運動の推進などは、言われるとおりの環境問題を考えるという時にきており、大変大切なことですので、その必要性は、今後も市民に伝え続けていかなければならないというふうに考えております。

○13番（玉垣大二郎君） 外食産業でストローの使用禁止が発表されてから、その輪が広がるのかなと期待しておりましたが、世間ではまだまだ広がっていないようでもあります。

対象となる店が民間ということと、女性が注文する飲み物には必要と思われ、難色を示されている店も多いのかなと思うところでもあります。難しい取り組みではあるかと思いますが、このストロー禁止運動を本市において、まず実施していく考えはないのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） レジ袋有料化はじめ、プラスチックの使用を控えるという今回の動きは、国全体の動きであります。ストロー使用禁止運動も、その一つであります。この国の動きに呼応しながら事業者の自主的な取り組みを応援していきたいというふうに考えております。

○13番（玉垣大二郎君） 先日、国際環境計画の専門家グループが、プラスチックごみ対策のため、法的拘束力のある国際条約の策定について国連環境総会で議論するように求めたようですが、「日本をはじめとする先進国が慎重姿勢を示した」とありました。また、このことを受けて後日、中央環境審議会の小委員会が、小売店へのレジ袋有料化を義務付けた戦略案を決定しましたが、歳出削減の比較対象となる基準は、産業界の異論などに配慮して明示しなかったとのことでした。経済を優先とし、自然や人類の存続をないがしろにする考えに対し、非常に残念に思えたところでございます。

数年後には、国連において採択され、近い将来日本でも実施しなければならない削減案であろうかと思うところです。

難しい問題だとは思いますが、ぜひ他市町に先んじて取り組んでいただきたいと思います。最後に、市長の見解をお願いいたしまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

○市長（下平晴行君） 私も、地球村代表の高木善之さんの講演を聞いて、このままでは地球は大変なことになるということでの取り組みをしてきたと、これは環境、健康と併せてなんです。おっしゃるように、自治体が率先して、そういうことをすることで市民の皆さんにも理解していただくという面では、やはり先手管理ではありませんが、そういうことでの取り組みをしっかりとしていきたいというふうに考えております。

[玉垣大二郎君「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、玉垣大二郎君の一般質問を終わります。

次に、9番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○9番（持留忠義君） 皆様、改めておはようございます。

会派の真政志の会の持留でございます。

年が明けまして3月に入り、年を重ねるごとに月日が経つのは早いと感じるのは、私だけでしょうか。各地で今日もまだ入学試験がございますけど、卒業式、来月に入りますと入学式と慌ただしい日が続いております。

我々は、市民の代表として、しっかり働かなければならないと思います。このような場に立たせていただいていることに感謝しているところでございます。

さて、私は一般質問させていただく際に毎回申し上げていますが、議会は市民の代表機関であり、市長の市政運営が適切に行われているかチェックを行い、市政の重要な方針を決定するとともに市民の意思が市政に的確に反映されるか、市長に政策などを提案する場でもあります。

一般質問を通して、少しでも民意が反映し、市長が目指している新たなまちづくりの推進につながればと考えております。

今回質問させていただく内容も、周りからの相談やお話、自分自身で感じたこと、疑問に感じたことをお伺いしたいと思います。

それでは、まず今回2点ほどございますけど、本庁舎移転に関する取り組みということで、市民説明会がございましたけど、3地区で行われました。1番目に、そのことについての説明をお

願います。

2番目に、本庁舎移転に関する民意を問う住民投票はできないか。

3番目に、財政が厳しい中、予算の確保はできているのか。

4番目に、志布志支所への移転に伴う津波対策はどのようになっているか。

続いて、有害鳥獣対策について。

1番目に、平成31年1月末時点での有害鳥獣の捕獲数と被害状況について。

2番目に、有害鳥獣の捕獲について、銃器やわなが主であると思うが、手法ごとの従事者と捕獲実績について。

3番目に、捕獲した有害鳥獣の解体処理についてということです。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

同僚議員や過去の質問と重複するところもありますが、それだけ重要ということで、誠意を持って答えていただかなければならないと思います。

まずはじめに、本庁移転に関する取り組みについて質問させていただきます。よろしく願います。

○市長（下平晴行君） 持留議員の御質問にお答えいたします。

今回、市内3か所で市民説明会を開催いたしました。参加された市民の皆様から様々な御意見や御質問をいただきました。

移転に関する様々な声を真摯に受け止めるとともに、その声の一つ一つに対して、誠実にお答えをし、志布志市が今後大きく発展するためには、経済発展の拠点が必要であり、その拠点づくりのための最優先課題が本庁舎の移転であることをお伝えしたところであります。

まちの活性化には何が重要かという観点から、本庁舎移転の重要性についての理解を深めていただくために、今後も引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○9番（持留忠義君） このことにつきましては、先日から数人の同僚議員が質問してきましたけど、同じような質問になるかもしれませんが、御理解をいただければと思います。

市長は、公約に本庁舎の移転を掲げており、平成31年度の施政方針の中で、新たなまちづくりを推進するため、大きな柱として位置付けているのが本庁の移転と示しております。

1月31日を皮切りに2月4日、5日、各地域3か所で本庁舎移転に関する市民説明会が開催されたところでございますが、様々な意見や質問があったと思います。

そこで、市長は常々「市民目線」と言われていますが、その市民の思いをどのように受けたかを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今回、本庁舎移転基本方針の具体的内容を市民の皆様にご説明するために、3か所で説明会を開いたところでございます。

志布志市が今後大きく発展するためには、先ほど言いましたように経済発展の拠点が必要であると、その拠点づくりのための最優先課題が本庁舎の移転であるということを説明してまいりました。

私が市民の皆様の特にお伝えしたかったことは、まちを活性化するために、今行政として何をすべきかという思いが、その根幹にあるということでもあります。

参加された市民の皆様からは基本方針、段階的移転計画、移転費用、防災対策、新庁舎建設など、移転に関する多くの貴重な御意見をいただいたところでございます。疑問や不安の声、また賛同の意見や、しつた激励など、市民の皆様からの様々な声を真摯に受け止めるとともに、その声の一つ一つに対して誠実にお答えをしたところでございます。

○9番（持留忠義君） いろいろな市民の方の意見があったわけですが、その中で234名の方の参加だったんですが、その中で反対とか賛成があったと思うんです。その中で、その割合というのは、どのくらいだったのか、それを教えていただきたい。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 市民説明会のことについて回答いたします。

今ありましたように、3か所で234名の参加ということでございました。どういった意見が出たのかということで整理をしているところでございますけれども、全体で55件の意見があったところでございます。

中身につきましては、移転方針に関する事、志布志支所に移転する必要性について、それから短期・中期・長期計画のことについて、移転方針全般に関する事、これが29件くらい出ております。

移転費用に関する事、移転費用は幾らぐらいですかというようなこと等が3件くらい質問が出ております。また、新庁舎の建設に関する事が、3件くらい出ております。それから、防災対策に関する事が5件くらいです。それから、これまでの合併協議会での協議についてということが4件です。それから耐震のことを含む志布志支所のことについて3件くらい。それから、現在の有明庁舎利用に関する事とか、そういったことが2件です。

それから、住民投票に関する事も3件ほど出ております。それから基盤整備ということで、高速道路に関する事等について出たところでございます。それから、議会のことについても1件出ております。

今、いろいろな意見が出ておりますけれども、この内容につきましては、現在しっかりと整理をしているところでございますけれども、詳細な内容につきましては、ホームページ上で詳細を掲載しているところでございますので、また御覧いただければと思っております。

終わります。

○9番（持留忠義君） 確かに今いろいろな志布志支所の問題、それから耐震強度、高速道路、いろいろありましたけれども、市長が、その意見を聞いて、いろいろ総合的に考えた場合に、どうしても今後移転をするという考えは、やっぱり変わらないわけですか。

○市長（下平晴行君） はい、私は今まで申し上げますとおり、志布志市の活性化を図るためにはやはり、これが全てじゃないですが、まずは、この本庁移転をしていこうという考え方に変わりはございません。

○9番（持留忠義君） それでは、次の質問に移りますけれども、今、人口3万2,000人弱です

か、あるわけですがけれども、その中で、今回説明会は234人ということだったんですけど、なかなか参加されないことについては、どうしようもないんですが、今後3万2,000人弱の市民の声というのが、全部は、まだ恐らく反映されていないと思いますので、今後そのことについて、どうするかということを私は掲げております。

市長は、平成30年1月の選挙に当選して、先ほど申しましたように、公約に掲げた本庁の移転を推し進めようということなんですが、庁舎移転に関するより多くの市民の考えを把握するには、まだ至ってないと思うんですよ。

昨日、ここで市長は住民投票はしないということだったんですが、私は私なりの意見として述べるわけですので、住民投票は、やっぱり住民の意思を直接確認する住民参画の指標の一つとされておるわけですので、市長の言われている市民目線の実情を把握する分かりやすい取り組みだと私は思いますけど、そこで市民説明会で住民投票の考えは無いということだったんですが、やはり3万2,000人の意見を集約するためには、234人の意見だけでは、恐らく移転の計画というのはどうなのかなということで、住民投票を実施する考えはないか、それをまた再度お聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 住民投票につきましては、全く考えておりません。

市民の代表である議会に提案し、進めていく考えであります。地方自治法第4条第1項に、「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない」と規定し、同条第3項では、「その事務所位置条例を改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない」と明確に規定されております。この地方自治法の趣旨にのっとり、法的な手続きを進めていきたいというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） 確かに、議会の3分の2以上なければできないということなんですけれども、でも、やはり私としては、これは住民の真意を問うためにも、いろいろなまたいずれ検討委員会もあると思いますけど、その中でも今後検討していただければ有り難いと思っております。そういうことで要望しておきます。

次に、関連質問でございますけれども、住民投票をしないとすれば、今後やはり難しいところがあれば、本庁の移転に関するアンケートを実施する考えはないか。

また、本庁移転に係るアンケートは行ったことは無いということなんですけれども、今後、本庁移転に関する知識、知恵、見識などは職員の方が一番持っているはずですので、職員の方の意見も把握する必要があるのではないかということですので、職員へのアンケートを実施する考えはないかということです。

○市長（下平晴行君） 基本的に私は考えておりません。

○9番（持留忠義君） 確かに考えていないということなんですけど、地元に戻りますと、いろいろな意見がございました。老人クラブとか、肉用牛部会などからいろいろな意見を受けまして、なぜそれをしないかということでございますので、今後検討していただければ有り難いと思っ

おります。そういうことでございますので、よろしく申し上げます。

次は、年々厳しい財政の運営が続く中で、本庁移転に伴う予算をどのように考えているかということなんですけど、今、予算の確保というのはどのようになっているか、それをまず伺いたいと思います。予算の確保です。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転に伴う予算につきましては、現在、短期計画に関わる移転費用の積算を行っており、志布志支所に配置する市長、副市長室、応接室、各課執務室、議会関係の改修が主なものになります。

現段階で報告を受けている移転費用につきましては、志布志支所の間仕切り等の建築工事で約1,000万円と積算しているところでございます。

この積算には、空調関係や配線工事等については含まれておらず、議会、議場関係についても今後精査をしていきます。

また、財源の確保につきましては、改修の全体計画の中で、交付税措置が見込まれる有利な財源など、本市の財政にとって一般財源の持ち出しが必要最小限になる方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） 昨日も出たんですけども、やはり予算の確保というのは非常に大変だろうと思いますけど、基金については、どのくらい今あるのか、それをお示してください。

○市長（下平晴行君） 基金は大きく分けて、地方財政法等の法律で設置が義務付けられたものと、条例等で設けた任意の基金、いわゆるその他、特定目的基金等があります。

平成30年度末残高は、法定の基金である財政調整基金につきましては、25億8,000万円余り、減債基金は3億5,000万円余りとなる見込みであります。

また、その他特定目的基金は、24億8,000万円余りでございます。なお、その他特定目的基金の残高につきましては、平成30年度の歳出が確定しておらず、取り崩すべき基金の額が確定していないことなどの要因から、実際の残金、基金残高は、これより多くなる見込みでございます。

○9番（持留忠義君） 昨日も説明がございましたけど、基金が確定してないということは、その確定が無ければできますかね、いろんな仕事。それはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） ちょっと持留議員がおっしゃっているのが総体なのか、どこを指されているのか分かりませんが、今回の改修については有利な財源を使って対応していきたいということでございます。

○9番（持留忠義君） 有利なお金というのは、これは何基金に相当するんですか。「有利な」と今言われましたよね。

○財務課長（仮重良一君） 有利な起債につきましてはですけども、今、出ております基金の関係もでございます。それと起債事業というのがございまして、起債を借りて事業を行うというような事業もございまして、その率のよい、また効率のいいものを財源にということを考えて上で、有利な財源というふうな表現をしたところでございます。

○9番（持留忠義君） 確かに有利に起債されるということなんですけど、今後この将来の都市像

ということで、市長が言われましたよね、短期・中期・長期ということで予算を組んでいるわけですけど、この厳しい財政の中で今回短期で行って、次は中期、将来は長期ということなんですけど、非常に厳しい予算の中で、これだけ何回も予算を使う必要があるのかなと私は思うんですよ。無駄な予算の使い方だというふうに思います。

ですので、今後こういう庁舎移転に関する問題につきましては、もう少し検討する必要があるのかなというふうに思うんですけども、ぜひ今後そういうものについては、いろいろな一般予算にしても厳しいわけですので、そういうことで、今後十分に検討していただきたいというふうに思います。そういうようなことで、予算については以上でございます。

次に、津波対策でございます。

市長は、市民説明会で志布志支所の標高は最初12mということだったんですが、11mということで訂正されましたけど、国が想定する津波は7mとされているわけですが、その差は想定を覆す可能性もある、僅か5mであるということでございます。

今後、庁舎移転をする場合に津波対策について、今までにどのような計画を立てられているか、それをお示してください。

○市長（下平晴行君） 想定外を想定しなければならぬと言われますが、想定外をどこまで想定すればよいのか判断に苦しむところでございます。

今のところは、示されている想定に基づき対応すべきであるというふうに考えております。

○9番（持留忠義君） 具体的には、どういうふうにされるんですか。対策ですよ、津波対策についてです。それを私は聞いているんです。

○市長（下平晴行君） 対策というのは、施設の。

○議長（西江園 明君） 反問、趣旨の確認ですか。

○市長（下平晴行君） はい。

○議長（西江園 明君） 許可します。

○市長（下平晴行君） 施設の対策なんですか。施設については、志布志支所の対策ということ。

○9番（持留忠義君） そうです、はい。

○市長（下平晴行君） それは無いです。無いところです。

○9番（持留忠義君） 無いと言われますけど、ちょうどテレビでもよく報道されますけど、8年前の東日本震災、あれを見た場合に本当に想定外の津波が来ているわけですよね、最大で37mぐらい来たと思います。

志布志支所の標高は11mなんですけれども、南海トラフは、7mの津波が来るといわれておりましたけれども、やはり今後庁舎移転をする上では、それ以上の津波が来た場合には、大変なことになると思うんですよ。その前に、あそこに本所を移転して対策をするというのはどうかなと私は思います。

確かに文化会館の方に本部を設置すると言われますけど、短期では五つの課を移転するわけですけども、その場合にも非常にこれは大変だなと思うんですよ。今後やはり何らかの形で、

あそこでするのはどうかなと私は思います。ですので、今後そういう対策を、予算は6月に一応提示されるということなんですけど、その前に、予算はもちろん決定する前は分かりませんが、どうなるか。その前に、いろいろな対策をする必要があると思うんですけど、その点は何もないですかね。

○市長（下平晴行君） これは今まで質問された中で答えておりますが、南海トラフ地震に伴い発生する最大津波は、国の想定で7m、県の想定で6.41mとなっているということでございます。

志布志支所の位置は、標高及び県が示している浸水想定区域外であることから、危険性は低いということから、そういう答弁をしているところでございます。

○9番（持留忠義君） ただ、やっぱり緊張を持ってですね、危険性は低いと言われますけど、東日本大震災にしても北海道の地震にしても想定外の、北海道はそうじゃなかったですけど、それ以上の津波が来るということは、やっぱり予想していないと、いざとなれば大変なことになると思いますので、今後十分検討して、そういう対策も必要ではないかと思っておりますので、これは要望しておきたいと思っております。

正直言って、私としては本庁舎に関する情報があまり少ないと感じておりますので、少ない情報で市民の皆様への説明はもとより、正しい判断は、難しいかなと思っております。

新たなまちづくりの推進の一つが本庁舎の移転という方法、手段であることもありますので、まちづくりの主役である市民の皆様が納得するような更なる具体的な情報発信や説明を今後ともお願いしまして、次の質問に移ります。

続きましては、有害鳥獣対策についてでございます。

このことにつきましては、ここ数年毎回のよう議員の一般質問にも出ていますが、鳥獣被害、特にイノシシ被害が年々増えてきています。それだけ深刻、喫緊の課題ということで捉えてもらいたいと思っております。

これまで根本的な解決策は示されていないということで、農家の皆さんも苦しんでいるところでございます。

今年も特に水稻、唐芋、我々の地区におきましては被害が大きく収量ダウンに伴う被害の増だけではなくて、生産者の精神的ダメージが非常に大きいところでございます。ある農家におかれましても、ちょうどうちの境は曾於市でございます。ある農家については、イノシシが入ったおかげで全然収入にならないと、非常にその痛感さは、なかなか皆さんには分からないと思っております。

私も実際、わなの免許を取得をしました。しましたが、なかなか厳しい、技術的なものがありますので、今後そういうことをしていただくために関連として、どのような今後ですね、3月末時点で有害鳥獣の捕獲数と状況についてお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えします。

平成31年1月末時点での有害鳥獣の捕獲数と被害状況につきまして、捕獲数でございますが、イノシシが231頭、カラスが301羽、タヌキが269頭、ウサギが14羽、アナグマが309頭、カモが2羽、サルが1頭、合計1,127頭羽でございます。

被害面積につきましては、イノシシが1.53ha、カラスが0.01ha、タヌキが0.01ha、ウサギが0.01ha、アナグマが0.21ha、サルが0.01haで、合計1.78haでございます。

被害額はイノシシが369万円、カラスが8,000円、タヌキが1万9,000円、ウサギが2万3,000円、アナグマが55万3,000円、サルが7,000円、合計で430万円でございます。

○9番（持留忠義君） アナグマは、これは被害数は、昨日は平成30年度だったですかね、400幾らと言われましたけど、55万円と今言われましたよね、そうですかね。全体の被害でした。ごめんなさい。

そういうことでございますので、このことについては、被害を届けられない人も結構多いと思うんですよね。実際やってみないと非常に分からないわけです。

そこで、私も先ほども申し上げましたけど、昨年どうしても鳥獣被害が酷いから、どうにかならんかということで、農家の方から要請がございまして、私の集落の方も二人一応免許の取得をしました。やはり自分でやってみないと分からないと、その痛感さはですね。

そういうことでございますので、やってみて非常に厳しいですね。特にイノシシについては危ないですよ。けがをするし、現にけがをした人もいます。なかなか技術的にかなり訓練をしないと、会員が高齢化で少ないということですがけれども、今後、この銃器とか、特にわなについては盗難があるんですよ。それと、あのわなも1基が5,000円ぐらいするんですよ。私の近くの方は盗難されて、非常に困っていると警察に連絡してくださいということだったんですけど、今後やはり、わなだけではいけないと、そのようなことで今後ですね。課長にもお伺いしますが、今市内の銃器の取得数と、わなとか、それを一応お願いできませんかね、何人ぐらいいるか。

○市長（下平晴行君） 銃器とわなの従事者数でございますが、平成30年度の従事者数は、銃器が50名、わなが52名でございます。実数は79名ということでございます。

○9番（持留忠義君） 確かに、皆さんわなでする人も多いんですけども、やはり銃器でないと、なかなか簡単には捕れません。中には曾於市の方で名人がいますけど、それもやはり非常に熟練をしていますので、私も5回ほどかけましたけど、1回もかかりませんでした。なかなか思うようにいきません。

というのは、わなをかけておけば、絶対わなの前に入るといけないんですよ、臭いとか、必ず道具をするときは手袋をしてしないといけないんですよ、それをまた邪魔する人がいるものから、なかなか思うようにいかないということで、人数的には50人、志布志市内でいますけど、我々の地区では、まだ少ないです。銃器についても1人かな、山重地区は。

そういうことで、非常に難しいです。今後、その狩猟従事者についての助成といいますか、それをもう少し何とかならんのかなと、これは道具についても銃器と、わなについての価格というのを教えてください。銃器がどのぐらいかかるか、わながどのぐらいかかるか、お願いします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 銃器、わな、それぞれの年間の経費というのが、わなにつきましては、これは捕獲従事者になりますが、大体各猟友会の会費等々を全部含めまして、1万7,000円程度。

銃器、これも捕獲従事者ですが、年間大体2万5,000円程度となっております。

○9番(持留忠義君) 先ほど言われたように、1万7,000円ですけど、購入する場合に、そのうちの助成があるわけですか。助成はどのぐらいですかね。

○耕地林務水産課長(立山憲一君) 直接的な補助と助成ですかね、そういうものはありませんが、狩猟登録経費、これにつきましては捕獲従事者になれば半額ということで、通常は、わなにつきましては8,200円ですが、これが半額の4,100円、銃器の1種、これが1万6,500円ですが8,200円になるところです。

○9番(持留忠義君) これは関連質問ですけど、銃器とか、わなの取得の際にかかる費用の補助というのは、現在は50%補助ですよ。

隣のことを言うと、曾於市については100%補助をもらっていますね。

やはり銃器は特に価格が高いもんですから、購入するのは大変だと。それと犬もつけないと、なかなか捕獲できないということですので、今の志布志市でも全体で52人ですけれども、曾於南部の資格取得者についても、なかなか少ないわけです。それには結構経費がかかるということで、今後その助成についても検討していただければ有り難いと思いますけど、どうですかね。

○市長(下平晴行君) おっしゃるように相当な経費がかかるということでございますので、このことについては、どういう形で支援が、助成ができるのか、内部で十分検討させていただきたいというふうに思います。

○9番(持留忠義君) 先般このことについては、有害駆除のシカとかイノシシ肉を動物のライオンやトラなどに与える取り組みを福岡県の動物園が行っているということでございますが、こういうことは後の処理が非常に大変なんですよね、その中で今後、そういうことを踏まえて、捕獲するのはいいんですけど、後の処理が非常に大変なのです。

そこで、前回も一般質問で、阿久根市の捕獲鳥獣の食肉等活用についてジビエという政策で行われていますけど、解体処理施設については、捕獲後の処理が非常に大変だということで、やはり処理加工施設がどうしても必要だということになりますので、隣の曾於市の方についても、肉屋さん頼んでやっているということで、前回の市長の答弁では「単独ではとてもできない」ということで、隣接市町との連携した事業推進はできないかということなんですけど、解体処理施設設置についての市長の考えをお示してください。

○市長(下平晴行君) 捕獲した有害鳥獣の解体処理施設設置について、近隣市町と連携した事業の推進につきましては、平成29年度におきまして、県の地方自治促進懇談会や大隅総合開発期成会への捕獲鳥獣処理加工施設の広域的な取り組みの要望を行っているところでございます。

また、大隅定住自立圏協定におきましても、県域全体で捕獲される有害鳥獣の有効活用を促進することとされているところであります。

今後、設置について推進することになれば、県や関係市町及び捕獲団体と協議をしていくことになろうかというふうに考えております。

○9番(持留忠義君) 他町村とのいろんな関係の検討をしていただきまして、これはすぐには、

予算もかなりかかりますので、山口県萩市でもいろいろなジビエ、阿久根市でも何億円という予算を投じないと、国・県の補助がなければ到底できないということなんですけど、これはどうしてもしていかないと、やはり猟友会の方も非常に困っている方が多いです。そういうことで、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、この前、真政志の会で山口県の萩市に行きました。そこは、サルとイノシシが65%ということで、猟友会の会長さんの話では、サルが出没したということで、サルというのは非常に厄介な動物でございまして、なかなか猟銃では、猟友会の方も仕留めることはしたくないということで、萩市では、いろいろな電気柵とかあるんですけど、うちの場合も、猟友会の会長さんの話を聞けば、囲い枠かな、それに入れてそのままであるということだったんですけど、後の処理が非常に大変なんですよ。

そこで萩市の場合は、電気で失神をさせるとか、そのかわりサルは非常に処理料も高いということなんですけど、その点、志布志市としては何か考えていないか。

確かに、私も狭い所へ行くんですけど、野方からずっと行けばサルが出てきます。今は、だんだんこっちにも来てるんですね。ちょうど去年、おとし私のハウスに来て、誰かなと思ってですね、人間みたいだったんですよ。そしたら、サルが座っていちごを食べているんですよ。追っ払って、今は来ないですけど、恐らく山の近くには来ていますので、夜中に牛がすごくびっくりするんですよ、そしたら出て見るとサルなんです。だから今後は恐らくサルも来ますので、そういう対策を市として何か考えがあればお願いしたいと思います。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） サルにつきましては、平成30年に1頭捕獲した実績があります。

議員おっしゃるとおり、そこもいちごのハウスの方に出てきて被害があったということでございます。

それに伴って、平成30年で市の有害鳥獣対策協議会におきましては、サルの箱わな、これを2基購入いたしましたところでございます。

それと、あと止め刺し用としましては、今議員おっしゃられた電気による止め刺し機器を1機購入したところでございますので、これをまた猟友会の方に貸し出して、そういう処置をして、お願いをしていきたいと思います。

○9番（持留忠義君） ぜひですね、私たちは大崎、高隈は近いですので、よく夜は今の時期になれば、木を渡って来るんですよ。ですから、被害が出てからは非常に大変です。サルというのは、とにかく頭がいいですので銃で撃とうとしても、猟友会さんの話を聞けば痒むとか言われていますけど、実際そういうのがあるみたいです。本当これは、皆さん笑うんですけど、この前も蓬原の方に聞いてみれば、確かにこうするよと、それでなかなかサルは撃てないということで、今後サルの対策をぜひしていただきたいと思います。

それと、次がアナグマなんです。アナグマというのは、2月15日までですよ、捕獲するのは。イノシシは3月15日なんですけど、アナグマはとにかく厄介なんです。

昨日も平野議員がおっしゃいましたが、牛小屋に来るんですよ。私の牛も6頭のうち4頭に皮膚病がうつってですね。非常に困っているんですよ、治療代もばかになりません。

ですので、やはり今後アナグマの猟期間というのを、ぜひもう少し延ばしてもらえないかなと、今から出てくるんですよ。アナグマは頭がいいですから、大体期間が終わってからよく来るんですよ。それを今後課題として、延長はいろいろ県とかに要望せんできないんでしょうけど、お願いしたいと思います。どうですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） アナグマにつきましては、議員がおっしゃるとおり2月15日までということ、猟期がなっているところでございますが、これにつきましては、県・国、統一的な取り決めになっておりますので、また機会があれば県の方には伝えていきたいと思っております。

○9番（持留忠義君） 今回は庁舎移転の問題について7人の方が質問されました。人によって違うんですけど、それぞれいろいろな意見があります。そんな市民の代弁者として今日は質問しました。

私もできれば、もう少し見直して、今するんじゃないかと、それは無理でしょうけれども、ぜひお願いしたいと思っております。

それと、鳥獣被害についても、実際農家で被害に遭わないと分かんないと思っております。私も実際に農家被害を受けておりますので、ぜひ今後このことについても重点的に、今これは全国的にどこもなっておりますので、よろしくお願ひします。

最後に、市民にとっても少しでも前進ある事業の実施となるよう、執行部の御努力をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

次に、12番、丸山一君の一般質問を許可します。

○12番（丸山 一君） 今日の予定が6人になっておりますので、今までの2人は31分、32分で終了させておりますので、私もそれを目標に頑張っていきたいと思っております。

通告に従い質問をいたします。

市内には、所有者不明の土地が数多く存在すると思われるんですが、どのように把握をしておられるのか。

また、安全上の対策を講じる考えはないかについて質問をいたします。

テレビや新聞等によりますと、今、日本には所有者不明の土地が410万ha、これは日本全体の中で九州の敷地ぐらいの面積があるそうです。それぐらい所有者不明の土地があるということでもあります。これは、私はまじめにNHKを見ておるときに、ちゃんとメモを取って記録しておりますので、これは間違いのない数字でございます。

20年後ですけれども、2040年には、この数字が約倍です。720万haになるということでもあります。また、国内の7軒に1軒が空き家であるということでもあります。家を撤去しますと固定資産税がかかるということで、空き家のまま放置をされ続けておる一面があります。

空き家や空き地が増え続けており、倒壊や治安、景観の悪化を招いておるわけですが、市は、

このような事実をどのように調査をされておられるのか、把握をされておられるのか、また安全上の対策を講じる考えはないか、お伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

近年の人口減少及び高齢化の進展に伴う、土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地は全国的に増加しております。

本市も全国同様に所有者不明土地は、多く存在するものと思われませんが、そのことに対する調査等は実施していないことから、市全体の所有者不明土地の把握はしていないところでございます。

なお、所有者不明土地が増えることで、土地が荒廃し、景観及び環境の悪化を招くことが想定されます。

今後は、法の整備状況によっては、庁内一体となった取り組みが必要であるというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 今の答弁にありますとおり、現在所有者不明の土地の調査は必要性が無いんでしょうけれども、市は、まちづくりや公共事業の実施をする際、いろいろと支障が発生するというのは想定をされますので、何かしらの形で調査をする必要があると思われまして。

ここに一つの例をお示しいたします。

市の集落道整備事業の申請をして、認可が下りたのが3、4年ぐらい前なんですけれども、農道の両サイドの地権者の同意を求めていったわけですよ。それで現在3mの農道だから将来を見込んで5mにしたいんだと、両サイド1mずつ提供して欲しいということで同意を求めていったわけなんですけれども、その中で二人の所有者不明が出てきた。そしたら、市の方は「もう丸山さんしょうがない、3mでいこうや」と言うので、私も一応それで納得した形で帰ってきたんですけども、よくよく考えてみると、さっきの昨日の20年後じゃないですけども、やっぱり将来住宅地が変わっていく可能性が十分あるわけですから、5mじゃないと車の離合もできないということで申請をしたのに、元のもくあみの3mで、しょうがない、簡易舗装をやりましようかという話になったもんだから、これは何か変だなということを思っていたわけですよ。

そしたら、ここに去年の10月12日の新聞の切り抜きがあります。これは所有者不明地の利活用への新組織創設と、増田元総務大臣らの民間有識者研究会が所有者不明の土地の増加防止に関する中間報告を公表したと、遠隔地に住むなどの理由で持ち主が管理できなくなった土地を引き取り利活用する新組織の創設を提言をするんだと、運用や費用負担の在り方を検討し、来年1月頃に最終報告をまとめると出ていたんですね。僕は、これは将来面白くなるなど、新聞をずっと見てたんですけど、市長は、この質問に対して、この切り抜きは見られましたか。

○市長（下平晴行君） はい、私もそういう関係の仕事をしていましたので、関心がありましたので見ました。

○12番（丸山 一君） この特別措置法によりますと、人口の減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や都市への人口流入による土地の所有意識の希薄化等により所有者不明の土地が

全国的に増加している傾向にあるということで、公共事業の推進等などの様々な面において所有者の特定のため、多大なコストを要し円滑な事業拡大の大きな支障となっていくであろうということをおっしゃっております。これは私自身も感じております。この措置法によって、市長が見られたということで、しかも携わってこられたということではありますが、これからどのような展開をされていきますか。

○市長（下平晴行君） これは、不動産登記簿等の公簿、いわゆる登記が変わらないというようなことで大きな問題があるわけですので、これは今この定義にありますように、土地の利活用を図るために、やはりこれは定められておりますので、今からでしょうけれども、そういう方向で市の方でできることは、しっかりとやっていきたいというふうには考えております。

○12番（丸山 一君） この特別措置法によりますと、平成30年11月15日付けで「所有者の探索を合理化する仕組み」とあります。その中では、土地等権利者関連情報の利用及び提供。2番目に長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例。3番目に、所有者不明土地を適切に管理する仕組みとなっております。

同様の内容で、国土交通省の平成30年11月6日付けの所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法という政令と、施行令が閣議決定をされております。

この政令と施行令は、平成31年6月1日で施行とあります。

国土交通省の場合は、平成31年度、国土交通省も総務省も一緒ですね。平成31年6月1日で施行とあります。

そこで、まだ先の話ではあるんですけども、例えば国とか県とかから通知、通達とかそういうことは、現在きてないでしょうか。

○建設課長（假屋眞治君） 御質問の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法ということで、この法律が施行されたということに関しては通知がきております。

11月15日施行分の所有者の探索とか、それから所有者不明土地を適切に管理する仕組みについては、もう始まっておりますが、実際まだ動きがないところでございます。

それから、一番関心のある、この地域福祉増進事業ということで利用権設定ができるということについては、平成31年6月1日施行ということですので、まだ具体的な内容については下りてきておりませんので、私どもいろいろな文書等を見ながら今情報を収集しているところでございます。

○12番（丸山 一君） ここで一つ提案をしたいと思えます。

まちづくりや公共工事の実施をする際に、いろいろ調べたんですけども、行政書士によって財産管理台帳を作っただいて、それから簡易裁判所に申し立てをして、名義変更の命令を出してもらうという方法があるそうであります。

市長は、行政書士をされておりましたので、このことは御存じかと思えます。

実際、その時には経費は実費と報酬ぐらいでいいですよということでありました。そのような事例が発生した時に、職員で対応するには、やっぱり時間的に限界があるわけですので、内容的

にも限界がありますね、調査権もありますので、そこまで突っ込んでいけないという面がありますので、その際、行政書士に作業依頼をいたしまして、市民より要望のあった事業をスムーズに履行するための方法であります。

ですから、私もいろいろ調べた結果、こういう方法があるんだということが分かりましたので今提案しているわけですが、6月4日に施行令が実施される場合は、市長、このような方法を活用して、様々な行事等に対して事業化する際は実施をされたらと考えているんですけども、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 南薩の方では、自治体での業務をしている市があります。そういう面では、今おっしゃったような取り組みをすることで早い時点で、いろいろな土地の所有者等のことが解決はできるんじゃないかなというふうには思っております。

〔丸山一君「実行は6月4日以降ですね、市とすれば」と呼ぶ〕

○市長（下平晴行君） これは自治体が依頼をしてやりますので、その後なのかどうかというのは、そこら辺の期日については、今のところは分かりません。

○12番（丸山 一君） 実際、特別措置法の施行令が出るのは6月4日ですから、その後になるかと思しますので、その際はしっかり対応されまして、市のまちづくりや道路工事とか農道整備事業とか、様々な事業課においては取り組んでいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今、取り組んでいるというのは、いわゆる所有者不明の土地の調査ということで入っている自治体があるということです。

これとは全然違うんです。これに向かってじゃなくて、所有者を明確にしようということでの取り組みをしている自治体もあるということです。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後1時5分から再開いたします。

—————○—————

午前11時54分 休憩

午後1時04分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

—————○—————

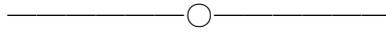
○議長（西江園 明君） ここで、尖信一君から3月6日の会議における発言について、訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○3番（尖 信一君） 昨日の私の一般質問の中で、南大隅町の森田町長が、放射性廃棄物の最終処分場の誘致をめぐり、現金を受け取っていたとされることを「事件」と発言しましたが、問題」と訂正させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（西江園 明君） ただいま尖信一君から3月6日の会議における発言について訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになって
います。

尖信一君からの発言訂正の申し出は、これを許可します。



○議長（西江園 明君） 一般質問を続行いたします。

○12番（丸山 一君） 午前から午後にわたっての質問であります。昼食後、一番眠たいかとは
思いますけれども、もうしばらくお付き合いをお願いいたします。

生活の多様化によりまして、市民からの様々なニーズが市役所等にも寄せられます。我々議員
も地域の代表者じゃないんですけれども、いろいろな所から様々な要望等があります。

今までできなかったことが、今度の特別措置法によりまして、6月4日から施行されるわけ
ですから、事業課においては、なるべく早いスムーズな対応ができるかと思っておりますので、よろしく
お願いをしたいと思います。

それでは、次に3番目の空き地から道路への倒木により通行の妨げになるなど、市民からの伐
採要望も多いと、高所作業車を導入して迅速に対応する考えはないかについて質問をいたします。

私は七つ道具を軽トラに積んでいて、いつも走り回っているんですけれども、竹が倒れていた
り、倒れかかっていたりとか、落ちていたりというので、すぐ対応ができるようにノコとか脚立
とか積んでおります。もう本当ですね、こんな簡単なことをということをいろいろ皆さん言われ
るもんだから、自分でやってしまえというので、いつも対応しているんですけれども、例えば台
風通過後とか、今日みたいに風が強い日の後に倒木・倒竹が多いんですよ。なぜかという、道
路脇の空き地の管理をされていないもんだから枯れ枝があったりどうのこうのということで、非
常に皆さんの通行の妨げになるような事案が多いわけですから、そういうことで様々な要望等
あるかと思うんですね。

そこで、市の方は職員の人たちも作業員がいなかった場合は、法面を革靴で登って行って竹を
切ったり、木を切ったりということをしている。ところが、法面も5m、6mになりますと、
とてもじゃない登れないですよ。それとあと、作業班の人たちも、いろいろ作業をされてい
る。それで手に負えない場合は、ふるさと協議会に作業依頼をされているということで、なるべ
く早いスムーズな対応をされているとは思いますが、なお効率を上げるためには、高所
作業車を導入したらどうかと僕はここで提案するわけですが、見解を示してください。

○市長（下平晴行君） 所有者不明の空き地だけではなく、市道沿いなど、高所伐採については
市民からの要望も多く、作業の必要性は認識しているところでございます。

現在、高所伐採については、業者委託または高所作業車を借り上げて道路作業員で実施してい
るところでございます。

高所作業車の導入については、高所伐採の作業頻度を考慮して導入すべきかどうか判断をして
まいりたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 私もいろいろ調べてみたんですけれども、大体高所作業車のリース料が

3万2,000円から3万5,000円ぐらいなんですよね。運転免許があれば、あれは運転できるわけです。それと、特別講習で済むそうですから、特別講習は、その辺の機関に行きますと、簡単に受けられるということでもありますので、普通免許を持っていて、特別講習を受けたら、もう作業ができるわけですね。ですから、あの高所作業車はアウトリガーを出して水平をとって、ぴしゃっとしておけば、前輪後輪の方にアウトリガーをぴしゃっとしけば作業はできるんですよ、作業は非常に簡単なんですよあれは、僕は何回も使ったことがあるから分かるんですけども、実際建設課なり耕地林務水産課とかいうところで作業員の人たちがおられるから、あの人たちは大体土木関係のOBですから、そういう作業はスムーズに行くと思うんですよね。ですから、高所作業車を導入することによって作業効率を上げる。すると素早い対応ができるということで、ここで提案をするわけですけども、今市長が答弁されましたとおり、いわば稼働率、利用頻度の問題なんですよね、実際は。ですから、一日3万5,000円、20日使えば月に70万円かと、「高けが」と、僕はその業者さんに言ったんですけども、実際利用頻度の問題があるんですけども、なかなか難しい面があるかと思うんですけども、1,000万円ちょっとぐらいだということだから、年間契約をしてかなり安くなるわけですから、それをするか導入するか、再度御検討をお願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃいましたとおり、この頻度によってリースでした場合と、それから購入した場合、そこら辺も予算的な、財政的なものもございますので、十分関係する課と協議して対応してまいりたいというふうに思います。

○12番（丸山 一君） それでは、次に最後の質問をいたします。

現在市が進めております志布志市工業団地5工区の西側の一部に子供たちが自然に触れ合える親水公園を整備する考えはないかについて質問をいたします。

5工区の一部、一番西側の所の道路になるんですけども、線路跡地のすぐ南側で、すぐ下です。あそこに大体2,000㎡から3,000㎡ぐらい昔湿地がありました。僕がよく覚えているのは、中学校、高校の頃に、その当時の大人の人たちが田植えをする際、腰近くまで入って、その泥の中で田植えをされていたんですよ。かなりのこっちでいうムタですね、湿田ですよ。苗も通常の苗の倍ぐらいの長い苗をずっと押し込んでいって田植えをされていたのをよく覚えているわけですよ。

ですから、そこがある程度いろんなもので埋まっちはいるんですけども、何せ下が硬い盤まで何mあるのか分かりませんが、6mなのか10mなのか分かりませんが、そういう所を造成をするよりは、子供たちが自然に触れ合えて楽しめるような親水公園にしたらどうかということで、今回提案をしているわけです。

そのところは、冬場に雨が降りますと水たまりなります。コケンジクの竹やぶがかぶっておりますので、冬場はカモがひそかに降りてるんですよ。こんな所にカモがいるが、何でこんな所にいるんだと思ったら、小さな水たまりがあった所に、ひそかに隠れているわけですけども、工業団地として造成をするのには、かなり不向きであります。

例えば、土砂投入をしたところで建物は建てられないと思うんですよね。盛り土をした所に建物を建てると、必ずひび割れがしたり、犬走りが下がったり、天井から雨漏りをしたりするような形になるわけです。それと、ひどい場合は建物が液状化によって傾いてしまったりすることがありますので、できればちょっと2、3m、2mぐらい掘り下げれば十分ですけども、そこを子供たちが楽しめる親水公園にしたらどうかという提案であります。

御見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

まず企業誘致の促進についてですが、市の最重要課題として位置付け、平成26年度より志布志港の後背地に志布志市臨海工業団地を整備し、積極的な企業誘致及び雇用拡大に努めているところでございます。

これまで1工区から3工区までの約8.2haの土地を港湾物流企業4社へ売却したところでございますが、物流アクセス面で優位性のある臨海工業団地への分譲要望は、なお多く寄せられている状況でございます。

分譲面積をできる限り確保する上で、5工区内での親水公園の設置は考えていないところでございます。

○12番（丸山 一君） 今の答弁によりますと、5工区内での親水公園とか、そういうことは考えられないということでもありますけれども、先ほど言いましたとおり、ああいう湿田の所には、いくら埋め土をしたところで硬い盤がずっと下の方ですから、造成をするのには不向きだと思うんですよ。以前にも志布志町でありましたけれども、分譲をしたところ地下からいろんなものが出てきたということで、市がまた相当な負担をしたことがありますよね。それと似たような例で、もしも建物を建てたとしても傾いたり、液状化等によって傾いてしまったりとか、犬走りが下がったりとか、ここの近くでは、例えば大崎町の木入道のあの国道220号線沿いですよ、あそこが日本で一番沈下率が高い所ですね。工事をした時にも舗装をした翌日に僕らが行った時には、もう波打ってたんですよ。それで国の担当に平坦性試験を、これデータは取れないといたら、何で昨日しなかったのかと、えらい怒られたんですけど、舗装した後に、すぐ平坦性試験をやればということをおっしゃったんですよ。

ですから、軟弱地盤の所においては、建築物を建てるのは非常に困難というか、しない方が僕はいいいと思うんですよ。ですから、そこを有効活用するためにも、面積は多分2,000㎡ぐらいしかないと思うんですよ。2反歩ぐらいだから2,000㎡ぐらい、あつて3,000㎡ですよ。

だから、それを親水公園として有効活用した方がいいんじゃないかということで私は提案しているんですけども、再度答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 5工区内は、おっしゃるとおり従前、田等の農地であることから、確かに表面の地盤が軟らかい箇所が存在することは確認をしているところです。

対策としましては、1工区から3工区の整備同様、表土除去を行ってから造成工事を行う予定でございます。

○12番（丸山 一君） 私個人の意見としましては、ああいう軟弱地盤の所には建築物は向かないよということなんですよ。

実際あそこの改善センター、今の有明地区公民館ですよ、あそこだって谷を埋めて建物を建てたから、いろいろなことがあった。あそこだって何千万円の経費を入れていますよね、今までに。ですから、そういう事例が発生して、後で造成をした後に、またいろいろ様々なことが出てきたときには、今度は役所が困るわけですから、だからそこは配慮いただきたいということで、できれば、今市長が言われましたけれども、廃土をしてちょっと掘り下げれば子供たちが楽しめる場所になるわけですよ。ですから、そういう所にしていただきたいなということでもあります。

実際、皆さんお気づきかと思うんですけども、現在少子高齢化が進んで学校が休みの日に子供たちが地域で遊んでいないんですよ。全然子供たちの、騒がしいという人たちも実際はいますけれども、にぎやかな声が聞こえてこない。いろいろPTAの人とか、育成会の人に聞いてみると、両親が働きに行っているもんだから、空いている家を点々としながらゲームをして遊んでいるんだということですよ。

時代が時代だから、そうだと言われればしょうがないんですけども、我々が生まれた頃は昭和23年ですから、団塊の世代の走りです。子供たちはいっぱいおりました。時間はいっぱいあるもんだから遊びまくって、学校が終わるとかばんは投げてすぐ遊びに行って、夕方暗くなるまで遊んで帰ってくるわけですよ、非常に怒られた記憶があります。うちにいると手伝いをさせられるもんですから、逃げ回っていたのが事実なんですけれども、そういうふうで、日曜日となりますと、例えばミニソフトみたいなことをやってみたりとか、戦争ごっこをしたりとか、松の木の上にやぐらを作って、上と下と松かさを持って戦争ごっこをしたり、弓矢を持って戦争ごっこをしたりしてたんですよ。そういうのを近頃は子供たちは誰も外で遊んでいるのを見ないから、非常に寂しい限りではあるんですよ。

ですから、時代が違うと言われればそうなんですけれども、これでいいのかなという気がするんですけども、教育長、通告はしていませんでしたけれども、どういう感想をお持ちですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今の子供たちに三つの間（ま）が無いという、「三間（さんま）が無い」ということを聞かれたことはありますでしょうか。遊ぶ時間が無い、遊ぶ空間が無い、遊ぶ仲間が無いという。この間（あいだ）というのが三つとも付きますけれども、遊ぶ仲間、遊ぶ時間、遊ぶ空間が無いというような状況の中で、子供たちが過ごしている状況がございます。

三つ間（ま）、三間（さんま）が無いということで、これは以前から言われているんですけども、そういう状況の中で、今、子供たちは、どちらかというとインターネット、スマホとかああいうので育ってきていますので、直接体験の場がすごく少ないということが、これからの子供たちの成長にとってどうなのかなということをもものすごく私自身も危惧しているところであります。

親水公園の話がされましたけれども、設置の分は、私の方では特に答えられませんけれども、ただ私としては、子供たちにそういう空間を準備してあげるといのは、とても大事なことだと

いうふうに思っています。小学校においても、そういう親水公園的な池ですね、ああいうのが通山小学校も設置されていますけれども、あの中で子供たちが遊ぶ姿というのは、よく見るわけですが、何が大事かという、自然と触れ合えるというのが一つありますし、それから環境教育という立場でいきますと、あの池の中に水が流れて、そして、フナがいたり、メダカがいたり、おたまじゃくしがいたりということを学んだり、それから水性植物、ガマがあったり、ホテイアオイがあったりという、そういう環境教育ということにもつながりますし、それからもう一つ大事なこととして、生物多様性のことがよく議会で論議されますけれども、生物多様性という立場でいきますと、池の中の生き物がお互いの命の連鎖と申しますか、そういうことをきちんとしながら、お互いが生きている状況というのを学べるということ。

それから先ほど言った触れ合える場所になりますので、仲間ということでも親子の触れ合いとか、友達同士の触れ合いとか、そういうのも親水公園的な立場、ものがあるとできるんだらうと、そういうふうに思います。

ただ設置のことについては、先ほどから言っていますので、そこは私の方からできませんけれども、教育的立場でいきますと、そういうものというのは、とても私は大事な施設だらうと、そういうふうには思っております。

○12番（丸山 一君） 私が思っていることを、今教育長は全部言われてしまいまして、市長、今聞かれたとおり、子供たちにとっては、そういう親水公園を含めた、いろいろ経験をできるような場所が必要だよということなんですよ。

実際、今の教育長の答弁を聞いてどうですか、どういう考えをお持ちですか。

○市長（下平晴行君） 教育長の立場で答弁をしていただきました。そのとおりだと私も思います。

ただ、先ほど言いますように、その設置箇所については、やはり臨海工業団地の敷地の区画の問題、そして1・2工区の所に緑地と同様なものを整備するというようなことになっているわけですので、そこら辺を理解していただいて。

[丸山一君「どこ、1・2工区」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） 1・2工区の隣接地ですね、橋の手前です。そこに設置をしようという考え方でございます。

○12番（丸山 一君） 今答弁でありました1工区、2工区となりますと、あそこは地盤高が高いから、かなりの掘削をしないことには地下水には当たらないと思うんですよね。

しかも、そこに導入する水路が無いかと思しますので、ちょっと難しいかと思えます。

先ほど教育長が言われましたけれども、私もまるっきり同調しますけれども、我々の地区にとりましては、旧国立病院の今医師会立病院になっていますけれども、あその南側浜の手前の所に、約5町歩ぐらいの池があったんですよ、フイコと言っていました。そこには、例えば、コイとかフナとか、ボラ、それから、うなぎとか、なまずとかいっぱいいました。それとガマも生えていましたから、例えば、トンボでいうギンヤンマですよ、オニヤンマ、メスが水中に入って

いって、ガマの付近に卵を産み付けるわけですから、トンボだけでも確か30種類ぐらいいいたと思うんですよ。あそこにはベッコウトンボもいたんですよ。今ベッコウトンボの生息地は県内で1か所しかないですね、藪牟田池しかないわけですから。僕は、かえすがえすも非常に残念でたまらない、無くなってしまった。

それと今、県営ラフォーレ松原団地が建っていますよね、通山小学校の南の方、あそこにも国立病院の横の道路を真っすぐ行くと突き当たりますけれど、あそこから今度はずっと菱田川の方までに湿田があったんですよ。なぜかといいますと、江戸時代までは菱田川と安楽川は、海岸に今は直接おりにていますが、直接おりにてではなくて曲がってきて通山の方から出てたんですよ。明治になりまして菱田川と安楽川の護岸工事をしたもんだから、そこが取り残されて、いわば三日月湖として、フイコという池が残っている。それが僕らがずっと楽しめる場所でもあったわけですね。僕が小学校2年の時を覚えていますけれども、明日から学校だという時に絵日記をという話になりまして、42日間、魚釣りの絵を書いたのを覚えています。毎日フイコに行っていましたから、おふくろがあきれ果てて、「もう勝手にせい」と言われて、えらい怒られましたけれども、実際40日間、魚釣りの絵を書いたのを覚えています。

その当時は、僕らは縦社会でありましたから、小学校6年生ぐらい、中学生ぐらいから小学校1、2年生ぐらいまでは縦社会で遊びに行っているんですよ。それでホテイアオイを集めて船をつくって、どんぶりこどんぶりこ池の中を出ていくと、今度はボラが、バンバン飛び込んできて非常に面白かった経験があるんですよ。ただ残念ながら、その二つの池が今は無くなってしまったということで、今の子供たちは、じゃあ何をしているのかといいますと、夏休みに中学生と小学高学年が、よく自転車の後ろにさおを立てています、魚釣り用の。ところが釣る場所が無いわけですよ。だから右往左往しているんですよ。僕らは、いろいろ知恵を働かせて川でも魚釣り等をやっていたから、でも今の子供たちは、そういうのを教えてくれる先輩もいないし、そういう知識も無いんでしょうね。ですから、僕は、この親水公園というのを提案をしているわけですよ。

前回、親水公園の提案の時に教育長に答弁を求めたところ、「場所が悪い」と一言でした。MGMパチンコの下の方に湧水する場所があるから、あそこに親水公園を作ったらどうかという提案をしたところ、前の教育長いわく、「パチンコ屋の近くにそんなの作ったら駄目です」と言われて、非常に寂しい思いをした覚えがあります。

今度の教育長は、先ほど述べられましたけれども、非常に理解が深い。あとは事業部がですね、執行部の方がすると言ったら私はすぐ帰るんですけども、再度お願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、開発の行為許可については、公園、あるいは緑地、または広場となる公園等を設ける必要があるわけでありまして。開発区域の面積の3%以上を確保するというようなことをございます。

5工区においては、臨海工業団地、先ほど言いました1工区、2工区の隣接地に整備した緑地と同様なものを整備するというところで考えているところをございます。

なお、開発区域の面積が5ha未満の場合は、開発区域の周辺に公園等が存在する場合などは、整備が必須条件とならないということで、約2haの4工区では、公園等は設けないということで県との調整中だということでございます。

○12番（丸山 一君） 工業団地5工区には緑地帯とすれば、あれは確か10%か15%ぐらいの緑地を設けないといけないとかになっていましたよね。5工区の場合は、どのぐらいの緑地の設置義務があるわけですかね。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、3%ということですよ。

○12番（丸山 一君） 3%というと、あそこが10haぐらいだから、ちょうど僕の言っている3,000㎡ぐらいになるんじゃないですかね、計算上は。

確か、工業団地5工区は、10haですよ、10haの中の3%ということは、3,000㎡ぐらいですよ、ということは、僕が言っている3,000㎡にぴったり合いますよ。再度検討をお願いします。

○市長（下平晴行君） 工業団地内の公園というのは、考えていないと。これは緑地ということで設置していくという考え方です。

○12番（丸山 一君） 緑地と緑地に類するようなものをつくらなくちゃいけないという先ほどの答弁でありましたから、池も可能なのかなと、僕の聞き違いですか、それじゃ駄目なんですか。

○市長（下平晴行君） 親水公園の設置でございます。

○12番（丸山 一君） いろいろと申し上げてまいりましたけれども、先ほどの教育長が心配されているとおり、今の子供たちは、そういう経験をする場所が無いんですよ。ですから、僕らが小学校高学年、中学生ぐらいになった時には、その当時は釣り竿もなかったわけですから、古参（こさん）竹を切ってきて、焼き伸ばして真っすぐして、それで魚釣りをやっていた。僕らは、目的の所にぴしゃっと入れられるぐらいの技術向上、実際僕らは、そういう技術を持っていたんですよ。

今の子供たちは、例えば、フナ釣りをするにしても、ボラ釣りにしても、エビ釣りをするにしても、そういう技術を誰も教えてくれる環境もないし、人もいないんですよ。ですから、今の子供たちには、何もそういう所の経験値が無い。しかも、前の朝日新聞でも見たことがありますけれども、公園に連れて行っても、男の子供たちが木に登ることもしない。当時の引率された先生たちが嘆いておられましたけれども、実際現実そうなんですよ。

ですから、僕とすれば、いろいろ子供たちが経験する場が欲しいなということで、僕がまだ元気なうちは、いろいろ技術の伝導というのはできますけれども、僕もいつまで生きているかわかりませんから、できればなるべく早い時期にそういうことは対応していただければと思います。

再度、市長をお願いします。

○市長（下平晴行君） さっきから言いますように、ここは臨海工業団地という位置付けをしておりますので、そこは理解していただきたいというふうに思います。

[丸山一君「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

次に、5番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○5番（青山浩二君） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、真政志の会、青山でございます。

今日は6人ということで予定されておまして、また、今はかなりのハイペースで進んでいますので、このペースを乱さないように、しっかりと質問してまいりたいと思います。

昨日と今日、鹿児島県においては、公立高校の入試が行われております。本市の五つの中学校の3年生も将来の自分の夢をかなえるために、志望校を受験しているわけでございますが、もうこの時間帯になりますと学科は終わりました、今は面接の時間だというふうに思います。

全ての受験生には、これまでの努力の成果を十二分に発揮してもらって、本当に頑張って欲しいと、一受験生の保護者として思うところでございます。

さて、今回この庁舎移転計画問題について、多数の同僚議員の皆さんが質問をするのではないかというふうに思っておりました。案の定、私を含め7人もの方々が同じ内容の通告をいたしております。

私は、多数の同僚議員が同じ内容の質問をすれば、その方々の質問、そして、それに対する市長の答弁を聞けば、市長をはじめ当局が推し進めようとしていることは分かるのではないかというふうに思い、通告書を出すべきか、出さないでおくべきか、若干迷いはいたしましたが、やはりこれだけの議員が質問をするということは、この問題が全市民を巻き込んだ大きな問題であること。そして、市民の関心度が圧倒的に高いこと。

そして何より私自身、6月には賛成票か反対票を投じなければなりません。その判断材料にするためにも、今回質問をしなければならぬと感じ、通告書を提出することといたしました。

私は、この問題の質問者の中では、7人中6番目になりますので、私の聞きたいことは、ほぼ前の方々で出尽くしております。

そして、ほとんどの質問が重複すると思いますが、市長におかれましては、1人目の質問者のつもりで答弁をお願いしたいというふうに思っております。

市長は、去年の市長選挙公約の中でも、この問題は1丁目1番地であり最上位に掲げているというふうに思います。それは政治家にとって非常に大事な部分であるのは、私も十分理解はしているつもりでございます。

その市長の思いと、その思いを支援する市民の方々、また逆に、そうは思っていない市民の方々も多数いるわけでございます。そこをしっかりとクリアにすることによって初めて一步前に進むことができると思っておりますので、誠意ある答弁を、そして理解を得られるような答弁が必要になってくると考えますので、そういった部分を踏まえての答弁をお願いしたいというふうに思います。

そこでまず、この本庁舎移転基本方針の内容を御説明いただけますか。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

基本方針の具体的内容につきましては、移転の方針、移転の考え方、段階的移転計画、移転計画における短期計画の詳細及び移転のタイムスケジュールをお示ししているところでございます。

移転の方針及び移転の考え方につきましては、港や道路などの飛躍的な発展が見込まれる本市の状況と、今後、更に発展するためには、まちづくりの拠点として本庁舎の移転が必要不可欠であるということや、段階的移転計画として管理部門等の移転を優先的に実施し、市民サービスの向上を踏まえた配置計画及び支所の有効活用について、お示しをしているところでございます。

段階的移転計画につきましては、2021年1月1日を管理部門等の移転時期とした短期計画、移転後5年程度を目標に本庁全体の移転を目指す中期計画、庁舎の耐用年数を考慮して新庁舎建設に向けた長期的な構想を検討する長期計画の3段階の計画としたところであります。

更に、今回の基本方針では、短期計画における具体的配置計画や本庁及び支所の行政組織についてお示しをし、2021年1月の移転時期までの具体的なタイムスケジュールについてもお示しをしているところでございます。

○5番（青山浩二君） はい、具体的内容は分かったところでございます。

それでは、市長、この庁舎移転計画に対する市長の思いというものをお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは今までも説明しましたとおり、東九州自動車道、都城志布志道路等、そして、港の整備等々が進む中で、やはり今までの状況でいいのかということでの取り組みとして、まちの活性化を図るためには、やはり本庁舎を志布志支所に移転して、そして人と人の交流、ヒト・モノ・カネ・情報の機会を頻繁にすることで、行政と商工、行政と観光、行政と港湾との連携をしっかりと取っていくと。そして、その中でタイムリーな情報発信、そしてスピード感ある取り組みができるんじゃないかということで志布志支所に拠点を持っていこうという考え方でございます。

そういう大きな考え方は、そういうことでございますが、それと合わせて志布志市役所自体の機構改革もしていかなきゃいけない。これは御承知のとおり、少子高齢化が進む中で人口はどんどん減っていく、やはり交付金等も減少して少なくなっていく、その中で、どう人口を増やしていくのか、そのために先ほど言いましたように、そういう人と人の交流を含めて関係人口等々の取り組みをしていって活性化を図ろうという考え方でございます。

○5番（青山浩二君） はい、市長の強い思いというものは、分かりました。

では、基本方針の中身に入る前に、もう1点だけお聞きしたいと思います。

今回7人もの議員が通告書を提出いたしました。市長は、これぐらいの人数の通告は出ると予想されておりましたか。それとも、多いなというふうに感じられておりますか。

○市長（下平晴行君） 私は、これぐらい、これぐらいとは失礼ですが、多分質問されるだろうなという予測はしておったところでございます。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

それでは、基本方針の内容について細かく質問をしていきたいと思っております。

その基本方針の中で、過去の合併協議会での協議結果が示されております。平成15年4月に松山町、志布志町、有明町、大崎町の4町で曾於南部合併協議会が設置されました。その中で事務所の位置に対する協議の中で、各町からの交通事情を考えると、人口重心や地形の中心位置の有

明町と考える。そして、調整方針案では「新市の事務所の位置は、現有明町役場の位置とする。なお、松山町、志布志町、大崎町のそれぞれの役場に総合的な機能も持つ支所を置くものとする」となっております。

それから、その後、平成16年1月に大崎町が離脱し、同年4月に残りの3町で南曾於地区合併協議会が設置されております。その中でも事務所の位置に対する協議で、「曾於南部合併協議会での決定事項を尊重するべきとの意見で一致した」となっており、調整方針案では「新市の事務所の位置は、現有明町役場の位置とする。なお松山町、志布志町のそれぞれの役場に総合的な機能を持つ支所を置くものとする」となっております。

こういう背景を踏まえて、当時の合併協議会での決定事項を尊重し、踏襲する考えはなかったのか、まずお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 地方自治法第252条の2の2第5項において「普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようしなければならない」と規定されていることから、本市の新市まちづくり計画において、「本庁舎については有明町役場を本庁舎とし、新市の事務所を置くこととします」と規定されていますので、計画に基づいて実施されたものでございますが、合併して13年経過し、志布志市を更に発展させようと志布志支所への本庁舎移転を公約に掲げて今回当選させていただきましたので、新たなまちづくりを推進するために提案をするものでございます。

○5番（青山浩二君） 私は、この基本計画を見たときに、今のこの庁舎体制を維持しながら、長期計画1本に絞って20年後をめどに新庁舎を建設することはできないものかというふうに思いましたが、市長におかれましては、そのような考えは全く無かったんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、人と人の交流、そしてヒト・モノ・カネ・情報が頻繁に行き交うことで、まちの活性化、そして行政と身近で商工、港湾、観光、そういうつながりを深く持つことで活性化が始まるだろうということで、そこは考えていないところでした。

○5番（青山浩二君） 本庁舎移転の方針の中では、今後、志布志市が発展していくためには、今市長が言われるように、経済発展の核となる拠点が必要である。拠点を中心に人と人との交流、ヒト・モノ・カネ・情報が交流することで、大きな経済効果が発生する。商港と行政、行政と観光、行政と港湾企業が密接に連携することによりタイムリーな情報発信と、スピード感ある施策の推進ができると、その拠点が市役所であるというふうに示されております。

私は、これは今ここの有明本庁で十分果たされているんじゃないかなというふうに思いますが、これが志布志支所でなければならない理由とは何ですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども説明したとおり、人と人の交流、そして、ヒト・モノ・カネ・情報が頻繁に行き交うためには、やはり地方自治法の4条の2項にもありますように、県・国の施設等々、そして病院、銀行、農協、商工会、そういうまちのコミュニティがしっかりできるところであることで、まちの活性化が動き出すんじゃないかということでございます。

○5番（青山浩二君） また、基本方針の中に「地理的優位性のある志布志支所に移転することで、人口増加につなげていく」とも示されております。

この志布志支所に移転すれば人口が増えるという具体的な根拠は何なのか。また、それなりの施策はあるのか、そこをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、地理的優位性、これにいわゆる企業の誘致が、先ほどの臨海工業団地も含めて、また調印式等もしている企業も4社、5社、入ってきていただいているわけでありますので、そういうことを踏まえると、やはり関係人口の前に、志布志市に、やはり魅力あるまちづくりをすることで、外からの人口も増えてくるというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） それでは、次に将来都市像ということで、真ん中の丸印の中に農水・畜産業振興、商工観光業振興、港湾・運輸関連事業振興、近隣自治体・関係省庁との連携推進、企業誘致促進が志布志市の発展につながりますよという意味合いのイラストが書いてございます。

先ほども言いましたように、このこともですね、有明本庁で十分果たされていると私は思っております。この今言ったことが志布志支所でなければならない理由とは何なのか、今一度お示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、東九州自動車道、都城志布志道路、そして東九州自動車道でも日南の方の道路との連携、そして港等との連携、そういう交通アクセスがしっかりしている場所と、そして特に今後港の整備がされていく中で、港をどう活用していくかということも含めて、やはり行政と港の連携をしっかりとっていかなきゃいけない。ですから、ここにありますように、近隣自治体との連携、それから関係省庁、こういう先ほど国・県の機関と言いましたけれども、そういう連携もしっかり取れるという場所が必要であるというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 大体市長が思っているということは分かったつもりではございますが、次に、本庁舎移転の考え方ということで、短期計画では庁舎のスペース、容量的な制限があることから、市長室、副市長室、管理部門及び港湾商工課を優先的に移転する。ここについては、スペース等のことを考えれば、まあそうなのかなというふうに思いますけれども、その中で議会も管理部門と一体と考え、移転計画に含めていくということが示されております。

私は、執行部と議会は別庁舎でもいいというふうに思っておりますが、なぜ議会も一緒に移すのか、議会は、このまま残れば、それだけ経費も削減できるというふうに思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 私どもは、やはり議会と執行部は一つの連携をとっていくという考え方です。一緒にの方がいいんじゃないかと。これは、おっしゃるようにいつも議会があるわけでもございません。ただ私は、そういう考え方で一緒にの方がいいと。議会の方で、内部で協議していただいて、こっちでもいいということであれば、それはもうそれで、尊重しまして、対応していきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） また、昨年7月に湧水町に視察に行っているようでございますが、そこは議会と執行部は別庁舎であったように示されております。

そこを視察に行つての感想というものをお聞かせ願えますか。

○総務課長（山田勝大君） 湧水町の視察については、私も行きましたので、状況について報告させていただきたいと思ひます。

湧水町は、合併協議で本庁を栗野庁舎とすることが決定したところでありました。栗野庁舎に町長部局を集約すると、スペースの関係上、議会の配置が困難になったことから、旧吉松庁舎の3階が議会専用フロアになっているということで、合併当時の18名の議員定数を受け入れることが可能であったため、議会と執行部を別庁舎に配置することが決定されたということでありました。

合併時に栗野庁舎の議場を事務室に改修したということでありました。議会、それから住民の方から同一庁舎への移行の議論は、栗野庁舎の構造上の問題ということで認識されておられ、これまで同一庁舎へという意見は無いというようなことでもございました。

以上です。

○5番（青山浩二君） はい、状況は分かったところでございます。

そのことを受けて、市長も報告をいただいたというふうに思ひますけれども、市長の率直な感想というのは、どのような感じを受けましたか。

○市長（下平晴行君） そういう議会と離れても何ら問題無いというようなことのものでございますので、それは私がこうした方がいいと決めつけるんじゃないで、今、青山議員からもそういう要望とか指摘がございましたので、それはしっかりと尊重して対応してまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

それでは、次に市民サービスの観点から、地方自治法第4条で「事務所の位置は住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について、適当な配慮を払わなければならない」というふうに定められております。

志布志支所に移転するんだというふうに示されておりますが、私はですね、ここ有明でも適当な配慮を払うには十分な位置だというふうに思ひておりますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども御説明申しましたけれども、銀行、商工会、それから、国・県の機関、そういう施設との連携、企業との連携ですね、そういうのが私は、こちらより志布志支所の方が、はるかに連携は即座にできるというふうに感じております。

○5番（青山浩二君） はい、またですね、市民サービスの向上を重点に考えた配置計画とうたわれてもおります。

これもまた、市民サービスという観点からいっても、この有明で十分果たされているというふうに私は考えますが、市長はいかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、やはり12年間、ここに本庁があつて、今まで何ら問題無くきて

いる状況でありますので、当然そういう流れの中で生活してこられた方は、それで十分だというふうに、今質問がございましたとおりに、私も理解をしております。

しかし、これをもうちょっと活性化を早めることで、税収等々も含めてまちの活性化が図れるんだという考え方の下で、志布志支所の方に移転をしていくという考え方でございます。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

では、段階的移転計画の観点から、「短期計画ではスピード感をもって取り組む」というふうなうたっております。

今回多数の議員からも質問がありますように、私もまだまだ解決しなければならない問題が山積しているというふうに感じております。

なぜ、そんなに急ぐのか、そこまで急がなくても山積している課題、問題をクリアにしてからでもいいというふうに私は思っております。そんなに急がなくても、時間をかけて考えるべき問題、そして時間をかけて解決していかなければならない問題がまだたくさんあると思いますが、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 本庁舎を志布志支所に持っていくということで、7名の方から質問していただきました。ですから何か起こすと、やはりこういうふうな、みんなで議論し合えるという、私は、ここが一番大事なことであろうと思っております。

ですから、職員の皆さんにも、あるいは業者との関係も、意見交換を絶えずやるということで、私はいろんなことが解決できると。これをこのままにしても、本当にこのままずっと12年、13年、14年という流れの中で、何ら変わらないと思うわけですね。こういう問題提起をすることで、私はまちの活性化が、よりできるんじゃないかと、それを早めるということは、そういうことも含めて取り組みをしたいという考え方でございます。

○5番（青山浩二君） それでは、支所の有効活用について、「それぞれの地域の拠点となるような利用を推進し、特に今後の有明支所の活用を図ります」というふうにも示されております。具体策を教えてください。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 具体的なことにつきまして、私の方から回答いたします。

まず、有明庁舎につきましては、有明支所にあった場合でも、九つの課、情報管理課、市民環境課、税務課、福祉課、保健課、農政畜産課、耕地林務水産課、建設課、会計課は、本課が有明支所に残るということになります。

現在の有明本庁の2階の管理部門が移転しますので、この部分につきましては、有効利用を検討しているところでございます。

現在、保健課、福祉課の事務のスペースが狭く、市民相談室等も無いことから有明支所としての有効活用を検討しているところでございます。

現在の具体案としましては、現在の総務課の所に地域振興課を配置し、その隣に福祉課の窓口部門、それから、そお地区障がい者等基幹相談支援センターを2階に配置する計画でございます。また、パソコン研修室等についても設置の検討をしているところでございます。

松山支所につきましては、これまでどおり農業委員会が配置されているところでございます。
支所長兼総務市民課、産業建設課、教育分室も配置してあり、これまでどおりでございます。

○5番（青山浩二君） 支所の有効活用ということで今示されました。何となく分かったような、分からないような感じなんですけど、まあ分かりました。

段階的移転計画につきましては、同僚議員とも様々な議論のやり取りが今回ありました。

確認の意味で、もう1回お聞きしたいと思います。6月の設計予算の提案は、おおよそ幾らぐらいになるんでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 昨年の11月から12月にかけて、概算の予算について積算はしているところでございますけれども、詳細につきましては、まだできていないところでございます。

次の段階で御説明できるように準備をしまいたいと思っております。

説明会で示した1,000万円の事業費の内訳を説明いたしましょうか。

これにつきましては、志布志支所の内部の改修分でございます、2階のハローワーク間仕切り関係、そお地区障がい者等基幹相談支援センターの間仕切り関係、それから3階の応接室の関係、副市長室の間仕切り関係、4階のパソコン研修室の事務所の関係ということで、全体で1,000万円の事業費を現在積算しているところでございます。

○5番（青山浩二君） その1,000万円の使い道、間仕切りとか、そういう所は大体理解はしているんですけども、これと別に、その設計予算が上がってくるということですよ。それがおおよそ幾らになるのかということを知りたいんです。

○市長（下平晴行君） これは同僚議員の方でも質問がありましたけれども、概算予算を6月に議会に提案をする時と同時に、設計予算を含めたものを出したいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） はい、まだ分かっていないということなんだろうけれども、これも同僚議員との議論がありました。来年の3月議会で、今度は工事予算の提案がされるようでございます。

先般ありましたように、6月の段階で概算でもいいですので、工事予算も示さないとなんか分かるか分からない工事の関連予算の賛否を判断することはできません。

今の答弁でいきますと、6月の提案の時は、その3月の工事予算を概算でもお示しできるという理解でよろしかったんですか。

○市長（下平晴行君） 申し訳ございません。これは、先ほど言いました、いわゆる間仕切り等々の予算の概算ということで、全員協議会の方に細かく、その都度分かった時点でお示しをしていきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○5番（青山浩二君） その来年の全員協議会で分かった時点で随時提供いただけるということですかね。それが来年の3月の工事予算についても、6月の定例会には示すことができるのか、できないのか、そこをちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） これは出せません。6月議会に提出するのは、先ほど言いました間仕切り等々の予算を計上して出していきたいという考え方でございます。

○5番（青山浩二君） はい、出せないということですね。分かりました。

それでは、短期計画について少し聞いていきたいと思えます。

短期計画では、職員は何人志布志支所に移動になるのでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 短期計画で職員が何人移動するかということでございますけれども、現在の総務、財務、企画、港湾商工、議会関係の職員と臨時嘱託職員の合計88名が現段階では移るという計画でございます。

それから、志布志支所の地域振興課の、いわゆる10名分が有明の地域振興課へ移るというような考え方になるところでございます。

○5番（青山浩二君） 今、課長答弁でいくと、こちらから88名行って、向こうからは10名こっちに来るとということですね。ということは、志布志支所が78名増えるということの認識でよろしいですか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） はい、そのようなことになります。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

それでは、この78名を足して、短期計画が完結した場合ですね、志布志本庁の職員数は合計で何人になりますか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） その段階で志布志本庁の職員数は210名ということになります。嘱託、臨時職員を含め210名でございます。

参考までに有明では、223名という形になるところでございます。

○5番（青山浩二君） 今の、この職員数を踏まえまして、次の質問に移りたいと思えます。

駐車場問題に移ります。

現在、志布志支所の駐車場、また文化会館裏側の駐車場、それぞれ何台駐車できますか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 志布志支所の駐車場の台数の関係でございますけれども、支所の駐車場の台数は、最大で93台分でございます。

文化会館の東側で、現在職員駐車場として使用している台数が97台分ということになります。

○5番（青山浩二君） では、短期計画が完了したと仮定いたしまして、志布志支所の駐車場は来客用に主に使われると思えますので、ここで駐車場問題が発生しております。この職員駐車場は、どうするおつもりでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 職員分としまして、先ほど申し上げました全体で210人ということになりますので、210台分がいわゆる必要となってくるわけでございますけれども、文化会館の現在東側で利用している箇所が97台分あるということでございます。

現在は、そのうちの50台分ぐらいを使用しているということでございます。

また、文化会館の南側でございますけれども、文化会館と支所との間、ゲートボール場がある所を御存じでしょうか、あずま屋があって、そこの部分について、約70台分のスペースがあると

ころでございますので、現在のところ、ここを活用しまして、職員駐車場という形で計画を協議しているところでございます。

また、職員の一部につきましては、民間の駐車場等を利用している職員もおりますので、全体的に充足するのではないかなというふうに積算をしているところでございます。

○5番（青山浩二君） 職員が210人、単純に車が210台ということですね。

文化会館裏側が97台、東側が70台、合計が167台分、大体40台ぐらい足りないよということに計算上はなるんですけども、この40台分の方々が民間の方を今後も活用、今後というか短期が完了した場合は使われていくということなんですか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 数字で言いますと、そういった形になるところがございますけれども、通勤については、徒歩とか自転車とかバイクで来ている職員もおりますし、民間利用については、詳細にまだ把握していないところですけども、現段階としては、こういった状況で調査しているということでございます。

○5番（青山浩二君） 本当に、もうちょっと事細かく駐車場問題には、取り組んでもらわなければならないというふうに思います。

どう考えても足りないというふうに思いますので、そこはしっかりと調査していく必要があるのかなというふうに思っております。

それでは、中期計画について質問をしていきます。

中期計画は、短期計画完了後5年程度を目標に掲げております。「前倒しもあり得る」という発言も市長はしております。それには、それなりの根拠があつての発言だと思っておりますが、実際、前倒しもあり得るのか、また、それはどれぐらい前倒しを考えているのか。そこら辺をお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） このことは、平成31年度に、いわゆる機構改革もしていきたいと、統合できるなら統合していこうという考え方と合わせて保健所、それから民間の施設の活用が、どの程度できるのか、そういうもろもろの問題が、ある程度解決しますと、少しでも早めに、そういうことができるんじゃないかなという考え方で、前倒しと言ったところがございます。

○5番（青山浩二君） その点については、分かりました。

では、次に環境整備について聞いていきたいと思っております。

短期計画完了で、庁舎内部は、もういっぱいいっぱいになると考えます。

中期計画になると、市民環境課などを含む残りの九つの課が大移動してくることになります。もう庁舎に入るスペースはありませんし、これからまた更に駐車場問題も出てくると思います。どこをどのように活用していくつもりなのか、具体策をお伺いしたいと思います。

民間の周辺施設の活用であったり、保健所、文化会館等の活用であったり、具体的に、どこをどう増改築、民間施設の買い上げ、あるいは賃貸借等、詳しく方針をお話ししていただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、今年の6月議会で承認、3分の2以上の承認をしていただいて

初めて、そのことができるわけでございますので、その後、今もある程度私の方では、そういう話をしているところですが、それをしっかりと具体的に今お示しできませんけれども、流れの中でしっかりとお示しをしていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） その部分だというふうに思うんですね。本当に6月に提案するのであれば、今市長が思い描いている構想ですね、そこら辺もしっかりと、こういう構想を持っているんですよというふうに公開、公開というか、こういう構想を持っていますということをお話ししていただけないと、それ以前の短期計画というのに賛成しかねるという部分が、まだ私の中ではあります。

この中期ですね、それから長期もですけれども、計画をしっかりと立案してからの提案でなければならないというふうに私は思っております。ですから、急ぎすぎているのではないですかというふうに言っているところでございます。

全体像が見えないのであれば、納得しない方々は多くいるというふうに思います。ですので、全体像を示すべきだと、それでもって賛否を問うという形をとるのが、私はいいいのではないかと、いうふうに思いますが、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおりだというふうに思います。

ただ、まだそういう具体的な段階に入っておりませんので、そこはしっかりと前期・中期、前期の段階がクリアできれば本腰を入れて、そういう取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 市長、あくまでも短期計画完了後、短期計画可決後ですね、それをお示しするということの認識でいいですかね。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

それでは、次に長期計画について質問をいたします。

2038年から2048年、今からですと約20年後から30年後のことですが、新庁舎を建設することが目標ですよというふうにも示されております。

そして、「早い段階で基金を造成する」というふうにもうたっておりますが、その早い段階とは、いつぐらいを指すのか。また、基金の財源等についても、どうするお考えなのか、お示しただけですか。

○市長（下平晴行君） 基金の造成につきましては、市全体の公共施設の維持管理と併せて考える必要があります。

本庁、支所をはじめとした本市の公共施設の個別管理計画が策定され、施設の維持管理等の費用が算出され、本市における適正な公共施設の規模等の全容がある程度見えた後に必要な経費と積立額について考えることになろうかというふうに思っているところでございます。

○5番（青山浩二君） 私は、冒頭でも言いましたが、現在の庁舎体制を維持しながら、この長期計画一本に絞って、そして、基金を1年でも早く造成し、未来に備えるべきだというふうに考

えております。

これなら、万人が納得する計画だと、私は個人的には思っておりますが、市長は、この計画の見直しを考えるつもりはないでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、基金は、できるだけ早めに対応していくということでない、期間を長くすることで、年間当たりの額自体も少なくなるわけでありますので、おっしゃるとおり、そのように取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 基金のことについては、御答弁いただきましたけれども、この計画の見直しについて答弁をいただいております。計画の見直しを考えることはできませんか。

○市長（下平晴行君） 前、質問がございましたが、やはり財政的なことを考えると、早急に本庁の建設ということでは、無理じゃないかなというふうに考えているところです。

○5番（青山浩二君） 市長、私が、この計画の見直しというのは、ちょっと私の伝え方が悪かったかもしれませんが、この基本方針全体の計画の見直し、これを考え直すことはできないかということで質問したところでございます。

○市長（下平晴行君） はい、見直すことは考えておりません。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

それでは、次に行政組織について質問をしていきます。

短期計画完了後は、志布志本庁と有明支所とで市長部局が分かれてしまう事態が起きます。

先般、同僚議員とのやり取りでもありましたが、業務に支障は本当に来さないのか、報告・連絡・相談等がスムーズにいくと思われませんか。

○市長（下平晴行君） 現在も本庁、支所が役割を担いながら機能しておりますので、本庁移転後においても、特に支障は無いというふうに考えております。

有明支所には、地域振興課を配置して総務、財務、企画、港湾商工の窓口として機能をいたします。

決裁等についても、毎日本庁、支所間の文書の送致をしております。これまでどおりの対応で、何ら問題無いというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

それでは、次に中期計画完了後のこととお伺いしたいと思います。

本庁機能が完全に志布志本庁に集約されます。そうすると有明支所のスペースについては、かなりの空きスペースが出てきます。

また、別館においても、かなり空きスペースが出てきますが、こういった空きスペースの活用方法をお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、空きスペースが出てくるわけですが、このことについては、いろいろな先進地での事例等もございますので、どういうものをここに設置したらいいのか、そこら辺は、これから十分協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） はい、何回も繰り返しになりますけれども、そういった計画も事前に欲しいというのが、本当の実感でありますので、何とか、もし市長の中で、こういうふうに構想を練っているよというのがあれば、どんどん情報を出していただきたいというふうに思っております。

それでは、本庁舎移転検討委員会について質問していきます。

この検討委員会は、課長級全員で構成されているということは、この議場にいらっしゃる方々全員ということになります。

市民目線を大事にされている市長なのに、なぜ市民代表者を委員に入れなかったのか、私は不思議でなりません。先般、同僚議員からも御指摘があったと思いますが、なぜ市民代表者を入れなかったのか、そこをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本庁舎の在り方につきましては、私が就任する前まで志布志市庁舎等の在り方研究会が、提言を取りまとめたという経緯があるところでございます。

私としましては、平成30年3月の所信表明におきまして、政策の大きな柱として、本庁を志布志に置くことと表明したところであります。この方針を推進するために、志布志市本庁舎移転検討委員会を設置したということでもあります。

この設置の趣旨につきましては、本庁舎を志布志支所に移転することについて検討するというものでありますので、内部での検討委員会を設置したということでございます。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

この委員会は、今後も継続されることになると思います。同僚議員とのやり取りの中でも、今後は市民代表者も委員として入れるというふうに答弁されておりますが、その認識でよろしいでしょうか、今一度確認です。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、検討委員会は所信表明に基づいて設置したということで、検討委員会の協議結果を基に基本方針を策定して、まちづくり委員会及び市民説明会において幅広く市民の皆様からの意見を伺いながら、本庁舎移転への御理解と御協力が得られるよう、丁寧な説明を行ってきたところでございます。

中期・長期計画の具体的な検討手法につきましては、まずは短期計画である管理部門等の移転がなされてからの話になるかと思いますが、専門的な技術や市民の皆様の見解を反映できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 委員として入れるというふうに、今ちょっと言われなかったんですけれども、委員として市民代表者も入れていただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、専門的な技術を有する人、それから市民の皆様の見解を反映できるような形で市民の皆さんにも入っていただくということで取り組みをしていきたいというふうに思います。

○5番（青山浩二君） はい、それはあくまでも短期計画完了後ということの認識でいいですか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

なるべく、たくさんの市民の方々が入ることを望むものでございます。

では、検討委員会での検討経緯について、お聞きしたいと思います。

昨年5月7日に第1回目の委員会、5月28日に2回目、7月13日に3回目、10月9日に4回目、11月30日に5回目、これまでに全部で5回開催されております。この検討委員会ですが、会議録というものは存在しておりますか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） はい、検討委員会、また部会での会議録は作成しております。

また、市長へ報告しているところでございます。

○5番（青山浩二君） では、どのような会議だったのか、どんな問題が、どのように解決をしていったのか、その経緯を知りたいわけですが、この会議録は公開はできませんか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 検討経緯については、時系列に少し説明したところでございますけれども、内容の公開につきましては、検討の段階であるというようなことから公開は考えていないという形でございます。

○5番（青山浩二君） そうですね、そういった情報をですね、たとえ委員会の開催中、まだ完結していない委員会であったとしても、情報公開することが、市民の理解を得ることへの第一歩だというふうに私は思いますが、いかがですかね。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 公開につきましては、基本的に志布志市の情報公開条例の第7条の規定に沿っているところでございまして、市の機関の内部審議、検討・協議に関する情報ということで、公にすることによって率直な意見の交換とか意思決定の中立性とか、市民の間に混乱を招くような恐れがある場合に該当する可能性があるというようなことから、現在は公開しないという考え方に立っているところでございますけれども、私どもとしましては、その検討の経緯とか、そういったものについては、しっかり説明していきたいと思っておりますし、また決定しております基本方針の内容については、どういった考え方で作成されたものかということについては、十分説明をしていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 情報公開というところも、そういった情報が私たち、そして市民の方々に公開されることによって、共有している問題をですね、ああこうやって解決しているんだということが、そういう姿勢が見えれば市民の方々も、私たちもそうですね、ちょっとでも理解が進むのかなというふうに思いますので、公開できないのかなと思ったところでございます。

あと、保健所等関係機関とのやり取りですね、ここは昨日、ちょっと私もここを詳しく聞きたかったんですけども、岩根議員の方でやり取りがされましたので、この関係機関とのやり取りというところは割愛していきたいと思えます。

今、基本方針について、細かく聞いていきました。先般ありましたように、あまりにもページ数が少ないという印象と、内容も薄いという印象が拭いきれません。100ページぐらいという話もありましたが、本当に万人が納得いくような基本方針の示し方というものを再考していただきたいと思えます。100ページ分の冊子ができたら、また100ページ分の質問が出てくるわけござ

います。そうやって、お互いが納得するまで議論を深めることによって、解決の糸口が見えてくるというふうに私は思っております。

先ほども、ちょっと質問しましたけれども、この基本方針について再考するお気持ちがあるのか無いのかも含めて、市長のお言葉をいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） これは、昨日の議員の質問の中でもお答えしたところでございます。

内容をもうちょっと詳しくということでございますので、そこは今おっしゃったように再考していきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 内容の再考ということで、今お言葉をいただきましたので、そういった変更箇所が出ましたら、速やかに私たちの方にも情報提供というものをいただきたいというふうに思います。

それが本当に賛否を決める判断材料ということにつながっていくと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に本年1月31日から2月5日にかけて開催されました市民説明会について聞いていきたいと思っております。

市長の政治信条である市民目線という立場から、この説明会、どのように受け止めて、そしてまた、どのように今後生かしていくのか、昨日、岩根議員とのやり取りもありましたが、3地区それぞれ市長の感想を今一度お聞きいたします。

○市長（下平晴行君） これはその前に、まちづくり委員会に昨年の12月に第1回目を、そして1月に第2回目を開催して、基本方針の概要及び市民説明会の開催についての説明と基本方針に関する質疑をお受けしたところでございます。

また市民説明会につきましては、今ありましたとおり市内3か所で開催し、市民の皆様から多くの貴重な意見をいただいたところでございます。

議員御指摘のとおり説明会では、市民の皆様から賛成の立場、反対の立場での様々な御意見を出されましたが、その一つ一つに対して誠実にお答えをし、志布志市が今後大きく発展するためには、経済発展の拠点が必要である。その拠点づくりのために、最優先課題が本庁舎の移転であることをお伝えしたところでございます。

まちの活性化には何が必要かという観点から本庁舎移転の重要性についての理解を深めていくために、今後も引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

その地区ごとでございますが、松山地区においては、質問の中に加世田元町長が、やはり志布志と合併したのは港があると、将来を考えたら、やはり志布志と合併した方がいいというような考え方は、これは質問の中でも話がありました。そういうことで、大方の方々が、やはり志布志支所の方がいいと、賛同できるというふうに私は受け取ったところでございます。

志布志地区についても、大方の方が賛同をしていただいたというふうに思っております。

有明地区については、恐らく、12年間本庁がここにあったために、やはり市民の皆様さんについては、無くなるとのことでの不安が先にいかれているんじゃないかなという感じを受けたところ

でございます。

○5番（青山浩二君） それでは、3地区全体を通して、この市長の説明会、一定の理解を得られたと市長は思いますか。

○市長（下平晴行君） 私の思いでは、得られたというふうに感じております。

○5番（青山浩二君） そこは、昨日岩根議員もおっしゃられましたけれども、個人の受け取り方ですので、私も市長と少し違う感想かなというふうに思うところでございます。

私は、志布志会場には行くことはできませんでしたが、松山会場が市長は「ほぼ賛同」とおっしゃいましたが、私も岩根議員と同じ意見、半々だったんじゃないかなという感想を受けました。

有明地区については、「不安がある」という市長の感想、そうですね、その不安イコール反対ということにつながるか分かりませんが、大方反対だったのかなというふうに感じました。

これもあくまでも私個人の感想でありますので、ここで止めておきたいというふうに思います。

それでは、説明会のことで聞いていきたいと思います。この説明会では参加者にアンケートを書いていただいたと思います。午前中もやり取りがありましたけれども、参加者と市長のやり取りは、細かくホームページにアップされておりますが、このアンケート結果については、公表されておられません。なぜでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 3か所で行いました市民説明会につきましては、その開会の前に、本日の内容はマスコミ等にも公表しますということで、参加者にも理解をいただいておりますので、その質問とか意見につきましては、会議録にまとめまして、ホームページ上で公開しているところでございます。

ただアンケートにつきましては、今後の説明会や移転準備を進める上で参考にさせていただきますという形で協力をお願いしたところでありました。たくさんの方に協力をいただいたところでございましたので、アンケートの集計結果の概要ですね、時間のこととか、内容のこととか、どうだったかということについては、何らかの紹介をしてまいりたいと考えているところでございますけれども、各個人の意見等については、ホームページでの公表については差し控えたいというふうに考えているところでございます。自由な意見が書いてございましたので、そこについては配慮したいと思っております。

○5番（青山浩二君） 今課長が、最後に自由意見欄というところをちょっと述べられましたけれども、私としては、この自由意見欄、ここを見たかったわけでございます。

市民の皆さんが、どんな意見をお持ちなのか、そこが知りたかったポイントでございました。公表されなかったのでしたら、何のためのアンケートだったのかというふうに思ってしまう。アンケートの公表を強く求めますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） アンケートの中身に、個人的な批判的なものも結構ありましたので、これはやっぱり出すべきじゃないんじゃないかというふうに、私、判断したところでございます。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

どこかのタイミングで、そういった批判とか、出してはいけないような情報とかは、黒塗りの部分でも構いませんので、よく国会でありますよね、のり弁のような感じではありますが、市民の方がどんな意見を持っているのかというのが純粹に知りたいわけでございますので、どこかのタイミングで公表していただけたらというふうに思っております。

3月定例会の全協資料の中に「本庁舎移転に関する取り組み状況について」ということで、「アンケート結果を今後の説明会に反映させる」と示しております。

先ほども言いましたけれども、この公表が無ければ、本当に反映させているのか、私には判断がつかないところでございます。今一度、公表を求めますが、どこかのタイミングで出すかというのは、今市長もお話できる段階ではないかもしれませんが、何とか前向きに検討いただけませんか。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほども言いましたけれども、黒塗りという話が出ましたので、内部で十分協議をして、できることを公表ですからしていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） それでは、次に移ります。

市民への説明、それから周知についてお聞きしたいと思います。

これまで、まちづくり委員会、それから3地区での説明会を開催しておりますが、これ以外に説明会を開催する予定はありますか。

○市長（下平晴行君） 昨日もお話をしましたけれども、私、市長移動室で先手管理ではございませんが、出向いて行く、いつでも要請があれば昼でも夜でも出て行って対応したいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今「出向く」という言葉がありました。資料の中にも、今後の取り組みとして「各種団体や任意のグループにも出向く」というふうに書かれておりますが、どのような団体、また、どれだけの少人数、例えると十数人の小さな自治会、こういった所でも対応はしていただけますか。

○市長（下平晴行君） 私は、サロンとか、集落でもそうですし、友達同士の五、六人集まる、そういうのでも、いつでも出ていきますということを言っておりますので、大丈夫でございます。いつでも出て行きます。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

よろしくお願ひしたいと思います。

そして、そこまでしても、まだまだ説明・周知は足りないのではないかとこのように考えております。今は、ネット社会でもございます。一つの提案でございますけれども、例えば、説明会で樺山課長が冒頭説明した、ああいった部分を録画して市のホームページに動画を載せるとか、例えば、YouTube等に載せるとか、あるいはケーブルテレビで一定期間放送してもらおうとか、様々なメディアを活用して、周知・説明する方法もあるかと思ひます。そうすることによって若年層、それから、もしかすると高校生も多数見ることが可能になってくるかというふうに

と思いますが、このような周知をしてみてもというふうに思いますが、市長、いかがですかね。

○市長（下平晴行君） いい案ではございますけれども、これは受ける側が、もう決定しているのかどうかとか、判断の仕方が、やはりそこで見て実際会って話をするときには質問が来るわけですね、どげんなっちゃうとかという、ところが、今おっしゃったこういうケーブルテレビとか一方通行でいきますので、かえって私は、変なふうにとったりしてしまうんじゃないかなというふうに思いますので、そのことについては、しない方がいいんじゃないかというふうに思います。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

それでは、次に移ります。

志布志会場のことでございます。これも先日やり取りがありましたが、鹿大教授の助言の件でございまして。「本庁舎が有明にあった場合と、志布志にあった場合の様々なデータ提供を依頼したことがあった。どこの自治体も少子高齢化が進む中で、このまま本庁を有明に置いたままでは、まちの疲弊は早くなる」という助言をいただいたという部分でございまして、この分析結果については、この言葉をそのまま聞けば、私はあまり気分のいいものではございません。

そして、そこまで、その教授が言い切るには、それなりのデータを示すべきだというふうに思いますが、その教授にデータを示すようお願いできないものか、それができなければ、私は、この分析結果は素直にうのみにはできないというふうに考えますがいかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、一般的に見てもそうなんです、やはりコミュニティがしっかりまとまって、まとまるというか、コミュニティがしっかりしている所が、いわゆるまちの活性化があるんだと、特に、これから少子高齢化がどんどん、どこの自治体も進んでいく中で、本庁がこういう所にあるのと、本庁が志布志市街地にあるのとは、これは全然違ってくる。その人は地方財政、地方行政の専門の先生でございました。言いましたようにデータは相当な期間かかると、人口の問題、お金の問題、いろいろなことがかかるから、それは出せませんと、早急には出せないということで、何年か分かりませんが、私お聞きしたのは、おととしの10月か11月頃だったように記憶しております。そういうことで、データは出せないということでございます。

○5番（青山浩二君） はい、私は、その教授は、いろんなデータを分析した結果、この結論が出たのじゃないかなというふうに思ったわけですね。

結論を出す時には、もうデータは出そろっているんじゃないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志市の状況、今すぐ見れますので、状況を見たときに港周辺、志布志支所周辺と港周辺、それから有明、松山周辺を見たときに、こうおっしゃいました。「全体を見たとき志布志市のコミュニティがしっかりまとまっていると、だから、ここに」という、先ほどの、それを地図を見て説明してもらったということでございます。

○5番（青山浩二君） 教授は、地図を見て判断したと、目視で判断したということですかね。

○市長（下平晴行君） 多分ですね、電話でしたけれども、志布志の状況をすぐ察知されている、地図なのか何なのか分かりませんが、そういうのを見て、「そのとおりですね」と、「このとおりです」というのを即座に話をしていただいたということでございます。

○5番（青山浩二君） 地図あるいは何を見たか分かりませんが、とにかく地図を見て勘でもの言ったというような感じなのかなというふうに受け取ります。後付けとして、データを後で出しますよというふうにしか、ちょっと受け取れないんですけども、鹿大の教授ですので、あまり私も大きいことが言えませんので、データがあれば出していただきたいと、そのデータによって、こうなんですよというふうな分析の仕方が望ましかったのかなと思います。

それでは、次も志布志会場です。

中期計画に「各支所の活用も整備する」とありますが、「有明支所は建物と土地にかなりの余裕があるが、大崎町の有明高校跡地のような利活用を検討して欲しい」という質問に、市長は「活用については考えているので、その件については待ってください」というふうに答えております。

先ほどもお聞きしましたが、どのような考えを持っているのか、今一度お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 考えを持っているというのは、こういう志布志市のまちの経済を見た時に、ここの場所が何が必要なのかということで、具体的に何ということとは言えませんが、ここは十分活用ができる、高速道路、都城志布志道路からも含めて、それから国道220号線等々です。そして静かであるし、そういう企業がいっぱいあると思います。そういう本当に、この地にふさわしいような企業なのか、そこら辺は具体的に分かりませんが、そういうものが来ていただくような取り組みをしてみたいというふうに考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 市長もそういう壮大な構想を持っていますよということであれば、どんどん情報提供してもらえたらというふうに思います。

松山会場です。松山会場で大震災による津波のことについて聞かれておりました。ちょっと読み上げていきます。「東北大震災の時に町役場が津波に流され三十数名の職員が亡くなりました。現在の志布志支所は、がけ下にあり庁舎の規模としても有明庁舎の方が大きい。また駐車場も比喩にならない。港湾のことを考えると、その近くにある志布志支所を何とかしたいかと思うが、標高が数メートルしかない所に東北大震災のような津波がこないとも限らない。基本方針では、2038年頃に新庁舎の建設を計画しているが、その前に津波が来る可能性はある。現在の志布志支所に本庁を置いて津波が来た場合、果たして対応できるのかということと、本庁を志布志に移転するよりも、高台の方に新庁舎を建設した方が、誰も反対はしないと思う。現在の志布志支所を活用するとして、スペースの理由で文化会館などに分散した場合、本庁機能が維持できるのかという疑問がある。それよりもお金はかかるが、新庁舎を建設して災害に強い志布志市としての本庁体制をとれないのかというふうに思う」というのが、松山で出た意見でございました。

この方の意見も、私の長期計画一本でいくことはできないかという考え方と合致しております。本当に、こう思うんですけども、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、やはり財政、いろんな問題がありますので、短期・中期・長期という形で進めさせていただきたいというふうに思います。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

それでは、今の方への答弁で市長が、このように答えております。

志布志支所の標高は12m、国が想定する津波の想定は7m、このことから判断すると現在の志布志支所については問題無いと考えていますよというふうに答えております。

今回、南海トラフの大地震による津波被害について様々な議論が同僚議員とされております。ですので、私は、この点につきましては1点のみ、どうしても聞いておきたいところをお聞きしたいと思います。

最大津波7mということですが、私は7mでは済まないというふうに思っております。7mの津波が押し寄せる、それには海面よりも下の物体の体積部について、その分海面が上昇することになります。

また、様々な障害物による海面の上昇も考えられるというふうに思います。ちょっと調べたんですけども、アルキメデスの原理ということで御理解いただきたいというふうに思います。簡単に説明すると、お風呂を想像していただければ、お風呂にお湯を入れて、私たちが入りますよね、そしたら水かさが増しますよね、このことを言っているんですけども、ここは計算済みなのか、それとも、ここの割増率も踏まえての最大7mということを示しているのか、そこをお答えください。

○危機管理監（河野穂積君） はい、お答えいたします。

現在の想定でございますけれども、鹿児島県が公表いたしました地震等災害被害予測調査、これは通常の浸水深、いわゆる地面からの浸水が何メートルあるということでの公表をされているというふうに認識をしております。

この災害被害予測調査といいますのは、平成26年2月に公表されております。その後、平成28年に「水害ハザードマップの作成の手引き」というのが改訂になっておりまして、津波に関しましては、基準水位を用いて計算すると、設定するというふうになっております。この基準水位といいますのが、今議員がおっしゃられました通常の浸水深に加えまして、建物でありますとか、そういったものに波がぶつかった時の水位の上昇、せき上げ量とか言ったりしているんですけども、それも加味することというふうになっているようでございます。

このことにおきまして、平成28年に本市で独自に津波・河川等の浸水予測調査というのを実施しております。この結果でございますけれども、県が今示しております浸水想定区域と、新たに本市でやりました浸水想定区域、志布志支所周辺では、さほど変わりはないというような結果になっております。ただ想定外というものをどこまで想定するかということになりますと、我々今県でもですし、この想定した最大津波高さでの対応ということで港湾でもやっておりますし、我々も、そこからスタートしておりますので、基本的には、その想定されている最大津波高さで対応していくというのが基本かというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今、危機管理監の答弁によると、そこら辺も考慮しての7mですよという理解でよろしいですか。

○危機管理監（河野穂積君） はい、今のところは、そういう認識でおります。

ただ、県が公表しました平成26年2月から、また2年後に手引きが改訂されておりますので、今後、そういった手引きが改訂されないと限りませんので、またその時には、その基準に基づいて想定をやり直すということにはなろうかと思っております。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

また様々に県の手引きとか変わる可能性がありますので、随時最新版の情報を私たち市民に知らせていただきたいというふうに思っております。

松山会場です。市長の答弁の中で「過疎化は市街地中心部から離れると、より進行の度合いが高くなる。そのため松山地域、有明地域、志布志地域それぞれの地域の状況に応じた対策が必要と考える。一極集中型になると、そのまちの衰退は早くなる」というふうに市長が述べております。「一極集中になると、まちの衰退は早くなる」というふうに市長は認めております。そういうふうに思っているけれども、それでも志布志に本庁を持っていかれるんですか。

○市長（下平晴行君） これは、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりをしていこうという考え方です。松山町、志布志町、有明町というんじゃなくて、いわゆる園芸振興の取り組みや、やっちくの熱い思いの地域づくりの松山地域と、それから、茶業振興の取り組みや開拓精神、歴史を引き継ぐ有明地域、そして商店街や港を活用した交流拠点と雇用促進の核となる志布志地域と、こういう地域の特性を生かすことによって、その地域が活性化されるというふうに私は思っております。

いろいろなものがある所に一点に集中されると、これは活性する部分が、例えば農業であったり、そういう部門が薄れてしまいますので、今言ったようなことを基本に地域のそれぞれの特性を持った、それを生かした地域づくりをしていきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

今回、基本方針を軸に、そして説明会に参加して思ったことを素直に質問してきました。

その中で思うことは、やはり中期計画・長期計画の具体性に欠けるということ、と同時に判断材料が少なすぎるということが挙げられると思います。

そして、多くの市民は賛成をしていること。また、それとは逆に多くの市民は反対をしているとも言えると思います。

私は、この反対している市民の方々へも批判を覚悟の上、自ら飛び込んで説明をするぐらいの覚悟がないと前に進まないと感じております。辛い説明会にはなるとは思いますが、そのような飛び込んでいく取り組みをしてみたいかがですかね。

○市長（下平晴行君） はい、これはもう絶対避けて通れないことですので、私は率先して説明会に参加をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） また、それと同時に、先ほどの繰り返しにもなりますけれども、基本方針の見直しも私は主張いたします。

短期も含め中期・長期計画も今一度具体的に考えていただき、それをもって再度提案をするぐらいの立ち止まりが必要だと思います。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどもありましたように、基本方針を具体的に、しっかりと分かるように作成して市民の皆様にも丁寧に説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

再度作り直す部分については、しっかりと具体的に作っていただきたいというふうに考えております。それを見て私たちが判断、そして市民の皆さんも判断していきますので、よろしく願いしたいと思います。

実は、この問題が下平市長になって提案されるまでに至っての背景には、私たち、実は議員の側にも責任の一端はあるんじゃないかなというふうに感じております。

これは決して下平市長の、この提案が100%悪いという意味ではありませんので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

なぜ私たち議員に責任があるかといいますと、前市長時代、私たちはこの問題に対し、よくも悪くも何もアクションを起こしていなかったこと。前市長に対して当時から基金の積み立てを促して、20年後に新庁舎を建設するんだということを決定しておけば、市を二分するような、このような問題は起きなかったんじゃないかなと、最近つくづく思うわけでございます。

そういうことも踏まえて、どこか人任せ的部分があったんだと、最近反省して自問自答しているところでもございます。ですから、そういう面も含めまして、今一度この問題と真剣に向き合い、可否を判断していこうというふうに思っております。

最後の質問になりますけれども、仮定の質問で、市長に申し訳ございません。

仮に下平市長が市長になる前に、前市長時代でございますけれども、基金の積み立てが開始されて、例えば2030年あるいは2035年というところをめどに、上の台地に庁舎建設を建てるのが決定していたというふうに仮定します。その後、下平さんが市長になられたと仮定したら、この庁舎問題には、どのように向き合いましたか。

○市長（下平晴行君） これは、上の台地と申しますと、交通アクセスの関係、そして志布志市が港と道路の関係等々を含めて、私は何も反対することはなくて、それは賛同していたというふうに思います。

[青山浩二君「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

15時20分から始めます。

○
午後3時08分 休憩

午後3時20分 再開
○

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、8番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○8番（小辻一海君） 皆さん、改めまして、こんにちは。8番、公明志民クラブの小辻一海でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、先に通告いたしました3項目について質問いたします。

今回は、質問者14名の最後から3番目ということで、大変待ち長かったところです。

本日は、あと1人質問者が控えていらっしゃいますが、市民の代弁者として貴重な時間をいただきましたので、じっくり持ち時間をいただきまして、いっぱい張り切って質問してまいりますので、執行部の誠意ある明解な答弁をよろしくお願いします。

本市は、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者も、その家族も住み慣れた地域において健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるよう地域包括ケアシステム推進のための取り組みを着実に実施するため、平成30年を初年度として、平成32年度までの3か年を対象期間として、昨年の3月に志布志市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定されています。これは団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた計画となっておりますが、その内容を少しお示しいただき、あわせて高齢者福祉対策について、市長の基本的な考えをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

本市における高齢者施策につきましては、第2次志布志市総合振興計画の「基本目標4生き生きと笑顔で暮らせるまち」の中で位置付け、「健康づくり」、「介護予防」、「就労」、「認知症予防・ケア」などの施策を掲げているところでございます。

また、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「健康増進計画」などの個別計画を策定し、施策の推進に取り組んでいるところでございます。

今後とも地域が支え合い、高齢者が住み慣れた地域で安心して健康で生き生きと暮らせるまちな実現に向けて取り組んでまいります。

○8番（小辻一海君） 市長の高齢者福祉対策についての基本的な考えは理解しました。

では、本題に入っていきます。

介護保険制度についてであります。平成12年度に高齢化率が伸びる中、高齢者の生活を支える仕組みとしてスタートした介護保険制度は19年が経過し、当時に比べてサービスの利用者は年々増加して、高齢者の介護になくてはならないものとして定着してきております。

介護保険制度は、おおむね3年ごとに大きな改正が行われてきており、4年前の平成27年4月からは要支援認定者向けのサービスである要介護日常生活支援総合事業によるサービスが増設され、更に7年前の平成24年4月には、地域密着型サービスの拡充が実施されています。

そこで、昨年4月にも多岐にわたる制度改正がありましたが、その改正の趣旨と概要、合わせて、本市のこれまでの対応についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 平成29年の介護保険法の改正につきましては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを趣旨として

改正が行われたところでございます。

具体的には、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた保険者機能を強化して取り組むこと、新たな介護施設として介護医療院が創設されたこと、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進としまして、高齢者と障がい児、障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスが設けられたことが挙げられます。

○8番（小辻一海君） では、介護サービスが適切に適用されるためには、ケアマネージャーが作成するケアプランの内容が重要になってきます。

今回の改正では、ケアマネジメントの強化が柱の一つとされているようですが、適切なケアプランが作られていることについて、どのように確認しているのか、またケアプランに問題が認められ指摘・助言で変更を求めたものが何件あったかお示してください。

○市長（下平晴行君） ケアプラン点検については、実地指導時の他、介護給付等費用適正化事業で実施しているところであります。

適正化事業は8月と1月の年2回実施しておりますが、市内の居宅介護支援専門員からケアプランを提出していただき、事例を通してより良いケアプラン作成のための検討会を実施しているところでございます。

○8番（小辻一海君） 次に、平成27年からは、介護保険制度の安定化、持続可能性を確保するためとして、所得要件、市民税非課税世帯に加え、資産税等や配偶者の所得により食費、居住費の負担軽減見直しの改正が行われ、昨年の改正では特に収入の高い利用者の負担割合を3割にする改正が行われております。

今後も高齢者数、認定者数、高齢化率、サービス費用は増加していくことが見込まれますので、やむを得ない措置であるとは思いますが、このような改正について、いろいろな手段で周知は行っていると思いますが、利用者や市民からの御意見、要望など問い合わせは無かったものか。また、これによる利用者への影響をどのようにお考えかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 制度改正については、市のホームページ等に掲載していますが、利用者本人への周知は困難なために、ケアマネージャーや施設に散らし等を配布し、周知を図っているところであります。

また、サロン等において、職員による出前講座、今年6回実施して、制度の説明を行っているということでございます。

○8番（小辻一海君） 介護保険サービスは、これまでも様々なニーズに対応するため、多様なサービス種別が設けられるなど、頻繁に制度が変わりサービスを提供する側である介護保険事業者や、そこで働く従業者の方々は大変御苦労されていると痛感するところでした。

今回通告いたしましたので、少し介護保険サービスのことを勉強させていただきましたが、サービスの業種は多く、介護サービス業種を知ることがいっぱい、これに専門的知識となると、これまた大変と担当職員の御苦労に感謝するところでした。

今後も制度改正は続くであろうと予測されますので、介護保険事業者や働く従業者は迷ったり、

利用者とトラブルになったりすることの無いよう十分な周知対応をお願いしたいと思います。

また、利用者に対して説明する際には、複雑で分かりにくくなってきている介護保険制度ですから、丁寧な対応をしていただくように要望いたします。

それでは、複雑になってきております介護サービスの介護老人保健施設、いわゆる老健施設と特別養護老人ホーム、いわゆる特老の違いをお尋ねします。

○保健課長（西山裕行君） 大変失礼しました。

特老につきましては、重度者向けの施設ということでございます。

老健施設につきましては、在宅の復帰に向けた施設ということになっております。

○8番（小辻一海君） ただいま答弁をいただいた老健施設は、入居者、利用者が介護を受けながらリハビリをして、在宅復帰を目指す施設で、ケアプランによって3か月、6か月と短期で退去しなければならないことから、介護を受けながら終始利用できる特老利用を希望されるとお聞きしております。

本市の老健施設の稼働率と利用者の在宅生活への復帰の状況は、どのようになっているかお伺いいたします。

○議長（西江園 明君） 答弁準備のためしばらく休憩いたします。

—————○—————

午後3時34分 休憩

午後3時36分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

○保健課長（西山裕行君） 大変申し訳ございません。

老健施設につきましては、ただいま満床の状態というようなことでございます。

あと復帰状況につきましては、こちらの方では把握ができていないということでございます。

○8番（小辻一海君） はい、分かりました。

平成37年度をめどに高齢者も、その家族も住み慣れた地域において健康で生きがいを持ち、安心して暮らしていけるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスが一体となって支援ができるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みをされていますが、そこで本市の見守り、支え合いについてお尋ねします。

市長も施政方針で述べられていますが、住み慣れた地域で高齢者一人ひとりが地域や生活の中で互いに役割を持ちながら社会参加ができ、安心して暮らせる環境づくりは、自助・互助の推進が重要です。地域住民、自治会、民生委員、NPO、社会福祉協議会などと地域包括ケア体制が組み入れられているかと思いますが、互助ができる社会環境整備は、どのように進められているかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体

制を構築することとされております。

地域包括ケアシステムの構築には、「医療、介護、福祉」の専門職によるサービスだけでなく、高齢者の社会参加を通じた「介護予防」、住民同士の支え合いなどの多様な「生活支援」、生活の基盤である「住まい」、そして高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯が主流となる中で、高齢者本人や家族がどのような生活を送りたいのかをしっかりと考え、そのための「心構え」を持つことが重要であります。

今後も様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」の考え方の下、連携を図り協議を重ねながら、身近な所で必要なサービスが受けられるような地域づくりを目指して、地域包括ケアシステム構築に努めていきたいと考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） はい、分かりました。

このことは大事な構築の過程ですので、なお一層連携を深めていただきたいと思います。

互助については理解しましたが、自助については、本人が自ら生活意欲の向上と介護予防につながり、社会参加を促すものです。

先日、15番議員からも提案がありましたが、兵庫県加西市の歩くまちづくりは、地域の中で声を掛け合い、支え合い、楽しみながら歩くことで、自然に健康になり、歩くことでポイントが付き、取得ポイントによって記念品をもらえるすばらしい事業でしたので、自助を進められる上でも研究してみてもいいと思うところでした。

本市では、ふれあい生きがいサロン事業や、ころばん体操などを始められていますが、取り組み状況は、どのようになっているかお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 地域の互助、自助を充実させ、世代を越えた交流の場を推進し、健康維持や介護予防・社会参加の促進を図るため、住民が主体となった高齢者の通いの場として、平成29年度から「ころばん体操」に取り組んでおります。

現在までに、松山地区4か所、志布志地区5か所、有明地区9か所、合計で18か所で実施しております。

今後も説明会等を実施し、開催地域が増えるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 答弁をいただいたことは、高齢者の方々が自主的に参加することで、自然に孤独感の解消や、心身・体力の機能低下防止にもつながると考えられますので、本市事業の継続と加西市の歩くまちづくりの御検討をお願いしまして、次に予防でございしますが、可能な限り医療依存度を高めないための予防的な視点に立った介護と地域包括支援センターや介護サービス事業者等と連携を図り、生活・介護支援サポーターなどの自立支援に対する早期で適切な助言や高齢者の地域活動などに関する情報提供が必要と考えますが、現在、生活・介護支援サポーターなどの助言・情報提供は、どのように生かされているかお伺いいたします。

○保健課長（西山裕行君） 介護支援サポーターにつきまして、毎年介護支援サポーターの養成講座を実施しております。

その中で、いろいろな場において、サポーターの方々に情報提供等をしながら、活躍の場を今作っているところでございます。

いろいろな会議の中でも御意見等をたまわっているところでございますけれども、実際なかなか活躍の場が、そんなに広がってはいないというような現状でございます。

○8番（小辻一海君） では、次に医療につきましてお聞きします。

在宅医療には、医師会、弁護士関係団体との協議、医師会が進められている在宅医療推進事業との連携が重要かと考えます。

今後、老健施設からの在宅復帰が増えてくると、訪問看護ステーションを含め、在宅医療体制を危惧するところですが、在宅生活を支える24時間対応の体制整備については、どのようになっているかお尋ねいたします。

○保健課長（西山裕行君） 在宅医療並びに介護連携の推進事業につきまして、現在、平成28年度から曾於市、大崎町と協議を行いまして、曾於医師会に委託をして、事業実施をしているところであります。

本年度につきましては、医師、それから歯科医師、薬剤師による3師会、それから管内の介護事業所等の職員による作業部会等を実施しまして、介護の連携についての協議を行っているところでございます。

○8番（小辻一海君） ぜひ医師会と連携を取っていただき、今後の在宅医療についても十分協議していただきたいと思っております。

あとの質問も残っていますので、この質問はここまでにして、今後の状況を見ながら次の機会に質問させていただくことにして、次に交通弱者対策について質問してまいります。

このことにつきましては、過去に多くの同僚議員から何度も繰り返し質問があり、昨年12月にも14番の同僚議員からも質問が出ております。これまでを振り返ってみますと、「他の市町村も参考にしながら庁舎内で調査・検討・研究していきます」と答弁をいただきながら、同じことの繰り返しで問題解決にはなっていないのが現状であります。

私たちは、市民の負託に応えるために、市民一人ひとりの声を大事に、市民の代弁者としてここに登壇して質問しているのですから、質問したことについては、誠意ある取り組みをしていただきたいと思っております。

では、今の過疎化や高齢化社会の中で、今後ますます交通弱者といわれる高齢者が増加していることが考えられます。高齢者の運転による交通事故も増加して、大きな社会問題となっております。

本市は、面積も広く山間部といわれる所も多い状況で、車が無ければ病院や買い物など移動手段として運転は欠かせないことは理解しつつも、危ない運転をよく見かけます。車の免許証を返納したくても、日常生活に不便を来しています。

本市においても、運転に不安を感じている高齢者の方々に対し、自主的な免許証返納を推進され、高齢者の運転による交通事故の発生防止に取り組んでおられますが、まず直近の本市高齢者

の交通事故状況をお示しく下さい。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

志布志警察署交通課によりますと、本市における65歳以上の高齢者が当事者となる交通事故件数は、平成30年が101件中、51件で50.5%、平成29年は121件中、47件で38.8%、平成28年は146件中、48件で32.9%となっております。

交通事故件数が減少している中で、高齢者の交通事故の割合は、増加傾向にあるようでございます。

○8番（小辻一海君） ただいま事故状況をお示しいただきましたが、志布志警察署管内の直近で高齢者の死亡事故という重大な事故が3件発生しております。

本市においても、運転に不安を感じている高齢者の方々に対し、実質的な免許証返納を推進され、高齢者の運転による交通事故の発生防止に取り組んでおられます。

先日、運転免許証を自主返納された高齢者ドライバーの方と話す機会があり、この方は「交通事故の被害者にもなりたくない、加害者にもなりたくないから免許証を返納した」と話されましたので、「大きな決意をされましたね、返納してどうですか」と尋ねると、「事故を起こす機会は少なくなったが、交通手段の関係で他人に迷惑をかけている。少し早まったかな」と話されました。免許証を返納することによって、真っ先に困るのは、やはり交通手段です。自主返納を考えると相当の決意が必要になってくるのではないかと思います。

高齢者の免許証返納は、事故防止にはつながると考えますが、その代替手段となる交通システムをしっかり構築しなければ、運転免許証の返納は進まない状況ではないかと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 昨日も質問がありましたけれども、いわゆる高齢者の免許返納によっての買い物、あるいは病院通い、そういう面では大変御苦労されているということでございます。

昨日も説明しましたとおり、それぞれ地域によって交通形態が違うということで、今その計画を策定中であるということでございます。特に、田舎と言ったら失礼なんですけど、田舎の方では、特にそういう不便を感じているということで、その計画の中では、いわゆる自治会、あるいは公民館を活用した、公民館と一体となった公共交通の在り方をしていこうという取り組みを計画書の中に入れておりますので、そこはしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） このことには市長も理解されているようですが、本市は山間部と言われる所も多い状況で、地域を回りますと高齢者の方が「そろそろ運転免許証を返納したい」との声も聞きます。

また、家族の方が「高齢者となり危ない」と心配の声も聞きますが、先ほど言います代替手段となる交通システムが無いので免許証の返納ができないと悩んでおられます。

免許証の返納は、決して強制するものではありませんが、本市において運転に不安を感じている高齢者の方からの自主的な免許返納状況についてお示しをいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

志布志警察署交通課によりますと、本市の65歳以上の高齢者の免許証返納の実績は、平成29年度は127人、平成28年度は124人、平成27年度は107人となっているところでございます。

参考に、平成26年度が95人、平成25年度が67人でございます。

○8番（小辻一海君） ただいま免許証の返納状況をお示しいただいたわけですが、平成28年度まで右肩上がりのようです。

返納後の支援策に入りますが、このことにつきましては、先ほど申し上げましたが、後の地域公共交通網形成計画と関連してきますが、本市では運転免許証を自主返納された方に、2事業所のタクシー券2万円を1人1回限り無料で交付、商工会との共同で特典協賛店舗によるお買い物特典事業があるようです。

昨年9月の同僚議員のタクシー券の利用率の質問に「平成29年度末時点の利用実績率は約40.7%である」と答弁されています。質問のやり取りの中で、「この事業効果を見て自主返納された方々にもっと喜んでいただける事業が他にもあるのではないかと提案までされました。市長は、「利用される側が利用しやすい取り組みをしていくのが基本だ」と答弁されました。その後、6か月経過しましたが、過去に多くの同僚議員から何回となく質問がされ、重要な事項と思いますが、具体的な取り組みの協議が進められているかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） これは私答弁をいたしました。いわゆるタクシーの利用券、これは夫婦の場合にどちらか一方が運転免許証を持っていたらタクシー券は使わないんだということで、担当課の方でも協議をしたところでございます。

そういうことからすると、ガソリン券、あるいはバス券等々の券を配布することで、返納した目的が達成されるんじゃないかなということで、これは要綱で制定されておりますので、その要綱等をしっかりと、そのとおりのかどうか、今後もまた変えるとなると、要綱も変えていかなければいけないというような状況でございます。そういう取り組みをしていこうということでございます。

○8番（小辻一海君） 市長も考えて協議も進められているようですので、安心いたしました。

それでは、交通弱者対策について最後になりますが、地域公共交通網の形成について質問いたします。

まず、公共交通路線バス、空港リムジンバス、さんふらわあライナー、福祉タクシーの利用者数、利用状況について数字でお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

はじめに路線バスについては、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの期間において、鹿児島空港へのリムジンバスを含む地域間幹線系統6系統の利用者数が32万1,108人、主に大隅半島を運行する廃止路線代替バス17系統の利用者数が9万4,364人で、近年の利用者数の推移を見ますと、ほぼ横ばいの状況でございます。

次に、さんふらわあに乗船する方が、主に利用しているさんふらわあライナーの平成30年1月から12月までの期間における利用者数は、1万4,398人、近年の利用者数の推移を見ると増加し

ているところでございます。

最後に、70歳以上の高齢者等が主に利用されている福祉タクシーの平成29年度の利用者数は4コースで9,956人となっております。近年の利用者数の推移を見ると、減少傾向にあるようでございます。

○8番（小辻一海君） ただいま、それぞれ状況などを答弁いただきました。

まず、企画政策課が担当している地方公共交通対策事業については、今回JR志布志駅までのバス乗り入れ延長などによる精算額の変更などによる不足で補正予算が計上されていますが、この路線バスは利用者が減少し、市の負担は増えてきている現状だと思います。

関連する4市5町の自治体も財政的に負担に対しては大変だと考えますが、当然、沿線自治体4市5町の連携が必要になると思います。この沿線自治体、大隅4市5町で構成する大隅総合開発期成会の中では、広域的な公共交通網形成計画策定などは論議されていないものかお伺いいたします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 今ありました地方公共交通特別対策事業等につきましては、本市だけではなくて4市5町で連携しながら補助をしているということでもございまして、今議員の話でもあったように、少し負担額が増えてきているという状況にあるところでございます。全体で1,200万円程度の負担になっているところでございます。

取り組みとしては、広域で取り組んでいるという補助の内容でございます。それぞれの区間部分を分担しているという形でございます。公共交通の在り方については、それぞれの市で取り組みを行っている、新たな公共交通の取り組みについては、それぞれの市で取り組みを行うということでございます。

[小辻一海君「それは分かるんですよ、期成会全体で広域的な公共交通網形成案などは論議されていないかということですよ」と呼ぶ]

○企画政策課長（樺山弘昭君） 地方公共交通の特別対策事業等については、4市5町で取り組んでいるところでもございまして、それぞれの市町の公共交通の在り方については、それぞれの市町で計画を立てているということでもございます。

[小辻一海君「そうすると大隅総合開発期成会の中では、そういう広域的な公共交通網形成計画案はないということですね」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 小辻議員、確認のためにもう一回手を挙げて確認してください。

○8番（小辻一海君） 各市町村で、そういうことは取り組んでいらっしゃるということは分かるんですよ。しかし、私が言っているのは、それぞれ負担額が大きくなるから、今4市5町の大隅期成会の中では、そういう広域的なですよ、公共交通網形成計画策定などの議論は無いのかということなんです。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 取り組みについては、大隅全体の課題ということで分析等をしているところでもございますけれども、その全体の計画づくりは無いということでもございます。

○8番（小辻一海君） 分かりました。

このことについては、本市だけの問題ではないのですから、沿線自治体、大隅4市5町の中で、しっかりと議論をしていただくことを要請して福祉タクシーのことで、少しお聞きします。

先ほどより、高齢者運転免許証返納のことについて、いろいろ代替交通手段等についても質問してきました。少しは、そういうものに取り組んでいらっしゃるのかなとは思っていましたが、まだ見えてきていない。昨日2番議員から福祉タクシーの地域格差の件で質問がありましたが、本市においては、高齢者の唯一の交通手段は福祉タクシーです。では、有明地区、松山地区、志布志地区のサービス状況をお尋ねします。

○福祉課長（折田孝幸君） お答えします。

運行状況ということでよろしいですかね。松山地区、有明地区におきましては、ドアツードアという方式で運行をしております。志布志地区の2路線につきましては、基本的には幹線道路を通過するというような方向で実施しておるところでございますが、ただ委託している事業所の方には、できる限り可能な弾力的な対応で接していただくような方向で協議を毎年実施しているところがございます。

ただ、松山、有明地区のドアツードアに比べると、サービスはやはり低下しているということは、現実だというふうに認識しております。

○8番（小辻一海君） はい、おおよそ分かりました。では、お聞きします。有明、松山地区の方は先ほど言われましたドアツードアのサービスで自宅の玄関から商業施設、医療機関まで送迎、一方、志布志地区の場合は経路が示され、市街地の中では志布志支所とアピアがあります。高齢者の方は、そこから商業施設、医療機関までどんな形で行くのですか。当然歩くかタクシーでしょう。お金もかかる、大変ですよ。

併せて聞きますが、JA農協志布志店や、うなぎの駅がある大原、町原地区一帯に住んでいる人たちは路線バスも無い、福祉タクシーは利用できない、聞くところによると商業施設、医療機関へはタクシーを利用されているとのことですが、昨日もあつたんですが、再度このような地域格差を市長は、どのようにお考えかお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 昨日もありました志布志地域の路線方式については、やはり松山、有明地区からすると、いわゆる利便性が悪いんじゃないかというようなことでございます。

予約の状況や時間の許す限り個人の要望に沿った弾力的な運行のお願いをしているところがございますが、委託している業者に、その内容について、もうちょっと具体的に、そういうことができないのかどうかということでは、お願いをしているということで、再度、中を詰めて取り組みをしていまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 市長、先ほど課長から「弾力的な運用をしてもらっている」とのことですが、この経路以外で委託業者の人が、委託業務以外の経路の中で、もし万が一事故が発生したら前の同僚議員の質問では、委託業者の方が責任、保険で対応するというような話があったようでございますが、そうすると、会社と、高齢者のためにと考えていたドライバーと雇用関係でトラブルが生まれるのではないかと私は思うところございました。

本庁移転の件で、市民の皆さんの声をお聞きしたときに、「志布志支所に移転することはよいことだが、まずは高齢者などの交通手段の確保が先じゃらせんとかい」と切実に話されていました。市長が言われる先手管理が、ここで生きてくるのではないかと思います。

そこで、合併して13年にもなるのに、なぜこのような地域格差が改められなかったのか、このことで市民の方々から要望・意見などは無かったものかお伺いいたします。

○福祉課長（折田孝幸君） 昨日の一般質問の中でも、このことにつきましては、市長の方からは答弁されましたが、今までの経緯としましては、松山地域と有明地域は合併前から運行開始されていたと、志布志地域の運行につきましては、合併後に統一的な福祉タクシーの運行を検討している段階で路線バスの廃止が出され、そのことに伴い、平成18年11月から路線バスの廃止代替として開始されたというような流れになっております。

議員がおっしゃるとおりに、先ほども市長が述べましたが、地域間の格差、志布志地域における空白地帯があるというのは、現実でございます。

そういった意味でも、今回策定しました地域公共交通網形成計画の中で、そういった不公平感が出ないような形で、今後進めていくという方針で市はいますので、御理解いただきたいと思っております。

○8番（小辻一海君） はい、分かりました。

では、交通弱者対策について質問の結びになってきますが、現在の取り組まれている地域公共交通網形成計画の考え方と進捗状況についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えします。

地域公共交通につきましては、平成25年12月に交通政策基本法が施行され、国民等の交通に対する基本的なニーズの充足や交通の機能の確保及び向上、交通の適切な役割分担など、交通に関する基本理念等が定められており、まちづくりなどとの連携や地方公共団体の責務として地域の特性に応じた交通施策を策定・実施することが規定されております。

また、第2次志布志市総合振興計画に基づき、地域が目指す将来像を実現していくための公共交通の在り方を検討するとともに、本市の将来にわたって市民等の移動を支える持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた取り組みを定めることが喫緊の課題であるため、志布志市地域公共交通網形成計画を策定するところであります。

当初5年間のマスタープランとして予定しておりましたが、第2次志布志市総合振興計画前期計画の終期との整合性を図るため、2019年度から2021年度までの3年間の計画として策定いたしました。

今後は、計画に基づき、市民・交通事業者・行政が連携し、公共交通機関の利便性が向上し、誰もがスムーズに市内を移動できる「交通網」を目指してまいりたいというふうに思います。

○8番（小辻一海君） ただいまの答弁で、この計画は多分地域公共交通のマスタープランであると理解しておりますが、この中で市の公共交通問題や課題、住民ニーズや利用意向等について、アンケートを取っておられますけれども、福祉タクシーの地域格差を含め、要望、意見、アンケ

ート調査結果を踏まえ、改善などをどのように進めていくか、今後の具体的な方向性をお示しいただきたいと思ひます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 公共交通網計画につきまして、アンケート調査とか座談会等をこれまでずっとしてきましたので、その概要等について、少し御紹介をさせていただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

先ほどから、いろいろあるところでごさいますけれども、座談会等でもたくさんの意見が出たところでごさいます。

まず高齢者の方から「現在はなんとか運転はできるけれども、近い将来には免許証を返納したいと考えているけど、その場合に家族、親戚に運転をお願いすることはなかなか難しいので、公共交通が、どうしても必要である」という声がたくさんありました。また、その場合、「一部有料でも100円、200円は払ってもいいよ」という声があったところではす。

それから、「病院、買い物に利用する場合が多いけれども、バス停まで歩いて行くこと、行きは可能だけど、帰りは荷物が多いので大変だろう」というような声もありました。それから「毎週しっかりとした巡回バスの時刻表とか、そういったものがあれば利用していきたい」という声。それから、街部では「タクシー助成金のようなものがあればいい」というような声もあったところではす。

そして、先ほどから言ひます「福祉タクシー制度は市内で統一されてないのて、これを統一して充実してもらいたい」という声がありました。また、「大きな幹線の利用と個別のドアツードア、家から家までの両方を実施して欲しい」という、そういった声が、たくさんあったところでごさいます。

そういったものを分析しまして、検討委員会を4回ほど重ねまして、その中で志布志方式の案を計画していこうということて、先ほど市長からありましたマスタープランということて計画をしているところでごさいます。

その内容につきまして、少し紹介させてもらひますと、現在志布志市の独自の公共交通の仕組み、方式をつくっていければなということて検討しているところでごさいます。

現在の考え方としましては、市でコミュニティバスをくまなく運行していくということてではなくて、現在の福祉タクシーの発展的な形として、お出かけタクシーというような形で、市内の小さな拠点を循環しながら目的地までは運行するという考え方でござひます。小さな拠点までは、そのバス停までは、それぞれ地域コミュニティの力を活用していただいて、送迎等を行ってもらえないかということて検討しているところでごさいます。

法の一部改正等もござひまして、そういったものが可能になっているところでごさいますので、現在、地域の方、また交通事業者の方、運輸局とも協議を重ねているところでごさいます。

マスタープランの作成が終わりましたので、平成31年度に、そういった実証運行や、バス停やダイヤ改正等しながら具体的な計画づくりをしていきたいと考えているところでごさいます。

現在の進捗状況ということてあります。

○8番（小辻一海君） 大体分かりました。

では、5日の質問の中で、15番議員も触れられましたが、先進地事務調査研修をさせていただきました兵庫県小野市では、蓬萊市長が6期目で、行動力と実績のある行政経営手法に大変感動いたしました。蓬萊市長の行政経営基本理念、経営戦略が、下平市長の施政方針で示されている四つの行政経営指針と全く同じものでありましたので、びっくりしたところでしたが、5日の同僚議員の質問の中で理解したところでした。

市長にも小野市のような行政運営をしていただきたいと思いますところでした。

この小野市においては、今、一番市民が何を望んでいるかを検証され、戦略の1位にあげた顧客満足度志向で、市民を顧客と捉えた取り組みでコミュニティバス「らんらんバス」を平成4年から10ルート、バス3台、停留所111か所で運行を始められ、1年後の平成5年には65歳以上と小学生以下、障がい者の利用が無料になり前年度の1.5倍に利用者が増えたとのこと、ほとんどが市財政からの持ち出しで、現在年間15万4,000人が利用し、市民から大変喜ばれていました。

これも市長の民間の感覚と感性による市政改革で行政主体ではなく、バス利用者の集まりの市民主体の計画づくりが行われていました。私も市長と同じく職員を40年勤めさせていただき、現在議員として、この場に立たせていただいておりますが、行政が施策を作る上で重要なことは、市民つまり利用者の意見が取り入れられているかどうか、大切だと改めて感じるところでございました。

市長は、市民目線で市民が主役のまちづくりに取り組んでいくと声を挙げられ、市民は市長の政治力に期待して選ばれたわけですので、過去多くの同僚議員の質問、市民からの多くの意見、要望から考えますと、今、市民目線で考えた場合、市民が求めている重要な課題は交通弱者の交通手段ではないかと私は考えますが、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおりでございます。

私自身が、そういう立場になったらどうなのかという視点から取り組みをしていかなきゃいけないというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 市長から前向きな答弁をいただきましたので、今後、地区ごとの交通移動に関する問題や、公共交通サービスなど格差の是正、見直し等々、市民の方々の御意見を伺い、早急に地域公共交通網の形成が図れるよう要望して次に入ります。

本庁舎移転の基本方針について質問します。

今回、登壇された6人の同僚議員が同じ質問をされ、私が最後となりますが、質問内容が全て重複しておりますが、自分なりに質問していきたいと思えます。質問の中では、きついことを申し上げるかもしれませんが、将来の本市と厳しい財政状況を考えた上でのことですので、御理解をいただきたいと思います。

今までの同僚議員の質問で、市長の考えは大体理解しました。本市は、合併から13年が経過して、市民も一体化してきておりますが、本庁舎移転の説明があるとのことと市民の皆さんが、お聞きになった頃から賛否両論が飛び交い、異様な雰囲気を感じました。今、本市がまとまりかけ、

一番大事な時期に、二分するようなことになったら大変だと思い、私も全ての説明会場に出席して市民の皆さんの意見・要望、また会場の様子を拝見しましたが、この説明、答弁で市民の方が納得されたのかなど、私は疑問に思うところでした。

今回、各議員の方々の質問で答弁されたことを説明されたら、少しは市民に理解が得られ、説得力のある説明会になったのではないかと思うところでした。

では、3会場での説明会は、市民に対しての十分な説明内容であったか、意見・要望に対して納得のいく答弁であったか、市民の方がどう認識されたか、お考えをお聞きいたします。

○市長（下平晴行君） 市民説明会においては、参加された市民の皆様から多くの御質問や御意見をいただき、移転に関する様々な声を真摯に受け止め、その声の一つ一つに対して誠実にお答えをしたところであります。

現在調査中であるものや、中期・長期計画において、今後検討を要するものなどについては、具体的な作業の推進を図りながら、しっかりと説明責任を果たすとともに、本庁舎移転に関する市民の皆様、それぞれの思いに対しましては、まちの活性化には何が必要かという観点から、本庁舎移転の重要性についての理解を深めていただくために、今後も引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 市長、このことの説明会で市民はどう認識されたかということをお聞きしたいです。

○市長（下平晴行君） それぞれの説明会場でのことですか。

先ほども言いましたように、志布志地区では、大方がいただろうというふうに、私は受け取ったところでは。

松山地域については、先ほども言いましたように、加世田元町長が、港がある所で一緒に合併しよう判断されたということで、いろいろな意見は出ましたけれども、私は大方賛成されているというふうに受け取ったところでは。

有明地域については、合併して13年、今は14年目になるんですが、ここに本庁があるということで、住民の方々は、なぜ移転しなければいけないのかという考え方であろうということで、アンケートもぜんぜん違うわけですね。同じ答弁をしているんですけど、そういう受け止め方をさせていただいたということでございます。

○8番（小辻一海君） では、6月議会に提案されるとのことですが、地方自治法第4条において、「出席議員の3分の2以上の同意を要する」となっていることの意味についてお聞きします。

○市長（下平晴行君） これは大変重要な案件であるということで、おそらく3分の2以上の、議長を含めて3分の2以上の議員の承認が必要ということになっております。

○8番（小辻一海君） そうですね、住民の生活に大きな影響を持つことから、その決定、変更にあたっては慎重に行うべきとの趣旨だと思います。

一方、市長は志布志支所への本庁移転を公約に掲げられ選ばれたわけですので、市長として当然に進めていくのも分からないわけでもないです。本庁移転基本方針が、市長の権限の下で働く

25課長の組織、つまり本庁舎移転検討委員会に部外者が1人も入っていなかった中で決定されたもので、防災などに対しての専門的な知識を持った関係者がいない。また、科学的に検証された説得力のある資料が提示されていなかった中での短期間の市民説明では、出席議員の3分の2以上の同意を得るための市民への説得力のある説明であったのか、また市長の言われる「市民目線」の取り組みを考えたとき、一部市民にしか理解が得られないのではないかと危惧するところですが、その辺りはどうお考えですか。

○市長（下平晴行君） 私は、おっしゃるとおり、選挙公約で一番目に本庁移転をするということで、これは議員もおっしゃるように、私、活性化をするためには、やはり志布志に本庁を移転することで活性化するという、基本的な考え方はそこでございます。

そして、これはやはりトップがしっかりしたビジョンを持って進まない、何もしなかったら今までどおりなんですね。ですから、私は、そういう基本的な考え方を持って取り組みをしていきたいということで、基本方針を立てたところでございます。

○8番（小辻一海君） 次に入ります。

志布志支所が市民の求める安心・安全な機能や役割を果たせるかということについては、本日も13番議員と防災・津波などへの対策を中心にやり取りもありました。

また、松山地区の説明会でも市民の方が津波危険区域に本庁を移転することは反対だとありましたが、市長も石巻市大川小学校の訴訟については御存じですよ。想定外の津波が押し寄せて、子供たちと先生が亡くなられて、それが裁判になって、市に落ち度があったとのことで審判が下されました。これは予測しなかった出来事だったのに市は負けたのです。

南海トラフ巨大地震の発生確率は、70%から80%だとも言われ、いつ発生してもおかしくない状況と予想されています。同僚議員も質問されたのですが、満潮、大潮、大雨、台風と最悪の状況での発生を考えた場合、市民の命を守る安心・安全な機能や役割が果たせるかと危惧するところですが、今回多くの質問が想定外の津波ということでもありましたが、再度市長の考えをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

現在の志布志支所庁舎は、昭和56年3月に完成しております。昭和56年6月以前の耐震基準で建設された建物であったため、平成22年度において耐震診断を実施したところでございます。

耐震診断の結果、新基準を満たしており耐震性に問題はなかったところであります。

また、耐震診断の結果により震度6強程度の地震に対しても倒壊などの危険性は低いと考えられます。

津波に関しては、鹿児島県が調査を実施した浸水想定区域外であり、想定される最大の津波高さよりも標高が高い位置にありますので、危険性は低いと考えております。

以上のようなことから、防災拠点として十分に役割を果たす施設であると考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） はい、分かりました。

私も、平成26年9月の一般質問で港湾商工課を分庁方式と、将来の志布志支所を担う世代に負担がかからないように、本庁舎建設の基金設置の要望をした経緯もあります。志布志支所に移転することは、十分理解しております。

また、市長の述べられる地方自治法第4条関係、交通アクセス、まちの活性化の条件などを考えたら、本庁舎の志布志支所移転については、妥当だと考えます。

市民サービスや財政状況等々を考えますと、私は、まずは管理部門と港湾商工課の移転を考えたらと思っているところです。

昨日、駐車場の件でやり取りがありましたが、今も現に職員は文化会館駐車場に車を止めています。民間の駐車場を借りている職員もいるようです。ここに議会関係までとなると、傍聴に来られた市民の方、3月の異動時期、大変だと思います。

先ほどの質問で、議会の考え方を優先するとのことがありましたので、そのあたりも御検討されたらと思うところです。

なぜかという駐車場の件は、市長もよくお分かりになっていると思います。私も、あの庁舎に30年近く町職員として勤務していましたので、よく分かります。

市長は、中期で職員全員を志布志支所へ移動するわけですので、駐車場が不足することになった場合、大変になってくるとは思いますが、この駐車場については、中期以降の対応はどのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 駐車場については、民間の空き地がどれぐらいあるのか、あるいは今の文化センターの周辺に造成する所がありますので、その造成地がどれぐらいあるのか、そういうことも考えているところでございます。

駐車場については、確かに皆様方がおっしゃるように、今のところは、ここと比較されていると思いますので、駐車場の件も、市民に負担が無いように取り組みをしてまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） また、このことは全員協議会等で出されるようですので、質問してまいりたいと思います。

この本庁舎移転基本計画では、中期計画で本庁全体の移転が挙げられていますが、今の志布志支所では手狭で市民サービスの役割は果たせないような気がするところです。また、そのためには多額の改修費が必要になってきますので、財政状況を考慮した場合には、無理があるのではないかと思います。

また、長期計画で「新庁舎建設」とありますが、中期・長期と二重三重無駄な費用がかかるのではないかと考えます。

市長は短期、移動後も市民サービスは現在の機能・役割を果たすことができるとお考えのようでございますので、新庁舎建設まで、そのままの形で維持して、短期計画で管理部門と港湾商工課をまず移転するだけで、防災のためにも高台、先日からも出ていますが、高台に庁舎建設の土地を早期に確保することが優先だと思います。

昨日も10番議員が提案されましたが、庁舎建設基金の設置と新庁舎建設計画ビジョン策定を早期にさせていただき、長期計画の新庁舎建設を少し早めた形で計画され、その間ワンストップ窓口設置や、グループ制導入の機構改革に取り組み、新庁舎と同時の全体移転を市民に示されたら、市民の方々の理解も得られるのではないかと思います。

市長も、いろいろお考えと思いますが、本庁舎を含め、市長の今後の志布志市のビジョン、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私は、この志布志市本庁舎移転基本方針にありますように、短期・中期・長期と、これはひとつは財源の問題も考えて、そういう取り組みをしたところでございます。

機構改革も含めて、中期までに約5年間、あるいは、その前にできるかどうか分かりませんが、できるだけ5年、めどをもって全体を移転をしていこうという考え方でございます。

そして、長期については、やはりそれなりの相当な財源が必要になってきますので、しっかりと基金を積んで、そして、その基金で25年、30年でございますので、その時、また国の補助等があるというふうに思いますので、その間は基金でしっかりと蓄えて、そして、今の交通体系も大分変わってくると思います。本当に10年先じゃなくて、5年先に、私は相当な変革が出てくるというふうに思いますので、先ほど言いましたように、しっかりとトップがビジョンを持って方向性を示していくということは、私は大事だというふうに思っておりますので、短期・中期・長期の考え方で取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 今後の本庁を含めた市長の考える志布志市のビジョンは、どういうお考えでしょうかということをお聞きいたします。

○市長（下平晴行君） 今話したのがビジョンです。いわゆる本庁舎を志布志支所に移転して、そして活性化を図ろうという考え方であります。

先ほど言いましたように、その中で財源的なこともありますので、短期・中期・長期という取り組みをしていこうということでもあります。

これは、今まで説明申し上げましたが、先人たちが本当に一生懸命培ってくれた港なり台地、背景には農業、農家等々もあるわけではありますが、そういう所もしっかりと現場主義といいますか、現場に職員の皆さんも入っていただいて、そして底上げをしていくという、先ほど志布志市の発展ということで申しましたとおり、そういう中心地をどう生かしていくかということも含めて、活性化を図っていきたいという、これが私のビジョンでございます。

○8番（小辻一海君） はい、分かりました。

市長は、6月議会に地方自治法第4条、地方公共団体の事務所の決定又は変更と、地方自治法第155条の規定に基づく、支所の設置を提案されるとのことですが、議会に丸投げしてもらったら困ります。

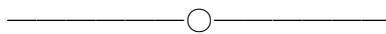
私を含め、同僚議員の皆様も同じだと思いますが、市民の負託によりここにいるのですから、市民一人ひとりの声を大事にして判断されると思いますので、6月までの3か月の間、津波等々、防災関係、駐車場の問題、職員の定員適正化による窓口市民サービスなどの科学的な資料、また

専門の識者を入れて、市民に理解が得られるよう説得力のある説明をしていただき、それを踏まえて市民の意見をお聞きし、判断させていただきたいと思いますので、一度真剣に市民の意見に耳を傾け、市民目線の初心を忘れることなく、市民重視の姿勢を心がけてもらい、市民の説得力のある説明に取り組んでいただく姿勢をお聞きいたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、市民の皆さんの声をしっかり謙虚に聞いて、その方向性についての説明もしっかりしていきながら、今おっしゃったようなことを頭に入れて取り組みをしてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

[小辻一海君「私の一般質問を終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。



○議長（西江園 明君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後4時47分 延会

平成31年第1回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：平成31年3月8日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 小 野 幸 喜	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志布志支所長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農業委員会事務局長 福 岡 雅 人
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 若 松 利 広	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 皆さん、おはようございます。公明志民クラブの鶴迫京子です。

今回の質問は14人ということで、私は13番目、残すところあと2人となりましたが、今回は質問台に立つ前に、同僚議員たちが時間を気にしながら質問をした方々がたくさんいらっしゃいまして、とても責められたり何かいろいろ冗談交じりにされていました。

私は、今まで質問時間を気にしながら時計を見ながら見ながらということで、これまでやってきましたが、今回は、しっかりその反省を踏まえまして、時間配分をして今回の質問に当たろうと思っていますが、でも当局の答弁次第では長くなったりするかもしれません。でも、それはしっかり自分に言い聞かせて、時計を見ながらしっかりやっていきたいと思います。

それでは早速、時間がもったいないですから、早速質問に入りたいと思います。

今回は、市長の施政方針について4項目と人権擁護について通告書に従い、時間の配分を考えて一問一答方式で質問してまいります。

まず、施政方針についてであります。

1番目、市長は幼児教育の無償化について、施政方針の中で「平成31年10月から実施予定の幼児教育無償化における対象外の住民税課税世帯の0歳児から2歳児について、市独自の保育料軽減策の検討を進める」と述べられております。

つい先だって同僚議員が、少子化対策の観点から市長に「市単独で無償化を図るべきではないか」と質問をされましたので、同じような質問になりますが、通告しておりましたので、再度どのように進められるのか確認のためにも、取り組み内容についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の質問にお答えいたします。

本年10月から実施予定の幼児教育無償化につきましては、3歳児から5歳児については、世帯の所得に関係なく一律保育料を無償とし、0歳児から2歳児については、住民税非課税世帯に限り保育料を無償化することとなっております。

市独自の保育料軽減策につきましては、費用負担の割合等、国の制度の詳細が提供され始めましたので、今後、財政的な面も含め、制度の詳細を踏まえた上で具体的な検討を進めていくこと

としているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） その具体的な検討をしていくという答弁でありました。

そこをもう少し詳細に方向性をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 現在、志布志市の保育料は、国の基準額の6割に設定しております。国が幼児教育の無償化を実施した際の市の負担額が4分の1になるとのことでございますので、現在の負担額より負担が減ることとなります。

まずは、この財源を基に、どのような軽減策を行えるのか試算等も行いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 国の取り組みで負担が軽減される分をその財源の一つとして、それプラス検討策を練っていこうということですので、まだこれからですので、よろしくお願いたします。

それで、この項目では最後になりますが、市長は、子育て家庭のそういう養育費無償化というものの対策を打ち出しまして、子育て家庭の経済的負担を軽減するというのが目的であると思いますが、そのことによって得られる費用対効果と申しますか、どのような効果がもたらされると思われませんか。

○市長（下平晴行君） 効果の前に、私は保育料の軽減については、私のマニフェストでありますので、当然いずれかの時点で実施したいと考えております。

今は、国の制度設計も注視しながら実施時期等も含め検討を行っていきたいと考えているところですが、効果というのは、やはりそういう負担の減をすることで、志布志市に住んでいただくということも、あるんじゃないかなというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 子育て世帯にとっては、養育費など経済的負担が大変重くのしかかってくる問題であります。市当局によるそういう子育て家庭の調査ですね、意識調査の中のアンケートにもいろいろ出てきています。

そして、何を望むかというところに、やはり子育て支援の中では、経済的負担を軽くして欲しいという、これが最大の数字として現れております。ですので、ぜひこの経済的負担軽減というのは、都市と本市で、いろいろなニーズ調査を比べたら保育所一つをとっても都市型の方々は、待機児童解消というのが本当に一番の願いですね。では、地方ではどうかと申しますと、本市に例えますと、待機児童ということで、人手不足で保育士が足りなくて大変苦勞されています。

しかし、待機児童の子供たちが保育園に入れなとか、そういうことで悩んでいる保護者をあまり聞かないんですね。ですので、それぐらい都市と地方の格差があります。その中で経済負担を軽くして欲しいというのが地方の問題であろうかなと、課題であると思っておりますので、ぜひこのことは、しっかり受け止めていらっしゃいますし、公約にも挙げていらっしゃったりしますので、期待して待ちたいと思います。

それでは、2番目に移りたいと思います。

2番目、ひとり親家庭医療費助成事業及び重度心身障害者医療費助成事業の申請方法について、

ひとり親家庭や重度心身障がい者などの対象者の方々から、とても難儀を強いられているので、市民目線の立場に立って簡素化できないかという相談を受け、何回か質問をいたしました。

担当課で、これまで検討に検討を重ねられた結果、今回施政方針に「平成31年10月から簡素化を図る」と述べられております。やっとここまで来たのかという思いであります。これまでの経過と簡素化した後の申請方法を市民の方々に分かりやすく、丁寧に具体的に説明をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

ひとり親家庭医療費助成事業及び重度心身障害者医療費助成事業の助成金申請の簡素化につきましては、平成30年3月に議員からも制度の簡素化への検討の御質問をいただき、医療機関等と行政の連携により、一連の処理が簡素化できないか前向きに検討してまいりたいと答弁したところでございます。

それらを踏まえ、本助成制度利用者の負担軽減を念頭に市内の全医療機関等及び曾於医師会立病院を対象に、平成31年10月医療費分から申請手続きの簡素化を図るため、曾於医師会、曾於歯科医師会、曾於薬剤師会等関係機関に、簡素化に係る制度の趣旨、運用時期、その他事務手続き等について御説明申し上げ、事業の方向性につきまして、御理解を得たところでございます。

簡素化開始後の申請方法でございますが、これまで医療機関等受診後に市役所窓口で行っていましたが助成に関わる申請手続きを、受診をした際に、医療機関等窓口でも行えるようにするものでございます。

今後は、簡素化開始までに対象者等に対し、制度の周知を十分に行ってまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 今、ようやく流れが見えてきました。大変心より感謝いたしたいと思えます。

今、市長の方から「周知してまいりたいと思えます」ということでありました。その対象者への周知、今テレビが入っていますので、テレビを視聴の方は流れが分かったかもしれませんが、まだたくさんいらっしゃいますので、その市民の方々への周知方法について、もう少し具体的に教えていただければと思えます。

○市長（下平晴行君） 対象者への周知につきましては、広報紙、行政告知端末、市ホームページ、ケーブルテレビによる総合的な周知を図るとともに、ひとり親家庭につきましては、現況届の際に説明すること。

また、重度心身障がい者につきましては、個別に郵送するなどして、周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） あらゆる手立てを尽くしまして、その対象者の方々、また、その家族の方々など、そしてまた、対象外の方にも、こういう方向になっているという市の姿勢も、そこに現れますので、ぜひ周知というのが一番大事ではなかろうかと思えます。

昨日の新聞でしたかね、障がい者の税金のことが出ていました。知らないがために減税になる

ところが減税になっていなくて、大変不利益を被っている市民というか、そういうことが他市、他町でしたかね、あったということが新聞に出ていましたので、知らないということは、そういうことになろうかと思えます。行政は、申請主義というのが大体であろうかと思えますが、その利益を皆さんが公平に享受できるように、しっかり周知をしていただきたいと要請をしておきます。

それでは、3番目に移ります。

施政方針の中で市長は若者の定住促進につきまして、「男女の出会いの場を提供するとともに県及び「かごしま出会いサポートセンター」との連携を図り、結婚希望者への支援体制を構築してまいります」と述べられております。

まず、この施政方針の中で述べられている、具体的な内容についてお伺いいたします。併せて2月に会派で訪れた研修先の兵庫県加西市ですが、出会いサポートセンターを開設して取り組んでおりました。後で触れたいと思えますが、こんな感じで取り組んでおりました。

本市でも加西市に倣って、市独自で取り組む考えはないか、併せてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市の結婚希望者への支援体制につきましては、市内の団体が主催する婚活パーティーを出会いサポート事業として行っております。

関連事業としまして、結婚、出産、子育てなどの希望がかなう社会づくりを目指すため、市内の企業向けに出会いサポート応援企業登録制度の実施や、ワーク・ライフ・バランス実現のためのセミナー開催を実施しております。

御質問の出会いサポートセンターにつきましては、鹿児島県が平成29年5月に開設した「かごしま出会いサポートセンター」との連携を図っております。

具体的には、会員管理登録システムを利用したマッチングや婚活イベントの情報発信を行い、結婚を希望する方の出会いのきっかけづくりをサポートするための事業でございます。

本市でも、サポートセンターの出張相談窓口を開設して市報やホームページを活用し、周知を図っております。

開設以来県内では、これまでにマッチングできた400組のお引き合わせを行っておりますが、その際の立会人であるマッチングサポーターが必要となっている状況でございます。

今後につきましては、市内の関係団体などに、このマッチングサポーターとしての登録推進などを行うなど、かごしま出会いサポートセンターとの連携を強化し、結婚希望者に対する支援体制を構築してまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） かごしま出会いサポートセンターの概要ということで少し資料をいただきました。その中をるる読んでみました。このことを、先ほど市長は「市報などで周知している」と言われました。平成29年5月20日に開設されております。

そして、志布志市もその中のこの事業を利用しているということでありましたが、このことの周知が今、開設されてから2年ちょっととなりますが、志布志市が出会いサポートセンターを行政

として利用しようというか、ここの中に入って、サポートセンター事業に関与し始めたのはいつでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） この事業は、平成29年度から始まっている事業でございますけれども、その登録につきまして、鹿児島市の方まで行かないと登録ができないというような状況でございましたので、本市におきましても大隅の方でも実施したいということで、鹿屋の方と連携しながら、現在、鹿屋の方でも登録ができるように、また志布志市の方でも出張所ということで、年に1回は志布志市の方で登録ができるということで、平成30年度からこの事業は、本市でも進めているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 出会いサポートということで、個人情報とかいろいろなものがあるかと思いますが、市当局が答えられる範囲内でよろしいのですが、現在の本市の状況といたしますか、先ほどおっしゃいました鹿児島市以外の地域での登録窓口ですね、そういうものが設置されたりしておりますが、そういうもろもろの状況を少し今の答弁では概要がつかめないのではないかなと、まだ私自身、周知というのが、まだ2年ちょっとですので、そんなに志布志の市民の方々に周知されていないのではないかなと思います。議員の皆様も、こういう出会いサポートセンターのことを御存じなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） かごしま出会いサポートセンターは、平成30年7月末現在869名の登録があることから、スケールメリットを生かし、マッチング数を増やす取り組みを行っているところでございます。

一方で、場所が鹿児島市内ということもあり、本市の住民が利用する場合には時間的な制約が生じてしまうことも認識をしております。

センターでも鹿児島市以外の地域での活動の充実を課題としており、出張相談窓口の開設などの対策を講じ、県全体の結婚希望者への対応を行っているところでございます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 1点補足させていただきます。

今869名の登録があるということでしたけれども、志布志市につきましては、志布志の方も複数人の登録はあるということでございますけれども、その人数については公表されていないということで御理解いただきたいと思っております。

○14番（鶴迫京子さん） このいただいた資料の中に、平成30年度出張窓口予定表ということで、志布志市が一日予定はされていますが、未定となっているんですけれども、平成30年度ですので、ここは行われたんですかね。

○企画政策課長（樺山弘昭君） はい、出張窓口ということで志布志市で1回行いました。

○14番（鶴迫京子さん） 今る質問のやり取りの中で、皆さん感じられるかも分かりませんが、まずここにありますかごしま出会い応援団ということで、22か所の応援団ということで、お引き合わせ場所ということになっています。

鹿児島は、鹿児島国際観光株式会社とか、城山観光ホテルとか、グリーンヒル株式会社とか、有限会社川内ホテルとか、そういう所が、京セラとかありまして、本市では有限会社大黒となっ

ております。志布志湾大黒リゾートホテルというのが、引き合わせ場所、出会い応援団となっています。

そして、マッチングサポーター認定状況ということで、志布志市はマッチングサポーターが3名ということですが、この3名の方は、どういう方が認定されているのか。少しこの引き合わせ場所とか認定とか、そういう少し細かいことになりますが、教えて欲しいと思います。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 400組のお引き合わせの手伝いをする立会人ということで、マッチングサポーターという制度があるところでございます。

本市で今3名ということございまして、地域おこし協力隊1名、職員が2名ということで、鹿屋の方でありました、研修等を受けて、今3名がマッチングサポーターとして対応しているところでございますけれども、これにつきまして市内の各種団体の方にも研修を受けてサポーターになっていただきたいということで応援等は、お願いしている状況でございます。

○14番（鶴迫京子さん） この出会いサポートセンターがどうこうということではなくて、出会いサポートセンターが立ち上がっただけでもすごいことだなと思います。

私も合併当時、少子化とかいろいろな問題で出会いが無いというのが、男女の出会いが無い、結婚を希望している方の出会いが無いということで、青年団主催や、さんふらわあによる婚活パーティーがありました。それも私も見学に行きました。そういう所から、もう13年になっていますね。

そしてまた、3月、まだ今から実施ですが、青年団の方は、その時以来からずっと頑張っているんじゃないかと、今回もまた青年団主催による市の方も協力されてですが、婚活カップリングパーティーとかいうのを企画されております、3月ですね。

そしてまた、企画サイドでは、いろいろなことをされていますが、そこも合わせて他に、この出会いサポーター以外に市が関与しているカップリングパーティーなどがありましたら説明をお願いします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 今議員が申されたように、海幸山幸のカップリングパーティー、農林事業者の婚活ツアー、それから青年団主催のカップリングパーティー、それから地域女性連絡協議会の方に協力をもらいながら、今年は郷土料理のセミナーということでしているところでございます。

平成30年度から新たな取り組みを一つしてございましたので、紹介させていただきたいと思いません。

若者の出会いと結婚を応援するために、出会いサポート応援企業というのを平成30年度から実施するところでございます。これは若者の出会いと結婚を応援する企業団体を募集しまして、協力をお願いしますという形で、今年度からスタートしているところでございます。

現在、平成30年度におきましては、誘致企業を中心に16社の事業所に応援団になってもらいまして、いろんな婚活事業とかセミナーにも参加いただきまして、出会いの場に協力をしていただきたいということで、新たに16社に協力をもらいながら事業の展開を進めているところでござい

ますので、この事業については、もう少しまた広げていきたいと、充実していきたいと思っ
るところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） このサポートセンターといいますか、この質問通告に対しまして、ち
よっと整理されないような質問をしています。そこはちょっと了承ください。

いただいた資料の中で、生涯未婚率ということで、平均初婚年齢、出産時の母の平均年齢とい
うことでいただきましたが、本当にびっくりしました。男性は4人に1人が、女性は7人に1人
が未婚状態、多分これは50歳くらいまでの未婚ということであると思いますが、男性の初婚年齢
と女性の第1子出産年齢は30歳を超え上昇傾向であるというグラフをいただきました。本当に、
このことはすごく危惧することではないかな、しっかり力を込めて13年経っても、少し今答弁が
ありましたが、いろんな施策を打って出ていらっしゃいます。いろんな企業も重ねてというこ
とであります。昨日ちょうどGoogleで、志布志市でサポートセンター、婚活パーティーとかいう
のを入力して見ましたら、ちょうど平成30年のものが、去年のものが実施したことが、もう終わ
ってますよね、終わってるんですけど、募集します、男性何千円、女性何千円とかいうのが出て
きました。最初私は、それが平成31年度の今回あるもののかと思ったら、よくよく見ましたら、
平成30年というのがありました。

そして、連絡先が企画、何かそういうのありましたので、やっぱり市が関与されているのか
なと思っましたので、やっぱり終わったことは削除して、何か、えーって思います。

そして、その中で志布志市いろいろ出てきますね。出てきまして民間で1か所そういうような
ところがあるということGoogleで昨日知って、本当に知らない、情報不足だったなと反省しま
したが、本市内で民間で、そういうセンターというか、こういう事業をされているところは1か
所だけですか、把握されてますでしょうか。もしよろしかったら教えてください。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 把握していないところでございます。その辺については把握で
きていないところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 一応資料をいただきましたが、2年ちょっとで全然進んではなくて、
今からというようなことではなかろうかなと思っておりますが、市長に伺いますが、市長も人口
減少を食い止めるんだと、人口4万人へとか、いろいろなことで、少子化対策をととか、そういう
思いが強いと思います。

そのことで、このかごしま出会いサポーターということ、そして、結婚したくても結婚を希望
していても、そういう出会いが無かったりということで結婚できない人もいるという、現状につ
いて、この仕組みですね、この仕組みのこれだけで、ここに書いてあるんですね、施政方針に
「かごしま出会いサポートセンターとの連携を図り、結婚希望者への支援体制を構築してまいり
ます」とあります。それとプラス、先ほど課長が答弁されたこと、そのこと、それと今まであつ
た取り組み、それを引き続きやっけていて、この支援体制が構築できるとお考えですか。

○市長（下平晴行君） これは市の方も平成29年から取り組んでいるという状況でございます。

おっしゃいますように、これは出会いが無いと、そういう結婚という形までいきませんので、

こういう事業を市の方でも率先して取り組みをしていると。

あとは、やはり情報提供をしっかりとやっていかなきゃいけないのかなというふうに思っているところですが。それを考えると、先ほども言いましたように、いろいろな形での情報提供をして、その出会いサポーターそのものの事業に参加していただくというような取り組みをしていただくべきだというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） 参加していただくという方の視点から申しますと、やっぱりこれは鹿児島では週に5回そういう窓口が開設されているんですね。そして、大隅振興局管内ということではありますが、その中では登録している方が68名ということでもあります。そしてまた、本市ではということは、先ほど数名ということでもあります。2年経ってそういうことでもあります。

そして、やはり人間って心理的なものもありますが、遠い所でそういうことをやっている、県が委託しているというか、そういう社団法人でありますので、しっかりしたところではありますが、何か遠い感じがしてなりません。そういう中で、自分のパートナーを探すという登録をして、ここにも書いてありますが、課題として鹿児島市以外の地域での活動の充実ということは、なかなかこれは1年経っても2年経っても3年経っても、本市が、このサポーター制度を利用していても、充実にはならないと思うんですね。もうそういう生ぬるいことをやっていたらいけないんじゃないんですかね。

市長がいつもおっしゃいます「後手管理から先手管理」というのがあります。ただやっていますよということに、違ううがった見方をしましたら、本市はやっていますよ、こういうかごしま出会いサポーターをしていますよ、こういうこともやっていますよと、後手管理から先手管理、成果主義というのは、何をやったからではなくて、何をもたらしたかということではなかったのでしょうか。その何をもたらしたかということを知るためには、こういうことだけに頼ってはいけないんじゃないですか。

本市独自のサポートセンターということ、もう遅いのではないかと思いますよね。こういうやっているところがあるわけです。研修に行った加西市では出会いサポートセンターということで県内で未婚率が一番低かったということもありますが、これは喫緊の課題ではないでしょうか。ですので、未来、20年30年先が本庁舎移転のことで、いろいろ議論されていますが、そのことは、この未来、子供たち、そういう未来を背負う子供たちというか、そういうことがあっての本庁舎移転だったり、いろんなことに将来描く未来像になっていくのではないのでしょうか。

だから、やはりどこに力をまず入れるかということに本気になってやらないと、何かすごく本市の課題に格差ができて、ちょっと20年先の未来と、描いた未来像と、そしてまた人口的な問題といえますか、すごく格差ができてくるような気がします。どうでしょうか、市長。

○市長（下平晴行君） この事業を本市で実施するには、いくつかの課題があるというふうに考えております。

加西市では、この事業を民間団体へ委託して実施しているようではありますが、その団体が、この事業の趣旨を理解し、営業としてではなく公益的に取り組んでいると伺っております。

本市におきましても、このような取り組みを引き受けていただける団体等の育成を行う必要性を感じたところでございます。

また、もう1点は財源であります。

開設する場合には、国の地域少子化対策重点推進交付金の活用ができるようではありますが、運営コストは一般財源で対応する必要があります。このように諸課題あることから、今後につきましては、結婚支援だけでなく子育て支援などを含め、移住・定住政策全体を調査・研究し、住み続けたいと思えるまちづくりを行っていきたいと考えております。

また、参加者の意見等を聞きながら、どのような形で取り組めばいいのか、内部で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） このサポートセンターということで今質問していますが、志布志湾に「しらせ」が来たときに、懇親会というか、僅かな時間でしたが船上でありました。その時に女性の方でしたけど、こんなこと言われました。その時に私は言われた時に、すごくサポートセンターというか、こういう言葉はなかったですけど、「こういうことを市が関与してしていただけないでしょうか」と、いっぱい結婚したい希望者の男女がいるんだけど、それを本当は自分がやりたいけど、なかなか仕事上といたしますか、そういうことができないけど、そういう悩みをいっぱい聞いている立場として、「ぜひ志布志市で真剣に取り組んで欲しい」という市民の声を伺ったんですけど、私もその時には、青年団主催とか、いろいろなことをやられていましたので、民間の方からそういう希望をいただいて、費用対効果じゃないけど効果がどうかとか、いろいろなことを思いましてちゅうちょしていましたが、そのことを研修先で、ああ、やっている所があるんだということに本当に目からうろこで、できるんだという思いを強くしました。

そして、その感想としまして、加西市での取り組みの成果としては、これでさえ成婚1組ですのでね、2年間の中で。マッチングは、引き合わせは402組成立しましたが、カップル成立が160組、そしてまた、その中で結婚したのは1組です。そういうぐらの実績ではあります。

ですので、なかなか難しい事業かと思いますが、でも、やはり加西市に行きまして、加西市は、ここにありますが、アスティーヤ加西の1階という、志布志市でいったらアピアとか、そういう所の大型店舗の中の1階に窓口というか常設してまして、1人係の方が、半分ボランティアです、ね、携帯電話と交通費だけが出るということで、ボランティアの方が、そこに1人だけいらっしゃいました。

そういうのを出会いサポーターとって、養成講座をしたりして、自主的にサポーターになっていいですよという方が当番制でされておりました。ですので、本当にできない理由を探せばいっぱいあるのかなと思いましたが。本当にびっくりしました。その方も、いろいろお話しして、とても生き生きと仕事をされておりました。そして、実際係の方に話を聞きまして、少子化、晩婚化、人口問題の対策として、そういうサポートセンターを設置して見える化して、そういう大型店舗の中で、こんなに本市は頑張っているんですよと、皆さんの支援をしているんですよということで、急に成果は得られないかもしれませんが、何か加西市の本気度をそのことでとても強く

感じました。

ですので、何かアクションを起こさないと変わらないと思います。その変わらないことに費用だけをつぎ込んでいく、少額かもしれませんが、つぎ込んでいくというのもどうかなと思いましたので、複合的に、いろいろな施策を打って出る。青年団がやったり、企画政策課がやったり、そして、この出会いサポーターがあったり、民間の方は把握されていないと言われましたが、その方がやられたりとか、いろいろなことをしないと、この問題はどうにもならないのではないかと思います。

もう1回、市長お願いします。

○市長（下平晴行君） これは、なかなか今おっしゃるように出会いの場を作った出会いサポートセンターでありますので、今実際やっている内容等をちょっと研修させていただいて、それから取り組みをしてまいりたい。

そしてまた、これはあくまでも先進地事例なんですけど、やはり参加しやすい体制づくりは、どうなのかということも含めて検討してまいります。

○14番（鶴迫京子さん） 登録期間は2年ということで、登録料は無料ということでありました。こちらの鹿児島の方は、登録料が2年で1万円ということでありますね。

そして、遠距離だということ。本市で、もしそういうことが実現できたら、参加しやすい形というのは、あくまでも本市にあるわけですので、週に5回ぐらいとか開設できると思いますので、そこも流動的に、すごく稼働域が広がるのではないかと思いますので、ぜひ前向きに検討・研究していただきたいと思います。

また、このことは今後も、いろいろまた質問したりしていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

4番目、兵庫県小野市に研修に行ったのであります。平成13年より65歳を対象とした新たなライフスタイル創造の契機づくりとしまして、第二の成人式、エイジ・ルネサンス事業に取り組んでいました。

そこで、エイジ・ルネサンスパーティーを少し詳しく紹介いたしますが、一応この小野市の挑戦ということで、今回会派で小野市に研修に行きました、行政視察しました。同僚議員もいっぱい小野市のことを質問されましたが、私も研修に行ってきたので、大変目からうろこで感動することばかりで言葉が出なくなりました。絶句の思いでありました。

その中で、ルネサンスパーティーということで、桂三枝さん、今は文枝さんになってますね、トークショーに迎えて「波瀾万丈」とか「新婚さんいらっしゃい」などありますね、ああいう形式で一人2,000円の会費で集まっていたかまして、そして四、五人の方が桂文枝さんとトークショーをするわけですね、今まで起きた人生経験とかいろいろなことを、笑いあり涙ありのトークショーになっているそうでありました。そういうことを開いて、そしてまた、今はエイジ・ルネサンスパーティーということで、65歳の方々が企画から実行から全てのことをして運営までしま

して、そういうことを毎年やられているって、それがもう長いんですね、平成13年からいうことでありますので、そういうことでやっております。

そして、高齢者というのを高い齢の者じゃなくて、「光齢者」、だから高齢者の方々が、65歳以上の高齢者の方々が光るということで、これから光るんだという意味も込めて、「光齢者」として、その経験を地域社会に生かすことが、まちを元気にする原動力になり、行政の役割は、そのためのきっかけづくりや支援をすることであると考えていると書いてあります。

そういうことで、市長が「関係人口」とか施政方針の中で述べられておりますが、そういう意味で関係人口というのにも答弁いただきましたので、少し本市の考える関係人口は、ふるさと住民票制度ということで、いろいろる説明がありました。そういうことも踏まえて、それだけでは弱いような気がします。

それで、アイデアとしてであります。まず、エイジ・ルネサンスパーティーということで紹介いたしました。

それで私事のアイデアとなりますか、温めていたものですが、いつ言おうかなと思っていましたが、今回研修に行きましたので、今回述べさせてもらいますが、例えば、志布志の日、ウィークデーってありますね、24日から29日ですかね、お釈迦まつりの前の方ですかね、1週間をウィークデーとしてありますが、「しぶし（4.24）の日」ということで4月24日を「しぶしの日」に決められておりますが、その「しぶし（4.24）の日」でなくてもいいんです。お釈迦まつりの日でもいいんです。その日に4月24日ということで、その誕生日の人を全国、そしてまたもちろん本市の方も、本市の4月24日の誕生日の方、そして、全国日本だけに限らず海外の人にも日本に住んでいらっしゃったりしますし、そういう意味で4月24日の誕生日の人を全国からお釈迦まつりに招待したりとか、また、その時にはさんふらわあを利用してとか、行列に参加したりとか、特典を付けたりと、4月24日を「しぶしの日」に付けただけでは何かしらもったいないという思いが、「しぶしの日」というのができてからずっと思っておりました。

そしてまた、「4・2・4」ということで、車のナンバーもありますね、「424」とありますね。「424」の車の所持者の方とか、これはただ私のアイデアですので、アイデアというか考えていることですので、それを一例にしまして、そういうこととか、そしてまた、先ほどは65歳、20歳が成人式、半成人式というのが学校でありますね、10歳の時に。10歳が半成人式、20歳が成人式、だったら、その成人式の倍、20の倍で40歳の時、一番40歳といたらいろいろな意味で想像力もあるし、一番働き盛りでもあるし、いろいろな意味で40歳って、すごく輝いているのではないかなと思いますので、10歳、20歳、40歳ときて、私、先ほど65歳まで入れました。そういうような一つの例として、何かしら企画して、本市をせっかく市長が熱意を持って、いろんな意味で創意・工夫というか、成果主義とかオンリーワンとか、いろいろおっしゃっています。

この小野市の蓬萊市長の挑戦ということで、全てここに出てきます。本当に、これを読んでいたら楽しくて仕方がないぐらい楽しいですね。それぐらい一生懸命に20年間走ってこられてます。「果てしなき挑戦」と言われていますが、本当に、ただ一冊ではすごくあれですが、ぜひ下

平市長も、そういう思いで市長に当選されていますので、本当に何かしら質問を聞いていたら、「先手管理」とおっしゃるわりには、後手管理になっているのではないかなということも少しありますので、ぜひ挑戦という意味でも、いろんなことを変えるということで、志布志市を変える、志布志市を変えようということで、ぜひいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今ありました小野市のエイジ・ルネサンス事業については、拝見したところ、65歳を迎えた方がエイジ・ルネサンスパーティーをきっかけに、これまでの人生を振り返るとともに生涯青春を目標に、これからの人生を前向きに捉えていただく機会となることを目指した全国的にも珍しいオンリーワン事業であるとのことでございました。

本市においても、地域の活性化に資する事業につきましては、本市ならではの取り組みとなるよう、創意・工夫を凝らしながら進めているところでございます。

関係人口の創出につきましては、平成31年度において、本市の出身者や本市に通勤・通学をされている方、本市へふるさと納税をされた方、その他、本市を応援してくださる方に対し、ふるさと住民票を発行することや、ふるさと住民会議等の企画、会報誌の発行等を行っていきたいと考えております。

市外にお住まいの方と、一過性ではない継続的なつながりを構築するためにも、ただいま頂戴いたしました御意見を参考にしながら、中長期的な計画の中で、段階的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 地域活性化のためには、「三つのおこし」が不可欠であるとおっしゃっています、蓬萊市長ですね。

イベントなどの「ことおこし」、ものづくりの「ものおこし」、それらを支える「ひとおこし」ということで、その「三つのおこし」の中で、一番大事なのが「ひとおこし」ということである。それらが三位一体となって地域活性化がなされるということをおっしゃっていますし、実行されています。

小野祭りというのがあって、それまでは3万人ぐらいしか、人口5万人ぐらいの小野市であります。そこに小野祭りといって、志布志でいったらみなとまつり、花火を上げてという、盆の頃ですね、そういうことをされていたそうです。3万人ぐらいの集客だったようですが、それを換えようということで、5か年変革計画というのを計画されて、その祭りをすごい祭りに、集客数が何十万人でしたかね、そういう祭りに変革されております。

ですので、やはりにぎわいづくりをもたらして、その市を変える、変えることによって、その波動が全国に伝わっていく。ひいては海外に伝わっていくということで行政視察などもあるかと思えます。ただ一例ではないかなと思えますので、ぜひ、いろいろなことにチャレンジしていただきたいと思います。

そのためには、「三つのおこし」をするためには、三つ気が大事ということで、三気が大事ということで、「勇氣・やる気・根気」だそうです。ぜひ市長に挑戦していただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

最後になりましたが、人権擁護についてであります。

この人権擁護について、時間を割きたいと思いましたが、計画では30分と思っていたのですが、10分短くなりましたので、スピードアップして頑張っていきたいと思えます。

いじめ・虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）・男女共同参画・人権啓発等の情報の一元化による迅速な対応を行うため、兵庫県小野市では、平成19年に、いじめ等に関する専門部署であるヒューマンライフグループを創設し、翌年平成20年には、全国初になる「いじめ等防止条例」を制定し、4月から「いじめ等追放都市宣言」をしております。

いじめ等とは、様々ないじめが対象で、ここが大事ですね、いじめ等とは、様々ないじめが対象で学校内だけでなく、職場や地域や家庭での虐待や暴力・セクハラ・DVなどをいじめと定義し、情報の提供ということで、発見時の通報義務や活動の連携など、市民や企業などの責務や役割を明記し、罰則や数値目標は盛り込まれていませんが、そういうことであります。条例の3条に、しっかりと基本理念がうたわれておりますが、この基本理念こそ大事ではなかろうかと思えますが、「全ての市民は何人に対しても、いじめをしてはならない」と、いじめ禁止を明文化しています。

本市でも、小野市に倣って、市民総ぐるみでいじめ根絶に向けて真剣に取り組むために、いじめ等防止条例を制定する考えはないか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

近年いじめや虐待、DVなどは、全国的にも社会的問題となっていることは認識しているところでございます。

これらの問題については、所管する部署も教育であったり福祉であったり、男女共同参画であったり、多岐にわたっている現状であります。

このようなこともあり、本市においては、平成24年3月に志布志市人権教育啓発基本計画を策定し、家庭・地域・学校・企業等との人権教育並びに研修・啓発を推進しているところであります。

また、この計画に基づき、志布志市人権教育啓発連絡協議会を設置しており、年に1、2回人権擁護委員・保護司・民生委員・障がい者団体などの代表者や関係する課職員等で意見交換や情報の共有を行っているところでございます。

議員の御提案の「いじめ等防止条例」につきましては、本市の人権教育・啓発基本計画には、当然いじめ対策も講じており、この計画を基本に時代に即した見直しを適宜実施しながら、更なる推進を図ってまいりたいと考えておりますが、大変大事な要件でございますので、検討をするよう指示をしております。

○14番（鶴迫京子さん） 市長、今新聞報道でいろいろありますが、昨日の新聞ですかね、千葉県の子愛（みあ）ちゃんのことですが、「傷害致死で父を起訴」ということで、新聞に詳しく載っているんですね。何かしら、目黒区の結愛（ゆあ）さんの事例とか、子愛（みあ）さんの事例、新聞とかテレビ報道を見るたびに、もう見たくないとか、新聞も読みたくないと思って、

胸が本当に痛くなる思いがします。読めば読むほど本当につらくなります。

これは皆さん、志布志市の市民皆さんがそういう思いをされていると思います。本当にあってはならないことが起きてしまったということで、まず、この背景は、どういうことがあると思われますか。それと今市長の思いで、いじめ等防止条例を前向きに検討されるという答弁であったろうかと思いますが、この感想も踏まえまして、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 私、今回のコラムにもこのことを掲載しております。

いわゆる今回の虐待事件は、夫婦両方でいじめていたと、今までに無いことと、それから教育委員会が児童相談所に相談せずにアンケートを配布した等々、いろんな問題が重なったと。

これは、やはりこの娘さんが、今おっしゃるように、今まで、生きてきた家庭が本当にどうだったのか、かわいそうでなりません。ですから指摘がありました、このいじめ等の防止条例、これをしっかり策定して、そして計画は「なんとかします」ですけど、条例では「しなければならない」という文言になりますので、これはしっかりと内部で十分検討させていただいて、取り組みをしていかなきゃいけないというふうに考えております。

そして、このことは二度とあってはならないということも含めて、十分行政でも対応していかなきゃいけないというふうに感じております。

○14番（鶴迫京子さん） こういう事件が、親が子供を殺す、子供が今度は逆に親を殺す、いろいろなことを新聞報道で目にしたり耳にしたりします。そういうたびに、本当に何か遠い所で起きているような気がしたりもします。

しかし、いつ何時本市に、そういうことが起きないで欲しいんですが、本当に、そういう課題を抱えている家庭とかあると思います。ただ見えないだけであろうかと思えます。なぜかといいますと、昨日も同僚議員から遊びのことで、教育長が「三間（さんま）が足りない」ということで、「時間と空間と仲間が足りない」ということで、本当に心に残る答弁でありましたが、そして、そういう所を親水公園を造ってくれというので、思い出話ではないですけど、幼少期の頃の遊びのことが出ました。それは遊びのことでした。本当に自分たちが育った時代と今は、もうまるで真逆、変わっています。本当に変わってて、そして家庭の中が、自分たちが幼少で子供の時、育った時には、隣の家庭、ひいては遠い家庭まで、あそこはどういう家庭だというのが、全部家庭が開放されていましてね、見えていました。子供ながらも分かっていたし、そして、親とか、そういう所から怒られたり、いろいろなことがあつてつらい思いをした時には、隣のおばちゃんの所とか、遠くても、あのおじちゃんの所に行けばとか、いろんな意味で逃げ場所がありました。今は、時間、空間ありません。逃げる所がありません。だから、どんどんどん家庭の中に引きこもって、そして、体も病んできます。

ですので、この児童虐待と体罰、専門家の方がおっしゃいますが、市長、体罰と虐待、その定義というのが、まだ体罰の定義がされていないということで、今政府、国会というか国の方でもいろいろ議論がなされておりますが、体罰と虐待の違いとまではいいませんが、どういうふうに捉えられておりますか。

○市長（下平晴行君） これは体罰は逆に言うと虐待になってしまう。ですから、私は双方が同じことになってくるんじゃないかなというふうに思います。

それは、される側と、する側の違いがあるだけの問題で虐待になるのではないかというふうに感じております。

○14番（鶴迫京子さん） 大変安心しました。市長がそういう思いで、虐待の中に体罰があって、体罰というのが軽いものではないということをしっかり認識されていますので、体罰も虐待も両方とも暴力が入るということで、暴力というのは、法律というか、今の社会の中では許されません。しつけだとか、今、懲戒権が問題になっていますが、民法の懲戒権を外すか、外さないか、必要か、必要でないというのを今議論されていますが、本当に、その懲戒権というのは、しつけのためだったらいいいということではないと思いますので、私自身は必要無いと思います。他の法律でしっかり子供を親が監護しなきゃいけないという法律もあるわけですので、そこでしっかり守られると思いますし、子どもの権利条約という中でも、日本は批准していますので、そういうこともしっかり国、地方団体、いろいろなことの責務がうたわれています。

しかし、新聞にも載っていましたが、野田市の小学生、心愛（みあ）さんのことでは、昨日の新聞に、親は最後に載っていましたね。勇一郎被告は、「暴行をしつけ目的だったと話している」という。そして、逮捕当初の調べに「悪いことをしたとは思っていない」と供述した。なぎさ被告は「止めても無駄だと思った」と話しています、逮捕当初ですね。ここに意識の差がありますね。だから、ここの思っていること、そこを変えなければ、こういうことは減らないし防げないし、です。家庭ではないんですね。

ある新聞では、いじめ加害者の責任を問う判決は出てよかったなど、教育委員会とか、そういう学校とか児童相談所とか、このことの事件じゃないですけど、そういうことがよかったとか、いろいろ虐待とか、そういうことに関しては、しつけだと思える人もいるかも分かりません。ですが、もうそういう範囲では、個人個人の意見では子供は守れません。

ですので、子供たちの命を守るんだということで、守るのは昔みたいに、みんなで守らなければいけないと思いますので、社会全体で守る、その姿を見せることこそトップリーダー、市長の責任だと思います。

ですので、しっかり条例制定に向けて研究して検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども申しましたとおり、大変大切なことですので、しっかりと内部調査・研究というか、前向きに取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 連携の在り方としまして、虐待とかそういういろいろな事例が起きた時の連携といたしまして、本市では、どのような対応がされていますか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校に関わるいじめ問題等についての取り組みについて、御答弁いたします。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」、また平成26年3月に策定されました

「鹿児島県いじめ防止基本方針」を受けて、本市におきましては、平成26年12月に「志布志市いじめ防止基本方針」を策定しております。

また、平成27年3月に「志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例」が策定され、毎年いじめ問題対策連絡協議会において、学校・教育委員会・専門家・PTA代表・地域代表などのメンバーで年2回研修会を開催しております。

学校におきましても、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページで公開しており、毎年見直しを図りながら、いじめ問題への対応の指針としております。

学校では、人権教育は全ての教育の基本という方針の下、1件でも多くのいじめを早期に発見し、早期対応、解決につなげることができるよう、一人ひとりに寄り添った指導を継続していくとともに、PTAや地域の関係団体と、より一層連携して対応していく体制づくりを構築してまいりたいと考えております。

連携のことについて、今お話がありましたけれども、学校の方としましては、いじめの問題も虐待の問題も、市当局の福祉課とか児童相談所とか警察とか、そういう方々との連携というのは密に図っておりまして、今後とも、そういう連携を密にして、地域全体で解決に向かうような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 要保護対策地域協議会というのがあるかと思いますが、そこで2回ほどいろいろ連携のことをやられているということで、まず本市の今の状況ですね、答弁できる範囲内でよろしいですが、少しお知らせください。いじめ問題等に関する、いろいろなことをひっくるめて、細々ではなくてもいいですが、どういう状況であるのかなと思っております。

○教育長（和田幸一郎君） いじめ問題を解決する時に大事なことは、いじめというのは絶対に許されることではないというのが一つ。それから、いじめは1件でも多く発見して早期解決を図るということと、それから、いじめは、どの学校でも起こり得るという、この三つの基本的な考えの下に、いじめ問題に取り組んでおります。

したがって、学校においては毎月必ず、いじめが起きているのかどうかということ、例えば、アンケート調査等を通して把握しておりまして、毎月私どもの方に報告がありますが、1月末現在で、いじめということについて報告があった件数が、小・中学校合わせて182件であります。この182件をどう捉えるかといいますと、学校においては、子供たちが、いじめられたという、ちょっとした冷やかしかでも、例えば僕はいじめられているというような、そういう考え方に立つ子供がおりますので、そういう子供たちの声というのもきちんと受け止めて、182件という1月末までの小・中学校のいじめということについては、各学校がきちんと、そのいじめについての解決に向き合うという姿勢を大事にしながら取り組んでいるところであります。

それから、専門家の方々の様々な意見もいじめ問題解決に向けては大事なことでありますので、鹿児島大学の有倉先生などの協力をもらいながら、毎年必ずいじめ問題対策連絡協議会とか、あるいは、いじめ問題専門委員会、そういうのを計画的に組んでおりまして、やっぱり専門的な立場での指導を私どもいただくように、そういうふうな対応をしているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 要保護対策協議会とか、そういうことがありまして、警察、消防、そして学校、そういういろいろな機関の多様な方々が集まって協議される場であろうかと思えます。

その中で情報を一元化して共有されます。その時に、やはり、その立場立場によって役割が違う組織でありますので、その立場立場によって、その考え方なり温度差があるのではないかと思います。

そしてまた、その捉え方ですね、先ほどの親ではないですが、親より専門家の方々ですので、ですが潜在的には、やはり市民というか、家に帰れば一人の親でありますので、個人的な考え方としては、そういう懲戒権ではありませんけど、しつけと体罰とか、そういうことの境というか、その考え方が少し違ってきたりとかあります。その温度差とか、そういうのも役割によって違つかもしれない。その時に必要なのが、先ほど答弁がありました専門家、いろいろなことで専門家というのは奥深く学んでいらっしゃると思いますので、そういう方々の助言とか指導とか、すごく大事になろうかと思っています。

今、教育長が答弁されました、そういう方も迎えて、しっかり研修をされているということ伺いましたので、本市は、すごくそういう所まで行き届いているのかなという思いがしましたが、児童相談所というのが出てきました。何か起きた時、起ころうとしている時、起こっている時、やはり自分たちの手に負えなかつたりするので、児童相談所に相談して支援をしていただいたりということになろうかと思えますが、その時の係といいますか、そういう所との温度差というのはないのでしょうか。いろいろな事案を、今、本市は分かれていますよね、DVとか男女共同参画は企画政策課、そして、虐待とか、そういうのは、いろいろなことで分かれていますので、その担当担当で温度差があつたりとか、また、その連携を取るために県とか県の児相とか、そういう所と連携を取つたりということです。連携の難しさというのもあろうかと思えますが、そういう所は、どのように捉えられていますでしょうか。

○福祉課長（折田孝幸君） 福祉課の方では、今議員がおっしゃいました要保護児童対策地域協議会、そういった協議会と高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク協議会、こちらの方の定期的な開催を行って情報連携を図りますとともに、個別のケースに関する検討会を随時開催しまして、情報交換や支援の内容に係る協議、それから関係課、先ほどおっしゃいました関係機関、こういった所との連携、協力、これの推進に係る協議等を行いながら、個別案件に対応しているところでございます。

児童虐待防止法等の改正にもありまして、児相の役割も一歩踏み込んだところまでできるとか、警察の方も一歩踏み込んでできるような状態になっております。

温度差というか、そういったことは全然感じておりませんが、関係機関が一体となって、それぞれの思いを、その場面で持ち寄って、その場面で活躍できる、活動できる部署が、そこに入り込んでいくと。それで児童虐待であれば、児童のそういった対応に取り組んでいるというような状況でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 本市の状況を見ますと、大変部署部署で努力されているように思いま

す。今の報告でもありましたが、横の連携が取れている、そのことは、引いて反対からいいますと、結局いろいろな事案が起きますが、虐待にしろ何にしろ起きますが、本当に今は昔と違って多様化している、その背景ですね、背景は多様化しているということでもあります。

ですので、虐待一つとってもDVがあって、そしてということでありましたり、ひとり親家庭だとか、そういう先ほどの未婚率とか、そういうことにもなってきますが、いろいろな難しい状況に、複雑な状況に家族というのがなっております、世帯がなっておりますので、その中で起きる様々なこと、そしてまた、ひとり親家庭とか、いろいろなことで相談する相手もいなくて、自分の中で悩み、苦しみ、心中までしようかとか、そういう世帯もあろうかと思えます。

そこを救って今福祉政策として、いろいろやられていますので、ぜひ今の施策で横の連携を水平化にして頑張ってもらいたいと思います。

そのためにも、やはり、このいじめ等防止条例、小野市みたいに、そういう所を一つのグループとして、ヒューマングループにしてやっつけていってほしいんですが、そういう意味で形は違いますけど、そういうのが取られているということで理解したんですが、ぜひそこをしっかりと頑張ってもらいたいと思います。

そして、やはり皆さん、このことで一番胸が締め付けられるというのは、やはり去年の目黒区で起きた結愛（ゆあ）さんのあれですよ、「お願い許してください」と、教育長からもありましたが、それと、心愛（みあ）さんの「先生どうにかできませんか」という、あの書いたメモ、アンケートに書いたあの字ですね、字と、あのあどけない顔写真がテレビに出るために本当に胸が痛くなります。

ぜひ、その文字と顔写真、ああいうことが二度とあってはなりませんので、本市でも、そういうことが起きてはならないということをしっかり明記して意識して、このことに1丁目1番地で本当、取り組んでももらいたいと思います。

最後に市長、このいじめ等防止条例制定に向けての意気込みをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） これは関連する課だけじゃなくて、全課でこのことに取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

〔鶴迫京子さん「終わります」と呼ぶ〕

○議長（西江園 明君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで、5分間休憩いたします。

11時25分まで休憩いたします。

○
午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

いつも議会があるとき、国会も開かれたり、それぞれの方が、いろんなコメント出したりして考えさせられるわけです。今、国会で森友、加計問題から、財務省のいわゆる文書の改ざん、そしてまた、厚生労働省において統計のとんでもないことが起きていると、それを三権分立であるわけですし、本来は与党だとか野党だとか、そういったことではなくて、国会で行政が起こしていることに対して、しっかりと政権与党も行政に対して明らかにしていくと、そういった姿勢が求められているにもかかわらず、仲間うちだみたいな形での国会の在り方を示しています。

そして、一昨日ですかね、法制局長官が野党議員が質問するそういったことに対してやゆするようなことを言う。まさに国民をないがしろにしていると、今の政権は、そんな気がしてなりません。

私たち、この志布志市の議会は、今回、私を含めて14名の議員の方が質問をされますが、当局の方は真摯に本当に安倍総理大臣が「真摯に」という言葉をよく使われますけど、どういった意味で言っておられるのかよく分かりませんが、我がまちの市長をはじめ、スタッフの皆さんは、本当に真摯に答弁をしておられます。そのことに関しては、行政に携わっている人としては、当然のことだというふうに私も思います。

そういった意味で、国会が見せているような、ああいったことは不正が起きたら、それを正すのが、いわゆる立法府、議会の仕事なんですよ、それを与党だとか、野党だとかいうことではなくて、国民の立場から、そのことをしっかりと正していく、そういった姿勢が必要だというふうに私は思います。

その一方で地方自治では、いわゆる当局の皆さん方に、いろんな政策提案をし、私たち議員としては、もちろん議員でも議員発議等々でやれるわけですけど、一般質問というのを通じて皆さん方、いろんな提案をして、いいまちづくりを一緒にしていこうと、そういった立場で、いつも私も他の議員の方々もされていると思います。そういった意味で国会みたいなことにはならないように、お互いに、いいまちづくりのために、私を市長にならせてください、私を議員にさせてください、そして役場入って住民の全体の奉仕者として仕事をさせてくださいという、それがあったわけです。ぜひ、その立場でお願いをします。

今回、私も五つの問題を通告をしました。

順次、通告に基づいて質問をしたいと思います。

まず、国保についてですけど、平成29年度決算が出たわけですが、実質単年度収支が黒字となっているという状況で、県に平成30年度移行するというので昨年税率改正がされて、1%ですか所得割が引き上げられて、資産割が無くなったわけです。そういう税率改正がされて、なおかつ平成30年度の最終補正も出ておりますが、先の本会議で報告をさせていただきました。

一方で、平成29年度の決算を見ますと、2億2,300万円からの収入未済と不納欠損、89件で639万6,487円と、こういった状況があります。これが国保に加入されている方々の実情ではないかなというふうに思っているところです。

今回、最終補正で1億1,000万円からの基金積立をやるというような、そういう状況等もありました。現在の国保運営についての市長の認識をお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の一般質問にお答えいたします。

国保の運営状況につきましては、一人当たり医療費は年々増加しておりましたが、平成29年度につきましては、前年度比1.03%の減少をし、療養給付費も0.71%減少したことで、今年度は1億1,000万円基金を積み立てることができました。

しかし、平成31年度の県への納付金は、前年度から7,300万円増加しております。

また、本年度の一人当たり療養給付費は、前年度より4.75%伸びていることから、平成32年度の納付金に影響があると考えておりますので、依然厳しい財政運営が続くと認識をしております。

被保険者の実態としましては、平成26年度の実績ですが、国保加入世帯の所得水準は協会けんぽ加入者と比較した場合、1世帯当たり約100万円低いものとなっております。

また、加入者の平均年齢は、市町村国保で51.5歳、協会けんぽで36.7歳、一人当たり医療費は、市町村国保で33万3,000円、協会けんぽで16万7,000円、保険料負担率は市町村国保で9.9%、協会けんぽで7.6%と、市町村国保の方が年齢構成が高く、医療費水準も高くなっていることから国保の方の保険料の負担が大きくなっていると感じているところでございます。

○19番（小園義行君） 市長も答弁の中で一部ありましたけれども、昨年6月議会で国保に加入されている方と協会けんぽに加入されている方の負担がどう違うのかねということでお願いをして、今市長が答弁されたとおりであります。

国保で39万2,200円、協会けんぽで20万6,000円、その当時ですね、そういうことで倍から国保に加入されている方々は、そういうことです。年齢等も市長の方で答弁がありましたように51.5歳と、協会けんぽだと36.7歳というようなことで保険料率等々もあったわけですね。

現実には、この国保に加入されている方々は、子供からお年寄りまで全てが税の対象ということになるわけですね。協会けんぽだと、その人の収入に応じて掛けるパーセントですので、10人子供さんがいようが、そういうことには保険料が、そのことで増えるというふうにはならないわけですね。賃金の水準で決まっていくわけです。

そういった状況の中で、全国の知事会や市長会等々を含めて、全国の知事会が、この間約4年、6年かけて、いろんな研究をされて、そして国にもっと国庫負担を増やしてくれということで、そういう提言がされています。それをされて4年ほど経つんですけども、全く国は、そのことに対して動きをしないという状況があります。いわゆる協会けんぽ並みのそういったものにならんと、ちょっと大変厳しいですよというようなこと等もあって、いわゆる知事会等が国の負担を増やしてくださいよということになって、なかなかそういう状況にない中で、もう待ってられないというようなこと等もあって、いろんな対策を各自治体されているわけですけども、知事会等が求めているそういったものも、全県一つの、いわゆる保険者にした。各自治体は納付金を納めるという制度にしているわけですけども、そうした時に小さな町だと、100人の自治体としましょう、そこに高額医療の人がいたら完全に一つの自治体ではパンクしちゃうから、大変申し

訳ないけどというようなことで知事会のいろんな意見等を踏まえて、全県一律にしたわけですね。

そういった中で、国が動かないという状況の中では、これは大変なことだなと思っているところですよ。今後、それでも県が示す納付金を志布志市も納めなきゃいけないという状況がありますね。

そうした中で、私自身は昨年6月の議会でも、それまでも、いろいろ取り上げてきましたが、国保に加入されている方々は高齢者、そして、いわゆる協会けんぽから抜けた人、年金生活者をはじめとして協会けんぽから抜けた人。そして、子供たちがある世帯、自営業の方。そういった中で均等割の見直しをして少しでも払える国保にしていくという、そういう考えはありませんかということで、この前は北海道の旭川市の取り組みをちょっと出して、時間が欲しいということでしたが、ここについては少し検討がされたんでしょうか。

○保健課長（西山裕行君） 昨年の6月に旭川市の均等割の減免のことについて検討しないのかというようなことで御質疑をいただいておりますけれども、旭川市の減免についての取り組みであります18歳未満の被保険者に対する均等割を3割減免する措置を本市で実施するとなった場合の減少額につきましては、平成30年度ベースで試算をした結果、均等割額が最大で約750万円という試算結果でございました。

この減少するという試算結果に基づきまして、均等割減免に充てる財源を一般会計から繰り入れることにつきましては、保険税の水準の統一について協議が今現在なされている中でございますので、現段階で独自減免を行うことは難しいというふうに考えております。

厳しい国保財政運営が続くと認識しておりますので、現在のところは想定をしていないというところでございます。

○19番（小園義行君） 大変歳をとって耳が聞こえなくなっています。大きな声で答弁してください。全ての課長さんたちですよ、大変申し訳ないです。

私が昨年6月に質問したのは、例を出しただけですよ。均等割は、どういうことになっているかということ、例えば、昨日生まれた子供にも均等割がかかるんですよ。その人、生産、いわゆるお金を稼げますか、いろんなことしますかといったら、ほとんどできないわけで、その赤ちゃんまでも国保税を払っているわけですよ。そういったものに対して、我がまちの国保に加入をされている世帯が均等割が大変だよということ、いろんな相談を受けるものですから、そういう質問をしたんですね。

だから、一番低いところで、いわゆる3割負担をしていますよという、そういうことを3割を減免していますよというようなことで、ちょっと例に出したんです。他にもたくさんあるんですよ、これをやっているところはね。

そういった意味で、我がまちの国保の状況を見た時に滞納が2億2,000万円からある。不納欠損も600万円を超えてあるという現状を見た時に、税務課長、大変苦勞されているんですよ。滞納徴収に行くって、そういうことを考えたときに、どうにかできませんかということで、生まれてすぐの子供にも、赤ちゃんにも税金がかかっている、この均等割を見直す考えはありませんか

ということで、昨年質問したら時間が欲しいということでしたのでね、そうですけど。考え方を聞いているんですよ。正直言ってですよ、子供がたくさんいる世帯と、そうでない世帯は負担が確かに違います。病院に行く機会もいろいろかもしれませんよ。

そこで、我がまちの国保に加入されている世帯で1人世帯、2人世帯、3人世帯、それぞれいろいろあるでしょう。どれぐらい世帯数が、3人以上とかいうこともあるでしょうけど、国保に加入されている世帯には、どれぐらいの子供たちがいるというふうに把握されているんですか。

○市長（下平晴行君） 129世帯の152人ということで、これは18歳以上の3子以降の世帯でございます。

18歳以下では、523世帯で968人、18歳以下でいきますと。

[小園義行君「523世帯で何人ですか」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） 968人ということになります。

○19番（小園義行君） 今市長の方から答弁がありましたけれども、523世帯、900名ほどということでしたね。私は、これまで3年前も子供の給食費の問題で、多子世帯、たくさん子供がおられる世帯は、負担がとにかく大きいから、どうにかありませんかということで、子育て世帯の支援対策として、志布志市は給食費を第3子から免除していますね。そういうことで、この全てを全部やれといったらなかなか大変でしょう。でも実際に地方交付税との関係で考えてくださいよ。子供が1人いる世帯は1人ですね、3人いると3倍地方交付税が入ってきますね。でも、その人が国保に入っていると、いわゆる3倍の負担をさせられる。協会けんぽだと、そんなことはなくて、実際には、それだけ3倍入ってくるけど負担は違うんですよ。そういうのを考えたとき、せめて子育て世帯の支援策として、第3子以降、ここの均等割を免除してやるとか、そういったことをして滞納されている世帯も、税務課長にここでは聞きませんよ、どういう世帯がこうかって、考え方を議論しているわけですからね、ここでは。

多子世帯の均等割を第3子以降、給食費と同じような、そういった考え方で免除してやるとか、そういう観点に立てませんかということをお聞きしているんですけど、市長、子育て世帯の支援という意味で第3子以降、均等割の軽減、そういったものを考えるつもりはありませんか。

○市長（下平晴行君） このことについては、鹿児島県の国民健康保険運営方針に基づく国保財政健全化計画の策定要領の中に、いわゆるそういう赤字に対するための支出と申しますか、一般財源からの支出は基本的には駄目というか、してはならないという、これは国保財政健全化計画の中で、これをうたっているようでございます。

○19番（小園義行君） 国民健康保険法に、市長、そういうことは一切書いてありません。法律で駄目というふうにいっているわけじゃないんですよ。

今回、国が一元化するときに保険者努力支援制度というのがありますね。あれをすると、たくさんお金をやりますよとか、いろんなことをやっているわけです。

それはどういうことかという、徴収をきちんとやれとか、一般会計から繰り入れるとか、いろんなことをやっているわけです。でも、それをやっている、ということが起きるかとい

うと、さっき言いましたように、2億2,000万円からの収入未済というのがある、これは億ですよ。そして不納欠損もそういったこと、今市長はできませんというふうにおっしゃったんですけど、そういうことではありません。

ちなみに隣の鹿屋市、ここが今年度ですよ、2019年度の一般会計予算の新聞報道がありまして、ここで国民健康保険税の多子世帯の均等割を第3子以降は免除する制度を設けるための予算約1,000万円が今度の当初予算に計上されています。新聞報道でちゃんと出ていますのでね。そういうことをやって、地方交付税がたくさん入ってくる世帯、でもその世帯が、たまたま国保に加入していたら、そういうふうには今度は均等割、そういったもので負担が3倍になってくると、ここを少し考えて払えるものにしていくという考えはありませんかということをして市長、お聞きしているんですよ。法律で、それが駄目ということには一切私も国民健康保険法を見てみましたが、繰り入れが駄目というふうではありません。

ただ国の考え方としては、県にしたから統一保険料にしたりして、一般会計からの繰り入れをどんどん少なくしていこうということ。それをされたら、我がまちは努力しているのにですよ、他の自治体と比較してどうだということ、いろいろありますので、我がまちは国保に関しては非常に努力しているのに統一保険料になったら、とても高いものになっていくということになって、言葉は悪いけど、損をするわけですよ。

だからぜひ、そういったことにならないために、ここの議会で、それは決められるということになっているわけですので、この鹿屋市は均等割、今年から第3子以降を免除するというふうに、約1,000万円ですよ。仮に、我がまちで第3子以降を免除した場合、どれぐらいの金額になりますか。

○保健課長（西山裕行君） お答えいたします。

第3子の保険料を減免した場合には、152名で261万6,000円程度になろうかと思います。

○19番（小園義行君） 市長、今課長から答弁がありましたように、129世帯で261万6,300円。これ、やっていただけるだけでも子供がたくさんいる世帯は、国保に加入されている人、とても助かりますよ。今の課長の答弁があったけど、この第3子以降、せめて免除して多子世帯の負担軽減を図っていくということを議論して、国保運営協議会等々でして、どこかの時点で、そういう方向に我がまちも、かじを切っていくと、そういうことを考えられませんか、市長。

○市長（下平晴行君） 鹿屋市の場合は、国保基金に入れて、それを取り崩して使っているというような状況でございます。

ただ、県の方もこのことが本当に、このような、いわゆる歳出の方法がいいのかどうかというのは、今回も新聞紙上で初めて知ったというようなことでございます。

国保基金に積むという、まず基金に積む目的によっては必要に応じて、先ほど言いましたように県との協議が必要になってくるというようなことになりますので、そこら辺の一般財源からの歳出ができるのかどうか、そこは、もうちょっと内部で十分議論させていただきたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） 市長、去年、その前、一般会計からどれだけ入れていますか、財政安定化支援とかそういうことじゃないですよ。法定外繰り入れ、いろんなことをして、我がまちは国保税の引き上げを抑えてきているんですよ。そういうのは、ここの議会で決める、市長の考えなんですよ。県とか国じゃなくて、ここでそれはできるんですよ。その立場に立てませんか。

仮に基金からでもいいでしょう。今回ですよ1億1,000万円積み立てるんですよ。そのうちの261万6,300円あれば、この当初予算で、それはやれたんですよ。でも、平成32年度の時、ちょっといろいろ議論しないといかんですよ、当初予算を組むとき、それね。でも考え方ですからね、市長、できないということじゃないですよ、そこはね、間違わないでくださいよ。

多子世帯の負担軽減、均等割免除、全国自治体いろんなところがたくさんやっています。そのことについてね、我がまちな国保を納めている人たちは本当に大変だと思いますよ。私もそうですけど、同僚議員で子供がいたりして、国保加入の人は本当に大変だと思います、実際ですよ。私は、たまたま子供とかいませんのであれですけど、基本子育て中のそういう人たちに対して、この129世帯、152人の子供たちのため、これ261万円ですよ、どうにでもなると僕は思うんですけど、再度お願いします。

○市長（下平晴行君） 中身について私も大変勉強不足でございまして、内部で、内部というか十分検討させていただいて、そういう形でできるのかどうか、私ももうちょっと勉強させてください。

○19番（小園義行君） ぜひですね、その国保のシステムだとか、そういう考え、よく勉強してということでしたのでね、国民健康保険法の第1条に何て書いてあるかと、社会保障としてあるというふうに国民健康保険法がうたっているんですね。それは、やっぱり一緒にやっていくよと、社会保障というのは、そういう意味ですからね。

ぜひ市長と、もう少しいろいろやり取りしたいんですけど、時間もあれですので、よく中身を検討してということでしたので、ぜひ次の議会でまた質問させてください。この件については終わりにします。

次に、個人情報保護ということについて、質問させてください。

これは自衛官の募集のことをちょっとお願いをしているところですが、2月10日の自民党大会で安倍総理、自民党総裁ですね、総理大臣でもあるわけです。

新規隊員募集に対して、都道府県の6割の自治体が協力を拒否しているというふうに挨拶をされました。これは事実誤認があるんですけどね、全く都道府県がそんなことをしているわけないと、私は調べてみたんですけど、そういうのはありません。安倍総理大臣ですから、ああいう発言をされるんでしょう。それはそれとして、あの人のことですからね。

重大なことは、防衛省や自衛隊が隊員募集に自治体を動員すると、そのことが強化されているというふうに思ったわけですね。そういうことですね、昨年5月15日付けで防衛大臣から初めて自衛官募集の推進についての文書が出されています。

本市の対応は、どういうふうになっているのか、ちょっとお願いをします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部につきましては、自衛隊法第97条の規定に基づき、都道府県知事及び市町村長が行うこととされており、地方自治法施行令第1条において、自衛隊法施行令第114条から第120条までに規定された事務を法定受託事務として、都道府県及び市町村が行っております。

従いまして、国からの提出の依頼がありました募集対象情報の資料を募集事務に使用することを目的として、紙媒体で提供しているというところでございます。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から開始します。

○

午前11時57分 休憩

午後1時02分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

○19番（小園義行君） 午前中答弁がありましたけれども、紙媒体で提供しているということです。年齢とか、そういった具体的なものが無かったものですから、何歳とかですね、それもあれば出してください。

そして、これはそのことだけだったのかですね。国は、募集事務に係る計画の策定及び実施について、部隊等の見学の勧奨とか、民間の町内会に対する募集広報の協力依頼等を含んでいるわけですけど、当局としては、こういった受け止め方としてされているのか。その2点お願いします。

○市長（下平晴行君） お答えします。

当該年度に18歳または22歳となる方の氏名、生年月日、性別、住所の四つの情報でございます。議長、ちょっと内容確認していいですか。

○議長（西江園 明君） はい、内容確認許可します。

○市長（下平晴行君） 紙媒体の件について、もう1回質問していただいていいですか。

○19番（小園義行君） 年齢が載った、18歳と22歳、それだけだったのかと、それ以外に募集事務に係る計画の策定だとか、そういったものが通達の中にきてるんだけど、そういうのをどう受け止めたんですかということを知っているところです。

○市長（下平晴行君） 名簿のみでございます。

○19番（小園義行君） さっき、冒頭ちょっと言いましたけど、総理大臣が自民党総裁という立場でしょう、あそこでは。協力していないと言うけど、実際紙媒体での提供というのは632自治体ですね。閲覧による提供は931。そして、いわゆる未取得といいますか、提供していないよというのが178という、これは防衛省の資料からですけれども、約10%、1割ですかね、全国の。

こんなに協力しているわけですよ、それにもかかわらず、ああいう発言をしてね。いろいろ思うと、今ちょっと私が話をしたような、そういう方向に持っていきたいんだらうねという心配があるものですから、我がまちの対応としては、今そのことだということでしたけど。

実際、自衛隊法の第97条と同施行令120条、これは何を求めているのかと、この法律について何を求めているというふうに当局は理解をしておられますか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

ただいまの御質問の件ですけれども、自衛隊法の第97条と、それから施行令の120条に基づくものであるというふうに考えております。

基本的には、自衛官の募集についての情報提供ということでございますので、自衛官募集事務の一部につきましては、都道府県、市町村ということで規定をされてございますので、その事務の一環として提供しているというふうに捉えております。

○19番（小園義行君） 第97条は、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。そして、施行令の120条、これは「必要な報告又は資料の提出を求めることができる」です。義務はないんですね、実際ね。その中で親切に我がまちはされています。

住民基本台帳法にも自衛隊への提供の規定というのは無いというふうに思っていますが、当局もその理解でいいですか。

○市民環境課長（西川順一君） 私たちもそのように住民基本台帳は、公証を旨としておりますので、そういう規定はございません。

○19番（小園義行君） そういう中で心配をするのは、情報漏えいという、そういうこと等々、個人情報の保護という法律がありますね。我がまちの条例にもこれはあるんですけど、今、私が義務が無いという状況の中でいったときに、自己情報をコントロールする権利、これに対する侵害ですね。

そして、地方自治体の自立性を壊しているんじゃないかと、地方分権一括法が議論されて、今、国と地方自治体の関係は対等ということになっていきますね。そういったことからしても、地方分権に逆行をしているという思いがあります。

そして、今、課長からもありましたように、住民基本台帳法で、そういう自衛隊提供の規定は無いという共通理解ですよ。そこで100歩譲って心配をするのは、今出しているわけですから、名簿等、18歳と22歳の。

仮にですよ、住民の皆さんから、その提供やめてくれという要請があった場合の対応としては、どういうことになるんですか。

我がまちの個人情報保護条例、ここで私も何回もこれを読み解きましたけど、こういうことですよ。第4条「利用目的の明示」ということで、「次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人に対する利用目的を明示しなければならない」となっているんですよ、利用目的の明示ですよ。今は、黙ってやっていますよね。この黙ってやるのが、第4条各項で、この場合はいいですよということにしているんですけど、どれに該当し、我がまちは、本人に黙って提供をしているのか

と、その確認だけさせていただきます。

○総務課長（山田勝大君） 私どもが提供の根拠としておりますのは、個人情報保護条例の第8条第2項第3号の規定で、今回の自衛隊の名簿というのを出しているところでございます。

国の機関に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務等であって、かつ当該個人情報を利用することについて、相当な理由があるときということで、その相当な理由については、自衛隊との受託事務ということで、今回出しているところでございます。

○19番（小園義行君） これは別に、あなた方を困らせようとか、そういうことじゃないんですよ。住民の人からきた時に、きちんとした担保できる回答が無いといけないでしょうと。

私自身が読み解くと、「利用目的の明示」ということで、「実施機関が本人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」ですからね、四つあるんですけど、この中で僕がね、大変申し訳ないけど、3条ですよ、ここだけね、「利用目的、本人に明示することによって、実施機関が行う事務、または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」ここに該当していることで、あなたたちが黙って、提供しているんじゃないかという思いがあったものですから、今8条の2項という、ここですね。これで今、国が自衛隊がすることだからということでしたけど、正直言って、今自衛隊もなかなかですね、安保法制の改正で非常に苦勞されているわけですね、自衛隊員の募集にですね。

だから、その中で、いわゆる任官拒否というのが、本当に一桁だったのが、今は40数名とかいう状況が出ていて、そして一般の予備自衛官、言葉は悪いんですけども、そういうことになって、年齢を引き上げたりして大変苦勞されているんですよ、自衛隊も。

私なんかは、自衛隊のそのことに対しては、いろいろ考え方はありますけど、いわゆる災害だとか、いろんなときに一生懸命されているということについては、当然理解をしているわけでして、ただ個人情報の保護という、そのことに思いが至ったときに、Aという人から何で私の情報を勝手にそこに出したのですかと言われたとき、当局として、その人に理解をしてもらう法的根拠を持つとかんといかんでしようということ、今聞いているわけです。

それは、もう一つ言わせてもらおうと、これ憲法第13条が「すべて国民は、個人として尊重される。」と、国政の部門において、「幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り」、国政の全ての部門で最優先のものですよ、国に義務を課していますよ。ここからしてもね、勝手に私の情報を何でやったのって市長に問われたときに返せるものがないといけないから、私もそのことを共有して、問われたときに、お返しをしたいということなんです。

そこについて、もう一回さっきの答弁でいいですよ。それでいいというのであれば。

○総務課長（山田勝大君） 現在の根拠としては、先ほど申し上げましたことで提供しているところでございます。

今後の方向性については、副市長の方で答弁します。

○副市長（武石裕二君） 今回の自衛隊募集の名簿につきましては、これまで自衛隊施行令等々

で各自治体が名簿を提供するというので、これまでできております。もろもろ住基法、それから自治法等、照らし合わせたときに当然法定受託事務だということ、これまでできております。

その間、今御指摘がございました個人情報保護法の改正等がございまして、この改正に伴って自衛隊の施行令等の中に担保すべき改正が多分ですね、無いというか、遅れているというような状況でございますので、内部でいろいろ検討をした中でいけば、当然名簿等については、住民基本台帳法に基づいて提供していくわけですが、紙媒体でなく、今後については閲覧というかですね、そういう住民基本台帳の閲覧で対応するということとすべきだろうというふうには思うところでございますので、今後も引き続き個人情報の保護と法令遵守に努めてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今、副市長の方から、課長からも答弁がありました、するなど言っているわけじゃないですからね、あなた方に。

もし、そういう場合がきたときに、もう一つの個人情報保護という条例を作っているわけですから、うちはですね、法律に基づいて。そうしたときに、きちんと返せるものがないとですよ、これ裁判でも起こされたら大変なことになりますよ。

実際の全国で未取得の178自治体には、何でそうしてないかという、過疎地や広報活動での協力実施、そういったものを理由にして要請をしていないんですよ、これは国の方が要請していないんですよ。出してくださいというふうにな。だから、そこについて要請を認めていない自治体は無いというふうになっているんです。だから法律上は義務は無いわけですよ。でも、いろいろもろもろのそういうことをそんたくされて提供している。

でも、そうすることはいいけれども、一方で住民の側から見たときに憲法の立場と、そういう個人情報の保護ということで問われたときに、きちんと返せるだけのものが無いと。ただ漫然とやっていたらいいということじゃないですからね。

そういう立場で、今答弁がありましたように対応をして、もし住民の方から、そういう問い合わせ等々がきたときには、こういうことでございますということで、対応できるというふうに今理解しましたので、そういう対応をしてやっていただきたいものだというふうに思います。

それでは、この個人情報の保護ということについては、今の答弁で理解をしたところです。

あくまでも法律上の問題としては、提供の義務は無いということだけど、そういう立場でやってこられたということですね。

さっき言いましたように、国は少しそれが強くなってきているなというのが、この通達の中身を見るとですね。名簿を提出してくださいだけでなく、そういう募集の計画の策定をしてくださいとか、いろんなことがあるものですから、そういったものになっていくと、昔の町内会、隣組、戦前と同じようなことで、そういうことになると困るなという思いがあって、今の答弁でよく分かりましたので、次にいきます。

公共事業についてということで、通告をさせていただきました。

平成30年11月15日から平成31年2月11日までの入札で中止が数多く発生しています。質疑でも

ありましたけどね、その中で、こうした状況になった主な要因というのは、どういうふうに当局として分析されているんですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

建設業におきましては、東京五輪の各種競技場等の整備のほか、日本各地での度重なる大きな地震や豪雨などの災害復旧により全国的に人手不足が常態化している状況でございます。

また、本市におきましては、都城志布志道路の建設工事の下請けを含めて、多くの市内建設業者が受注しており、需給ひっ迫の状況でございます。そのような中、去年の台風24号により、鹿児島県内でも大きな災害が発生したところであります。その復旧のため、県及び市が発注する工事件数が短期間に集中して急激に増えたことに加え、個人の家屋等の被災による民間の工事発注も数多くあり、建設業者の手持工事が飽和状態となったことから入札参加者が無く、入札中止が増加したものと捉えております。

○19番（小園義行君） 今の市長の答弁だと、事業も多くあった。多ければ、人がおればこなせたわけですね。人が足りないということについては、全く問題ないというふうに理解していいんですか。

○市長（下平晴行君） これは人もですね、福島とか、そういう災害復旧のために出て行っている雇用者もおりますので、全体的には不足しているということも考えております。

○19番（小園義行君） この人が足りないというその中に、やっぱり国の方針で、いわゆる入札される際にですよ、予定価格を工事に必要なものをどんどん積み上げていって標準単価、価格がありますね。それを基本に労務費とか、いろんなことがあって、労務費に当たる公共工事設計労務単価ということで、国が人が足りないということで、今は外国からも来ていただいて仕事をしてもらわないといけないということで、国が人が足りないという中に、やっぱり賃金の問題が大きいということで、これは国が分析しているんですよ、実際にですね。

国が1997年をピークにして、2012年まで15年間ですね、いわゆる設計労務単価というのをずっと引き下げてきて、30%ほど引き下げたんですね。国土交通省が平成13年3月29日に、国土交通省土地建設産業局長通達というのを出しています。平成13年3月から公共工事の設計労務単価を平均で15.1%引き上げて、建設業の団体とか、そこにしっかりと技能労働者を確保してくださいと、質の水準を確保してくれと通達を出されたんですね。それは何でかという、今のままでいいいたら、いわゆる労働需給のひっ迫傾向が、今対策を講じなければ近い将来災害対策、インフラの維持、そういったものに支障を及ぼす、デフレ脱却のためにも労働者の所得を増やす必要があるということで、2013年度からどんどん引き下げて、今、金額はもう言いませんよ。3割ほどぐっと下げたのを今、元にかえて約ちょうど水準としたら、99年の水準まで引き上げてきたんですね。そういうふうにしても、なおかつまだ大変な状況だというふうにあるわけですよ。

そういう状況の中で、今皆さんが発注される公共事業等々を含めて、業者の方、法人の方ありますね、そこで働いている方々の労務単価の調査というのをやったことがありますか。

○建設課長（假屋真治君） お答えします。

市が発注します公共工事ですけれども、これにつきましては、従業員に支払っている賃金の額について、こちらの方で聞き取り等の調査はしてないところでございます。

○19番（小園義行君） 我がまち、我が市で公共事業の入札に応じていただいて契約している公共工事の調査はされていないということで、これは公共工事だけじゃなくて、我がまちの指定管理者制度、ここも人件費の算出基準というのがちょっと無いですよ。私も3年、5年とか議案として出てきたときに全部見てみると、いわゆる前回、前年度実績を基にしてということで、人件費のそこが引き上げとか、そういうのが無い状況の中で推移しています。

過去ですね、前の市長の時でしたけど、指定管理者制度に移る時に7万円ほど賃金が下がるという相談がありました。もちろん情報提供者は守らないといけませんから、そういう、ああそうなのとお話を聞かせていただいて調べて、結果、時の首長ですね、市長、総括質疑までして議長も確か同じ委員会だったと思うんですけど、そういうことで、とんでもないことだねということをやった経緯があります。引き下げられなかったんですよ、結果はですね。

そういうことで、税金を使う公共工事が発注された事業の賃金の調査は無い。指定管理者も全く同じ、そういう人件費に対するそれがあまり無いんですよ、ゼロ円とかいうのもありますよね。そういうことで、これを私は、志布志市が税金を使って仕事をしていただく、業者さんが入札に応じてですね。指定管理者もそうですよ。受けていただく人たちに対して、しっかりとそこで働く人の賃金を今の状況では、決められないですよ。その法人で雇用契約がされてるからですよ。ここを少し考えて、公務や公共サービスの品質を確保すると、そういった立場からも適切な賃金が保証されないといけないのではないかなというように思いがあるんですね。

それは、地域循環型、ここでお金が、ずっと税金が回って法人にもいくし、法人は適正なもうけがある。そして、そこで働く労働者には、きちんとした賃金が保証されるという、そういったことを発注者、そして事業を受ける人、そして、そこで働く人と。第三者にとって一番いいものにしていく公契約制度、条例をつくって、そういうものにしていく考えはないかということですね。

今回、事業費を全部計算したら億というお金ですよ、その億というお金が入札中止ということで、住民の皆さんの所にかからないわけですね。やっぱり人を確保するという観点からしたときに、公契約条例を作って我がまちの公共事業に対するものをきちんと担保できていく、人の確保をしていくということを考えられませんかということなんですが、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 公契約条例につきましては、平成21年に千葉県野田市で制定された際、先進的な取り組みだと私も興味を持ち、議員でありましたときに一般質問を行ったことがございます。

その後も公契約条例の動向を注視してきたところでございます。

国立国会図書館調査及び立法考査局の調査によれば、平成30年7月末現在、規定内容はそれぞれ異なりますが、公契約条例と位置付けられている条例が47自治体で制定されております。約10年の間に制定された数としては少ないという印象を持っているところです。

また、条例案を議会に提案したものの否決となった自治体もあるとのことでございます。公契約条例の制定が進まない要因として、その効果や、それぞれの地域性等、様々な課題があることのほか、工事関連の法改正等により公契約条例の制定以外の制度設計によるダンピング対策の強化、労働環境の改善等が行われていることによるものと思われまます。

公契約条例の制定につきましては、既に条例を制定している自治体の情報を収集し、その効果や課題について十分分析を行った上、判断をしていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今、人の確保という観点で指定管理者制度を導入されているわけですが、そして公共事業も発注されているわけです。自治体が発注する事業において、入札制度の見直しとか、総合評価制度の手法を使ってもら。働く人の賃金というのを規定することができないという状況ですよ、もちろん法人が決めることだということ、こちらはやってるわけです。

でも、今私が言った、今市長も答弁された、この公契約法条例というのは、公契約条例は民法537条、これは第三者のためにする契約ですよということなんですよ。いわゆる発注者がいて、受け手の側がいますね。ここに働く人が、その中にいて、この人との契約をする、いわゆる行政法なんですよ。いわゆる公契約条例以外に、そこで働く人の賃金を適切なものにしていくというものを作り出すには、他に無いというふうに理解をしています。それはもちろん雇用契約で、あなたは1万円ですよ、5,000円ですよと、それは決められていいけど、税金を使ってする仕事に関しては、指定管理者も公共事業も調達についてもですよ、いろんなもので、この公契約条例でやると、そこで働く人に適切な賃金が払われて、志布志市にまた税金という形で返ってくるという、地域循環型のまちづくりに、私は一番いいのじゃないかと。行政もいいし、そして業者の方も当然いい、そして働く人もいい。誰も損をすることが無い制度なんですよ、これは。

だから、当然市長もそういう一般質問をされたり、いろいろ勉強されていると思いますけれども、今おっしゃったように、ぜひこのことについては、公共事業の質を担保する、保証する、そして働く人は、そこでやりがいも持ってやれる。今でもやりがいはあると思いますよ。でも、税金が循環型で回ってくるという、そういうまちづくりをする。それがとても大事じゃないかなと思うんです。

民でできるものは民でとかいった、そういう行革推進ではなくて、公務や公共サービスがどこまで公がしなければならぬのかという公的責任が、今この入札中止とか、こういうのを見たときに問われているような気がするんですよ。だから、ぜひ今市長がおっしゃった、ちょっと勉強させてということもありましたけれども、地域循環型の経済をどう活性化し、作っていくかという意味では、市長がこれ努力して、いわゆる法人の業者の社長さんの所に行って、こういう考え方ですけど、ぜひ協力していただだけませんかという、それが僕は必要だと思うんですよ。

一方、トップダウンでね、ボンとやるというものでもないし、業者さんとの合意形成も努力していかないといけない。そして、そこで働く人たちの賃金を守っていく。業者さんも働く人も、みんな住民ですよ、ここの。地方自治体で働いていただいている嘱託職員や、そういう人たちも住民ですよ、全部そういう形につながっていきますので、ぜひ市長として、これはこの公契約条

例を努力する。もちろん、私たち議会でも勉強し議論していかないといけない。

まず、市長として、そういう立場に立って努力をしていくという考えを持っていますか、どうですか。

○市長（下平晴行君） これは今おっしゃったように、そういう効果も大分あるようでございます。

しかしながら、また課題もあるようでございますので、そこら辺を十分精査して、取り組みをどういう形にするかということを協議・検討してまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） 今市長の方から答弁がありましたように、公契約条例に必要な要件というのは、大きく六つぐらいあるんですけど、もうここで述べませんよ。今市長がおっしゃったような難しい部分もあるんですけど、それを何とかしてクリアして、そういう状況にしていく。実際これを行っている自治体の例を見るとですね、とても喜ばれているわけですよ、そういった意味でね。

ぜひ、今答弁があったようなことで努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、商業振興ということで少しさせてください。

小規模企業振興基本法という法律があります。それに基づいて、小規模事業、いわゆる5人以下ですかね、そういった人たちの振興に関する条例を制定して、本市の諸条件に応じた施策を展開し、小規模事業所の振興を図る考えはありませんかということで通告をさせていただきました。

そうした中、本市の小規模事業者の推移ですかね。それとフランチャイズ制の店舗がありますね、それぞれ名前は言いませんけど、そういった店舗の地域ごとの出店数と、細かく言うと営業時間まで分かれば少しお願いできますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 市内の小規模事業者数の推移について回答いたします。

過去5年間の推移について報告いたしますと、平成30年12月31日現在が商工業者数が1,458軒に対しまして、小規模事業者数が1,250軒、平成29年12月31日現在が、商工業者数が1,447軒に対しまして、小規模事業者数が1,241軒、平成28年12月31日現在が、商工業者数が1,447軒に対しまして、小規模事業者数が1,239軒、平成27年12月31日現在が商工業者数が1,446軒に対しまして、小規模事業者数が1,241軒、平成26年12月31日現在が、商工業者数が1,441軒に対しまして、1,238軒となっております。

以上ですが、全体の事業者数は、ほぼ横ばいではありますが、小規模事業者数につきましては、増えてきておりますので、その割合は増加してきているところでございます。

一方、市内のコンビニ等々の店舗数についてですが、市内全域では17店舗ありまして、松山地区が1店舗、志布志地区が10店舗、有明地区が6店舗、営業時間につきましては、市内の3地区にありますアイショップが7時、若しくは7時半から夜の8時、若しくは11時頃までやっておりますが、他のコンビニについては、ほぼ24時間営業というふうになっております。

以上でございます。

○19番（小園義行君） こう厳しい状況の中で、小規模企業といえますか、そういう方々、本当

によく努力されて頑張っておられるなというふうに思います。

今後、消費税の増税とか、そういったものがあると非常に影響が、こういうところにくるなとキャッシュレスだとか、ポイント還元だとか、いろんなことを国は考えているわけですけど、この小規模事業者って大変だろうなという思いがしております。

実際に、フランチャイズ制の店舗がどんどんどんどん出店をされているわけですけど、ここに対しては出てくるなというわけにはいきませんのでね、そういったものが以前みたいに大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律いわゆる大店法で商工会と議論をしないといけないよと、大型店については、そういうのがあったんですけど、今はこれは申請をすると、そのままで出店可能ですよね。でも、これはまちづくりとした時に、やめなさいということじゃないですよ。一定の何かそういう話し合いということ変ですけど、そういうものが無いと志布志市が考えているまちづくりと、そういう中小業者を守らなきゃいけないという立場と、すごく相いれないような状況があちこちで起きていますよね。言葉が悪いですけど、一つの例をとると、大原のあそこの上だと、もう角、角で、それぞれが営業している。確かにそれは便利ですよ、24時間営業されていて。

でも一方の働き方改革だとかいろんなことをしたときに、どうなんだろうねと。こういうものをこのままで終わらすのか、それとも少し我がまちの作り方としては、ちょっと考えて欲しいみたいな、何かそこに対しての対応策みたいなのは何か考えは無いんですかね。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 本市におきましては、第2次志布志市総合振興計画におきましても、「商工業が発展し続けるまち」という個別目標を掲げまして、商工業の基盤強化や商業の振興を明記しているところでございます。

そういった中で、新たな創業者への支援をするとともに、既存の中小企業についても事業の拡大や新たな販路の開拓、そして後継者等への事業の承継等支援や店舗リフォーム助成事業等も行っております。

また、本市商工会におきましても、認定されました経営発達支援計画に基づいた伴走型の小規模事業者支援推進事業を展開しまして、小規模事業者の事業計画策定の支援や、そして、事業計画策定後の実施の支援、そして、新たな事業の開拓に寄与する事業など、支援能力向上など、事業者への支援を推し進めておりますので、今後も商工会と一体となった小規模事業者への支援等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） その考えは、よく分かりました。

そこで、以前、商工会から小規模企業の振興に関する条例制定というお願いですね、要望書が平成29年に出されて、当局は、それに対して条例を作るとかいう、そういうことにはないわけですけど、この商工会の会長から出されている要望書をどう受け止めて、この2年間ですね。いわゆる条例を作ってくださいと、そして支援してください。今も支援は実際されていますよ、いろいろね。それを我がまちの条例で、それをしてくださいという要望があるんですけど、これに対する対応はどのようなふうになされているんですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、小規模企業の振興に関する条例制定及び商工会に対する平成30年度補助金等に関する要望書が、平成29年9月4日に提出されました。

その要望書の中に、小規模事業者販路開拓支援事業（かご市）に対する補助金要望があり、商工業振興対策補助金の増額について9月議会で承認をいただきました。

この小規模事業者販路開拓支援事業分につきましては、平成30年度も引き続き、商工業振興対策補助金に上乘せして支援を行っております。

○19番（小園義行君） いわゆる、ここの要望書の中の一つは、やりましたよということですね。

この条例を作ってくださいというのが頭に、補助金の増額もありますよ、ここについては必要無いというふうに理解されているのか。条例ができると、やっぱり努力をしていく。そして、それは、その条例が無くならない限りは毎年きちんと、そのことに向き合わないといけないという、そういうことになりますよね。

そこについては、商工会の方が公益法人として、やられるのは当然のことだろうなという思いがあるんですね。この条例を作るという点については、商工会からきているという、その重さですよ、そこについては市長、ここの中の一部をやっていますよということでもいいのかね、そこらについての考え方をもう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

現時点では、第2次志布志市総合振興計画の個別目標として商工業が発展し続けるまちを掲げ、商工業の基盤強化や商業振興に取り組んでおります。

更に事業者からの様々なニーズ把握に努めながら、商工会等と密に連携して商業振興に努めてまいります。

この条例を制定してくれということこそが、商工業の在り方をしっかりとしていきたいという思いがあるかというふうに思いますので、そこら辺は内部の方で、もうちょっとしっかり取り組みをしていかなきゃいけないというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 我がまちは、条例を作らんでもちゃんとやるよという、そういうふうに受け止めるわけですけど、基本、我がまちの憲法というのは条例ですからね。ここがあって市長の政策で後退したり前に進んだり、これは当然あると思うんですよ。

でも基本、先ほど答弁があったように、1,200を超える小規模事業者の方が頑張って営業をし、なりわいをし、我がまちに税金を納付していただいている。そこに対して市としても、きちんとしたものをやりますよというのが求められているわけで、やっているから間違いないよということではなくて、本来だと法律に基づいて、法律が求めているのは、そういうふうにやれということですのでね。そこに対して、積極的に受け止めていくのか、いかないのかということが問われているわけで、私はぜひ、この小規模企業の振興に関する条例ですか、これを作ってね、しっかりあなた方のことも見ていますよと、これからもしっかりやりますよという、それが必要だと思います。

この点について、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、やはり経済を発展させる役割というのは、本当に重く感じているところです。

そういう条例制定の思いというのを我々もしっかり受け止めて対応できるところは、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今回、公契約条例と振興条例、これを作る考えはありませんかということでした。

ここに私は日本国憲法を、いつも持ち歩いていますけど、地方自治という憲法ですね。この中で第94条ですけど、地方公共団体の権能ということで、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」、法律の範囲内で条例を作ることができる、小規模基本法、そして公契約法、この事務所の位置のやり取りもありましたけど、ここについても法律の範囲内で条例は作るという、今二つ私がお願いしました、これをやるというときも法律の範囲内で作らないと、それから外れたものでは、おかしいわけで、そこについてはしっかりやってください。お願いしておきます。

最後に、あと時間が少しですけど、ランドセルが重たいよということで、うちも孫がたくさんいるんですけど、国がこのことについて通達を出しています。私も持ってみたら確かに重いです。このことについて、平成30年9月6日に通知が出されていますが、「児童生徒の携行品に係る配慮について」、どう具体的にこれがされたのか。そういう重たいランドセルになっていった背景というのは、どこにあるのかということをお願いします。

○教育長（和田幸一郎君） 重たいランドセル問題についてお答えいたします。

本年度から小学校で特別の教科道徳、外国活動、外国語科が始まるなど、学習指導要領の改訂に伴い、教科数や学習内容が増え、学校で使用する教科書や学習用具が増加していることは確かであります。このような中、文部科学省から出された「児童生徒の携行品に関わる配慮について」という依頼文の中で、児童生徒の発達段階や学習上の必要性を考慮し、児童生徒の携行品の重さや量について保護者とも連携して改めて検討の上、必要に応じ適切な配慮を講じるよう示されています。

小・中学校では、携行品の分量が特定の日には偏らないようにしたり、大きな学習用具については、保管場所を決めて学校に置いたり、鉢植えなどの持ち運びは保護者に協力してもらったりするなど、子供の発達段階や安全面に配慮した対応をしております。

教育委員会といたしましては、今後とも児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担なども十分に考慮した上で、各学校が家庭と連携しながら児童生徒の携行品に関わる配慮がなされるよう努めてまいります。

○19番（小園義行君） これ今答弁がありましたように、2005年から2015年の10年間で小学校1年生から6年生までの全教科のページ数が、すごく増えたんですね。4857ページから6518ページと、34%も増えたんです。大きくなったんですね。そのことを教育長にどうしなさいということではありません。

こういう状況になっていることを国に対しても、本当に子供たちの勉強するのが下においてきているという意味では、大変子供たちには辛い時代になっているんだなという思いがあります。

今後、このことに関しても、ランドセルを軽くしろと、それはいろんな工夫をされるでしょう。その中身も少しゆとり教育から変わってきているわけですけど、そういったものも国に対してもお願いできて、ゆっくりしたものにしていってあげたいなというふうには思いますけど、これは国が決められることですのでね。今のきちんと対応がされていることの答弁を受けて、私の質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 本日の日程は、全部終了しました。

明日から3月24日までは休会とします。

25日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時54分 散会

平成31年第1回志布志市議会定例会会議録（第7号）

期 日：平成31年3月25日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第12号 志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第13号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第14号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第15号 志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第16号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第10 議案第17号 市道路線の廃止について
- 日程第11 議案第18号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第19号 市道路線の変更について
- 日程第13 議案第20号 学林地の立木の処分について
- 日程第14 議案第21号 平成31年度志布志市一般会計予算
- 日程第15 議案第22号 平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第23号 平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 平成31年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第27号 平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第21 議案第28号 平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第22 議案第29号 平成31年度志布志市水道事業会計予算

日程第23 議案第30号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

日程第24 議員派遣の決定

日程第25 閉会中の継続審査申し出について
（総務常任委員長・産業建設常任委員長）

日程第26 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（18名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
19番 小 園 義 行	20番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（1名）

18番 東 宏 二

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 山 田 勝 大
財 務 課 長 仮 重 良 一	企画政策課長 樺 山 弘 昭
情報管理課長 小 野 幸 喜	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 西 川 順 一
福 祉 課 長 折 田 孝 幸	保 健 課 長 西 山 裕 行
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 假 屋 眞 治	松 山 支 所 長 今 井 善 文
志布志支所長 竹 田 孝 志	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 立 木 清 美	農業委員会事務局長 福 岡 雅 人
教育総務課長 徳 田 弘 美	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 若 松 利 広	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 毛 野 仁	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。



日程第2 議案第9号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第2、議案第9号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案第9号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、大規模災害時の対応等については、勤務時間の上限を超えることができるとなっている。一方で、本市では、現在、災害時対応のための業務継続計画の作成に取り組んでいると思うが、整合性はどうかとただしたところ、災害等の対応については、今回の改正では特例業務ということで区分されている。現在、平成31年度中の業務継続計画の完成を目指し、災害時に想定される業務時間や必要人数等について各課へ依頼調査中であるが、業務に従事する職員の健康状態に最大限配慮するとともに、不眠不休で業務を行うような大規模災害の場合については、担当課だけでなく市職員全体で業務を行う体制が必要であると考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第9号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第10号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第10号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第10号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から、議案及び付議案件説明資料により、今回の条例の改正内容については、人事院の平成30年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものである。内容については、議員、市長、副市長及び教育長の6月期、12月期に支給する期末手当の支給月数を平準化し、1.675月分とするものであるとの補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第10号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第11号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第11号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から、議案及び付議案件説明資料により、今回の条例改正の内容は、期末手当について6月期及び12月期の支給月数を平準化し、均等に配分した支給月数に改定するものである。平成30年12月定例会において、期末勤勉手当について支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とし、引き上げ分を12月期の勤勉手当に配分することを可決していただいたが、平成31年度以降において、12月期に配分した0.05月分を6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数に均等に0.025月分ずつ配分した支給月数に改定するものであるとの補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第11号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第12号 志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第12号、志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第12号、志布志市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員6人出席の下、執行部から財務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、対象の限定的な取り扱いから、包括的な取り扱いに改正することのだが、改正内容に「商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの」とあるが、その判断は、どのように協議し、決定するのかとただしたところ、今回の改正は、事務用機器その他の物品を借り入れる契約において、現在の商慣習の状況に応じ包括的な条文に改めるものである。複数年契約が一般的であるものであるかの判断は、入札・契約運営委員会において、案件ごとに決定することになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第12号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第13号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第13号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第13号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、改正により災害援護資金の償還方法が拡充され、また、貸し付け時の保証人が不要となることなどが主な改正点であるとの説明であったが、これまでの貸し付け実績と市民への影響についてただしたところ、合併前の貸し付け状況は確認できていないが、合併後における貸し付け、償還の実績はなく、市民への影響は無い。今後、該当するような災害が発生した際に適用していくことになるとの答弁でありました。

本条例の適用については、国の激甚災害等の指定が必要なのかとただしたところ、災害援護資金貸し付けの対象災害については、県内において災害救助法が適用された市町村が一つ以上ある災害発生時に適用される。

貸し付け対象については、世帯主がおおむね1か月以上の療養期間を要する負傷を負った世帯、被害金額が住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上となる損害を受けた世帯となっているとの答弁でありました。

災害援護資金の貸付限度額と償還期間についてただしたところ、本条例では、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸し付けを規定している。災害援護資金の貸付限度額については、被災状況に応じ150万円から350万円の範囲となっており、償還期間は、3年据置き10年となっているとの答弁でありました。

災害援護資金貸し付けの際の保証人が不要となった要因についてただしたところ、全国各地で

様々な災害等が発生している現状を踏まえ、被災された国民が活用しやすい制度とするための環境整備であると認識しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第13号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

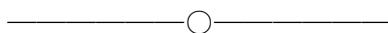
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第14号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第14号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保険医療機関等に支払った証明手数料のうち証明1件につき50円を限度として助成するとの説明であったが、1件当たりの証明手数料とは幾らなのかとただしたと

ころ、現在、志布志市内の医療機関等における証明手数料は、1件当たり50円もしくは、54円となっているが、市外においては、50円を超える所もあるとの答弁でありました。

1件当たり50円が助成されることで、ほぼ全額が助成されると理解するが、証明手数料が50円もしくは、54円を超えた場合の取り扱いについてただしたところ、市外の医療機関等では、証明手数料が高くなっている実績も見られるが、従前より重度心身障害者医療費、子ども医療費の助成については、県の補助事業を活用し、県と市で2分の1ずつを負担していることを踏まえ、証明手数料にかかる助成については50円を上限として規定したところであり、50円を超えた分については、自己負担となるとの答弁でありました。

証明手数料1件当たり50円の助成にかかる年間の支出見込額についてただしたところ、ひとり親家庭医療費助成事業分が657件の12か月分で約40万円、重度心身障害者医療費助成事業分が1,500件の12か月分で90万円の総額130万円程度と見込んでいるが、重度心身障害者医療費助成事業分の90万円については、2分の1の45万円が県補助金であるため一般財源での支出については85万円程度になると見込んでいるとの答弁でありました。

改正条例の第1条について、施行日が平成31年10月1日となった理由についてただしたところ、重度心身障害者医療費助成事業における証明手数料1件当たり50円の助成については、県の事業として既に実施されている。一方、ひとり親家庭医療費助成事業にかかる証明手数料の助成については、今回の改正により市単独で同額を助成することになる。診療窓口での対応が10月1日以降の診療分からとなるため、平成31年10月1日施行としたところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第14号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

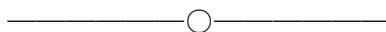
これから採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第15号 志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第15号、志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の、技術士法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者試験の選択科目から「水道環境」が削られるとの説明だったが、水道環境に関する試験内容は、他の科目に統合されることになるのかとただしたところ、水道環境に関する科目とは、水道・水源その他の水道環境の予測及び保全並びに水道施設の建設に関わる環境への影響評価及び対策に関する事項であり、水道環境についての試験内容は他の上水道・工業用水道の科目に含まれることになるとの答弁でありました。

布設工事監督者が監督しなければならない工事の内容と、現在の有資格者数についてただしたところ、一つ目に、1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に関わる工事、二つ目に、沈殿池・ろ過池・浄水池・消毒設備又は排水池の、新設・増設又は大規模改造に係る工事を監督するものであり、現在水道課には2名の有資格者がいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第15号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

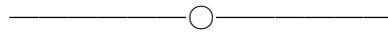
これから採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第16号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第9、議案第16号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第16号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員6人出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定については、平成21年10月に締結後、まもなく10年を経過しようとしているが、これまでの10年を振り返り、定住自立圏を形成してきたことで、どのような成果があったのかとただしたところ、主な成果として、圏域における医療体制の充実を図る点において大隅広域夜間救急センター事業への取り組みや、新たに民間事業者と行政で組織された日本版DMO「おおすみ観光未来会議」を発足し、さんふらわあの利用促進も含め、大隅圏域への観光客誘致にも取り組むなど、お互いに連携・協力することで、圏域全体の活性化につながっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第16号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

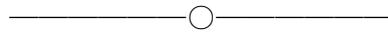
これから採決します。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第17号 市道路線の廃止について

日程第11 議案第18号 市道路線の認定について

日程第12 議案第19号 市道路線の変更について

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第17号から日程第12、議案第19号まで、以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第17号、市道路線の廃止についてから、議案第19号、市道路線の変更についてまで、以上3件の、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員全員出席の下、審査に資するため、市道路線の認定及び変更予定地の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の市道路線の廃止と、道路橋りょう費に係る普通交付税算定基礎の変更による、本市の普通交付税への影響額についてただしたところ、市道路線の廃止による減額が約49万円程度、交付税算定基礎の変更は、道路延長に係る単価が1,000円の増、道路面積に係る単価が1,800円の減で、合わせて700万円程度の減額を見込んでいるとの答弁でありました。

市道路線の認定について現地も確認したが、特に下通山1号線などは住宅地であり、緊急車両が通れる幅が必要と思われる。市道認定後の整備方針についてただしたところ、市が管理する市道、受益者が管理する生活関連道路と農道があるが、耕地林務水産課と協議しながら、市道や農道としての認定を行っている。市道認定後の整備方針については、1本の路線を一括して改良するのは難しく、離合場所の整備などから少しずつ改良していく。下通山1号線は都市計画区域内であり、都市計画区域内で建て替えや建築を行う場合、幅4m以上の道路に接しなければならず、道路のセンターラインから建築物まで2m距離を空ける必要がある。そのようにセットバックした土地を無償提供していただければ、土地開発公社で分筆費用を負担し、離合場所等として市で整備していく方針を持っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第17号から、議案第19号までの以上3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから議案第17号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

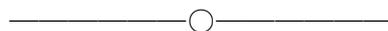
これから採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第13 議案第20号 学林地の立木の処分について

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第20号、学林地の立木の処分についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第20号、学林地の立木の処分について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、耕地林務水産課長ほか

担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、学林地の立木、約1,235本が処分されるとの説明であったが、伐採にかかる経費等を差し引いたP T Aが受け取る金額は幾らになるのかとただしたところ、販売額から伐採にかかる経費を差し引いた150万円程度の収入になる見込みであるとの答弁でありました。

伐採のスケジュールと伐採後の管理についてただしたところ、伐採の具体的なスケジュールは決まっていないが、伐採後については、市有林として管理していくことになる。市有林については、伐採後の再造林を基本としているが、急勾配になっている部分については天然更新とし、広葉樹化を図っていく。再造林については、10月から冬場が適期であるため、再造林にかかる費用については、補正予算をお願いし、対応していくとの答弁でありました。

学林地保有の現状と面積についてただしたところ、学林地の保有状況については、今回の処分を予定している学林地を除くと、有明地区の5小学校、1中学校で9.96ha、松山地区の3小学校で12.08haとなっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第21号 平成31年度志布志市一般会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第14、議案第21号、平成31年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、平成31年度志布志市一般会計予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成31年度志布志市一般会計予算審査特別委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第21号、平成31年度志布志市一般会計予算について、平成31年度予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、市民センターほか8か所の現地調査を実施し、3月11日から15日までの5日間にわたり、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ドライブレコーダー設置事業において、全ての公用車、消防用自動車及びマイクロバス、合わせて127台に設置するとあるが、どのような性能の機器を設置する予定か。また、設置することによる費用対効果についてただしたところ、設置予定のドライブレコーダーのうち、前方カメラについては、記録時間の長さを最優先に、約1週間分の記録が可能なものを設置予定としており、後方カメラについては、小型で短時間録画ではあるが、夜間の撮影にも対応できるものを想定している。今回、機器を設置することにより、職員の安全運転意識の向上はもとより、事件・事故に対する見守りや抑止力にもつながり、更には公用車事故が発生した際の検証にも有効である。録画された実際の映像を基に、公用車安全運転指導委員会による研修会等も実施していきたいとの答弁でありました。

公共施設等個別施設計画策定支援業務委託について、当該計画に含まれる公共施設とはどのようなものか。また、今後の計画策定に係るスケジュールについてただしたところ、平成29年3月に策定された志布志市公共施設等総合管理計画において、858棟数が公共施設として位置付けられており、建物だけではなく、公園、道路、上下水道なども含まれている。今後の計画策定までのスケジュールについては、今年度組織した公共施設等総合管理計画推進委員会内で協議された内容に基づき、平成31年度において、各施設のコスト等内容精査を行い、各課とも情報を共有しながら、平成32年度末までには個別の必要な財源等含め、計画を策定する予定であるとの答弁でありました。

本市の地方債残高や借入額等の在り方における、今後の基本的な考え方についてただしたところ、基本的な考え方として、償還元金を上回る起債借り入れは実施しないこととしており、起債の借入残高は減少してきている。事業の見直しを行い、スクラップアンドビルドを徹底するとともに、関係課とも協議しながら、市長の言う「入りを量りて出るを制す」の考え方のもと、予算の編成を行っていきたいと考えているとの答弁でありました。

予算編成において、聖域のようなものはないかとただしたところ、不可侵的な予算編成は行っていない。予算編成においては、まず、総務課と企画政策課との3課による庁内調整会議を行い、平成31年度の政策方針と予算編成方針案を作成している。その後、庁議により方針を決定した後、各課への説明と予算ヒアリングを経て、当初予算編成を行ったとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、開田の里公園の指定管理者である開田の村管理組合については、下平市長が組合長であることから発注者側と受注者側の代表者が同一人物となっている。このような状況については是正すべきではないかと以前の常任委員会審査の中でも総括質疑を行い、前市長も見直しをしていくとの答弁であったが、このことについて、どのような協議がされ、どのように改善されたのかとただしたところ、本年3月の運営委員会の中で規則改正を行い、5月の総会で新たな組合長・副組合長の選出をする予定である。総会の決定を受け、新たな体制の下での更なる適正管理に努めてもらうよう指導していくとの答弁でありました。

新規事業である総合型地域スポーツクラブ推進事業の具体的な事業内容と推進員の役割等についてただしたところ、総合型地域スポーツクラブについては、スポーツ少年団や部活動等に参加していない小中学生や大人までを対象に、あらゆる形でスポーツに親しめる機会を提供することを目的とした組織であり、スポーツ版の生涯学習講座のようなイメージである。県内では、本市を含め3市が未設置であったため、県の体育協会等からの設置要請等もあり、2年後の設置に向け、平成31年度から取り組みを行うものである。推進員を担う嘱託職員については、新年度になってから募集することになるが、可能な限り教育的指導ができる方、対象年齢が広がることから教職経験者等を想定しており、特に資格等は必要としないが、設立に向けた研修等に参加してもらうことになる。将来的には、運動公園等の指定管理者であるNPO志布志スポーツクラブ等に引き継ぎ、活動していければと考えているが、市としても、積極的に関わりながらスポーツクラブの運営がスムーズにいくように努力していきたいとの答弁でありました。

読書通帳システム機能を有した新図書館管理システムの内容についてただしたところ、読書通帳システムについては、4年前の一般質問を受け、手作りの読書通帳で対応してきたが、今回更新する読書検索システム「オーバック」の中で読書通帳を管理できることから取り組むこととなった。読書通帳については、5,000冊の購入を予定しているが、通常の預金通帳と同様の使い方となり、書籍名、出版社名、本の単価まで記帳できるものであり、通帳1冊に336冊まで記帳できる。本館のみでの取り扱いとなるが、分館、移動図書館車で借りた分も本館で記帳することができるとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、漁港建設事業について、整備予定の夏井漁港の現地調査を行ったが、測量設計業務の委託先や工事の発注先は、どこを予定しているのか。また、LED電灯の設置予定場所についてただしたところ、測量設計は、港湾工事の測量設計について実績がある県内のコンサルタント業者。工事については、台船を持ち港湾工事を受注できる業者を予定している。また、工事の一部は市内業者に発注できないか検討している。LED電灯は内防波堤に3基設置する予定であり、現在電灯が無い場所で夜間作業の危険性や盗難があるため、地域の要望を受けて

県に補助申請するものであるとの答弁でありました。

有害鳥獣捕獲事業について、捕獲報償金が約436万円計上されている。現在は有害鳥獣の捕獲実績に応じた報償金となっているが、市からの捕獲要請を受けて猟友会の方が出動したものの、捕獲できなかった場合の報償金の在り方について、予算計上の際に検討しなかったのかとただしたところ、予算計上の際、課内では現在の捕獲報償金の単価や、出動日数に応じた報償金についても協議した。県内の市町村は、ほとんどが捕獲実績に応じた報償金となっており、その単価も同レベルであったため、従来どおりの予算計上とした。今後は猟友会とも協議し、要望があれば、出動実績に応じて報償金を支出している市町村の方法を調査するとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、政務活動費交付金について、事業を導入し3年が経過するが、常任委員会の所管事務調査との関係上、見直しを検討してもよいのではないか。また、政務活動費の活用状況について、市民への公表はどのように行っているのかとただしたところ、政務活動費については、平成28年度から交付している。常任委員会の所管事務調査と政務活動費は別物と考えているが、スクラップアンドビルドの原則も踏まえ、議会運営委員会での調査研究の一つのテーマとして議論していただきたいと考える。また、市民への活用状況の公表において、収支報告書については、領収証等を添えて議長に提出されたものを5年間、閲覧できるようにしており、会派等で研修視察に行った場合の報告については、公表はしていないが活動報告を議長に提出することとしているとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、監査委員事務局長と議会事務局長の兼務体制については、二元代表制の観点からも見直すべきと考えるが、市長との協議等行っているのかとただしたところ、二つの局長を兼務していることについて、市長との協議は行っていないが、人事ヒアリングを通じ、副市長及び総務課長には専任の局長配置についてお願いしている。監査するものと監査されるものとの線引きをし、業務を遂行すべきと考えるため、今後も任命権者に対し、要望していきたいとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

教育総務課分の主な質疑といたしまして、小規模校入学特別認可制度通学委託事業については、通学する児童の増加により委託料が増額されている。また、志布志中学校通学バス運行业務委託事業については、国による支援が終了し、一般財源での事業継続となり、2事業合わせた委託料は2,000万円を超える状況となっている。特認校への通学費用については、その一部を保護者負担としている自治体も見られる中、市民の声を踏まえると、赤字覚悟で継続するのか、保護者負担を求めるのかを含め、一定の見直しが必要な時期に来ていると思われる。一方、支援縮小、廃

止を含めた見直しに際しては、事業開始時の目的を踏まえ、転校など特認校制度を利用している児童や保護者、学校関係者等への影響が生じないように卒業時期を考慮した対応を含め、行政への不信を招かない深い議論が求められる。特認校制度についての今後の方向性をどのように位置付けているのかとただしたところ、特認校制度の今後の方向性について、現時点で具体的な議論はしていない。通学支援については委託事業ではあるが、補助金と同様にゼロベースからの見直し対象となっている。今後の方向性については、事業開始時の目的等を踏まえた協議に努めるとともに、学校や保護者等の意見も十分聴きながら進めていかなければならないと認識しているとの答弁でありました。

学校教育課分の主な質疑といたしまして、中学生の英語力向上対策について、文部科学省が策定した卒業段階で英語検定3級相当以上の保有率50%を目標とする「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」の策定を背景に、受検者の合否に関わらず受検費用を支援する中学生英語技能検定実施事業が新規事業として計上されている。一方で、外国語指導助手、いわゆるALTによる小学校での外国語活動や中学校での授業充実や国際理解、英語学力の向上を目的とした外国青年招致事業も継続されている。また、小学校3年生からの英語授業の開始を受け、小学校英語専科指導加配により英語授業の充実が図られている。新規事業の効果を創出するためには、小学校と中学校の英語授業をつながりのあるものとしていくことが重要であると考えます。小学校での英語教育の在り方と現状についてただしたところ、小学校での英語教育の在り方については、中学校でのヒアリング（聞くこと）、スピーキング（話すこと）、リーディング（読むこと）にスムーズに移行できるようなカリキュラム作りが県において取り組まれている。

本市の小学校での英語教育の現状については、ALTによる生の英語をシャワーのように浴びる環境を確保し、英語の楽しさを体感させることに重きを置き、ヒアリングやスピーキングによる日常会話の実現や文字としての英語への親しみを持てるような取り組みを展開している。平成30年度から松山中学校に小学校英語専科加配を行い、5小学校で専門的な指導を行っている。あわせて、教職員の指導力向上を目的とした研修等も計画されているとの答弁でありました。

自立支援事業について、平成31年3月時点の「志布志ふれあい教室 松風」の児童、生徒の受け入れ状況については、中学生4名、小学生2名との説明であり、当局の努力により少なくなっていると感じるが、この6名以外に学校に行けない児童、生徒がいるのかとただしたところ、不登校の定義について、これまでは年間30日以上学校に行かない状況を不登校と定義していたが、学校としては、1日でも理由が分からない欠席については、不登校と認定し、即家庭と連携を取りながら、状況を把握し、対応に努めることとしている。

「志布志ふれあい教室 松風」で受け入れしている児童、生徒も不登校と定義されるが、通級できている児童、生徒と捉えて欲しい。不登校と認定している児童、生徒は、小学生8名、中学校32名の計40名となっているが、このうちの3分の1程度については学校に通学できているとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、PPP事業（地域優良賃貸住宅整備事業）については、官民連携の手法によって整備計画を立て、民間の資金とノウハウを活用したPFI方式により住宅の整備を行うため、アドバイザー業務委託を行うとの説明だったが、どのようなところからアドバイスをもらい、アドバイザーの業務はどのような内容になるのかとただしたところ、アドバイザー業務は、全国PFI協会や鹿児島銀行、民間企業などを含めた入札を予定している。アドバイザーの業務内容は、PFIについての理解を深めるために、市長、副市長をはじめ市職員、議会、また、直接事業に関わっていただく建設会社、設計事務所、不動産会社などに対し、アドバイザーによる勉強会を開催する。また、住宅整備に向けては、PFI法に定められた手続きがあり、マーケティングや募集要項の公表、応募の審査、特定事業者の選定・評価などについてアドバイスをもらいながら、事業開始までの支援を委託するものである。地域活性化住宅の例を教訓にしながら、公共性と安全性が担保されるよう進めていくとの答弁でありました。

市単独道路維持事業については、一般質問に対し、年度内で複数回の道路伐採ができないか検討中であるとの答弁だった。そのことについて、今回の当初予算は、どのような方針で計上されているのかとただしたところ、そのことに対しては市長からも指示を受け、道路維持についての連絡があった場合は、すぐに現場に駆け付けて住民と話をするようにしている。平成31年度の道路維持事業については、集落伐採による草刈り後の収集が高齢化等によって困難な場合は、状況に応じて市で回収するなど協議している。道路作業班による伐採については、重機用草刈機など効率の良い機械の賃借料を計上し、また、薬剤散布による費用も計上している。電線付近以外の高所伐採については、以前伐採した所が伸びてきており、道路作業班のうち講習を受けた者と委託業者とで、高所作業車により対応するなど、予算の範囲内で、市道の維持管理ができる距離を少しでも延ばす方向で検討し、予算を計上しているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税推進事業について、ふるさと納税寄附に対する返礼品額の比率を寄附額の3割までとする規制をかけると総務省が示しているが、本市では制度を遵守し事業を継続するのか。また、返礼品については、これまでと同様の物を取り扱っていく予定かとただしたところ、本市においても総務省の指示に従い、制度を遵守し取り組んでいき、本年度新たに開設した志布志市東京駐在所とも連携を図りながら、本市のふるさと納税寄附者獲得へ向け、PRしていきたい。返礼品については、継続して取り扱うものもあるが、新商品等の開発についても、職員や観光特産品協会職員が、直接、事業者のもとへ行き、事業者間の連携を取り持つことで、事業者間による新たなコラボ商品も生まれている。本市の人気度の高い返礼品である、うなぎや肉等から、他の商品へも誘導を図りながら、魅力ある新たな商品開発にも努めていきたいとの答弁でありました。

現地調査も行ったJR志布志駅舎等整備事業について、事業費の内訳及び事業内容についてた

だしたところ、購入予定地測量設計業務に72万6,000円、イベント広場設計業務に264万円、地盤調査業務に23万1,000円である。現在、本市のおもてなしの玄関口である駅広場で、定期的開催され市民からも好評なぽっぽマルシェ等、にぎわいのある駅の創出と、更なる観光客誘致を図ることからも、以前購入済みの土地等含め、雨天時にも対応できる屋根を設置する計画であるが、詳細な位置等については、今後、専門家からのアドバイスもいただきながら設計を進めたいとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、災害対策事業について、災害対策時に備え、各種防災対策計画等の策定を業務委託するとともに備蓄品整備を行うとあるが、どのようなものを整備するのか。また、近年、全国各地で災害が発生しているが、本市においても、被災地への物資支援等は行っているのかとただしたところ、今回整備する備蓄品については、水や食料品を主に、毛布類や女性用の生理用品、簡易トイレ等を整備予定である。熊本地震発生時には、本市からも被災地へ食料品等の支援を行い、支援後は、本市備蓄品の追加補充をしているとの答弁でありました。

自治会使送業務委託事業について、平成30年度までは市職員により配送業務が行われていたが、平成31年度からは業務を委託することになった経緯についてただしたところ、以前は志布志市シルバー人材センターに委託していたが、貨物自動車運送事業法に抵触するとのことから、平成27年度より、市の職員が配送業務を行っていた。しかし、配送に係る業務量や業務時間を考慮し、再度、委託できないか協議・検討を重ねたところ、シルバー人材センター会員等が市の公用車を使用し配送する場合は、貨物自動車運送事業法に抵触しないとのことで、再度、シルバー人材センター等に委託することになったとの答弁でありました。

選挙管理委員会分の主な質疑といたしまして、参議院議員及び鹿児島県議会議員選挙について、本市の投票所の現状と会場借上料についてただしたところ、本市の投票所数については40か所設置しており、各投票所において車イス等でもお越しいただけるよう鉄製のスロープ等を配備している。一部の投票所においてスロープ等を配備できない場所もあるが配置している職員等で対応していく。また、会場借上料については、両選挙における期日前投票所をサンポートしゅシアピアに設置することに伴うものである。投票率向上のためにも、他の場所でも開設できないか検討していきたいとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、航空写真の歪みの補正や座標値が付与されたデジタル写真図である、デジタルオルソ画像共同更新負担金について、鹿児島県土地改良事業団体連合会からの呼び掛けにより、今回共同撮影を希望した自治体数と、当該画像の活用状況についてただしたところ、共同撮影を希望した自治体は、県内で7市3町1村の計11自治体である。現在、本市で活用している画像は平成27年度に撮影された画像のため、平成31年度において最新画像へ更新するところで

あるが、本市の所有する地籍図情報と重ね合わせる等の活用方法がメインとなっており、全課で使用可能ではあるが、主に建設課や耕地林務水産課、農政畜産課で活用されている状況であるとの答弁でありました。

本市の法人市民税の歳入について、現状や今後の予測についてただしたところ、法人市民税については、現在、法人税割率が9.7%であるが、本年10月に消費税が10%になることから、10月以降は法人税割率が6.0%への引き下げが見込まれるため、平成31年度は減収になるのではないかと予測しているとの答弁でありました。

また、たばこ税が4,000万円の減収と見込まれているが、主な要因は何かとただしたところ、たばこ税の税率については、平成30年度より段階的に引き上げられているものもあるが、近年の健康志向の高まりによる喫煙者数が減少していることが主な要因であるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成31年10月からの消費税増税に伴う低所得者及び子育て世帯の消費への影響緩和と、市内の消費喚起を目的とした低所得者・子育て世帯に係るプレミアム付き商品券発行事業について、子育て世帯への対応等には問題ないと思うが、低所得者への対応については慎重な配慮が必要であると思う。購入対象者を特定した本事業の実施について、どのような検討がされたのか。また、今後どのような配慮をしていくのかただしたところ、低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付き商品券発行については、市単独事業として港湾商工課が所管するプレミアム商品券発行事業と合わせ、商工会での販売も検討したところであるが、住民税非課税の低所得者を購入対象者としていることから税情報等の個人情報による対象者確認をした後の商品券発行となるため、購入、利用については、十分な配慮が必要であるとの判断から本庁、各支所の窓口での販売としたところである。10月から利用可能とするため9月からの販売を想定しているが、現段階においては商品券のネーミングをはじめ、デザイン等も確定していない状況である。県内他市の状況等を見極めながら、購入者が利用しやすい商品券となるよう配慮していきたいとの答弁でありました。

3 保育園の建て替えが計画されている保育所等整備交付金事業については、さゆり保育園での現地調査を実施し、工事期間中の保育は、敷地内別棟を利用するとの説明であった。伊崎田保育園、あんらく保育園の工事期間中の保育環境と整備後の3保育園の定員についてただしたところ、伊崎田保育園については、教育委員会が管理している既存園舎手前の駐車場に仮園舎を建設することで、事業者と地元公民館長や関係者との協議を終えている。あんらく保育園については、平成30年度事業で実施しているカトリック幼稚園園舎建て替えに伴い、仮園舎を建設している香月小学校南側の市有地に平成30年度事業終了後に新たに建設する予定である。工事期間については、平成31年7月から平成32年3月を見込んでいるが、事業者による保護者や関係者への周知を指導していきたいと考えている。施設整備後のさゆり保育園の定員については、現行の45名から変更はないが、伊崎田保育園については、現行の90名から110名へ、あんらく保育園については、平

成31年4月1日に現行の60名を70名に増員し、施設整備後については、90名となる見込みであるとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、よみがえる農地復元対策事業について予算計上されているが、この事業の対象地域は、農振農用地区域外になるのかとただしたところ、荒廃農地を農業生産ができるように復元する費用を助成する事業として、これまで農振農用地区域内は農政畜産課で実施する「荒廃農地等利活用促進事業」があった。農業委員会では農振農用地区域外を「よみがえる農地復元対策事業」で対応しており、助成は事業費の2分の1以内で、大型トラクターで復元する場合、10a当り上限1万5,000円、大型重機等で復元する場合、10a当り上限5万円であるとの答弁でありました。

歳入に計上されている農地利用最適化交付金は、農業委員及び推進委員に対し、成果に応じて国から交付されるのか、活動量に応じて交付されるのかとただしたところ、農業生産力の増産、農業経営の合理化を図り、農地利用の最適化を推進するために、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化につながる「活動」に対しての交付金と、担い手への農地集積・遊休農地の発生防止・解消の「成果」に応じた交付金に分かれているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、関係人口創出事業について、様々な事業内容のうち、特に関係人口の実態整理の点において、どのように進めていく考えかとただしたところ、本市との関係人口を増やすターゲットとして、ふるさと納税寄附者や本市に住所は無いが就労されている方々、郷土会の方やスポーツ合宿やイベント等を通じ、本市を訪れる方など、本市に興味のある方々に対し本市の応援団になっていただき、交流を深めていきたいと考えている。現在、実態把握の方法等について関係課とも協議を進めており、4月以降、鹿児島県大阪事務所や志布志市東京駐在所とも連携を図りながら、全庁的に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

地域おこし協力隊事業について、本市においても、これまで多くの協力隊員が活動していたが、事業の目的である地域への定住・定着につながっているのかとただしたところ、本市で活動された協力隊員については、任期途中で退任し、地元に戻る隊員もいたが、平成30年度末までに3年の任期を終えた3人及び本年3月に任期を終え退任予定の1人については、市内への定住へつながったところであるとの答弁でありました。

男女共同参画事業について、本市の取り組み状況や研修会等への参加者の男女比率についてただしたところ、男女共同参画の推進に向けては、市民講座やDV防止研修、出前講座等の開催や、市男女共同参画推進懇話会や女性活躍会議の開催、また、鹿児島大学との包括連携のもと、専門家からの様々な意見をもらいながら推進を図っている。研修会への参加者についても男女の割合

が同じぐらいであり、特に若い年齢層では男性の認識も少しずつではあるが変わりつつあると感じているとの答弁でありました。

地域公共交通網形成計画推進事業について、本年度、志布志市地域公共交通網形成計画が策定されたが、今後、当該事業をどのように進めていくのかとただしたところ、策定された計画をマスタープランとし、平成31年度からの3年間を実施期間として進めていくが、平成31年度においては、ワークショップや利用実態調査、ニーズ調査等を行い、志布志市独自のシステムで、路線網やダイヤ編成を作り上げ、なるべく早い段階で実施につなげたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、浄化槽設置整備事業の平成30年度実績見込みと、国、県の補助率が変更になっている背景、本事業の今後の方向性についてただしたところ、平成30年度の実績見込みについては、5人槽154基、7人槽10基、10人槽6基の合計170基になるところである。本事業の補助率については、県負担分に補正率が乗じられるが、国、県、市がそれぞれ3分の1ずつの負担となっていた。平成31年度以降、単独浄化槽やくみ取りから合併浄化槽への改修等は補助対象となるが、新築に伴う浄化槽設置については、県補助金を廃止する旨の通知を昨年12月に受けたため、国の補助金についても2分の1補助となる事業に乗り換えたところである。新築に対する県補助が廃止されたことで、市の負担は約500万円程度増加することが見込まれるが、汚水処理人口を伸ばすことが河川浄化をはじめ、適正な水環境の維持につながることから、財務課とも協議し財源確保に努めていきたいとの答弁でありました。

平成30年度途中から取り組んでいる地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業の進捗状況についてただしたところ、最終処分場に埋め立てる一般ごみに混入している可燃性ごみである紙やプラスチック、衣類等を再分別し、固形燃料として再資源化することや、再資源化した固形燃料を活用するために必要な熱量調査や需要などについての調査を行ってきたところである。平成31年度についても引き続き調査していく予定であり、使用済み紙オムツの再資源化事業と合わせ、最終処分場の延命化やマイナスイメージが強い最終処分場をプラスのイメージに変えていければと考えているとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業振興地域整備計画策定事業について、平成32年度までの債務負担行為が設定されているが、委託業務の内容や計画の完成時期についてただしたところ、前回平成24年度に策定した計画を全体的に見直すものであり、業務委託の内容は、市内農地の全筆調査、調査後のデータ化、GIS（地理情報システム）との連携、県との協議資料の作成、計画書案の作成、農業振興地域管理のシステム化などである。平成32年12月までに計画書の製本を考えているが、農業振興地域確定のため、県等との協議に多くの時間を要し、その間1年程度、農業振興地域除外・編入・変更等の申請を停止することになるため、なるべく停止期間を短くするように

努力するとの答弁でありました。

今後、高速道路が串間方面に延びていくが、高速道路が通る部分の農業振興地域は、今回の計画策定の中で見直されるのか。農業委員会の農地あっせんは、支障のないよう進めるべきではないかとただしたところ、高速道路が通る部分については、建設課から情報をもらいながら、除外できる部分を除外していく。関係機関との協議、市民への周知を十分に行いながら進めていくとの答弁でありました。

独立・就農時の所得を確保するために交付する、農業人材力強化総合支援事業（農業次世代投資事業（経営開始型））については、新規就農がなかなか難しい中、今回、国の方で、対象年齢や農地の所有権などの条件が緩和されたのではないかとただしたところ、まだ国からの正式な通知は届いていないが、対象年齢が45歳未満から50歳未満へ、また、親元で就農する場合、これまでは農地の所有権を移す必要があったが、利用権設定でもよいことになるかと聞いている。正式な通知が届き次第、市民への周知を図り、条件緩和による増額について補正予算も検討していくとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、基幹業務システム更新事業について、本年4月に元号改正が公表され5月から新元号となるが、本市の準備・対策は万全かとただしたところ、今回の元号改正については、事前に改正日が分かっていることから、本年度中に準備・対応できるものについては、既に対応を済ませている。平成31年度となる4月以降、各課とも連携し最終のテスト等を実施しながら、本番の5月へ向け、準備を進めているとの答弁でありました。

告知放送端末管理事業について、本市における行政告知放送端末の設置状況はどのようになっているか。また、災害時の緊急連絡手段として、特に港湾地区の企業等にも設置すべきではないかとただしたところ、行政告知放送端末の設置状況については、本年1月現在において、本市全体で1万3,307件、85.1%の設置率となっている。現在、端末は市民向けに設置しており、事業所からは要望があった場合にのみ、事業所負担による設置を行っている。災害時の緊急連絡手段としては、屋外放送や事業所向けに推進している戸別受信機により対応していく考えであるとの答弁でありました。

統計調査事務について、各種統計調査を実施する際、調査員に対する調査の方法等については、市において説明等行っているのかとただしたところ、大小様々な統計調査を実施しており、平成32年には5年に1度の国勢調査も実施される。依頼した調査員には各調査ごとに説明会を開催し、調査員自身に内容を把握してもらった上で調査を行ってもらうようにしている。また、調査訪問時には、まず調査員の身分証を提示し、身分を明らかにした後に、調査を開始するよう指導している。調査先へも行政告知放送や広報紙、個別に文書を発送するなど、事前に調査員が訪問することの周知も行っていくとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援を行うことを目的に子育て世代包括支援センター事業が展開されているが、就学前の乳幼児に対する育児放棄や虐待、もしくは、その予防のための対応の中身と貧困との関係性についてただしたところ、平成30年4月に、子育て世代包括支援センターを開設している。平成30年度においては、市内19か所の保育園等を対象に延べ38回実施した子育て支援コーディネーターによる保育園巡回事業や、乳幼児健診時に虐待につながる可能性が高いと思われるハイリスク者の情報収集に努めている中で、養育環境や発達度合いに関する情報51件を把握したところである。その情報に基づいた個別対応については、子育て世代包括支援センター職員で月2回カンファレンスを開催し、戸別訪問をはじめとする支援の必要性や在り方、他機関との連携の必要性等を協議し対応を決定している。養育環境に課題を抱えていると思われる事案について、貧困との関係は一概には言えないが、夜間就労や不規則な就労等が要因となり、十分な養育が困難な状況にあると思われるとの答弁でありました。

本市の12歳児のむし歯の平均本数が、全国平均の0.82本、県平均の1.40本を上回る2.22本となっている現状を踏まえ、平成31年度から子育て世代包括支援センター事業での新たな取り組みとして、歯磨き後のフッ化物でのうがいによるむし歯防止対策であるフッ化物洗口導入事業を保育園、認定こども園等を対象に実施するとの説明であったが、具体的な事業内容と対象施設、小学校での導入についてただしたところ、子供のむし歯対策については、食後の歯磨きの徹底などに取り組んできたが、なかなか効果が出ていない状況であるため、学術的にその効果が確立している歯磨き後のうがいにより、歯の再石灰化が進むフッ化物洗口を平成31年度から導入するものである。乳歯が永久歯に生え変わる4歳頃から導入することで効果があることを先進事例で確認しているため、保育園や認定こども園等での導入を想定しているが、導入に際しては、保護者の同意を必要と定めた厚生労働省のガイドラインに沿って取り組むこととしている。市内保育園、認定こども園等19施設のうち、6施設が導入済みであり、平成31年度においては8施設で導入予定となっているが、残りの5施設については、導入が見送られたところである。小中学校での導入については、教育委員会での対応となるが、平成32年度からの市内全小学校での導入に向けた保護者説明会を、平成31年度において実施すると聞いているとの答弁でありました。

衛生費県補助金として計上されている若年末期がん患者療養支援事業が充当される事業内容についてただしたところ、若年末期がん患者療養支援事業については、若年者の末期がん患者の在宅療養に対する公的医療支援制度が無く、医療費負担や急変時の対応に課題があることから、本人及び家族の身体的、経済的負担の軽減と在宅療養に係る環境整備を目的に新規事業として実施するものである。具体的には、主治医から余命半年と診断され、在宅療養を行う40歳未満の末期がん患者に対し、訪問介護、訪問入浴介護等の居宅サービスのほか、福祉用具貸与、購入、医師の意見書発行に係る経費など、在宅療養を行う上で必要となるサービスや、支出に係る負担軽減に資する支援を行うものであり、通院等に対する支援は含まれないとの答弁でありました。

最後に、会計課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳入予算において歳計外現金不明金が計上されているが、不明金が判明した経緯と今後の取り扱いについてただしたところ、平成25年度事業において、市の財務会計システムの更新が実施され、平成26年4月から運用開始となったが、その際、受入先及び払出先の不明な歳計外現金があることが判明した。すぐに会計課から全課へ確認調査を行い原因究明に努めたが、文書保存年限が5年保存ということもあり、解決したのもあったのと同時に、解決に至らなかったものも存在した。その後も調査を継続したが不明金について判明することはなく、現在に至っている。これまで、数度にわたり全課長へ向け文書を配布して再発防止を促し、どうしても会計年度を繰り越さないといけない場合には、監査委員に対し繰越理由書を提出させることとした。今後も、判明した際には、関係課において責任を持って対応していくとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑・答弁を踏まえ、歳計外現金不明金における責任の所在については、担当課ではなく市として責任を持つべきであるとの意見等があり、明確な責任の所在について確認するため、市長への総括質疑を行いました。

総括質疑といたしまして、今回の歳計外現金不明金については、不利益が生じた市民等からの不服申し立て等あった場合、担当課ではなく市として責任を持つべきではないかとただしたところ、今後の再発防止に向け、各課長へは指導したところである。不服申し立て等あった場合には、当事者が不利益をこうむることのないよう、担当課ではなく、市として責任を持って、しっかりと対応していきたい。また、このことについては、口答で済ませるのではなく、責任の所在をはっきりとさせるためにも、文書にて残したいとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第21号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西江園 明君） 起立多数であります。

したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第22号 平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第15、議案第22号、平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第22号、平成31年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳入予算に計上されている社会保障・税番号制度システム整備費補助金769万円について、事業内容をただしたところ、現在、被保険者の識別等については世帯単位となっているが、世帯に属する個人を識別するために2桁を追加し、被保険者の資格管理等の効率化を図るためのシステム改修であり、平成32年度からの運用に向け、平成31年度において実施するものであるとの答弁でありました。

疾病予防費で142万6,000円の備品購入費が計上されているが、どのような備品を購入するのかとただしたところ、保健指導で使用する脂肪量等を計測する体組成計1台と、栄養指導システムの端末パソコン1台、プリンター1台を購入予定であるとの答弁でありました。

平成31年度の特健診受診率の目標が70%と設定されているが、平成30年度の実績と平成31年度における受診率向上に向けた新たな取り組みについてただしたところ、平成30年度については、現段階で48.7%となっているが、今後、医療機関等からの情報提供が想定されるため、現段階の受診率よりは上がるものと見込んでいる。平成31年度についても、受診率70%を目標に取り組んでいきたいと考えている。新たな取り組みとして、外部委託による人工知能AIを活用し、過去5年間の受診履歴や治療履歴、年齢等から分析された行動パターンに基づいた個人に合わせた受診勧奨通知を行う特定健康診査受診率向上事業を実施する予定であるとの答弁でありました。

退職被保険者等国民健康保険税が905万円減額となった要因についてただしたところ、退職被保険者数が、平成30年3月の104人から平成31年3月には25人に減少している状況に加え、平成30年度当初予算が退職被保険者の減少率を少なく見積もったことも前年度に比較し減額となった要因であると考えている。平成31年度の当初予算については、現状を反映した計上となっているとの答弁でありました。

低所得者の保険税軽減分については公費で補填されるが、その見込額についてただしたところ、低所得者に対する保険税軽減分については、一般会計繰入金で計上している保険税軽減分と保険者支援分からなる保険基盤安定繰入金2億2,967万9,000円に含まれている。保険税軽減分につい

ては、県4分の3、市4分の1の負担となっており、保険者支援分については、低所得者数に応じて一定割合を国が2分の1、県及び市が4分の1ずつ負担することとなっている。平成31年度における保険税軽減分に相当する繰入額については、1億4,872万円程度が見込まれるとの答弁でありました。

保険者努力支援制度に基づく収入見込額についてただしたところ、平成30年度については、1,827万3,000円となっている。平成31年度については、1,813万1,000円を見込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第22号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

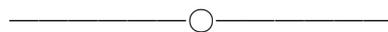
これから採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第23号 平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第16、議案第23号、平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第23号、平成31年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特別徴収、普通徴収それぞれの被保険者数と普通徴収保険料が減額

された要因についてただしたところ、平成31年2月末時点での被保険者数については、6,464名となっており、そのうち、普通徴収被保険者が1,562名、残りの約4,900名が2月の年金からの特別徴収被保険者である。普通徴収被保険者の減少が保険料減額の要因であるとの答弁でありました。

保険料の収入未済額についてただしたところ、平成29年度決算額となるが、現年度分、滞納繰越分を合わせて264万7,582円が収入未済となっているとの答弁でありました。

滞納繰越分の保険料収入については20万円が計上されているが、徴収の在り方についてどのような対策を考えているのかとただしたところ、対象者は少ないが、嘱託徴収員が定期的に臨戸徴収を行い、本人との接触に努めている。土地の売買等により所得が向上したため保険料が上がり未納となっている事案があるが、少しずつでも納めていただくようお願いしているとの答弁でありました。

長寿健診の受診率についてただしたところ、平成29年度の長寿健診については、41.4%の受診率を目標としていたが、対象者2,404人に対し、966人が受診され、受診率は40.2%であったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第24号 平成31年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第17、議案第24号、平成31年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君）　ただいま議題となりました議案第24号、平成31年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域自立生活支援事業（緊急通報システム設置事業）の平成30年度実績についてただしたところ、平成31年1月末現在で、緊急通報件数が111件となっている。内訳については、救急搬送事案が3件、協力員訪問による安否確認事案が2件、相談対応事案が25件、誤報が81件となっている。設置者数については、志布志地区25件、有明地区12件、松山地区18件の、合計55件となっているとの答弁でありました。

介護認定の状況と施設、サービスの利用の状況についてただしたところ、平成30年12月末現在で、要支援1の方が184名、要支援2の方が248名、要介護1の方が378名、要介護2の方が351名、要介護3の方が292名、要介護4の方が329名、要介護5の方が261名、合計2,043名となっている。平成30年10月現在のサービスの利用状況について、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの施設サービス利用者が227名、定期巡回型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護などの地域密着型サービス利用者349名となっている。居宅介護サービスの訪問介護、入浴介護については、重複するが、合計で870名となっている。介護認定を受け、サービスを利用していない方は、約400名程度であるとの答弁でありました。

介護保険に該当する1号被保険者数と介護認定率についてただしたところ、平成30年10月現在で1万774名となっており、介護認定率については約19%となっているとの答弁でありました。

特別養護老人ホームの入所待機者の現状についてただしたところ、平成30年6月1日時点で、163名となっているとの答弁でありました。

在宅医療・介護連携推進事業については、曾於医師会への委託事業となっているが、事業内容についてただしたところ、曾於地区の2市1町で取り組んでいる事業であるが、在宅での生活を維持するため、医師会をはじめとする医療関係者、介護事業者、行政が一同に会し、医療と介護の連携体制を構築していくことを目的とした会議、研修等を実施する地域包括ケアシステムの枠組みの中の一つの事業である。平成30年度においては、ヘルパーをはじめとするそれぞれの専門職が相談できる体制の確立に向けた取り組みを実施したところである。現時点においては、個別の事案に対応するものではなく、地域の課題を踏まえた医療と介護の連携体制の構築に向けた検討をしている状況であるとの答弁でありました。

地域自立生活支援事業（配食支援事業）について、事業の実施状況についてただしたところ、平成30年度の本事業の利用者は80名となっているが、総合事業での配食サービスについても、2

名の方が利用されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第24号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。
本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。
午後1時5分から再開いたします。

—————○—————

午前11時59分 休憩
午後1時03分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第18 議案第25号 平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第18、議案第25号、平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第25号、平成31年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成30年度末地方債残高見込額は15億3,500万円程度となっているが、その償還期間についてただしたところ、下水道施設を建設する際に借り入れた下水道事業債の償還期間は、平成45年となっているが、毎年借り入れている資本費平準化債の償還期間は、毎年延びていくとの答弁でありました。

地区ごとの農業集落排水への加入戸数、管路の延長についてただしたところ、加入戸数については、野井倉地区286戸、通山地区756戸、蓬原地区408戸、松山地区314戸となっている。管路延長については、野井倉地区1万8,810m、通山地区2万7,430m、蓬原地区3万3,350m、松山地区2万80mとなっているとの答弁でありました。

平成30年度に比較し、施設管理業務委託料が増額された要因についてただしたところ、浄化槽管理業務に従事する浄化槽管理士の日額単価の上昇、施設や機器の老朽化等により増加傾向である異常時対応にかかる時間外や土日出勤手当の増額のほか、真空方式を採用している通山地区のポンプ関連の交換部品の単価上昇が主な要因であるとの答弁でありました。

平成30年度における使用料の滞納状況と滞納者への対応についてただしたところ、平成30年度における過年度滞納分の残額は、681万6,290円となっている。滞納者に対し、物理的な対応はしていないが、職員による1週間に5件程度の滞納徴収業務に努めており、67万程度ではあるが、過年度分の使用料を徴収できたところであり、平成31年度についても継続していききたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第25号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

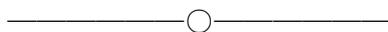
これから採決します。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 議案第26号 平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第19、議案第26号、平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第26号、平成31年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共下水道事業再評価検討業務委託について700万円が予算計上されているが、この業務委託により、長く休止状態にある公共下水道事業の今後の事業展開を見極めるということかとただしたところ、国からも、公共下水道事業はここ10年で終わる方針なので、はっきり結論を出すよう指導があった。市民環境課を通して、ここ10年で公共下水道事業をやり遂げることは難しいと文書で報告していたが、事業認可の時と同じように、やめる時にも事業評価を行って妥当性を判断しなければならず、中止の方向になるとは思われるが、この予算で再度事業評価をしていくものである。その結果を鹿児島県の事業評価監視委員会に諮り、正式に事業の妥当性を判断してもらうものであるとの答弁でありました。

公共下水道事業が正式に中止となった後の流れについてただしたところ、しおかぜ公園の北側に公共下水道の処分場を都市計画決定しているので、都市計画審議会に諮る必要がある。また、本事業に係る起債の一括償還ができた場合には、特別会計自体が無くなるので、特別会計条例の変更も出てくるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第26号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後1時12分 休憩

午後1時13分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 再開いたします。

—————○—————

日程第20 議案第27号 平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第20、議案第27号、平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第27号、平成31年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリの今後の維持管理については、施設の長寿命化を含め、どのような計画を立てて進めていく考えかとただしたところ、宿舎本体の償還は平成31年度で終了し、空調修繕の工事に伴う償還についても平成38年度で終了する計画となっている。今後は、リニューアル等に伴う修繕が予想されることから、修繕計画を策定したいところであるが、計画を策定できる専門業者の洗い出しに苦慮している。関係課への相談、密な連携を図り、計画を策定できる専門業者の選定・委託を行い、ボルベリアダグリの修繕計画を策定するとともに、多くの方にボルベリアダグりに訪れていただけるよう、環境整備を図っていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第27号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第28号 平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第21、議案第28号、平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第28号、平成31年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地4工区及び5工区について、現時点での分譲に関する問い合わせはあるのか。また、分譲に際し、区割り分譲も可能かとただしたところ、分譲に関する問い合わせについては、複数の企業からある。問い合わせのあった企業からは、購入希望面積等を含めた要望も聞き取りを行っていることから、今後、造成工事等臨海工業団地の整備を進める中で、購入希望者のニーズを踏まえ、分譲区画の面積についても十分に協議しながら、分譲を進めていきたいとの答弁でありました。

予算説明資料中、市臨海工業団地整備事業の工事請負費2億6,500万円の内訳についてただしたところ、市臨海工業団地4工区の工事に約1億円、5工区の工事に約1億5,000万円、2工区の流末排水施設工事に約1,500万円で、合わせて2億6,500万円となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第28号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

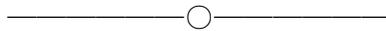
これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第22 議案第29号 平成31年度志布志市水道事業会計予算

○議長（西江園 明君） 日程第22、議案第29号、平成31年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第29号、平成31年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月8日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成31年度より個人給水管の戸別調査を行うため、今年度、漏水調査の機械を購入したとの説明だったが、漏水調査の手法と今後の展開についてただしたところ、平成29年度の漏水量は約78万 m^3 であり、そのうち主なものは個人給水管からの漏水が原因である。この漏水調査の機械は北九州市で導入されており、事業効果があるという情報を入手して1台購入したもので、平成31年度よりメーター検針の際に漏水調査を実施していく予定である。検針員は現在14名で、市全体で約1万4,000戸の漏水調査になると思われる。今後は年次的に漏水調査の機械を購入していくとの答弁でありました。

水道用石綿セメント管の市内の残存状況についてただしたところ、平成30年度に蓬原中野水源地を改修した際に、2kmほど残っていた部分を切り替えた。残りは有明町芝用地区の県道沿いに500mほど残っており、県道改良工事に合わせて歩道内に布設替えする際に撤去していく予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第29号については、

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第23、議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第23 議案第30号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

○議長（西江園 明君） 日程第23、議案第30号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第11号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、ふるさと納税推進事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ267億1,950万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入寄附金の特定寄附金は、ふるさと志基金寄附金を1億円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、企画費を1億円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

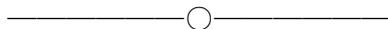
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第24 議員派遣の決定

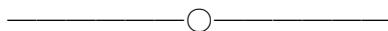
○議長（西江園 明君） 日程第24、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。



日程第25 閉会中の継続審査申し出について

○議長（西江園 明君） 日程第25、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、及び産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長及び産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（西江園 明君） 日程第26、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○

○議長（西江園 明君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成31年第1回志布志市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時29分 閉会